

令和6年 第1回定例会

# 上富良野町議会会議録

開会 令和6年 3月 4日

閉会 令和6年 3月 15日

上 富 良 野 町 議 会

上 富 良 野 町 議 会

# 目 次

## 第 1 号 (3月4日)

○議 事 日 程 .....	1
○出 席 議 員 .....	1
○欠 席 議 員 .....	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1
○議会事務局出席職員 .....	2
○開会宣告・開議宣告 .....	3
○諸 般 の 報 告 .....	3
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	3
○日程第 2 議会運営委員長報告 .....	3
○日程第 3 会期の決定について .....	3
○日程第 4 行政報告 .....	4
○日程第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について .....	5
○日程第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について .....	6
○日程第 7 議案第10号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第14号) .....	7
○日程第 8 議案第11号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第5号) .....	10
○日程第 9 議案第12号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算(第5号) .....	11
○日程第10 議案第13号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第6号) .....	12
○日程第11 議案第14号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) .....	13
○日程第12 議案第15号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) .....	14
○日程第13 議案第16号 令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号) .....	15
○日程第14 議案第17号 令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号) .....	16
○日程第15 議案第18号 上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例 .....	14
○日程第16 議案第19号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 .....	18
○日程第17 議案第20号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 .....	20
○日程第18 議案第22号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例 .....	20
○日程第19 議案第23号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例 .....	21
○日程第20 議案第24号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 .....	28
○日程第21 議案第21号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例 .....	29
○日程第22 議案第25号 上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例 .....	29
○日程第23 議案第26号 上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例 .....	29
○散 会 宣 告 .....	30

# 目 次

## 第 2 号 (3月5日)

○議 事 日 程 .....	3 3
○出 席 議 員 .....	3 3
○欠 席 議 員 .....	3 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	3 3
○議会事務局出席職員 .....	3 3
○開 議 宣 告 .....	3 4
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	3 4
○日程第 2 執行方針 .....	3 4
〔町政執行方針〕 町長 齊藤 繁 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 鈴木 真弓 君	
○日程第 3 議案第 1号 令和6年度上富良野町一般会計予算 .....	3 4
○日程第 4 議案第 27号 上富良野町財政調整基金の一部支消について .....	3 4
○日程第 5 議案第 28号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について .....	3 4
○日程第 6 議案第 29号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について .....	3 4
○日程第 7 議案第 2号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 .....	3 4
○日程第 8 議案第 3号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 .....	3 4
○日程第 9 議案第 4号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算 .....	3 4
○日程第10 議案第 5号 令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 .....	3 4
○日程第11 議案第 6号 令和6年度上富良野町水道事業会計予算 .....	3 4
○日程第12 議案第 7号 令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算 .....	3 4
○日程第13 議案第 8号 令和6年度上富良野町公共下水道事業会計予算 .....	3 4
○日程第14 議案第 9号 令和6年度上富良野町病院事業会計予算 .....	3 4
○予算特別委員会の設置について .....	6 7
○休 会 の 議 決 .....	6 8
○散 会 宣 告 .....	6 8

# 目 次

## 第 3 号 (3月7日)

○議 事 日 程 .....	7 1
○出 席 議 員 .....	7 1
○欠 席 議 員 .....	7 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	7 1
○議会事務局出席職員 .....	7 1
○開 議 宣 告 .....	7 2
○諸 般 の 報 告 .....	7 2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	7 2
○日程第 2 町の一般行政について質問 .....	7 2
3 番 湯 川 千悦子 君 .....	7 2
1 町民の防災対策への対応について	
2 夏のイベントの在り方について	
1 番 佐 藤 大 輔 君 .....	7 6
1 ラベンダーフェスタ及びライトアップイベントについて	
1 0 番 井 村 悦 丈 君 .....	8 3
1 高齢ドライバーの事故防止について	
2 带状疱疹のワクチン接種の補助について	
5 番 金 子 益 三 君 .....	8 7
1 ジオパークを活かした十勝岳観光の取組について	
2 上富良野町役場機構改革の進捗について	
3 旅費規程について	
6 番 林 敬 永 君 .....	9 5
1 上富良野町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について	
2 第3次上富良野町商工業振興計画の策定について	
1 2 番 小 林 啓 太 君 .....	1 0 4
1 観光振興について	
2 定住移住政策について	
3 観光と定住移住に係る事業展開について	
○散 会 宣 告 .....	1 1 3

# 目 次

## 第 4 号 (3月8日)

○議 事 日 程	1 1 5
○出 席 議 員	1 1 5
○欠 席 議 員	1 1 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 1 5
○議会事務局出席職員	1 1 5
○開 議 宣 告	1 1 6
○諸 般 の 報 告	1 1 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	1 1 6
○日程第 2 町の一般行政について質問	1 1 6
4 番 米 澤 義 英 君	1 1 6
1 防災対策について	
2 農業振興について	
3 人口減少対策について	
4 パートナーシップ制度について	
5 町立病院について	
9 番 島 田 政 志 君	1 2 4
1 町営住宅について	
2 旧教員住宅について	
2 番 荒 生 博 一 君	1 2 9
1 上富良野町「ゼロカーボンシティ」宣言について	
2 防災対策について	
7 番 茶 谷 朋 弘 君	1 3 5
1 上富良野町における受動喫煙対策について	
2 町のホームページとSNSの運用について	
○休 会 の 議 決	1 4 2
○散 会 宣 告	1 4 2

# 目 次

## 第 5 号 (3月15日)

○議 事 日 程 .....	1 4 5
○出 席 議 員 .....	1 4 5
○欠 席 議 員 .....	1 4 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名 .....	1 4 5
○議会事務局出席職員 .....	1 4 6
○開 議 宣 告 .....	1 4 7
○諸 般 の 報 告 .....	1 4 7
○日程第 1 会議録署名議員の指名について .....	1 4 7
○日程第 2 予算特別委員会付託 .....	1 4 7
議案第 1 号 令和6年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2 7号 上富良野町財政調整基金の一部支消について	
議案第 2 8号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	
議案第 2 9号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	
議案第 2 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3 号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 5 号 令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 6 号 令和6年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第 7 号 令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算	
議案第 8 号 令和6年度上富良野町公共下水道事業会計予算	
議案第 9 号 令和6年度上富良野町病院事業会計予算	
○日程第 3 議案第30号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例 .....	1 4 8
○日程第 4 議案第31号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第15号) .....	1 5 2
○日程第 5 議案第32号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第7号) .....	1 5 6
○日程第 6 発議案第1号 町長の専決事項の指定について(上富良野町税条例等の一部を改正する条例) .....	1 6 1
○日程第 7 発議案第2号 町長の専決事項の指定について(上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例) .....	1 6 1
○日程第 8 発議案第3号 議員派遣について .....	1 6 2
○日程第 9 閉会中の継続調査申出について .....	1 6 2
○町 長 挨 拶 .....	1 6 2
○議 長 挨 拶 .....	1 6 3
○閉 会 宣 告 .....	1 6 4

## 第 1 回 定 例 会 付 議 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和6年度上富良野町一般会計予算	3月15日	原 案 可 決
2	令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月15日	原 案 可 決
3	令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月15日	原 案 可 決
4	令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月15日	原 案 可 決
5	令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月15日	原 案 可 決
6	令和6年度上富良野町水道事業会計予算	3月15日	原 案 可 決
7	令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算	3月15日	原 案 可 決
8	令和6年度上富良野町公共下水道事業会計予算	3月15日	原 案 可 決
9	令和6年度上富良野町病院事業会計予算	3月15日	原 案 可 決
10	令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）	3月4日	原 案 可 決
11	令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	3月4日	原 案 可 決
12	令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）	3月4日	原 案 可 決
13	令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）	3月4日	原 案 可 決
14	令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	3月4日	原 案 可 決
15	令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）	3月4日	原 案 可 決
16	令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）	3月4日	原 案 可 決
17	令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）	3月4日	原 案 可 決
18	上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	3月4日	原 案 可 決
19	上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3月4日	原 案 可 決
20	上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	3月4日	原 案 可 決
21	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	3月4日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
22	上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例	3月4日	原案可決
23	上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例	3月4日	原案可決
24	上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	3月4日	原案可決
25	上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例	3月4日	原案可決
26	上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	3月4日	原案可決
27	上富良野町財政調整基金の一部支消について	3月5日	原案可決
28	上富良野町公共施設整備基金の一部支消について	3月5日	原案可決
29	十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について	3月5日	原案可決
30	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例	3月15日	原案可決
31	令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）	3月15日	原案可決
32	令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）	3月15日	原案可決
	執行方針	3月5日	
	行政報告	3月4日	
	町の一般行政について質問	3月7日 3月8日	
	報告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告について	3月4日	報告
2	議員派遣結果報告について	3月4日	報告

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	発 議		
1	町長の専決事項の指定について (上富良野町税条例等の一部を改正する条例)	3月15日	原 案 可 決
2	町長の専決事項の指定について (上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	3月15日	原 案 可 決
3	議員派遣について	3月15日	原 案 可 決
	閉会中の継続調査申出について	3月15日	原 案 可 決

令和6年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

令和6年3月4日（月曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 議会運営委員長報告  
第 3 会期の決定について 3月4日～15日 12日間  
第 4 行政報告 町長 齊藤 繁君  
第 5 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告について  
代表監査委員 中田 繁利君  
第 6 報告第 2号 議員派遣結果報告について  
第 7 議案第10号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）  
第 8 議案第11号 令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）  
第 9 議案第12号 令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）  
第10 議案第13号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）  
第11 議案第14号 令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）  
第12 議案第15号 令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）  
第13 議案第16号 令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）  
第14 議案第17号 令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算（第6号）  
第15 議案第18号 上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例  
第16 議案第19号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
第17 議案第20号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
第18 議案第22号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例  
第19 議案第23号 上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例  
第20 議案第24号 上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例  
第21 議案第21号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例  
第22 議案第25号 上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例  
第23 議案第26号 上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

○出席議員（14名）

1番	佐藤 大輔君	2番	荒生 博一君
3番	湯川 千悦子君	4番	米澤 義英君
5番	金子 益三君	6番	林 敬永君
7番	茶谷 朋弘君	8番	中瀬 実君
9番	島田 政志君	10番	井村 悦丈君
11番	北條 隆男君	12番	小林 啓太君
13番	岡本 康裕君	14番	中澤 良隆君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による 説明員の職氏名

町長	齊藤 繁君	副町長	佐藤 雅喜君
教育長	鈴木 真弓君	代表監査委員	中田 繁利君
農業委員会会長	井村 昭次君	会計管理者	及川 光一君
総務課長	北川 徳幸君	総務課 IT・組織機構担当課長	宮下 正美君
企画商工観光課長	狩野 寿志君	町民生活課長	山内 智晴君
保健福祉課長	深山 悟君	保健福祉課 健康づくり担当課長	星野 章君
農業振興課長	安川 伸治君	農業委員会事務局長	林下 里志君
建設水道課長	菊地 敏君	教育振興課長	谷口 裕二君

ラベンダーハイツ所長 鎌田理恵君

町立病院事務長 長岡圭一君

---

○議会事務局出席職員

局長 星野耕司君  
主事 進梨夏君

次長 飯村明史君

午前 9時00分 開会  
(出席議員 14名)

#### ◎開会宣告・開議宣告

○議長(中澤良隆君) 御出席、まことに御苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和6年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### ◎諸般の報告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。

本定例会は、3月1日に告示され、同日、議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

監査委員から監査・例月現金出納検査結果報告、議会運営委員長から議員派遣結果報告がありました。

町長から、本定例会までの主要な事項について行政報告の発言の申出があり、その資料として、行政報告とともに令和5年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

本定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向のとおりであります。

最後に、本定例会の説明員につきましては、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

13番 岡本康裕君

1番 佐藤大輔君

を指名いたします。

#### ◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長(中澤良隆君) 日程第2 議会運営委員長報告を行います。

本定例会の会期、日程等の議事運営に関し、審議

決定した内容について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長(米澤義英君) 第1回定例会の議会運営で決定したことを報告いたします。

令和6年第1回定例会の議事運営等について、審議決定した内容を御報告いたします。

去る2月8日、22日、26日、議会運営委員会を開き、付議事件、会期及び議事日程等の審議並びに本定例会までに受理しました2件の陳情、要望の取扱いについて審議いたしました。

本定例会に提出の案件は、町長から提出の報告案件1件、議案30件、議長からの報告案件1件、議員からの発議案件3件であります。

また、一般質問の日程について審議を行いました。

10人の議員から通告がありましたので、3月定例会の一般質問は、7日の木曜日に6人が質問を行い、8日の金曜日に4人が質問を行うことといたしました。

なお、質問の方法等は、上富良野町議会会議規則及び上富良野町議会運営に関する先例に基づいて行うこととなりますので、活発な議論をお願いいたします。

これらの状況を考慮し、3月定例会の本会議の会期については、提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日から3月15日までの12日間と決定いたしました。

次に、提案議案の審議についてであります。議案第1号令和6年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第27号から議案第29号までの各基金の一部支消については予算特別委員会に付託し、本会議休会中に審査を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会での結果を御報告申し上げましたが、定例会の議事運営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、報告といたします。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、議会運営委員長報告を終わります。

#### ◎日程第3 会期の決定について

○議長(中澤良隆君) 日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月15日までの12日間と決定いたしました。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長(中澤良隆君) 日程第4 行政報告を行います。

本定例会までの主な行政執行の経過について、町長から報告の申出がありますので、発言を許します。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第1回定例町議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、昨年12月定例町議会以降における町政執行の概要について報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてであります。2月14日から15日の2日間、十勝岳火山防災協議会の主催により実施いたしました。訓練実施にあたっては、旭川地方气象台、北海道、陸上自衛隊、北海道警察、旭川開発建設部、富良野広域連合消防本部、上富良野消防署、消防団など多数の関係機関に参加・御協力をいただくとともに、美瑛町に北海道現地合同本部が設置され、Web会議にて、本部会議を実施したところであります。

今回の避難訓練では、町内全域で4か所の避難所を開設し、8住民会自主防災組織による避難所準備確認及び避難訓練を行い、152世帯173人の参加をいただいたところであります。

関係機関による訓練では、災害時避難行動要支援者輸送訓練及び未避難者捜索・確認訓練、また、未避難者救助救出訓練を実施したところであり、各防災関係機関の御協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

次に、自衛隊・基地対策関係についてであります。2月7日から8日に富良野地方自衛隊協力会により、「陸上自衛隊上富良野駐屯地体制の堅持に関する要望」を、2月8日から9日に上富良野町基地対策協議会により、「防衛施設周辺整備対策等に関する要望」を、また、富良野地方自衛隊協力会上富良野支部により、2月27日から28日に、「上富良野駐屯地の体制強化さらなる拡充及び演習場拡張を求める要望」を、防衛省及び関係国会議員に行ってきたところであります。

記念行事関係では、1月20日に第4特科群廃止に伴う謝恩会及び歴代第4特科群長を囲む会を行ったところであります。

また、各部隊行事、協力団体行事につきましても参加させていただいたところであります。

次に、冬の観光イベントの開催状況についてありますが、昨年の大晦日から元旦にかけて第37回となる「北の大文字」が日の出公園において開催され、夜空に花火が打ち上がる中、御来場いただいた多くの町民及び観光客の皆様とともに、新年をお祝いしたところであります。

また、2月4日に日の出公園において「第60回かみふらの雪まつり」を開催し、自衛隊の皆様にご協力いただいた大型滑り台をはじめ、雪と親しむ様々なイベントや町内飲食業の皆様による冬の味覚を存分にお楽しみいただきました。来場者については、町内外のお子様連れを中心に昨年度を大幅に上回る約4,000名となったところであり、雪像制作やイベントの運営はもとより、御支援、御協賛いただいた各機関・団体・事業者の皆様にご感謝を申し上げます。

次に、クリーンセンターの排出ガス測定の結果についてであります。ダイオキシン類において昨年11月に測定を行った結果、A系は0.0067ナノグラム、B系は0.0052ナノグラムであり、今回の結果におきましても、町独自で定めております基準値の5ナノグラムを大きく下回る測定結果となっているところであります。

なお、施設の稼働から24年を迎えることから、設備の経年劣化も見受けられますので、今後についても適正な管理に努め、安全で安定的な運営を行ってまいります。

次に、一般廃棄物処理の共同利用に関する運営についてであります。令和5年9月1日に中富良野町と取り交わした基本合意に沿って協議し、費用の負担、搬入方法など具体的な調整を行い、令和5年12月22日に「一般廃棄物の処理に関する覚書」を締結したところであります。これに基づき、令和6年4月から中富良野町で収集された可燃ごみを上富良野町が処理を行い、上富良野町で収集された不燃ごみは、中富良野町で処理されることとなります。

なお、不燃ごみの排出方法や直接搬入については、これまでの体制に変更はございません。

次に、協働のまちづくりの推進についてであります。2月16日に「まちづくりフォーラム」を保健福祉総合センターで開催し、48名の町民の皆様にご来場いただいたところであります。フォーラムでは、地域おこし協力隊員の活動報告や本町への移住者で、地域おこし協力隊員として活動経験もある井上馨氏をコーディネーターにトークライブを行い、「かみふのいいとこ」について再認識したところで

あり、今後のまちづくりに役立ててまいります。

次に、冬期の健康づくりについてであります。健康づくり推進のまち宣言強化月間事業として、冬期の運動不足解消を目的に社会教育総合センターと保健福祉総合センターにおいて、健康づくり共通利用券を発行したところであります。

利用券については、262人の申込みをいただき、1月6日から2月5日までの1か月間において、延べ713人の方が利用されたところであります。

次に、新型コロナワクチンの接種状況についてであります。12歳から74歳までの方を対象に、1月25日から2月10日まで実施し、1,849人の方が接種を終えたところであります。

ワクチン接種を希望され、体調不良等で2月10までの日程で接種ができなかった方に対しては、3月に接種ができるよう準備を進めているところであります。

特例臨時接種で行われている新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年3月末で終了となります。これまでワクチン接種に御協力いただいた医療機関に対しまして、心より感謝を申し上げます。

4月以降につきましては、65歳以上の高齢者を対象に定期接種となりますので、引き続き医療機関に御協力をいただきながら接種できる体制を整えてまいります。

次に、二十歳の集いについてであります。昨年から人生の節目である二十歳をお祝いする意味を込めて「二十歳の集い」に名称を変更し、1月7日、保健福祉総合センターかみんにおいて、84名の出席のもと開催いたしました。

式では、参加者代表から誓いの言葉が述べられたほか、記念公演として、文化庁の重要無形文化財「能楽」総合認定保持者である狂言方榎本元氏ほかによる大蔵流狂言が披露され、出席者の皆様と共に二十歳の門出を祝福したところであります。

次に、児童生徒のスポーツ活動等における活躍状況についてであります。小学生においては、全日本ジュニアスキー選手権大会クロスカントリー競技小学生女子の部に菅野美鈴さんが出場されます。

高校生においては、第55回記念全国学生書道展個人の部（A企画高校1年）に富良野高校1年生の佐々木俐乃さんが出展され、最高賞を受賞されました。

また、第27回全国高等学校少林寺拳法選抜大会の女子自由組演武の部に富良野高校2年生の関口彩花さん、同じく女子団体演武の部に富良野高校1年生の佐々木俐乃さん、濱野結夏さん、柳川結奈さんが出場されます。

また、第51回全国高等学校選抜卓球大会男子学校対抗の部に、札幌光星高校1年生の濱村奏生さんが出場されます。

また、第47回全日本アンサンブルコンテスト高等学校の部に、旭川明成高校2年生の小酒井梓さんが出場されるほか、全道大会等に多くの児童生徒が出演されているところであり、今後におきましても本町の子どもたちが各方面で活躍していただくことを期待するものであります。

最後に、建設工事の発注状況についてであります。12月定例町議会で報告以降に入札執行した建設工事は、2月22日現在、件数で4件、事業費総額で1億3,255万円、本年度累計では52件、事業費総額19億890万7,000円となっております。

詳細につきましては、手元に、「令和5年度建設工事発注状況」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもって、行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 報告第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、中田繁利君。

○代表監査委員（中田繁利君） 監査・例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページを御覧ください。

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、保健福祉課及びラベンダーハイツ所管の財務事務を監査の対象として、令和5年12月19日、20日、21日の3日間、及び総務課所管の財務事務を監査の対象として、令和6年1月18日、19日の2日間、令和5年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管の財務事務に関して一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類の提出を求め、これらの書類を点検、照合するとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況と内容について聞き取りも行いました。

定期監査の結果を申し上げます。

保健福祉課、ラベンダーハイツ及び総務課所管の

抽出により試査した財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていると認められました。

次に、3ページから14ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行しましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

令和5年度会計の令和5年11月分から令和6年11月分について、検査の概要及び検査の結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、各会計の出納の収支状況は、別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、15ページに添付していますので、参考にしていただきたいと思います。

以上で、監査・例月現金出納検査の結果報告いたします。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第6 報告第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 報告第2号議員派遣結果報告について、報告を求めます。

議会運営委員長、米澤義英君。

○議会運営委員長（米澤義英君） 報告第2号議員派遣結果報告について、朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議員派遣結果報告書。

令和5年第4回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和6年2月22日。

上富良野町議会議長 中澤良隆様。

議会運営委員会委員長 米澤義英。

記。

1、富良野沿線市町村議会議員研修会。

（1）研修の経過。

本町議会は、令和5年12月21日に、富良野市で開催された富良野沿線市町村議会議長会主催の議員研修会に14名が参加しました。

（2）研修の結果。

講師に、登別市議会議長辻弘之氏を招き、「議員

の成り手不足問題への取組」と出した講演を拝聴した。登別市は、2022年度の議会改革度ランキングで全国1位を獲得しており、その先進的な取組の事例とともに、今後、議員となる人材の発掘と育成を目的とした議員養成講座や自治意識を育てる事例について述べられました。

加えて、議会の多様性の確保は、議決機能の強化につながることへの理解を我々に求めておられ、今後の議会活動の参考となった。

2、議会懇談会。

（1）開催の目的。

議会は、上富良野町自治基本条例第10条、第11条及び第12条の規定に基づき、町民の意思を町政に反映させることが責務となっている。そのため町民の方々と直接懇談し、まちづくり、行政課題等について懇談を行った。

（2）開催日。

令和6年1月15日（月曜日）1日間。

（3）会場。

保健福祉総合センターかみん多目的ホール。

（4）対象団体及び参加人数。

富良野農業協同組合3人。

上富良野町農業委員会6人。

富良野土地改良区3人。

（5）出席議員、13人。

（6）懇談内容等。

農業の将来像及び地域課題等について、二つのグループに分かれて、参加者の方々から自由に発言をいただき、多くの意見が寄せられ、議員との懇談が図られた。

（7）まとめ。

議会懇談会の開催について、検討を重ねてきた結果、昨年と同様に特定の団体を対象とし、実施することとした。参加者からは、積極的な発言があり、農業政策等に対して、様々な要望や意見、提言をいただき、今後の議会活動、議員活動の中で反映させることとし、大いに参考となった。身近で、開かれた議会となるよう努めることとする。

3、上富良野町議会における災害発生時の対応要領に基づく訓練活動。

（1）訓練の経過。

令和6年2月15日、令和5年度十勝岳噴火総合防災訓練実施に伴い、上富良野町議会災害対策支援本部として、情報伝達訓練を実施した。

（2）訓練の結果。

ア、情報伝達訓練。

町災害対策本部設置に伴い、議会議員の情報伝達訓練を実施した。

10時00分に、事務局から議会議員の携帯電話

へ、メッセージングアプリによる情報伝達を行い、受信確認の報告をしてもらい訓練を終了した。最終の受信確認の報告は11時50分で、その所要時間は1時間50分を要した。

イ、まとめ。

町議会として、議員個々の携帯電話へのメッセージングアプリによる情報発信が一斉に行われ、情報伝達の迅速化が図られ、かつ、正確に伝達でき、所期の目的を果たすことができた。

今後、さらに「上富良野町議会における災害発生時の対応要領」に基づく災害対応を的確に行うため、いつ発生するか分からない災害に備えていく必要があるとしました。

以上で、報告といたします。

お認めいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

#### ◎日程第7 議案第10号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 議案第10号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました、議案第10号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、国の補正予算に伴う上富良野地区道営農業農村地域防災減災事業、経営体育成基盤整備事業、上富良野西小学校整備事業、上富良野中学校整備事業費の補正と繰越明許費の設定及び変更、これに係る補正予算債の追加をするものでございます。

2点目は、戸籍総合システムの改修について、年度内に完了することが見込めないため、繰越明許費を設定するもので、3点目は、年度当初からの業務を円滑に進めるために、令和5年度での契約が必要なことから、議会広報紙発行業務印刷製本費外5件の債務負担行為の設定と事業費の確定に伴い戸籍総合システム機器更新事業費外4件の債務負担行為の変更をするものでございます。

4点目は、ラベンダーハイツ事業特別会計外7件の事業費確定などによる地方債限度額の変更となっております。

5点目は、1月までのふるさと応援モニター事業に伴う寄附採納の補正及びその寄附金について、そ

れぞれの寄附目的に沿った目的基金に積立てるものでございます。

6点目は、一般寄附採納及び各目的基金の利子について、それぞれの目的基金に積立てるものです。

7点目は、国の補正予算に伴い燃料費負担が大きい施設園芸農家のエネルギー転換に向けた取組を支援することに加え、高温障害による収量減少のリスクへの対応等施設園芸の生産基盤の確立を図るための補正と、事業が年度内に完了する見込みがないことから、繰越明許費の設定をするものでございます。

8点目は、各事業費確定見込みによる執行残の減額補正となっております。

以上申し上げた内容を主な要素とし、財源調整を図った上で、財源余剰と見込まれる部分については、今後の町立病院改築整備事業及び子どもセンター整備事業など、大型事業の将来の起債償還金に対応するために、減債基金に8,000万円を積立てるとともに、今後の不測の事態に対応するため、予備費に3,658万7,000円を追加することで補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案第10号を御覧いただきたいと思います。

議案第10号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）。

令和5年度上富良野町一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,299万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,142万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の追加、変更及び廃止は「第4表 地方債補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額の

み申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款地方譲与税6万2,000円。

11款地方交付税185万3,000円。

14款使用料及び手数料24万円。

15款国庫支出金1,519万7,000円の減。

16款道支出金1,072万9,000円。

17款財産収入178万5,000円。

18款寄附金1億2,565万4,000円。

19款繰入金3,107万1,000円の減。

21款諸収入230万9,000円。

22款町債4,630万円。

23款自動車取得税交付金33万5,000円。

歳入合計で1億4,299万9,000円となります。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2、歳出。

2款総務費5,697万円。

3款民生費6,999万3,000円の減。

4款衛生費1,766万7,000円の減。

5款労働費3万7,000円の減。

6款農林業費4,499万5,000円。

7款商工費17万6,000円。

8款土木費3,523万8,000円の減。

9款教育費4,646万8,000円。

10款公債費8,073万8,000円。

11款給与費ゼロ円。

12款予備費3,658万7,000円。

歳出合計で1億4,299万9,000円となります。

4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正についてですが、(1)の追加として戸籍住民基本台帳費、施設園芸生産基盤緊急支援事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業、経営体育成基盤整備及び上富良野西小学校整備事業については、事業着手及び完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

五つの事業、合計で8,855万円の限度額の設定をするものでございます。

(2)の変更としまして、上富良野中学校整備については、事業費の変更に伴い8万5,000円増額し、限度額を2,885万円に変更するものであります。

第3表、債務負担行為補正についてですが、

(1)の追加として議会広報紙発行業務印刷製本費、上富良野町議会会議録反訳業務、上富良野町広報紙印刷製本費、予約型乗合タクシー運行業務、町

道維持管理業務及びスクールバス運行業務の6事業については、新年度当初からの業務開始のため、本年度内にその契約事務を進める必要があるから、それぞれ債務負担行為の限度額の設定をするものであります。

6事業、合計で2億1,154万9,000円の限度額の設定をするものです。

また、(2)の変更といたしまして、それぞれ事業費の確定に伴い戸籍総合システム機器更新事業、自治体セキュリティ強化更新整備、吹上温泉保養センターヒートポンプ部品更新、子どもセンター複合機更新事業及び子どもセンター電話交換機更新事業の5事業については、記載のとおり、債務負担行為の限度額の変更をするものでございます。

次、5ページを開いていただきたいと思います。

第4表、地方債補正についてですが、(1)の追加といたしまして、先ほど申し上げたとおり、国の補正予算に伴う公立学校施設空調整備事業、上富良野地区道営農村地域防災減災事業及び経営体育成基盤整備事業の3事業については、事業費の補正をお願いすることから、その積載分について地方債の限度額の設定をするものでございます。

3事業、合計で6,770万円の限度額の設定をするものでございます。

(2)の変更といたしまして、経営体育成基盤整備事業、橋梁長寿命化修繕事業、町道簡易舗装事業及び町営住宅整備事業の4事業は、事業費の確定に伴いまして、地方債の限度額の変更をするとともに、ラベンダーハイツ事業特別会計繰り出し、保健福祉総合センター水中運動指導事業、子ども医療費助成事業及びスクールカウンセラー配置事業の4事業については、過疎債のソフト事業分につきまして発行限度額が確定したため、地方債の限度額の変更をするものであります。

(3)の廃止につきましては、合併浄化槽整備事業及び北24号道路舗装補修事業については、当初、財源を過疎債で予定していたところですが、その財源を特別交付税に求めることとしたため、廃止をするものでございます。

以上で、議案第10号令和5年度上富良野町一般会計補正予算(第14号)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米澤義英君。

○4番(米澤義英君) 国庫支出金、補助金、総務費の国庫補助金等についてお伺いいたします。15

ページです。

ここで物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金という形で予算が来ておりますが、この扱い等はどうなっているのか。既に今後こういったお金を活用した計画等々が、町のほうで新年度予算等の中で生かされるのかどうなのか、ちょっと分かりませんので、この点、他の事業に使われているのかどうなのかも併せてお伺いしておきたいと思っております。

次にお伺いしたいのは、49ページの民生費になります。ここで児童福祉経費の中で、22節の保育士の処遇改善特例交付金という形で、恐らく対象人員等が減ったのかという形なのかと思っておりますが、この返還の内容はどのようにしているのかお伺いしたいのと、併せて各いわゆる事業所の処遇改善等というのは、国に準じた形の中で交付されていると思っておりますが、状況がつかめていけばどういう状況になっているのかお伺いしたいと思います。

併せて非常に近年、保育士が不足しているという状況もありますので、予算の最後の全般という形になりますので、各園の保育士の確保の状況等というのはどのようにしているのか、併せて保育士が確保できないという状況の中で、援助を受入れることができないという状況も既に発生しておりますが、こういった部分についてもどのような状況にあるのか、お伺いしておきたいと思っております。

次、63ページの林業振興費の中で、委託料の森林経営管理制度に関わる意向調査という形で、いわゆる私有林等の管理を今後どのようにしていくのかという調査だったかと思っておりますが、既にされて、今後必要な森林の管理をしなければならないという前提の下でなっていると思っておりますが、どのような経営管理制度における意向調査等における所有者の意向というのはどういうものであったのかと、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

次に、75ページの学校管理費のところ、上富良野西小学校のいわゆる空調関係の整備という形の予算が、前からいろいろと環境整備のためにエアコン整備という形で計上されております。それでお伺いしたいのは、この資料では既に8月ぐらいが3月ぐらいまでに整備する、あるいはその後、電気系統の整備するという形になっておりますが、今年度の長期予報を見ましたら、非常に暑い時期が来るという形になっております。

全般に、学校の空調整備というのは、何月頃まで完全に整備が、設置が電気系統も含めて終了するのかお伺いいたします。

併せて特別支援教室については、スポットクーラーという形になっております。近年、非常に自然

災害等が増えるという状況がありまして、万が一、学校等が避難の指定施設にもなっておりますが、やはりそういったときにスポットクーラー等々の対応だけでいいのかどうなのかということも当然考慮した上で、検討されなければならないのかなと思っておりますが、そういうものも含めてスポットクーラーで十分対応できると判断もされたのかなと思っておりますが、分かりませんので、これらの点についてお伺いしておきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員の国庫支出金のうち、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の件についてお答えさせていただきたいと思っております。

この補助金につきましては、実は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金という形で、12月までこの名称で使用してきたところですが、その後、名称が物価高騰云々というような補助金の名称に変わりましたので、その振り替えと併せまして、既存事業における財源調整のために、そこに財源を充当させていただいたこととさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 4番米澤議員の質問にお答えいたします。

保育士処遇改善交付金の関係の処遇改善の状況ということで、これにつきましてははたしか1年半ほど前に保育給付費のほうで、額、たしか動くのは9,000円ぐらいだと思うのですが、その上乗せということで、それが半年分だけ補助金で上乗せして、翌年度からについては保育給付費のほうに加算されて入っているという形で、必要な経費のほうを保育園のほうに支出しているという状況で、御理解のほうをお願いしたいと思います。

あと、保育士の確保状況ということでございます。本年度につきましては、年度途中から入る部分で、若干、二、三名待機児童という実際が出ていたわけなのですけれども、4月1日の園児の予定数、あと保育士の数からいきますと、4月1日時点では、今、待機児童は発生させないという状況で、教育保育費のほうでお伺いしているところでございます。

あと、保育士の確保状況ということでございます。本町も他市町村と同じように、大変厳しいという状況で伺っております。募集しても応募がないというような状況でございます。4月1日につきましては、保育士が足りないから待機児童を発生させるという状況はないところでありますが、やはりゼロ歳児、あと発達関係という部分では、どうしてもプ

ラスアルファの基準以上に確保しなければいけないという状況がありますけれども、その分がなかなか応募がないというような状況で聞いています。

今後、ずっと継続して募集していくわけでございまして、しっかりと保護者の皆様の意向に添えるように、保育所としては受入れ体制を継続していきたいという形で聞いているところでございます。

いずれにいたしましても今現在は、保育士については確保はできているけれども、4月2日以降のこれから追加で入って来る園児等おりますので、そこにどう対応できるかというのは、ちょっと不安要素はあるということで聞いているところで、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 農業振興課長、答弁。

○農業振興課長（安川伸治君） 4番米澤議員の御質問にお答えいたします。

私有林整備推進森林経営管理制度に係る意向調査の意向の内容についてでございますが、令和元年から森林環境譲与税を活用いたしまして、この意向調査を実施しているところであります。

内容としましては、樹齢が経過しているものを整備しまして、その所有者の方に整理の時期、それからどのような方法で整備を行うかということで、森林組合のほうで行うのか、それとも自分で実施するというような内容の調査を行っております。

今年度におきましては、今後、この環境譲与税を使いまして私有林のほうを整備していく、継続していく関係から、森林のカルテというものを作成して、今後も整備のほうを進めていくというふうを考えているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（谷口裕二君） 4番米澤議員の教育関係の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、西小学校関係の空調設備の事業期間の関係でございますが、さきにお示ししました資料等におきましても事業期間としましては、令和6年の8月の期間を予定するというところでございますが、今後、事業等が発注等できた段階におきましては、何とか7月中には稼働できるような方向で、事業調整のほう進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、特別教室等に配置しますスポットクーラー関係でございますが、こちら側の器械も今回改めて、初めて導入するものでございますが、一定程度能力があるというふうにもこちらも考えているところでございますので、そういった器械を使いながら子どもたちの教室の運営等に当たっていきいたいなど

考えているところでございます。

あと災害等の対応につきましては、その時々々の災害の事象におきまして、学校の使用状況も変わってくるかと存じますので、それぞれ普通教室も含めて活用していくことになるかと思っておりますので、そこら辺の全体の中で対応していくことになるかというふうに考えているところでございます。

○議長（中澤良隆君） そのほか御質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第10号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第11号

○議長（中澤良隆君） 日程第8 議案第11号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第11号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要につきましては、1点目が国民健康保険財政調整基金積立利息の積立てを行うために、所要の補正を行うものであります。

なお、年末の基金保有額は、2億8,028万5,000円となります。

将来、北海道に支払う納付金が増額となった場合の負担軽減など、安定的な国民健康保険運営のために保有するものです。

2点目は、産前産後保険料免税に伴う国及び道からの負担金を一般会計から繰入れるものです。

なお、繰入れにより発生しました一般財源につきましては、今後の本会計安定対応に備えるため、予備費に計上することで補正予算を調整したところでございます。

以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

なお、議決項目部分について説明し、予算の事項別明細書については省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第11号を御覧ください。

議案第11号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。

令和5年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4,044万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款財産収入2万6,000円。

5款繰入金2万円。

歳入合計は4万6,000円であります。

2、歳出。

国民健康保険事業費納付金ゼロ円。

6款基金積立金2万6,000円。

9款予備費2万円。

歳出合計は4万6,000円であります。

以上で、議案第11号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第11号令和5年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第9 議案第12号

○議長（中澤良隆君） 日程第9 議案第12号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） ただいま上程いただきました議案第12号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、地域密着型サービス費、特定入居者介護サービス費及び高額医療合算介護サービス費の給付実績見込みに伴い、保険給付費を補正するものであります。

2点目は、通所型サービス事業費、生活管理、指導短期宿泊サービス費、介護予防ケアマネジメント作成費等の給付実績見込みに伴い、地域支援事業費を補正するものであります。

なお、収支の差額につきましては、予備費から3,776万4,000円を減額して、財源組替えを行い、対応するものでございます。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ説明し、予算の事項別明細書につきまして省略させていただきますので、御了承願います。

議案第12号をお願いいたします。

議案第12号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

令和5年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,936万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,751万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。  
3款国庫支出金23万4,000円の減。  
6款財産収入7,000円。  
7款繰入金3,913万8,000円の減。  
歳入合計3,936万5,000円の減。  
2、歳出。  
1款総務費ゼロ円。  
2款保険給付費502万2,000円の減。  
3款地域支援事業費341万4,000円。  
5款基金積立金7,000円。  
7款予備費3,776万4,000円の減。  
歳出合計3,936万5,000円の減でございます。

以上、議案第12号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）の御説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号の採決をいたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第12号令和5年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第10 議案第13号

○議長（中澤良隆君） 日程第10 議案第13号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま上程いただきました議案第13号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、寄附採納について、一般会計より繰入

れを行うとともに、介護用備品の購入を図るよう、所要の補正を行うものであります。

2点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に係る施設整備エアコン及び眠りスキャン購入の事業費の確定に伴い、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額及び一般会計からの繰入金の減額の補正を行うものであります。

また、令和6年度、ラベンダーハイツ給食業務について、新年度当初から業務を開始することから、委託契約事務を令和5年度中に実施する必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては議決項目部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第13号を御覧ください。

1ページをお開きください。

議案第13号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）。

令和5年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,792万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名前と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰入金83万5,000円の減。

8款国庫支出金80万円。

歳入合計3万5,000円の減。

2、歳出。

1款総務費13万5,000円の減。

2款サービス事業費10万円。

歳出合計3万5,000円の減です。

続きまして、第2表、債務負担行為補正です。

（1）追加。

年度当初から業務を行うため、上富良野町ラベン

ダーハイツ給食業務の債務負担行為補正を行うもので、限度額を4,560万円としております。

以上で、議案第13号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 11ページでございます。

備品購入の関係でお伺いをいたします。この備品については、痰を吸う器械だと聞いております。今までラベンダーハイツにおいては、痰を吸う器械については現在あったのか、それがだめになったから購入するののかということと、それからもう1点は、10万円となっております。この10万円というのは、いわゆる痰を吸う器械については、いろいろな機種があると思います。そんな中で10万円の機種を選んだというのは、これが適当だということで選んだと思いますけれども、その辺の理由をお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） 8番中瀬議員の御質問にお答えします。

今回、選定しております喀痰吸引用のサクシヨンの器械ですが、現在、2台ほど持っております。それに加えて、今回、選定しているものは停電時にも対応できるようなものということで、備えようと考えて選定したところでございます。過去の様々な災害等も見受けられますので、一番命に関わる状況になるものですので、そちらのほうをどんな状況であってもすぐに稼働できるようなものを備える必要があるのではないかと判断しまして、今回、追加で準備をしたいと思っております。価格のほうは10万円程度ということで確認をしております。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） そのほか御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第13号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 議案第14号

○議長（中澤良隆君） 日程第11 議案第14号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第14号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨について御説明申し上げます。

まず、歳入におきまして、1点目に、使用料及び手数料収入額の精査に伴う増額補正をするものであります。

2点目に、事業精査によります一般会計繰入金の減額補正するものであります。

3点目に、諸収入の確定によります増額補正するものであります。主な要因といたしまして、消費税還付金によるものです。

4点目に、簡易水道事業費の確定によります起債借入額の減額補正をするものであります。

次に歳出におきまして、衛生費の一般管理費及び事業費の精査によります減額補正をするものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正とするものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明といたします。

なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第14号を御覧ください。

議案第14号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ438万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,680万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款使用料及び手数料5万1,000円。

2款繰入金60万7,000円の減。

4款諸収入17万4,000円。

5款町債400万円の減。

歳入合計438万2,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費438万2,000円の減。

歳出合計438万2,000円の減。

第2表、地方債補正についてですが、前段で申し上げました簡易水道事業費の確定に伴い、簡易水道事業一般分の借入額が400万円の減額となり、4,360万円に限度額を変更するものであります。

以上で、議案第14号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第14号令和5年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第15号

○議長(中澤良隆君) 日程第12 議案第15号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(菊地 敏君) ただいま上程いただきました議案第15号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

歳入におきまして、1点目に、分担金及び負担金の精査によります増額補正をするものであります。

2点目に、下水道使用料収入の精査によります減額補正をするであります。

3点目に、一般会計繰入金及び諸収入の精査によります減額補正をするものであります。

4点目に、諸収入の確定によります増額補正をするものであり、主な要因といたしましては、消費税還付金によるものであります。

5点目に、公共下水道事業費の確定によります起債借入額の減額補正をするものであります。

次に、歳出におきまして、1点目に、下水道事業費の事業費精査に伴う減額補正をするものであります。

主な要因といたしましては、報償費、需用費、負担金補助、公課費などの事業費の精査によるものであります。

2点目に、公債費の借入限度額精査に伴う償還金利子の減額補正をするものであり、歳入歳出それぞれ同額を減額補正するものであります。

それでは以下、議案を朗読し、説明といたします。なお、予算の事項別明細書の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第15号を御覧ください。

令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)。

令和5年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ506万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,199万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款分担金及び負担金7万3,000円。

2款使用料及び手数料480万7,000円の減。

4款繰入金239万円の減。

6款諸収入236万円。

7款町債30万円の減。

歳入合計506万4,000円の減。

2、歳出。

1款下水道事業費366万4,000円の減。

2款公債費140万円の減。

歳出合計506万4,000円の減。

第2表、地方債補正についてですが、前段で申し上げました公共下水道事業費の確定に伴い、公共下水道事業費（一般分）の借入額が30万円の減額となり、1,920万円に限度額を変更するものであります。

以上で、議案第15号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）の説明いたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第15号令和5年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩といたしたいと思います。

再開は、10時40分といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

### ◎日程第13 議案第16号

○議長（中澤良隆君） 日程第13 議案第16号令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第16号令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

補正の概要ですが、1点目は、収益的収入におきまして、事業収益の精査に伴う減額補正をするものであります。

2点目は、収益的支出におきまして、事業費用の精査及び確定に伴う補正をするものであり、減額した補正額につきましては、予備費に充当して調製したところであります。

3点目は、資本的収入におきまして、工事費精査に伴います企業債及び負担金の減額補正をするものであります。

4点目は、資本的支出におきまして、工事費の確定の伴います減額補正をするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

議案第16号を御覧ください。

議案第16号令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）。

第1条、令和5年度上富良野町の水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款項の名称及び補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款水道事業収益70万9,000円の減。

第1項営業収益70万9,000円の減。

支出。

第1款水道事業費用70万9,000円の減。

第1項営業費用4万9,000円。

第4項予備費75万8,000円の減。

（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額5,534万6,000円」を「不足する額5,467万5,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2,449万9,000円」を「当年度分損益勘定留保資金2,382万8,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入373万3,000円の減。

第1項企業債360万円の減。

第2項負担金13万3,000円の減。

支出。

第1款資本的支出440万4,000円の減。

第1項建設改良費440万4,000円の減。

(企業債)。

第4条、予算第5条で定めた企業債の限度額を次のように改める。

企業債についてですが、前段で申しあげました資本的収入の企業債借入額が360万円の減額となり、7,980万円に限度額を変更するものであります。

次ページ以降の水道事業予算実施計画の説明につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

以上で、議案第16号令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第16号令和5年度上富良野町水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第17号

○議長(中澤良隆君) 日程第14 議案第17号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) ただいま上程いただきました議案第17号令和5年度上富良野町病

院事業会計補正予算(第6号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、病院改築整備事業に係る地中熱設備導入工事につきまして、事業費が確定したことにより所要の減額補正と、継続費及び債務負担行為並びに企業債限度額の変更をお願いするものであります。

2点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業につきまして、医療機器等購入事業の事業費が確定したことに伴い、所要の補正をお願いするものでございます。

3点目は、令和6年度町立病院及び介護医療院給食業務につきまして、新年度当初から業務を開始することから、委託契約事務を年度内に行う必要があるため、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第17号を御覧ください。

議案第17号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)。

(総則)。

第1条、令和5年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入3,012万1,000円の減。

第1項出資金190万円の減。

第2項補助金112万1,000円の減。

第3項企業債2,710万円の減。

支出。

第1款資本的支出3,012万1,000円の減。

第2項建設改良費3,012万1,000円の減。

(継続費)。

第3条、予算第5条に定めた継続費の変更は、「第1表 継続費補正」による。

(債務負担行為)。

第4条、予算第6条に定めた債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(企業債)。

第5条、予算第7条に定めた企業債の変更は、「第3表 企業債」による。

次ページをお開きください。

第1表、継続費補正。

(1) 変更。

継続費補正につきましては、先ほど御説明しまし

たとおり、地中熱設備導入工事の事業費変更に伴いまして、総額2,453万円を減額し、補正後の額を令和5年度3億5,548万5,000円、令和6年度7億1,998万5,000円、総額10億7,547万円に変更するものであります。

第2表、債務負担行為補正。

債務負担行為補正につきましては、先ほど御説明しました町立病院及び介護医療院給食業務につきまして、新年度当初より業務を開始することから、委託契約事務を年度内に行う必要があるため、債務負担行為の追加と、町立病院改築整備事業に係る工事管理業務及び地中熱設備導入工事管理業務につきまして、事業費の変更に伴い債務負担行為の限度額を変更するものであります。

第3表、企業債補正。

(1) 変更。

企業債補正の変更につきましては、町立病院改築整備事業の事業費確定に伴い、企業債の限度額を7億5,180万円に変更するものでございます。

次ページ以降につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、議案第17号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番島田政志君。

○9番(島田政志君) 今、物価高騰で工事費が上がっている中で、地中熱工事が安くなったということは、どのような改善されたのかをお願いいたします。

○議長(中澤良隆君) 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 9番島田議員の地中熱関連の工事費につきまして申し上げます。

地中熱工事につきましては、年度当初の予定の金額から入札執行等におきまして、事業費が確定したことによりまして、この金額が減額ということになってございますので、今、言われた物価高騰に対してではなくて、入札の執行に対して、この金額になったということで御理解ください。

○議長(中澤良隆君) 9番島田政志君。

○9番(島田政志君) いろいろと建設費が高騰している中で減額されたというのは、非常に喜ばしいことではあるのですけれども、いかんせんそうすると、当初の数字に疑問があったのかなということなのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長(中澤良隆君) 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

当初の予算11億円につきましては、その当時の積算で概算の見積りをさせていただいているところでございますので、当時の積算では適正に価格が設定されているものと思われまます。

以上です。

○議長(中澤良隆君) そのほか質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第17号令和5年度上富良野町病院事業会計補正予算(第6号)は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第15 議案第18号

○議長(中澤良隆君) 日程第15 議案第18号上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(北川徳幸君) ただいま上程いただきました議案第18号上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本条例改正につきましては、引用法令である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本条例につきましても所要の改正を行うものでございます。

議案第18号を御覧いただきたいと思います。

議案第18号上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町個人番号の利用に関する条例(平成27年上富良野町条例第13号)の一部を次のように改正する。

以下、原因につきましては条を追って、その主な改正点を説明させていただきます。

まず、条例名を上富良野町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例に改正するものでございます。

改正条例第2条につきましては、定義に、個人番号利用事務、個人情報ファイル、特定個人番号利用事務、利用特定個人情報を追加するものであります。

改正条例第3条につきましては、町の責務の適正な取扱いをするものに特定個人情報の提供について追加するものでございます。

改正条例第4条につきましては、個人番号の利用範囲について、番号の利用法等の一部改正により廃止となる別表第2の引用箇所の改正と文言の整理をするものでございます。

施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行日の日から施行するものでございます。

以上で、議案第18号上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） よく分からないので、質問させていただきます。

今回の改定の中で第4条、現行では管理する必要が限度で個人番号を利用することができるという形で、新しくなったところでは、改正案では、この必要な限度が取り除かれているという状況になっております。これによって、どのような所掌事務が町等において、個人番号の利用等が制限されるのか、あるいはさらにここら辺の非常に読んでいても、よく分かりづらいところありますので、この点。

例えば、従来でしたら個人番号等利用する場合は、一定部分は本人等の通知だとか利用の制限があったというふうに思いますが、そういった部分というのは今後どのように変わっていくのか、よく分かりませんのでお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて、会議を

再開いたします。

総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

第4条の個人番号の利用の範囲についてですが、基本的に最終的な結論を申し上げますと、利用の制限等には従来どおりのこととなったが、ただ、文言の整理といたしまして別表2というのが従来ありましたものが、それがなくなったことによって、その部分については定義として、第2条のほうに加えられたものでありまして、基本的には何ら個人情報の利用範囲等々については、分からないものとして理解いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） そのほか御質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第18号上富良野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第19号

○議長（中澤良隆君） 日程第16 議案第19号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第19号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例における会計年度任用職員の期末手当の支給率は、上富良野町職員の給与に関する条例の規定を準用し、その支給率を読み替えるよう規定しており、職員の給与についても人事院の勧告内容を参照していることから、令和6年度の会計年度任用職員の期末手当の支給率について、所要の改正を行

うとともに、地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年4月1日からパートタイムの会計年度任用職員に対しても勤勉手当の支給が可能になったことに伴い、当町においても条例に勤勉手当を新設し、手当の支給を可能とするよう所要の改正を行うものでございます。

議案の第19号を御覧いただきたいと思います。

議案第19号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年上富良野町条例第4号）の一部を次のように改正する。

以下、議案につきましては、条を追って主な改正点を説明させていただきます。

改正条例第2条につきましては、会計年度任用職員の給与に勤勉手当を加えるものでございます。

改正条例第13条については、任期の定めが6か月以上のフルタイム会計年度任用職員の期末手当について規定しており、職員の給与条例を準用し、支給率の読み替えを行っていることから、支給率を一般職員については「100分の125」を「100分の122.5」に、再任用職員については「100分の70」を「100分の68.75」に改めるものでございます。

改正条例第13条の2については、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について規定しており、職員の給与条例を準用し、支給率の読み替えを行っていることから、支給率を「100分の102.5」を「100分の48.75」とし、また、勤勉手当の基礎額について、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給与の月額をそれぞれ基準日、ただし退職し又は死亡した職員にあっては、当該日以前6月以内の在職期間における給与の額に読み替えるものとします。

改正条例第22条の2については、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当等を規定しており、その内容についてはただいま説明したフルタイム会計年度任用職員と同様の規定となっております。

施行期日については、令和6年4月1日から施行するものです。

以上で、議案第19号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） お伺いいたします。

非常に会計年度任用職員というのは、一般職から見ても給与体系が劣るとい形の中で、順次こういう給与等の改定が行われてきているという状況になっております。

そこでお伺いしたいのですが、正確ではありませんが、この条例制定にあたっては遡及して、令和5年度から遡って支給できるのではないかとというような通達も出ていたような気がするのですが、勘違いだったら申し訳ありませんが、そこら辺の解釈等というのはどのようになっていたのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

併せて、会計年度任用職員が初めて、いわゆる新規採用という形になった場合、業種によっても若干違うかというふうに思いますが、一般職という形で採用された場合、基本給というのはどのぐらい、給与というのはどのぐらいになっているのか、一般職との差という形で設定された場合、どのぐらい差があるのか併せてお伺いしておきたい。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員の会計年度任用職員の給与等に関する御質問にお答えしたいと思います。

まず、5年度については人事院勧告等々を受けまして、改正いたしまして遡及適用している実態でございます。

それと併せまして、新規の会計年度任用職員と正職員の一般職との差なのですが、ちょっと詳しい資料は持ってきていないので、ある程度の差異があるということは認識しているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第19号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第17 議案第20号

○議長（中澤良隆君） 日程第17 議案第20号 上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第20号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

当該条例改正につきましては、先ほど、議案第19号で御説明し、御議決いただいたとおり、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能になったことに伴いまして、基準日に育児休業をしている会計年度任用職員においても基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員については、勤勉手当の支給対象とするよう所要の改正をするものでございます。

以下、議案を朗読し、説明に代えさせていただきます。

議案第20号を御覧いただきたいと思います。

議案第20号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の育児休業等に関する条例（平成4年上富良野町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除くを削る。

第8条中、地方公務員法の次に昭和25年法律第161号を加える。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第20号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第20号上富良野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

◎日程第18 議案第22号

○議長（中澤良隆君） 日程第18 議案第22号 上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（深山 悟君） ただいま上程いただきました議案第22号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の提案の要旨につきまして御説明させていただきます。

本条例改正につきましては、このたび新子どもセンターが完成し、令和6年4月から供用を開始するにあたり、設置位置を新しい住所に改めるものでございます。

また、町立病院の改築移転に伴い子どもセンターを取壊したため、令和4年4月から社会教育総合センター内に移転し、事業を取り進めていた期間につきまして、その目的外使用につきましては、社会教育総合センター条例により執り行っていました、社会教育総合センターから移転するにあたり、移転前の条文、行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例に改めるものでございます。

また、子どもの表記につきまして、こども家庭庁から表記のこども、平仮名表記の判断基準が示されまして、こども基本法において、こどもとは心身の発達の過程にあるものと定義され、同法律の基本理念といたしまして、全てのこどもについて、その健全やかな成長を図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することがないよう、平仮名「こども」の表記をしていることを踏まえ、その判断基準によりまして、公職選挙法とか、法令根拠とか、既存の事業名称などの固有名詞など特別な場合を除きまして、平仮名表記のこどもを用いることにより、本施設におきましても漢字表記の「子供」から、平仮名表記の「こども」に改めるものでございます。

以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

議案第22号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例。

上富良野町子どもセンター条例（平成24年上富

良野町条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名中、漢字の「子供」を平仮名の「こども」に改める。

第1条及び第2条中、漢字の「子供」を平仮名の「こども」に改める。

第3条中、これも漢字表記の「子供」を平仮名表記の「こども」に改め、同条の表中、緑町1丁目9番4号を旭町2丁目1番26号に改める。

第4条及び第5条第1項及び第2項中、これも漢字表記の「子供」を平仮名表記の「こども」に改める。

第6条第1項中、これも漢字表記「子供」を平仮名「こども」表記に改め、同項ただし書き中、上富良野町社会教育総合センター条例(昭和62年上富良野町条例第17号)を上富良野町行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例(昭和39年上富良野町条例第29号)に改める。

第7条、第8条第1項及び第9条中、漢字表記の「子供」を平仮名表記の「こども」に改めるということでございます。

附則。

施行期日、1、この条例は令和6年4月1日から施行する。

議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正。

2、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(昭和62年上富良野町条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条、第25条中、漢字表記の「子供」を平仮名表記の「こども」に改めるというものでございます。

上富良野町児童館条例の一部改正。

3、上富良野町児童館条例(平成19年上富良野町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表、東児童館の項中、旭町2丁目1番17号を旭町2丁目1番26号に改める。

以上、議案第22号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議賜りまして、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中澤良隆君) 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤良隆君) 起立多数であります。

よって、議案第22号上富良野町子どもセンター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第19 議案第23号

○議長(中澤良隆君) 日程第19 議案第23号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山 悟君) ただいま上程いただきました議案第23号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の提案の要旨を御説明させていただきます。

条例改正につきましては、令和6年度から令和8年度の3か年を経過期間とする第9期介護保険事業計画の策定に伴いまして、介護保険事業の安定的な運営を推進するため、第1号被保険者の介護保険料の見直しを行うことと併せまして、介護保険法等の改正により所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容の主な内容につきましては、第1点目は、第1号被保険者の介護保険料の見直しでございます。介護保険料の見直しにあたり、まず総人口における高齢者人口の見通しであります。現時点では総人口1万47人のうち高齢者人口が3,388名であり、高齢化率は33.7%で、令和2年度をピークに総人口と前期高齢者人口は減少傾向にありますが、後期高齢者は増加傾向にあり、第9期の計画期間においてはほぼ横ばいで、3,350人前後で推移するものと予測しているところでございます。

次に、要支援・要介護認定者数の見直しでございます。人口推計を元としまして、要介護度別、あと性・年齢別出現率の実績及び今後の伸び率を勘案して推計し、今後3年間で557人から571人と14名の増加を見込んでおりますが、計画期間以降も徐々に増加するものと推計しているところでございます。

次に、保険給付の負担割合でございます。公費50%で、残りの50%を被保険者の保険料とすることが介護保険法で定められているところでござい

す。被保険者の負担分は、第1号被保険者と第2号被保険者の見込数割合に応じて、3年間ごとに負担割合の見直しが行われます。

第9期の第1号被保険者負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%で、第8期と同様の比率の割合となっているところでございます。

また、地域支援事業費の介護予防日常生活支援総合事業の負担割合ですが、先ほど御説明しました保険給付の割合と同様に、介護保険法によりまして公費負担分と被保険者負担分で構成され、その割合は50%ずつでございます。第1号第2号の被保険者の負担割合も同様に、第1号23%、第2号が27%と同様でございます。

また、地域支援事業の包括的支援事業任意事業の負担割合ですが、この分におきましては介護給付サービスを受けます第1号被保険者のみの負担で、そこが23%で、残りの77%を国が38.5%、北海道が19.25%、町が19.25%を負担する仕組みとなっているところでございます。

次に、保険給付費等の見込みでございます。標準給付見込額といたしまして、介護給付費と予防給付費にその他の給付費の特定入所介護サービス等給付額、高額介護サービス等給付額、高額医療合算介護サービス費等の給付額、あと算定対象の審査支払手数料を加えまして、3年間を推計した額と地域支援事業費の見込額として、介護予防日常生活支援総合事業、地域包括センター運営費と社会保障充実分の包括的支援事業、任意事業の3年間を推計した額を歳出として算定しているところでございます。

なお、第1号被保険者の所得段階別保険料につきましては、第8期は国の9段階を町独自で10段階にしておりましたが、第9期におきましては、国におきまして低所得者層の負担軽減措置により、13段階に変更されました。町におきましても、国同様に13段階で設定したところでございます。

また、各段階層の乗率におきましては、掛ける数字なのですが、基準額の第5段階を1として、その上下にそれぞれ国と同様の乗率を掛けて算定したところでございます。

以上、御説明した人口、高齢化率、介護給付費などの見込額と推計額をもって、歳出として標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の3か年の合計額から、第1号被保険者負担分の23%を算出し、さらに調整交付金影響額を差し引いて介護保険料を算出したところでございます。

算出した保険料月額が5,597円でございましたので、第9期、6年から8年の3年間の期間で基金を2,000万円支消することで、保険料の軽減と介護保険会計の健全運営が図ることができると推

察いたしまして、介護保険料の案といたしまして、標準の第5段階の月額を5,400円と決定し、今回の条例改正の上程に至ったところでございます。

次に、介護保険料の金額の第8との比較でございます。先ほど申し上げましたとおり、高齢化に伴い1号被保険者の75歳以上の後期高齢者が増加している傾向でございます。その影響で認定率も、認定者数も増加し、介護給付費等の伸びが見込まれること、また、今回の介護報酬改定により平均1.59%の増により、これまでの基準額の年額6万2,400円を6万4,800円に、年間で2,400円、月額では5,200円から5,400円に200円、約3.8%の引上げをお願いするものでございます。

参考までに3年前の改定は、年額で3,600円アップ、月額で300円アップの約1.6%の増額改定となったところでございます。

また、基金を支消しなかった場合の介護保険料については、年額で6万7,164円の年間で4,760円アップ、月額で5,597円となりますので、397円のアップ、約7.6%の増額と推計したところでございますが、先ほど申し上げましたとおり、介護保険料の設定にあたりましては、エネルギー、食品価格等の物価高騰により高齢者の生活実態も厳しい状態にありますことから、介護保険事業基金を最大限に活用することにより、保険料の上げ幅を圧縮するよう努めたところでございます。

また、所得階層区分につきましては、第6期計画から実施してきました10段階について、今回の改正では、国に準拠した形で13段階に改めるものでございます。

段階ごとの保険料額は、第1段階で基準額に対する乗率割合は0.455となっておりますが、低所得者層への軽減策が令和6年度よりさらに拡大されることに伴い、0.17軽減により0.285の割合として、年額で1万8,400円となるところでございます。

第2段階においては、0.685の割合から、さらに0.2軽減により0.485の割合で、年額が3万1,400円。第3段階は、0.69の割合から0.005の軽減により0.685の割合で、年額4万4,300円となるところでございます。第4段階以降につきましては、これまでの0.85の割合が0.9と0.05アップの割合で、年額が5万8,300円。第5段階は、基準額で年額が6万4,800円。第6段階は、1.2の割合に変更はございませんでしたので、年額が7万7,700円。第7段階は、1.4の割合が1.3に変更で、年額が8万4,200円。第8段階は、1.6の割合が1.5に

変更で、年額で9万7,200円。第9段階は、1.7の割合で変更はなく、年額で11万100円。第10段階は、1.8の割合が1.9に変更で、年額で12万3,100円。

ここから新たに加わりました段階でございます。

第11段階は、2.1の割合で、年額13万6,000円。第12段階が12.3の割合で、年額14万9,000円。第13段階が2.4の割合で、年額15万5,500円に定めるものでございます。

なお、低所得者の介護保険料の軽減評価は、第8期同様に、引き続き令和8年度まで延長されるものでございます。

また、保険料の減免又は免除を受ける場合の申請書提出期限につきまして、普通徴収の方法により保険料徴収されている方の納期限については、「納期限前7日まで」を「納期限まで」に改正する。

また、特別徴収の方法により保険料を徴収されている方につきましては、「支払いに係る月の前々月の15日まで」を「支払いを受ける日まで」に改正するものでございます。

施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、改正趣旨の概要を述べさせていただきます。

議案第23号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中澤良隆君）** これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三。

**○5番（金子益三君）** 今、保健福祉課長から、るる御説明をいただきました。お伺いしたいところがございます。

この間、後期高齢者と前期高齢者の数が逆転してから久しくなりました。これからの9期の計画の中においても後期高齢者については、若干、増えていくということでありました。そして9期においては、町独自で10段階だったものが、国もそれを上回るということで13段階の階層に分けていた。これについては、特に低所得者の方についてはメリットが大きく出る。また、高所得者についてはそれなりの応分の負担があるということで、大変理解をさせていただくところでございます。

さっきの令和5年の補正予算でもありましたとおり、コロナ等の影響によることよっての部分であったのかなと思うのですが、この間、歳出において抑制が図られたこと等が原因によることで、今

回、基金の繰戻しというか、ある程度あったというふうに見られております。これまでも8期においても相当数の、相当量の基金が積上げられているというふうに理解しているところでございます。

そこでお伺いしたいのが、現在、非常に物価高騰であったり、それから高齢者の方の年金等々の支給、苦しい状況があるというふうに思います。今回、お話を伺いますと、基金の中から2,000万円増等を入れることにより、基準となるところが5,200円から5,400円、月額、6万2,400円から6万4,800円に改めるということでございます。

私、お伺いしたいのは、もう少し基金を導入することによって、せめて9期、非常に町民の、国民の生活といいましょうか、町民の生活も含めて地方は特に厳しい状況にある中、特に高齢者の方は、今、様々な物価が上がっている。所得が上がるようなサラリーマンであったり、都会の大企業の職員とは違って、公的年金というものは決まった収入でございます。その中から引かれる介護保険料については、やはりこういうときこそ基金を活用して現状の月額5,200円、据え置きにできなかったのかなということをお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

**○議長（中澤良隆君）** 保健福祉課長、答弁。

**○保健福祉課長（深山 悟君）** 5番金子議員の基金の支消についての御質問にお答えいたします。

今回、介護保険料を決定するにあたり、基金が今現在、5,200万円ほどあるというような予定になってございます。この基金を保険者にどう返すのかというような形で、策定委員会、町と理事者含めて協議したという結果でございます。

この間、この3年間第8期につきましては、一応計画では3年間で7,500万円の基金を支消して、そして運営できるのではないかなというような計算でございましたけれども、コロナの影響により施設が受入れができない状態、あとコロナ控えて介護給付サービスがいかない状態というのがございまして、この3年間、非常に読みづらい数値で推移していたところでございます。

ただ、本年度におきましては、コロナが5類に移行したという部分、それと実際に5類に移行した部分で、施設のほうも被保険者のほうも今までどおり、給付受けた方が受けられる状態になっているということで伸びているという形でございます。

そういったような状況を踏まえて、基金をどこまで入れるかという話でございます。人口減少が一番大きいということの一つ、町として判断いたしました。第1号被保険者につきましては、そんなに転出

入が大きくないという部分で、ある程度の一定数値、この人たちが在宅また施設、そこで給付サービスを受けるという部分がございます。ほかは大体一定数字で推計できるなかと。第2号被保険者がこのコロナの影響により、40歳以上から64歳未満以下の方、この人たちがどんどん人口減少していくという部分では、その収入が少なくなるおそれもあるというようなのが一つございました。

あともう一つは、本町の介護保険、老人保健施設のほうでは、ほぼ満床状態であり、施設型の給付サービスを受けられる、受けた方がほかの町の施設に行くというようなのが、これがちょっと水物で、推計ができないところがございます。介護度とか施設とかタイミングとかいろいろございまして、これが町のほうであれば、給付の推計ができるのですけれども、例えば、富良野・旭川・札幌等へ行くと、その施設ごとでサービスが変わるという部分がございます。

そういったものがあって、この3年間でそういった変化要素をある程度推計して、そして皆様からいただく保険料の中で、基金も切り崩しながら運営していく3年間になるのではないかと協議した結果が、2,000万円を基金に入れて、保険料を軽減する。あと、3,000万円近くにつきましては今後3年間、保険者からもういただくことができませんので、会計を健全運営にするために必要な額ということで、今時点で推計して支消額を決定したというような考え方でございます。

ただ、この3年間、コロナ明けでございまして、非常に高齢者の方々も外出とか運動とかなかなかできなかったという部分では、所管課のほうでは介護予防事業等々もいろいろやって、また、コロナ前の状態に戻そうとはしているのですけれども、コロナの3年間というのは非常に痛手でございまして、昨今では認定者数、認定者数のほうも非常にこの1年多くなっているという状況も踏まえて、介護給付サービスも伸びていくのかなという部分。それと、第2号被保険者の人口減少による移動、あと、施設サービスにおける町外への流出による支出の増、そういったものをいろいろ加味した中で設定させていただいたということで、考え方を述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 福祉側のほうから添付されている参考資料の中に、占冠は従来5,000円だったのが、5,000円から5,100円になるだ

ろうということで、かなり努力されているかと思うのですけれども、分かる限りでいいのですけれども、どういう努力をされると占冠のような数字が出てくるのか、教えていただければ。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

厚生文教で、事前に説明させていただいた資料、総務・産建のほうにも提供させていただいたという話で聞いていまして、その資料の質疑だと思います。

占冠村につきましては、第8期が5,000円ということで、各沿線自治体は、本町と同じように介護保険条例の改正を今、上程している最中がございますので、私が持ち得た数字と、もしかしら議決等で差異が出る可能性があることも御承知願いたいと思います。

一応、占冠村のほうは、8期5,000円のところが9期では5,000円から5,100円の間でちょっと検討しているのだということで、2月の中旬時点で私たちのほうで事務的に情報をいただいているというところがございます。抑えた原因というのは、基本的には特別会計につきましては自賄い、半分が公費で半分が被保険者の保険料で賄うということでございます。

基金を投入するという話は私は耳にしていないので、もしかしら制度ではないのですけれども、一般財源かで何かの手当てをしているのかなというような推測でございます。田舎に行くほど第2号被保険者の人数が少ないものですから、被保険者の保険者が50%を確保するというのも、なかなか厳しいという状態は田舎に行けば行くほど、そういう状態では聞いているところがございます。

占冠村におかれましては、そういった村民への保険料を検討するにあたり、基金もしくは一般財源を投入して抑えたのではないかなというような推定でございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 今の答弁からすると、一般財源からも補填ができるということでよろしいのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 9番島田議員の御質問にお答えします。

介護保険特別会計につきましては、一般財源からの援助というものは考えていないところであります。あくまでも先ほど条例提案の説明でも申し上げました公費50%、被保険者の保険料50%で賄う

という部分で、そこに一般会計からの一般財源を投入してその会計を運営していくという考えは、今ところないところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） そのほか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 他の議員の皆さん方からも質疑がありました。

やはり現状としては、町もいろいろな形で努力されてきたという話がされております。当然、行政ですから保険料等が高ければ、そこに住む人たちの健康だとか負担感を減らすための対策というのは、当然必要なのだと思います。

この間、質疑の中でありましたけれども、一般財源からの繰入れは、国から指導もあって一切行わないということで、一貫してずっと支消してきました。しかし、今、物価高騰や年金が上がらないという状況、また、後期医療費や他の税の負担が増えるという状況の中で、やはり最低でも一般会計からの繰入れを行い、さらに必要であれば基金からの繰入れを行いながら、最低でも据え置きができるのではないかというふうには私と考えておりますが、もう一度確認いたしますが、100円下げるのに約1,000万円が必要で、単純な話ですが、2,000万円あれば200円引下げで、従前の5,200円に設定できるわけであります。

そういうことをなぜしないのかということですが、この点、一般会計からの繰入れが必要であれば、基金からの繰入れをさらに先行しながら、被保険者の負担軽減を図るべきだというふうに思いますが、確認いたします。

さらにお伺いしたいのは、従前、町独自でも今、国の指導の下で13段階にしたということでもあります。国も結局、国民の世論に押されながら、この3段階を負担軽減しようという形の軽減策はしておりますが、私は、町独自でもこの13段階をさらに細分化すれば、新たな負担軽減が町独自でもできるというふうに思いますが、なぜさらに細分化しないのか、この点についてもお伺いしておきたいというふうに思います。

これは実務者レベルだけでは当然できない話で、行政のトップである町長がきっちりと行政に関わる職員を、こういう形だから一般会計からの繰入れや細分化を行うべきだというふうに行わなければならないというふうに思っておりますが、この点について、改めて町長と今までの質問等に対する見解等どのようにお考えなのか、お伺いしておきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず初めに保険料の話、5,200円から5,400円に200円上がったということで、議員おっしゃるとおり、基金が2,000万円は入れましたが、まだ3,000万円ほど基金に留保して、3年間の財政をしっかりとするために3,000万円留保しておりますが、それも投入すれば確かに据え置きはできますが、そうすると、一度決めた介護保険料は変えられませんので、そのために3,000万円を財政安定のために留保して、基金に置いておくという判断をいたしました。その代わりといいますか、そのため200円のアップということとなっております。

一方で、一般会計からの繰入れということ、話も御指摘もありましたが、保険ですのでルールは半々ということで、被保険者のほうの負担が半分で国費、それと地方も含めて半々という折半のルールの中で一般会計を投入するつもりはないという、先ほども課長の説明のとおり、私としてもその考えはないとお伝えしたいと思います。

さらに、13段階のことについてですが、町といたしましても国が13段階に移行する前から、既に町独自の階段を設けて、低所得者の方を支えてきたわけですが、それに先行にしてやっていたものが今の制度で、国の制度13段階になりましたので、後から追いついてきたのかなという考えで、今までの従来の我々のやっていた階段細かくつくる、つくり方が網羅されておりますので、これは今までどおり、従前どおりによいだろうという判断であります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 全く答えていないのですね。国の基準があるので、それに従うというだけの話なのです。

私たちは従前から国の、これは行政でも大変負担が重くなってきているということで、国の負担率を増やすべきだというようなそういう指摘もずっとしてきました。それが一向にかなわないということであれば、どこがそれをしなければならぬのかということになれば、行政がいろいろな形の中で被保険者の負担を軽減することが前提だというふうに思うのです。

今、基金の取崩しやその他の財源等の調整を行えば十分、令和6年度から介護施設サービスが多少上がったとしても、不覚的要素があったとしても十分それを補うことができる財源もあるわけですから、そういう形の中で一般会計からの繰入れを行うなど

しながら、この被保険者の負担軽減を行う、それだけの主力財源もあるわけですから、そういった基金等の財調の取り崩しも含めて行って、軽減策を私は実施すべきだというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、介護保険は保険事業ですので、受益者が100%でありませんが、国のルールどおりに半々・折半ということでやっていくのが原則だと思っております。

そこに保険事業、補助事業ではございませんので、保険事業ですので、そこに一般会計を投入するとなると、関係者以外の原資が税金ですので、そこに介護保険なり保険事業に投入するのはちょっと問題があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 何ら問題することに、問題ではないのですね、国に遠慮して何ができるのだということを言いたいのです。

やはり行政ですから、一定程度この方針に基づいて云々かんぬんあるというふうに思いますが、しかし、私はこの財調の基金の取り崩しだけでも、こういった独自の介護保険の基金の取り崩しとかさらに行えば、十分対応はできるのだと思います。

町長お分かりのように、今、年金の暮らしている方、月額5万とか8万とかいろいろな方はおります。この物価高の中で、本当に節約しながら生活されているということ、お分かりだというふうに思うのです。そのことを考えたときに、私は、こういった被保険者の負担軽減を措置して、そういった暮らしを守ることが自治の役割だというふうに思っております。

決して裕福な財政ではありませんけれども、しかし、財調などを取り崩せば、十分可能だというふうに思いますし、そういう痛みを町長しっかりと受け止めて、最低でも介護保険料の据え置きを私はすべきだというふうに思います。

再度、答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

200円の値上げということで、特に年金で暮らしている方も物価高騰の中で大変だということは承知しております。ただ、繰り返しになりますが、保険事業ですので、一般会計から投入する考えはないというふうにお伝えいたしました。特に、保険事業

ですので、介護保険ですので、何が町民の方の軽減を提言するために何が必要かというのは予防事業、町が取り組んでいるのは財政的に助けるのも、議員言われるのも分かりますけれども、それはしないのですけれども、それ以外にするのは介護予防です。これには介護予防がしっかりしていれば、将来の介護保険料も上がりませんので、そういうことをしっかりと介護保険、介護予防事業を通じて保険料の抑制に努めていくのが、第一のかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、同僚議員がそれぞれ御質問されて、基金の取扱い、いわゆる介護保険事業については保険ということで、給付と負担割合の関係をる説明されているかと思うのですけれども、令和5年度基金、最初年度当初に入れるのが3,800万円入っております。基金現在高が5,200万円程度でしたのですが、今回、基金を3年間で2,000万円入れるというお話ですけれども、基金自体を3,000万円残すという理由というのは、どういう理由で3,000万円という形になったのか教えていただきたいのと、あと、それぞれ事業者が努力しているというのも痛感しておりますけれども、8期・7期・6期とそれぞれ保険料を納めた第1被保険者、第2号被保険者ですか、それぞれが納めたものを積立していくという介護保険事業自体の時々の基金の考え方というのが、あれば教えていただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 6番林議員の御質問にお答えいたします。

基金の3,000万円の留保する理由と、あとその時々の基金の支消の考え方ということでよろしかったでしょうか。

3,000万円につきましては、おおむね給付額のたしか5%を想定しているということで、各課から聞いた情報でいるところでございます。

あと、そのときそのときの基金の考え方ということでございますけれども、今回の介護保険計画第9期をつくるにあたって、厚生労働省のほうで人口とか介護認定とか給付とか、そういったものを入れる見える化システムというものがございまして、そこでの推計で実際の収入の推計と支出の推計をして、そのの鞘という部分で、そのときそのときで介護保険、基金があれば基金をどれだけこの3年間で入れられれば、収支がプラス・マイナス・ゼロに近くなるかというような読みで扱っているということで、聞いているところでございます。

一応、そういったことで、この3か年の支出の部分と収入の分、その差を埋める部分で基金をこの3年間で幾らという部分は、基金の額と今後の見込みを見ながら支消しているということで、組んでいるということで聞いているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 基金の取扱い、担当課長、見える化システムの試算というお話なのですが、それぞれ介護保険事業計画を定める期別で保険料というのは、使い切ることということにはならないのでしょうか。そういう考え方というのは、成り立たないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 3年1期で被保険者でいただいた保険料で全て使い切るという分、基本的にはそういったことで運営できるのが、一番望ましいということでは考えているところでございます。ただ、最終的にどうだったのかという話に戻ってしまいますけれども、そのときの保険料設定という部分、それと収入と支出のプラスマイナスということで、結果的に基金が残ってしまったという形になりますので、この基金をどう保険者のほうに返すのかという3年間で、今回の第9期については努めていきたいということで考えたところでございます。

あくまでも基金5,200万円ありますので、2,000万円はまず保険料の軽減を図る、あと3,000万円については、これからの収入の減少。あと支出伸びということも見据えまして、推計しまして、これだけあれば保険者の皆さんに迷惑かけずに、第9期が乗り切れるのではないかというような今時点での推計での基金の支消になったという経緯でございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、担当課長の説明いただきました。私も理解するところでございます。予算をつくるわけですから、決算書をつくるわけではないので、見込みというのは当然出てくるのは分かると思いますが、ぜひこの経済情勢大変な時でございます。65歳以上、第1号被保険者ですがさらに定期的な収入があるわけでもございませんので、この第9期においては、担当課長、今発言されたものを念頭において取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、私の質問終わります。

○議長（中澤良隆君） そのほか御質問ありますか。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） これまでも同僚議員質問においては、例えば1,000万円で100円軽減することができるということを考え方として述べていましたけれども、例えば5,200円に据え置くくとすると、今回の第9期の算定をされている中で、基金の支消額幾らもってすれば据え置くことが可能だったかというような算定経過がありましたら、お尋ねいたします。

あとまたそれと同時に、今回、背景といたしまして、もし仮に4,000万円基金支消して、1,000万円を3年間の事業運営で残した場合、それでは心もとないということが4,000万円取り崩せなかった原因なのかなということで推察しますがけれども、例えば今、課長が説明された第2号被保険者の減少の見込みであるとか、また、施設サービス及び給付サービスの伸びが顕著に見られるということで、それを懸念した場合3,000万円どうしても必要だったのかどうか、再度確認します。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（深山 悟君） 2番荒生議員の御質問にお答えします。

まず、今、5,200万円の月額保険料、第5段階の分を据え置いた場合に、基金を幾ら支消すれば可能なのかという問いで、一応、シミュレーションでは今回計算するにあたりまして、4,000万円から5,000万円の間ぐらいですね。4,000万円だと保険料が5,247円、5,000万円だと5,160円ということで、赤になってしまいますので、4,000万円でぎりぎりなのかなというところでございます。

1,000万円という部分でございまして、それがちょっと、今までそれだけ少ない基金というのは、長年経験してこなかったことでございますので、今までの基金の支消額とかそういったものを加味して、3,000万円にしたという経緯でございます。

あと、実際に4,000万円投入して5,200円で据え置いた場合、赤字になったらどうなるのだというシミュレーションも、私たち、本町第8期までにおきまして経験ございませんけれども、あるとすれば一般会計からもし借り入れれば、単年度会計でございますので、その年度に返さなければいけない、こんなのは物理的に無理だと思います。長年の部分であれば返せますけれども、単年度会計で一時借入れして、その年度で返すというのは物理的に無理ということで、一般会計からの一時借入れは基本的に無理だということでございます。

あとは制度でございますので、簡単に言うと、市中銀行から資金を借りるという部分、それで赤字を乗

り切るといふ形でございます。これがどう影響するののかというのが、3年間においては借入れ起こして、プラスマイナスで何とか乗り切ったとしても例えば第10期ですか、第10期になると赤字からスタートになるということであれば、計算をしていくと、保険料に上乘せをするというような形の組み立てになるところでございます。

ですから、第9期を基金をほとんど投入していったら、もし赤字になった場合は、第10期の被保険者様のほうにその分上乘せしてお支払いいただくというのが、先ほど申しました公費と保険者の50%・50%、内訳では1号が23の2号が27かな、そういったところでルールというものがありますので、そこに縛られて借金も負わせてしまうということになりますので、できる限り健全運営していきたい。先ほど、町長が申し上げた介護予防というものもやっていく中で、理想としましてはもし支出は伸びても、この3,000万円の蓄えで、この3年間の被保険者様のほうには迷惑をかけずに運営していきたいというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第23号上富良野町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食休憩といたしたいと思っております。

再開は、13時30分といたします。

---

午後 0時09分 休憩

午後 1時30分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎日程第20 議案第24号

○議長（中澤良隆君） 日程第20 議案第24号

上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） ただいま上程いただきました議案第24号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

令和4年度から開始した中学生までの助成を検証し、現行の15歳までの助成から拡大を行うもので、対象年齢につきましては、満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子どもを対象するように規定し、婚姻している者と親の扶養親族に該当しない場合は、除外する要件として所要の改正を行うものであります。

施行期日は4月1日として、併せて重度身障者及び独り親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正し、同条件での助成について全額助成するように改正いたします。

以下、議案を朗読し、御説明を申し上げます。

議案第24号を御覧ください。

上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町子ども医療費助成に関する条例（平成6年上富良野町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、「満15歳」を「18歳」に改め、同条第6条を削り、同条第7号中、この条例においてを削り、同号を同条6号とし、同条8号を同条7号とする。

第3条に、次の3号を加える。

第4号、婚姻している子ども及び事実上婚姻関係と同様の事情がある子ども。第5号、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条に規定する扶養親族に該当しない又は該当しないと認められる子ども。第6号、他の市区町村において医療費助成の助成対象となっている子ども。

第5条、第2項を削る。

附則。

施行期日。1、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上富良野町重度身障者及び独り親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正。

2、上富良野町重度身障者及び独り親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を次のとおり改正する。

第4条第1項中、「満15歳」を「満18歳」に改め、基本料金並びにを削る。

経過措置。

3、この条例は、施行日以降に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

以上で、議案第24号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第24号上富良野町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第21 議案第21号

○議長（中澤良隆君） 日程第21 議案第21号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま上程いただきました議案第21号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町が、認定等事務を行う低炭素建築物新築等計画、建築物エネルギー消費性能適合性判定、建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物エネルギー消費性能基準適合において、関係法令の題名が改正されたことから、関連する条項の改正を行うものです。

それでは、以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第21号を御覧ください。

議案第21号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例（平成12年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律を建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第21号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第21号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第22 議案第25号から

#### 日程第23 議案第26号まで

○議長（中澤良隆君） 日程第22 議案第25号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例、日程第23 議案第26号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

関連がありますので一括して、提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） ただいま一括上程いただきました議案第25号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第26号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の公

布により、令和6年4月1日から生活衛生等関係行政の機能強化を目的に水道事業の所管について、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法の一部が改正されることに伴い、所管の移管に対応する上富良野町水道事業給水条例の一部及び上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、以下、議案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第25号を御覧ください。

議案第25号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

上富良野町水道事業給水条例（平成10年上富良野町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項、第28条第2項ただし書き及び第31条第1号中、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

続きまして、案第26号を御覧ください。

議案第26号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成25年上富良野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附則。

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以上で、議案第25号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例、議案第26号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただきまして、議決いただけますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第25号上富良野町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第26号上富良野町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

#### ◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。明日3月5日は、本定例会の2日目で、開会は午前9時です。定刻までに御参集願います。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 御苦労さまでした。

午後 1時44分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月4日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 岡 本 康 裕

署名議員 佐 藤 大 輔

令和6年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

令和6年3月5日（火曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 執行方針  
〔町政執行方針〕 町長 齊藤 繁 君  
〔教育行政執行方針〕 教育長 鈴木 真弓 君  
第 3 議案第 1 号 令和6年度上富良野町一般会計予算  
第 4 議案第 2 7 号 上富良野町財政調整基金の一部支消について  
第 5 議案第 2 8 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について  
第 6 議案第 2 9 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について  
第 7 議案第 2 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
第 8 議案第 3 号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算  
第 9 議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算  
第 10 議案第 5 号 令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算  
第 11 議案第 6 号 令和6年度上富良野町水道事業会計予算  
第 12 議案第 7 号 令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算  
第 13 議案第 8 号 令和6年度上富良野町公共下水道事業会計予算  
第 14 議案第 9 号 令和6年度上富良野町病院事業会計予算

○出席議員（14名）

- |      |          |      |         |
|------|----------|------|---------|
| 1 番  | 佐藤 大輔 君  | 2 番  | 荒生 博一 君 |
| 3 番  | 湯川 千悦子 君 | 4 番  | 米澤 義英 君 |
| 5 番  | 金子 益三 君  | 6 番  | 林 敬永 君  |
| 7 番  | 茶谷 朋弘 君  | 8 番  | 中瀬 実 君  |
| 9 番  | 島田 政志 君  | 10 番 | 井村 悦丈 君 |
| 11 番 | 北條 隆男 君  | 12 番 | 小林 啓太 君 |
| 13 番 | 岡本 康裕 君  | 14 番 | 中澤 良隆 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による 説明員の職氏名

- |            |         |                      |         |
|------------|---------|----------------------|---------|
| 町 長        | 齊藤 繁 君  | 副 町 長                | 佐藤 雅喜 君 |
| 教 育 長      | 鈴木 真弓 君 | 代表監査委員               | 中田 繁利 君 |
| 農業委員会会長    | 井村 昭次 君 | 会 計 管 理 者            | 及川 光一 君 |
| 総 務 課 長    | 北川 徳幸 君 | 総 務 課<br>IT・組織機構担当課長 | 宮下 正美 君 |
| 企画商工観光課長   | 狩野 寿志 君 | 町民生活課長               | 山内 智晴 君 |
| 保健福祉課長     | 深山 悟 君  | 保健福祉課<br>健康づくり担当課長   | 星野 章 君  |
| 農業振興課長     | 安川 伸治 君 | 農業委員会事務局長            | 林下 里志 君 |
| 建設水道課長     | 菊地 敏 君  | 教育振興課長               | 谷口 裕二 君 |
| ラベンダーハイツ所長 | 鎌田 理恵 君 | 町立病院事務長              | 長岡 圭一 君 |

○議会事務局出席職員

- |     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 星野 耕司 君 | 次 長 | 飯村 明史 君 |
| 主 事 | 進 梨夏 君  |     |         |

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長（中澤良隆君） 御出席、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和6年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（中澤良隆君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

2番 荒 生 博 一 君

3番 湯 川 千 悦 子 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 執行方針から

#### 日程第14 議案第9号まで

○議長（中澤良隆君） 日程第2 執行方針並びに日程第3 議案第1号令和6年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第27号上富良野町財政調整基金の一部支消について、日程第5 議案第28号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、日程第6 議案第29号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、日程第7 議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第8 議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第9 議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第10 議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第11 議案第6号令和6年度上富良野町水道事業会計予算、日程第12 議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算、日程第13 議案第8号令和6年度上富良野町公共下水道事業会計予算、日程第14 議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計予算について、関連がございますので一括して議題といたします。

まず町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、斉藤繁君。

○町長（斉藤 繁君） 令和6年第1回定例町議会にあたり、町政執行方針につきまして申し上げます。

我が国の経済状況は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、穏やかな回復が続

くことが期待されています。その一方で、ロシアによるウクライナ侵略を背景とした国際的な原材料価格の上昇や円安の影響等によるエネルギー、食料価格の高騰、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっています。

このように国際秩序の根幹を揺るがす状況の中、岸田内閣は、我が国が直面する時代の転換点とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題の克服に向け、大胆な改革を進めるマクロ経済運営の対応、強靱で持続可能な新しい資本主義を加速させるため、三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と人への投資の強化、分厚い中間層の形成、投資の拡大と経済社会改革の実行、少子化対策、子ども政策の抜本強化、包摂社会の実現、地域中小企業の活性化の成長と分配を共に高める柱として掲げ、持続可能な成長の実現に向けた経済構造の強化を進め、日本経済を本格的な経済回復、そして新たな経済成長の軌道に乗せるべく、令和6年度予算については原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費1兆円を含め、1兆2兆5,717億円の予算案を閣議決定し、国会において審議されているところであります。

一方、地方財政計画の一般財源総額について、交付団体ペースで前年度比5,545億円、0.9%増の6兆7,180億円と前年度並みが確保され、地方交付税については1兆8兆6,671億円、前年度比3,060億円、1.7%増となっておりますが、臨時財政対策債の発行額については4,544億円、前年度比5,402億円、54.3%減となっております。

人口の少ない多くの地方公共団体においては、元来、地方税収の増加は見込めない中、急速に進行している少子高齢化をはじめ、日々複雑化・多様化する行政ニーズに対応するための財源確保にあたっては、依然として厳しい状況にあります。

本町におきましても地方税収など、自主財源の大きな伸びが見込めない中で、地方交付税をはじめとする一般財源の約8割が、経常的な支出に充てられている上、全収入の約4分の3が依存財源という柔軟性の乏しい財政構造となっている実態にあります。

歳出面においては、公共投資に伴う地方債発行の減と過去の地方債の償還完了に伴い、償還費のピークを過ぎ減少している一方で、人口減少社会を見据えた自立した地域を維持するための地域振興、加速する少子高齢化や人口減少への対応、子育てや介護など幅広い社会福祉環境の整備をはじめ、多発する自然災害に対応する応急・恒久的防災対策、老朽化が進む社会資本の長寿命化など、様々な行政課題に対応するための継続的な財政需要が想定されており

ます。

さらに、町立病院の建て替えをはじめとした公共施設の改修等、大きな公共投資も予定されているところであり、中長期的な見通しに基づく財政運営により、活力あるまちづくりと自治体経営の安定化との両立を図っていかねばならないと認識しているところでもあります。

このように財政的には依然として厳しい状況ではありますが、町民の皆様が上富良野に愛着を持ち、夢と希望に満ちたまちづくりを進めていくことが何よりも大切であると受け止めており、第6次上富良野町総合計画に掲げました「暮らし輝き 交流あふれる 四季彩のまち・かみふらの」を目指すべき将来像として、「協働のまちづくり」、「穏やかに安心して暮らせるまちづくり」、「人が行き交うまちづくり」の3つの視点を基本に、これからのかみふらのを見据えたまちづくり、さらに「活力あるまちづくり 魅力あるまちづくり 持続可能なまちづくり」を念頭にこれまでの課題への対応をはじめ、それぞれの事業実施において緊急性や優先性などを十分考慮するとともに、今後見込まれる財政需要に対する財源確保の状況を見極めながら、予算編成を行ったところでもあります。

それでは、第6次総合計画の分野目標ごとにまとめた主要施策の項目に沿いまして、本年度の主な施策について申し上げます。

最初に、「きれいで安全・安心な生活環境のまち」についてであります。

環境・景観、エネルギーにつきましては、出前講座等の学習機会を通じて環境保全意識の醸成を図るとともに、昨年度のゼロカーボンシティ宣言の実現に向けた施策等の検討を進め、地球温暖化防止に向けた地球温暖化対策実行計画、地域省エネルギービジョンの点検、評価を行い、計画に基づいた温室効果ガスの削減に取り組んでまいります。

また、町も1事業所として、第2期上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、その取組に努めてまいります。

景観法に定められた景観行政団体として景観づくり条例、景観づくり計画に基づき、良好な景観を守り、育み、創造する意識の浸透を進めるとともに、十勝岳ジオパークの取組と連携し、大雪山国立公園の保護をはじめ、地域の特徴的な地質・地形について継続的に調査を重ね、本町の最も重要な資源ともいえる十勝岳連峰と田園丘陵が織りなす良好な景観の保全に取り組んでまいります。

葬育場につきましては、建設から49年が経過し、施設・設備の老朽化が進んでおり、適正な維持管理を行うとともに、中富良野町西山火葬場の共同利用について、令和8年度開始をめぐりに取り組んでまいります。

ごみ処理等環境衛生につきましては、町民の皆様

の御理解と御協力により、着実にごみの分別、減量化が進んでおり、今後におきましても分別の徹底と減量化、リサイクル率の向上に積極的に取り組んでまいります。

クリーンセンターにつきましては、供用開始から24年が経過し、施設や設備の経年劣化による故障等が顕在化しております。長寿命化計画に基づき、主要機械等の改修を実施し、安定した施設運営が行えるよう対応してまいります。

また、令和11年度に満了が見込まれる最終処分場について、埋立容量拡張による延命に着手します。

さらに、第3次富良野生活圈一般廃棄物広域分担処理基本計画に基づき、沿線市町村の連携を図り廃棄物の処理を進めるとともに、より効率的な処理について、引き続き協議してまいります。

上・下水道につきましては、老朽化が進んでいる上水道の主要な幹線管路や、浄水場施設の電気設備の更新を進め、水道施設の健全化を図り安定した水供給に努めるとともに、簡易水道事業会計及び公共下水道事業会計においては、本年度から地方公営企業法に基づいた財務規定を適用した会計方式となり、財務諸表の作成による経営状況の明確化と減価償却資産の管理により、上・下水道事業の経営に努めてまいります。

また、公共下水道事業においては、公共下水道全体計画に基づき下水道の普及促進に努め、下水道経営戦略による投資計画と整合性を図り、計画的に終末処理施設の設備更新事業を進めてまいります。

公園・緑地につきましては、日の出公園においては、来園する皆様及安全で快適に利用いただけるよう、周辺地区の生活環境にも十分配慮し、適正な公園管理を行ってまいります。

各公園・緑地においては、遊具の劣化点検を実施し、点検結果及び専門家の意見を踏まえながら、引き続き必要な改修等を進めるとともに、島津公園については、施設等の一部改修を実施し、町民の憩いの場として適正な管理に努めてまいります。

消防・防災につきましては、日頃からの防災意識の啓発や防災訓練等による地域防災力の強化をはじめ、各住民会の防災士間の連携と資質の維持・向上を図る機会を設けるとともに、自主防災組織等活動補助事業を継続し、自主防災組織の活動を支援してまいります。

また、令和5年度に作成した防災ブックの配付を推進し、避難経路・避難場所の再確認を行うとともに、出前講座や十勝岳ジオパーク（防災教育）・自主防災組織と連携した取組などにより、町民の防災に関する知識・意識のさらなる醸成を促してまいります。

十勝岳噴火総合防災訓練につきましては、前回の噴火から36年が経過し、火山活動は活発な状態が続いていることを踏まえ、関係機関との連携強化を

図るとともに、地域住民や事業所の参加協力を得ながらより実践に即した訓練を実施し、防災体制の構築を進めてまいります。

また、防災備蓄品・資機材については、円滑な避難所運営に資するよう計画的な整備を行い、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

富良野川の砂防堰堤などの火山砂防事業や治山・治水事業、登山道におけるシェルターなどの避難施設の整備につきましては、関係機関へ引き続き要請してまいります。

また、普通河川の整備については、河川整備計画に基づき、本年度は3河川の補修工事を実施してまいります。

交通安全・防犯につきましては、一人一人の意識を高めることが何よりも重要であることから、地域や家庭はもとより、生活安全推進協議会をはじめ関係機関・団体との連携強化を図りながら、事件事故のない、安全安心なまちづくりを進めてまいります。

昨年は、町内で2件の交通死亡事故が発生しました。今後も悲惨な交通死亡事故の根絶に向けて、交通安全に対する町民のさらなる意識向上が図られるよう、啓発活動を推進してまいります。

消費者対策につきましては、悪質商法や特殊詐欺等による被害が後を絶たないことから、様々な機会を通じて注意喚起や被害防止対策に取り組んでまいります。

また、富良野市消費生活センター内に、富良野圏域5市町村で専門の相談員を共同設置しており、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう、消費者の安全を確保してまいります。

次に、「みんなが元気になる健康・福祉のまち」についてであります。

保健・医療につきましては、健康づくり推進のまち宣言の理念の下、新たに策定した第3次健康かみふらの21計画、第3期保健事業計画・第4期特定健診等実施計画に基づき、健康寿命の延伸に向け町民一人一人が自ら健康づくりに取り組むことができる環境づくりを進めてまいります。

前計画の評価から、生活習慣病の重症化予防は優先的に取組を行った結果、改善傾向にあります。メタボリックシンドロームや耐糖能異常等の重症化・発症予防が解決すべき健康課題として残っており、課題解決に向け、健診項目の追加の検討や効果的・効率的な保健事業に取り組んでまいります。

また、次世代を担う全ての子どもたちが健やかに育つための条件づくりの第一歩は、妊娠期から望ましい生活習慣が基盤であり、ライフコースアプローチ(胎児期から高齢期に至るまでの生涯を経時的に捉えた健康づくり)の視点で、各種保健事業を通じて生活習慣病の発症予防の取組を推進してまいります。

子どもの医療費無償化につきましては、子育て世

帯の保護者への負担軽減を図るよう中学生までの子どもを対象に実施しているところですが、さらに年齢要件を拡大し、少子化対策等として高等学校を終了するまで(18歳に達する日以後の最初の3月31日)までの子どもを対象に実施するよう取り組んでまいります。

感染症の予防につきましては、新型コロナワクチン接種が65歳以上を対象に、重症化予防を目的とした定期接種になりますので、接種を希望する方が接種できるように接種費用の助成等を検討し、医療機関と連携を図りながら進めてまいります。

町内唯一の有床医療機関である町立病院につきましては、身近なかかりつけ医としての役割に加え、救急医療から介護サービスまでを担っており、町民が地域で安心して暮らし続けるための地域医療の基幹的施設であることから、これからも安定した病院運営を図るため、昨年度に策定した病院経営強化プランに基づき、経営の健全化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、第2期子ども・子育て支援事業計画に基づき、全ての児童とその家族に対して、妊娠・出産、乳幼児、小学校低学年の「子育てステージ」と、小学校高学年、中学校、高校の「子育てのステージ」の二つのステージによる切れ目のない子育て支援サービスに関する情報提供を行うとともに、育児の悩みや児童虐待への対応も含め様々な相談に対応し適切な支援につなげるよう、町内の教育・保育施設4園をはじめ、教育委員会等との連携を図り、こどもセンター内に設置している子ども・子育て包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、児童相談支援センターの機能を活用し、安心して子育てができる環境づくりを進めてまいります。

また、乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業を実施する中で、積極的な関与が必要な家庭については、養育支援訪問事業を実施してまいります。

なお、本年度は、第2期子ども・子育て支援事業計画が最終年度になることから、昨年度に実施した子どもの生活実態調査と子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の結果に基づき、次期計画となる子ども計画、第3期子ども・子育て支援事業計画、子ども貧困対策計画、子ども・若者計画、次世代育成支援行動計画を含むを策定してまいります。

令和6年4月から供用開始する東児童館と合築した新こどもセンターについては、子育て支援班を移転するとともに、子育て支援拠点事業、発達支援事業を実施するこどもセンターをこども未来班に名称を変更して集約し、地域における子育て世帯が孤立することなく、個人やグループ等で気軽に利用でき、あらゆる悩み等の相談・支援の窓口としてワンストップ化を行い、相談・養育・支援等を一体的に取り組んでまいります。

高齢者支援につきましては、第8期の基本理念を

継承した第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現のため、地域包括支援センターを中心として、関係機関・事業所と連携した地域包括ケアシステムの深化と推進に取り組んでまいります。

また、高齢者や障がい者の日常生活における困り事、介護保険などの公的サービスの対象とならない支援ニーズを踏まえ、社会福祉協議会と連携して、ボランティアセンター体制と生活支援体制の強化や生活支援と人材育成の体制整備に取り組むほか、権利擁護センターによる成年後見制度の普及啓発や地域ケア支援の充実を図ってまいります。

ラベンダーハイツにつきましては、介護サービス提供の根幹となる介護士等専門職の確保のために様々な情報発信や情報収集に努めるとともに、職員の人材育成を図り、利用者ニーズに即した安心・安全なサービスの提供を行ってまいります。

また、自立支援や介護サービスを必要とする方々に、広くラベンダーハイツを利用いただくことで利用率の向上を図り、効率的な運営による健全な経営に努めるとともに、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続していただくため、高齢者福祉、在宅福祉の拠点施設として、地域の皆様に信頼される施設運営に取り組んでまいります。

また、老朽化している施設については、将来に向けた対応を検討してまいります。

障がい者支援につきましては、第3期障がい者計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児童福祉計画に基づき、関係機関や町内の各事業所と連携を図り、各サービス等の推進に努めるとともに、一般就労を目指す就労移行事業など、町内に事業所がないサービスについては、近隣の町外事業所利用への支援を行うなど、支援を必要とする方が地域で安心して生活できるよう体制の充実に取り組むとともに、新たな課題を踏まえて、計画を推進してまいります。

地域福祉につきましては、第4次地域福祉計画に基づき、関係機関や団体等と連携のもと検討し、就労や住まい、権利擁護、防災・防犯対策など、高齢者、障がい者、児童福祉の推進と、地域福祉の向上に取り組むとともに、複雑化・複合化した困難な課題に対応するための重層的支援体制整備についても実行してまいります。

また、核家族化や少子高齢化の進展、ライフスタイルの変化等を背景に就労や心身の状況、地域社会との関係性など、多様な問題を複合的に抱えている生活困窮者やひきこもり等が増加傾向にあることから、民生委員・児童委員、保護司や関係機関の協力を得ながら、援護を必要とする世帯の継続的な実態把握に努め、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度、資金貸付制度の周知や利用に関する助言、指導

を通じ、必要な方に必要な支援が行き届くよう、取組を継続してまいります。

なお、本年度は、地域福祉計画が初年度になることから、アンケート調査等により、新たな課題を踏まえて第4次地域福祉計画の推進に努めてまいります。

完成から19年が経過している保健福祉総合センターかみんにつきましては、適切な維持管理を行うとともに、計画的な設備の点検や修理を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、医療の高度化により医療費負担が増加傾向で推移していることから、引き続き特定健診と保健指導に重点を置いた生活習慣病予防に努め、実施し、医療費の抑制を図りながら共同保険者である北海道と道内市町村とともに、安定した事業運営に努めてまいります。

農林業につきましては、新たに策定した第9次農業振興計画に基づき、地域の農業者や農業委員をはじめ、関係機関との連携を図りながら、本町の基幹産業として地域の諸課題に対応した持続性の高い農業・農村の確立に向けて取り組みを進めてまいります。

農業の生産性向上を図るため、引き続き東中地区において基盤整備事業を進めるとともに、今年度から富原・島津地区において、新たな整備事業に着手します。

また、自然災害時における農地の保全と地域住民の安全確保のため、農村地域防災減災事業として実施されている日の出排水路整備事業について、事業効果の早期発現に向けて、十分な予算の確保と早期の完了について関係機関に対し、要望を行ってまいります。

ラベンダー・ホップ・メロン・青シソなどの特産農産物においては、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化による労働不足への対応、担い手確保のため、地域おこし協力隊員を配置し、農業生産の維持・拡大につなげるとともに、将来の担い手として定着する取組を併せて進めてまいります。

また、多様な営農類型を支援するため、高収益の園芸作物への町の独自施策においても付加価値向上が図れるよう継続してまいります。水田畑作においては、農業DXの活用に向けた取組やスマート農業をはじめとする新技術の導入を推進するとともに、国の米政策に対しては農業再生協議会と連携し、安定生産、高品質化等の取組を推進し、転作田における畑地化定着の取組を進めてまいります。

農地の流動化対策として、10年後を見据えた計画的な農地の有効活用を図るため、本年度末までに農業経営基盤強化促進に関する基本構想に基づく地域計画を策定してまいります。

畜産環境整備につきましては、富良野広域連合公共申内牧場における基盤整備事業による（ふらの地

区) 草地・哺育・育成施設が完成し、株式会社ふらの哺育・育成センターが管理運営を開始したことから、畜産経営の労働負担軽減、生産の効率化を図るとともに、沿線自治体、JAなどの関係機関と連携し、利用拡大を進めてまいります。

また、富良野沿線地域畜産クラスター協議会を通じて施設や機械の整備などの支援等により、畜産経営の安定化を進めてまいります。

環境保全型農業直接支払制度や農業生産工程管理(GAP)の認証取得など、国や北海道の制度を活用し、安全で良質な農畜産物の安定生産、消費者の信頼確保を図るとともに、クリーン農業など環境に配慮した持続可能な農業を推進してまいります。

「食」による地域の魅力づくりについては、町内の飲食店や事業所で地元食材を活用したメニューや商品づくりが活発に行われ、また、農業者による6次産業化の取組も広がりを見せており、消費者から高い評価を得ております。

今後もこの流れをしっかりと支えることで大きな成長につながるよう、新たな商品開発を目指す事業者に対しては、引き続き設備投資やノウハウの習得など、ハードとソフト両面において支援を行い、地域の食ブランドを発信するイベントの開催や農・商・工の産業間連携による町の魅力度アップに向けた推進体制の強化を図ってまいります。

また、学校給食での利用や秋の収穫祭をはじめとするイベントや店舗での販売、PR推進などにより、町民の方々が地元農産物に触れる機会を拡大し、その品質のよさと安全性について理解を深める地産地消の取組を進めてまいります。

森林整備につきましては、町内における民有林の約7割が人工林であり、そのうち約8割が伐採期を迎えており、また、森林が持つ国土保全や水源涵養などの多面的な機能は、私たちの生活や産業と深く結びついていることから、森林環境譲与税を活用して民有林における今後の森林経営に係る必要な支援を行うとともに、林業従事者の担い手確保に対する支援を行ってまいります。

有害鳥獣による農業被害対策については、引き続き猟友会・集落協議会の協力体制と連携の強化を図りながら、国や北海道の支援制度を活用した捕獲機材、電牧柵設置など駆除対策を継続するとともに、狩猟免許取得費用の助成、新規従事者講習会の実施など、駆除の担い手育成対策を行い、被害の軽減対策を進めてまいります。

商工業につきましては、長引くコロナ禍で深刻な影響を受けた経済活動の回復とさらなる活性化を図る上で国や道と連携し、中長期的に足腰の強い経済基盤の再構築を進め、とりわけ役割の非常に大きい商工会を中心とした振興策を実施するとともに、商工会活動の安定的な運営を引き続き支援してまいります。

本年度は、第3次商工業振興計画の初年度を迎えることから、コロナ禍からの回復を含め、既存事業者の経営の持続化や新たな担い手による新事業の展開を進めてまいります。

また、昨年度から推進してまいりました上富良野産の酒米を使用した日本酒の醸造など、地域でつくられる商品の付加価値化をさらに進めるとともに、キャッシュレス決済の拡充による町内消費の喚起、町外購買力の取り込みと併せて、後継者不足等の諸課題への対応に向けた取り組みを進めてまいります。

また、若者や地域おこし協力隊を含めた移住者が活躍できるよう、国や道の制度活用と併せて支援できる仕組みづくりを進め、持続的な経済振興と地域活力の増進を図ってまいります。

観光・交流につきましては、第3次観光振興計画の初年度を迎えることから、商工業と同様にコロナ禍で重大な影響を受けた観光入込みの回復を喫緊の課題として取り組み、やや回復の兆しを見せるインバウンド需要の喚起と掘り起こしを進め、併せて観光客による農地への立入りや路上駐車解消に努めてまいります。

また、上富良野の豊かな四季の恵みを生かせるよう、産業イベントの活性化と「ラベンダーフェスタかみふらの」等の四季彩イベントにより、さらに町内の活力増進と町外からの誘客促進につながるよう実施してまいります。

さらに、観光振興の需要かつ中心的な担い手である観光協会の維持・発展に向けた連携と支援を進める一方、ロケツーリズムなどの取組、地域おこし協力隊や地域活性化企業人制度等を活用し、多様な施策・課題に対応する新たな人材の確保・育成を引き続き進めてまいります。

新たな魅力づくりへの取組としましては、三浦綾子記念文学館、映画制作者と連携し、上富良野を舞台とした小説「泥流地帯」初となる実写映画化の実現に向け、一刻も早く制作委員会と組織の組成から具体的な制作の動きにつなげるとともに、ふるさと納税による財源調達や泥流地帯の映画化を進める会を中心とした機運醸成やロケ支援等に引き続き取り組んでまいります。

十勝岳ジオパークは、認定後2年を経過し、その活動は全国から注目されており、今後は各地のジオパークと交流を進め、ジオパークネットワーク活動を強化してまいります。本年度においては、地域のさらなる活性化のため、ジオツーリズムの推進、ジオパークブランドを利用した商品開発などを進めてまいります。

十勝岳ジオパーク固有の優れた景観を保全し、学校教育・社会教育の推進、地域資源の開拓のための調査・研究活動を進めてまいります。

また、拠点施設である上富良野町郷土館や十勝岳

砂防情報センターの展示や各種イベントを通じて、十勝岳ジオパークの魅力を広く発信できるよう取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、ハローワークなどを通じた求人情報の迅速な提供による雇用促進に努めるほか、企業振興事業の継続した取組や北海道が運用するマッチングサイトと連動した移住・就業支援、町の奨学金返還助成制度などによって、町内事業所への雇用促進、人材不足の解消につながるよう推進してまいります。

次に、「発展を支える生活基盤が整ったまち」についてであります。

道路・公共交通につきましては、安全性や利便性をはじめ、景観など地域特性に配慮した国道、道道の整備を関係機関に引き続き要請してまいります。

昨年、中富良野、上富良野間が計画段階評価になりました地域高規格道路、旭川十勝道路の整備促進に向け、旭川十勝道路整備促進期成会とともに引き続き要望してまいります。

また、高規格道路整備に伴い、今後、計画されるルートやインターチェンジの動向を踏まえ、道の駅整備について情報収集及び調査・研究を行ってまいります。

町道につきましては、道路等整備計画の更新を図りながら、計画的・効率的に整備を進めており、本年度は改良舗装1路線、歩道整備1路線を実施してまいります。

橋梁においては、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行うほか、4橋の修繕工事を実施してまいります。

J R富良野線の維持・存続につきましては、J R北海道とJ R富良野線の沿線5市町村で組織するJ R富良野線連絡会議における協調体制のもと、利用促進を核とした路線存続の取組を進め、富良野線存続に向けた意識の醸成と利用促進を図ってまいります。

町営バス十勝岳線につきましては、町の主要観光地である十勝岳エリアへの公共交通機関であり、町民のほか多くの観光客が利用する路線であることから、維持に努めるとともに、引き続き第1便について、6月から9月までの土・日・祝祭日、十勝岳温泉まで延長運行し、登山客や温泉利用者のサービス向上に取り組んでまいります。

予約型乗合タクシー事業につきましては、高齢者や障がい者などの地域内における交通手段の安定的な確保、農村部のコミュニティ及び交通手段の維持を図るため、利用料金を統一し、引き続き利用者が安心して利用できるよう安心・安全な運行に努めてまいります。

情報化につきましては、昨年度から町内全域において高速情報通信環境が整い、引き続き町民の利便性向上に向け、電子申請等の利用を促進するとともに、観光客へのサービス向上や災害時の通信手段の

確保、町の情報発信の強化に向け、公衆無線LANアクセスポイントの増設などにより、町全体のさらなる情報通信環境の向上を図ってまいります。

住環境整備につきましては、住生活基本計画、公営住宅等長寿命化計画に基づき、多様化するニーズに対応した住宅施策を総合的・計画的に進め、快適で安全安心な住環境を確保していくほか、町営住宅の整備につきましては、計画的に整備、維持・補修を行ってまいります。

また、住宅を長く使い続けてもらうほか、賃貸や転売による利活用につながるような改修や、地域環境に影響を及ぼしている空き家の解体の促進を図るため、昨年度創設した住宅改修費補助制度を引き続き実施してまいります。

定住移住の促進につきましては、移住に関するワンストップ窓口を継続し、ホームページやSNSで情報提供を行うとともに、民間賃貸住宅等シーズンステイ住宅として活用してまいります。

人権尊重・男女共同参画につきましては、人権擁護委員とともに、様々な機会を通じた啓発活動に取り組みながら、偏見、いじめ、暴力、虐待などのない地域社会に向け、人権を尊重し、互いを認め合う意識の醸成を図るとともに、男女共同参画を促すため、町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体に女性の役員登用について働きかけ、女性がより一層活躍できる環境づくりを進めてまいります。

地域間交流につきましては、友好都市である三重県津市との絆がさらに深く強固なものとなるよう、交流訪問、友好都市パネル展の開催など交流事業を推進するとともに、民間事業者間における経済交流についても継続、発展が図られるよう支援してまいります。

同じく友好都市であるカナダのカムローズ市との交流については、令和7年度に友好都市提携40周年の節目の年を迎えることから、これまでの交流実績を踏まえ、姉妹都市としての交流の在り方について、協議を進めてまいります。

協働につきましては、第6次総合計画のまちづくりの三つの視点の一つに位置づけております。全ての施策の根幹を成すものであります。「自治基本条例」と「協働のまちづくり基本指針」に基づき、まちづくりフォーラムや出前講座などを通じて郷土愛の醸成、まちづくり意識の高揚を図るとともに、協働のまちづくり推進補助金により、各種団体が実施する自主的な協働のまちづくり活動を支援してまいります。

また、町の各種計画策定や見直しなどの際には、審議会委員の一般公募やパブリックコメントなどを実施し、町民の皆様がまちづくりに参画する機会を充実してまいります。

自衛隊との共生につきましては、令和4年12月

に国家安全保障戦略などの安保関連3文書が閣議決定され、新たな体制と防衛力の整備が進められていることから、自衛隊員との共存共栄のまちづくりを図るため、駐屯地と連携し、隊員が働きやすい環境を図るとともに、関係する市町村や機関、団体と連携しながら、引き続き上富良野駐屯地の規模堅持はもとより、体制強化、そして隊員の充足率の拡充や隊員及び隊員家族の生活環境の改善、向上などを求める要望活動を積極的かつ精力的に進めてまいります。

日米共同訓練や北海道訓練センターによる道外部隊の訓練が演習場にて展開していることから、安定的、かつ継続的な使用に向け、北海道防衛局・駐屯地と連携し、安全性の確保に努めます。また、障害の防止や軽減を図るとともに、防衛施設周辺の生活環境等の向上に取り組むほか、演習場周辺地区の振興策も併せて実施してまいります。

さらに、定年退官後も引き続き上富良野町に住み続けてもらうよう、退官者の再就職の支援を関係機関と協力し、取り組んでまいります。

行財政運営につきましては、町政運営推進プランに基づき、本年度に取り組むべき項目について着実な実践を進めるほか、職員個々の資質向上に向けた研修の充実や人事評価制度の活用による人材育成の取組と併せ、地方創生時代にふさわしい住民自治と補完し合う、柔軟で機能的な組織体制の構築と、職員一人一人が行政の担い手として信頼される組織づくりを目指してまいります。

高齢者・障がい者・子育て・保健福祉などの多様化・複合化する課題に対応するため、また、行政サービスを維持するためにも資格を有する職員の人材確保の育成が極めて重要であり、計画的な専門職員の確保に努めてまいります。

令和2年2月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略が最終年度になることから、これまでの取組について総括するとともに、国や北海道の総合戦略を踏まえ、第3期の戦略策定に向けて取り組んでまいります。

過疎対策につきましては、北海道過疎地域持続的発展方針と整合性を図りながら策定した、上富良野町過疎地域持続的発展市町村計画の着実な推進を図ってまいります。

また、法律に基づく財政上の優遇措置等を有効に活用し、地域力の向上に向けた公共施設や基盤整備などのハード事業、町民の安全・安心な暮らしの確保を図るソフト事業など、第6次総合計画に示した町の将来像の具現化に向けて、自主自立の地域づくりを進める取組を行ってまいります。

財源の確保に向けましては、組織内の連携により収納対策の取組を進めるとともに、効果的かつ確実な債権管理の取組により収納率の向上を図るほか、行政経費全般について点検、見直しによる節税、合

理化を進めることで財源の有効活用を図ってまいります。

また、受益者負担の適正化につきましても、引き続き使用料や手数料などの収入について点検、見直しを行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、地域の特産品を広くPRするとともに、地域活性化財源としての確保を図るほか、企業版ふるさと納税については地域再生計画に基づき「泥流地帯」映画化事業のほか、地域活性化を図る上で有効な財源として活用し、企業が取り組む地域貢献活動と一体となったまちづくりを進めてまいります。

広域行政の推進につきましては、第3次富良野広域連合広域計画に基づき、構成自治体として、また、広域消防の本部設置自治体として、広域連合の設置目的が果たされるよう構成市町村と連携し相互理解を深めながら取り組むとともに、富良野市との間で締結している定住自立圏形成協定に基づき、富良野圏域5市町村の連携による具体的な取組を定めた第3次富良野地区定住自立圏共生ビジョンの着実な推進を図り、圏域全体の発展につなげてまいります。

第6次総合計画に掲げた6つの分野目標のうち、「未来を拓く人を育む教育・文化のまち」につきましては、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取組を基本に推進してまいります。上富良野町教育大綱に示した「ふるさとに学び 人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の基本理念の実現に向け、総合教育会議を通じ、教育委員会と一層の連携を図りながら、教育行政の推進に努めてまいります。

以上、令和6年度の町政執行に当たり、所信を述べさせていただきます。

次に、令和6年度予算案の概要を申し上げます。

一般会計では総額7億8,000万円、前年対比2.4%、1億8,800万円の増となっております。

地方税収入は、固定資産税などの税が税収増につながると見込みましたが、歳入の多くを地方交付税などの依存財源が占める厳しい財源構造にあり、各事務事業の見直しや各施策に対する優先順位の判断のもと、各目的基金から支消目的に沿った繰入れを行い、限られた財源の中で最大限の効果を発揮することを基本に本年度予算を編成したところでありますが、継続する物価高騰、労務単価の上昇等から影響による経費の増大という状況から、財源調整のため財政調整基金に財源を求めざるを得ない結果となったところであります。

申し上げるまでもなく、財政の安定化は行政執行の基本であり、本年度以降も老朽化した公共施設等の改修、新たな建設事業、地域産業の振興や急速な少子高齢化など様々な課題への対応が求められており、大きな財政需要が想定されることから、引き続

き安定的で持続可能な財政構造の構築に向けて、取り組んでまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様、効率的な運営方針のもと、財政見直しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の繰入れ基準に基づくものや、財源構成上妥当なものに限り措置を行ったところであります。

また、簡易水道事業及び公共下水道事業は、令和6年度よりこれまでの現金主義、単式簿記の特別会計から発生主義複式簿記の公営企業会計へと移行します。

会計ごとに申し上げますと、国民健康保険特別会計では総額11億7,330万4,000円、前年対比0.3%、369万6,000円の減となっております。

これは、主に被保険者の減少等に伴う保険給付費の減であり、今後におきましても、保険者として北海道とともに健全で安定的な国保運営を進め、加入者が安心して医療を受けられる体制の維持・確保に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計では総額1億9,653万1,000円、前年対比5.5%、1,027万7,000円の増となっております。

これは、主に被保険者数の増加による保険料負担の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計では総額11億1,935万2,000円、前年対比2.5%、2,709万5,000円の増減となっております。

これは、介護報酬の改定による増額及び高齢化率と要介護者の増加に伴う1人当たりの介護費用額の増額による保険給付額の増加を見込んだものであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額3億5,522万6,000円、前年対比4.2%、1,444万9,000円の増となっております。

主な要因としては、物価高騰に伴う需用費増と人件費の増によるものであります。

次に、水道事業会計では、総額3億6,925万8,000円、前年対比22.1%、6,681万4,000円の増となっております。

収益的収支においては、国庫補助金の増、一般会計負担金の減、資本的収支では、水道施設電気計装設備更新及び配水管更新に伴う工事費の増によるものであります。

次に、簡易水道事業会計は、総額1億9,129万6,000円となっております。

収益的収支においては、給水戸数及び給水量を見込んだ収支としています。資本的収支においては、浄水場の維持管理業務や簡易水道施設、東中地区・江花地区・西部地区のろ過器設備、電気計装設備の

更新工事を進めてまいります。

次に、公共下水道事業会計は、総額6億2,611万1,000円となっております。

収益的収支においては、処理戸数、有収水量を見込んだ収支となっております。資本的収支においては、下水道施設等の更新工事に伴う実施設計委託業務、下水道管新設工事、公設ます新設工事を進めてまいります。

最後に、病院事業会計では、総額56億548万7,000円、前年対比173.8%、35億5,808万9,000円の増となっております。

収益的収支においては、医薬品及び設備施設管理経費などの費用の増、資本的収支については、病院改築整備事業に係る工事費の増によるものであります。

これら特別会計と公営企業会計の予算合計は96億3,656万5,000円で、さきに申し上げました一般会計と合わせた町全体の予算は175億6,656万5,000円、前年対比31.4%、41億8,787万円3,000円増の規模となっております。

以上が、令和6年度予算の概要であります。

冒頭に申し上げたとおり、今後の財政需要を見通す中、引き続き厳しい財政運営が想定されますが、かけがえのない私たちの郷土の発展は、全ての町民共通の願いであります。これまで幾多の困難を乗り越え、今日の上富良野を築いてきた先人の苦労を胸に刻み、第6次上富良野町総合計画の着実な推進のもと笑顔があふれる未来へ、そして次の世代へつないでいけるよう、堅実性と将来性の両立を図り、しっかりと足元を見据えたまちづくりを実践していくとともに、何よりも全ての町民が一体となった協働活動を通じて、ともに支え合い、ともに歩む1年となるよう最大限の努力を続けてまいりますので、引き続き町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を心からお願い申し上げます、令和6年度の町政執行方針といたします。

令和6年3月4日、上富良野町長、齊藤繁。

○議長（中澤良隆君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、鈴木真弓君。

○教育長（鈴木真弓君） 令和6年度第1回定例町議会の開会にあたり、上富良野町教育委員会の教育行政執行に係る主要な方針について申し述べ、町議会をはじめ、町民の皆様への御理解と御支援をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関わる感染症の予防及び患者の医療に関する法律について、令和5年5月から感染症の分類が2類から5類に変更となり、社会全体の対応も大きく変わりました。学校や地域においても、これまで制限されてきた様々な教育活動については、その必要性を十分に検討した上で、

積極的に実施していくことが求められております。

このような情勢のもと、コロナ禍を通し、デジタル化の急速な進展や気象現象の温暖化を鑑み、「上富良野町教育大綱」と10か年計画の「上富良野町教育振興基本計画」、5か年計画の第4次上富良野町子ども読書推進計画について見直しを図りました。

教育委員会といたしましては、「ふるさとに学び人が輝き 人がつながる かみふらのの教育」の教育理念を再確認し、自然豊かな上富良野で希望を抱き、自らの夢に挑戦し、実現する人、ふるさとへの愛情と誇りを持ち、ともに支え合い、社会で生き抜く人の育成を目指し、教育行政を進めてまいります。

初めに、学校教育推進目標に関連する6項目について申し述べます。

1項目「生きて働く学力の育成」に係る施策項目の「確かな学力の育成」についてです。

令和5年度の全国学力・学習状況調査では、小学校、国語・算数、中学校の国語では全国平均をやや下回り、中学校、数学・英語は全国平均を下回りました。

今後も各校の分析をもとに、課題の克服や基礎的・基本的な学習内容の確実な定着に向けて、個に応じた指導の充実を図るとともに、「確かな学力の育成プラン」を作成し、具体的方策を進めてまいります。

また、デジタルとアナログ、対面授業とオンライン授業を効果的に組み合わせながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善をさらに進めてまいります。

そのために昨年度、小学校高学年に試行的に導入した学習支援システムを小学校・中学校の全学年に導入し、協働的な学びの充実を図るとともに、1人1台端末の家庭への持ち帰りの促進も併せ、「個別最適な学び」に向けて推進してまいります。

次に、「特別支援教育の充実」について、発達障害の認知や特別支援教育に対する理解が深まる一方、個々の特性の多様化に伴い、対象児童数は増加しています。

インクルーシブ教育の理念に基づいた特別支援教育の推進に向け、合理的配慮が必要な子どもたちやその特性について、就学前の早期から関係機関と連携し、実態把握に努めてまいります。その上で、保護者との合意形成を大切にした教育相談を丁寧に進め、児童生徒にとってより適正な「学びの場」の提供に努めてまいります。

また、関係者・関係機関との連携や研修を通し、在籍後の実態や学びの状況を定期的に交流・共有しつつ、個々の自立や進路・社会参画に向けた中・長期的な支援に努めてまいります。

加えて、児童生徒へのきめ細やかな支援ができる

ように、上富良野小学校、上富良野西小学校、上富良野中学校に引き続き「特別支援教育支援員」を配置するとともに、学校における医療的ケアの実施体制を継続してまいります。

通級指導教室については、小学校と中学校の連携による学びの接続が図られるよう努めてまいります。

次に「国際理解教育の充実」について、教育活動全体を通して、他国の文化や考え方に触れる機会を大切にするとともに、本年度も外国語指導助手（ALT）を小学校・中学校に配置し、英語専科教員、英語担当教員との役割分担を明確にしながら、専門的・効果的な指導への支援を進めてまいります。

次に「情報教育の充実」について、児童生徒に対しては、9年間を通した「上富良野町情報モラル指導カリキュラム」に基づき、ICT機器の基本的操作のスキル向上及び情報モラル教育を推進します。

また、学校教育情報化推進計画（令和5年度～令和10年度）に基づき、指標ごとの年次目標達成に向けて、着実に取組を進めてまいります。

次に「キャリア教育の充実」について、児童生徒自身の成長を自己評価することを通して、自ら学ぶ力を育成するためのキャリアパスポート等の活用を推進するとともに、農業体験や職業体験学習を充実させ、学ぶことと働くことの意義を体得する活動の充実を図ってまいります。

2項目「豊かな心の育成」に係る施策項目の「道徳教育の充実」についてです。

特別の教科道徳を中核とし、学校の教育活動全体を通じて道徳性を養うとともに、福祉関係や高齢者との触れ合い体験など、地域の様々な人と関わる活動を通して、児童生徒の豊かな人間性や社会性の育成に努めてまいります。

次に「ふるさと教育の充実」について、令和4年度から改訂作業を進めてきました第12次改訂、「社会科副読本かみふらの」が完成しましたので、今後においてはタブレット端末を活用し、上富良野町の地域特色と基幹産業や自然環境を学ぶ「ふるさと学習」を進めてまいります。

次に「読書活動の推進」について、第4次上富良野町子ども読書推進計画に基づき、学校・家庭・地域における読書活動を推進してまいります。

次に、「SDGs・ESDの推進」について、現行の学習指導要領では「持続可能な社会の創り手となる児童生徒を育成すること」が求められていることから、学校の教育活動全体を通して「SDGs（持続可能な開発目標17項目）」「ESD（SDGs4番目質のよい教育をみんなに）」に関連した教育活動や環境教育の推進を図ってまいります。

次に、「体験活動の推進」について、子どもたちの豊かな人間形成のため、自然の中での様々なふれあいをはじめ、多様な体験活動を体験させることは

極めて重要であり、地域の教育資源を生かした多様な体験活動を推進してまいります。

次に「コミュニケーション能力の育成」について、授業における対話や交流場면을重視するとともに、ICT機器を活用した「対話的・協働的な学び」の実現に向けた授業改革を推進してまいります。

また、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る授業を推進してまいります。

次に「いじめ・不登校を解消する取組の充実」について、いじめは、いつでも起こり得るという認識を学校全体で共有し、「上富良野町いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校におけるいじめ対策委員会等の定期的・継続的な取組を促進してまいります。特に、「初動対応の遅滞」を招くことのないように注視してまいります。

また、児童生徒や保護者からの相談窓口として、電話によるかみふらのあんしんライン、手紙による子どもSOSミニレター、メールによる相談も継続してまいります。

不登校児童生徒数については、全道・全国ともに増加の一途をたどっている状況です。こうした状況を踏まえ、臨床（公認）心理士等専門的資格を有する人員配置を継続し、児童生徒のカウンセリングや保護者との教育相談体制の一層の充実を図ってまいります。

また、「教育支援センター」の効果的な運用を図り、不登校の児童生徒のニーズに応じた「居場所」を促進するとともに、運営にあたっては、将来の社会的自立を目指した長期的な視点で、児童生徒自身が、本来持っている力に気づき自信が持てるよう、保健福祉課や関係機関等との情報共有・連携も進め、多面的にサポートできる体制の充実を図ってまいります。

加えて、当該児童生徒と学校とのつながりが途絶えることがないように、オンライン体制を継続してまいります。

3項目「健やかな体の育成」に係る施策項目の「体力・運動能力の向上」についてです。

「全国体力運動能力・運動習慣調査」結果における体力合計点では、本町の小学生女子と中学校女子は、全国平均を上回りましたが、小学校男子と中学校男子は全国平均を下回りました。調査分析結果による各学校の体力づくりに向けた「一校一実践」が、さらに充実した取組となるよう支援してまいります。

次に、「健康教育・食育の推進」について、かみふっ子健診の結果から、養護教諭と連携・情報共有し、児童生徒の健康づくりを推進するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけていくように、栄養教諭による食育授業を引き続き推進してまいります。

また、平成19年10月から開始した「お弁当持

参の日」につきましては、物価高や保護者の負担感等を考慮し、見直しの検討を進めてまいります。

さらに、近年の熱中症や感染症予防に向けて、児童生徒の健康、安全・安心を第一に考え、引き続き健康管理の徹底に努めてまいります。

4項目「学びを支える家庭・地域の連携・協働」に係る施策項目の「家庭教育支援の充実」についてです。

児童生徒の望ましい生活習慣の定着に関する情報提供に努めるとともに、各学校、教育支援センターと連携し、いじめや不登校などに悩む子どもや保護者が、いつでも相談できる体制をさらに支援してまいります。

次に、「学校と地域の連携・協働の推進」について、コミュニティ・スクールの機能をより効果的に生かした学校運営が一層着実に進むように、「地域コーディネーター制度」について検討し、地域、学校協働活動の推進を図ってまいります。

次に、「学びのセーフティネット」について、いかなるときも学びを止めず、常に学びを保障できるよう、オンラインによる授業体制の確立のために、家庭の状況に応じ、ポケットWi-Fiの貸与を継続してまいります。

また、教育費における保護者の負担につきましては、経済的理由による就学援助を継続するとともに、保護者の負担軽減に努めてまいります。

5項目「学びを高める信頼される学校づくり」に係る施策項目の「学校段階間の連携・接続の推進」についてです。

各こども園、小学校、中学校の代表者で組織した上富良野町教育連携推進協議会の計画的な運営により、「小1プロブレム」及び「中1ギャップ」の解消を目途とする幼小連携「上富良野町のびのびプラン」、「小・中連携上富良野町ぐんぐんプラン」を組織的に継続し、推進してまいります。

また、年間を通して各こども園、各小・中学校の行事や授業等の参観により、保育・幼稚園教諭、小・中学校教諭の交流を図ってまいります。

さらに、今後の町内全体での児童数の推移を見据え、小学校教育の充実に向けた小学校間連携につきまして、上富良野西小学校と東中小学校で進めてまいります。

次に、「特色ある学校づくり」について、子どもや保護者、地域の思いやニーズを生かす教育内容の工夫・改善への支援を継続し、特認校の取組につきましては、東中地区の教育資源の活用、少数指導によるきめ細やかな指導など、特認校ならではの特色ある学校づくりを進めてまいります。

次に、「授業力・児童生徒理解力向上」について、各学校の校内研究や授業力の充実に向けた、上富良野町教育研究会への支援に努めるとともに、ICT機器を活用した実践研修や先進的な実践校視察等を

通して、ICT活用のスキルアップや授業力向上を図ってまいります。

次に、「学校施設」について、1人1台タブレット端末が導入され5年目を迎えることから、今後に向けて見直しを持った更新計画への検討に着手してまいります。

さらに、熱中症予防対策として、エアコン・スポットクーラーの冷房設備を計画的・段階的に設置してまいります。

また、急激な少子化の進行により、将来的な教育環境の在り方を検討しなければならない時期を迎えていることから、学校及び学校給食センターの施設維持管理計画につきましても、関係者の皆様と情報共有を図り、今後の方向性につきまして検討してまいります。

次に、「学校運営の改善」について、教職員の働き方についてですが、一定の成果は見られるものの、依然として超過勤務の実態があります。今年度からスタートする「北海道アクションプラン第3期計画」をもとに、「上富良野町業務推進計画」を見直すとともに、引き続き子どもに向き合う時間を確保するため、校務支援システムの活用による情報や教材の共有、スクールサポートスタッフ等の効果的な活用など、業務量の軽減化を図ってまいります。

また、部活動の地域移行に関して、学校現場の意向を尊重した地域の状況も情報収集しながら進めてまいります。

次に、「学校安全教育の充実」について、活火山十勝岳を有する本町では、自然災害がいつでも起こりうる環境にあるため、自主的に命を守る行動を身につけておくことが極めて大切であり、近年、児童生徒の生命にも影響を及ぼす温暖化に伴う熱中症への対応も共有していくことが重要であります。

熱中症対応や熊出没時の対応等の観点から、「危機管理初期対応マニュアル」の見直しを図るとともに、十勝岳の噴火発生時の対応など、緊急事態における児童生徒の安全確保に向けて、関係機関との連携を図り継続して取り組んでいくとともに、各学校の避難訓練や防犯訓練などの安全教育に対する支援に努めてまいります。

さらに児童生徒の登下校時の安全につきましては、「通学路安全推進会議」による危険箇所の確認や住民会・町内会による登下校時の「見守りパトロール」など、関係機関と連携し、地域総ぐるみで児童生徒の見守りに努めてまいります。

6項目「上富良野高等学校への総合的支援」についてです。上富良野高等学校では、十勝岳ジオパーク学習、eスポーツ同好会などの特色ある教育活動を積極的に進めてまいります。

本年度も引き続き、通学費や就学支援金、入学準備金の助成、介護職員初任者研修をはじめとする各種資格取得への支援のほか、希望者を対象にした学

校給食の提供も継続してまいります。

またこれまでと同様、地元関係各位の御協力をいただき、地元高校存続に向けて取り組んでまいります。

次に、社会教育推進目標に関連する5項目について申し述べます。

1項目「家庭と地域の教育力の向上を図り、青少年の健全育成を推進する」についてです。

家庭教育力向上と子育て支援の推進につきましては、家庭における子どもたちの人格形成に必要な基本的な生活習慣と調和のとれた心身を育むことが教育の原点であります。このことから、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や、「生活リズムチェックシート」の活用などを通して、食事や睡眠などの大切さの理解を深めるとともに、家庭教育学級など学習機会の提供や子育て研修会等との情報共有に努めるとともに、子育てサークルの活動支援として、施設利用の促進を図ってまいります。

また、町内の認定こども園、小学校等への本の読み聞かせや芸術鑑賞などの情操教育への取組など、関係機関と連携し充実を図ってまいります。

「地域の教育力向上」につきましては、放課後の児童が安全で楽しく安心して過ごせる居場所としての放課後クラブ・放課後スクールの運営を継続し、内容の工夫・充実に努めながら、子育て支援の推進を図ってまいります。

また、小・中学校接続事業として、中学校に進学する小学校6年生を対象に、町内3校の児童が交流する機会を設け、中学校進学への不安を和らげ、進学に対する期待を持つ機会となるよう、かみふつ子フレンドキャンプを継続してまいります。

さらに、青少年リーダーとして、仲間意識を育むよう「なかよしサミット」、「通学合宿」などを開催するほか、青少年海外人材育成事業として、青少年期における海外でのホームステイ等により生活・文化体験や語学研修を行い、グローバル化や価値観の多様性に対応していく人材を育成するため、中学生・高校生を対象とした海外派遣研修を引き続き進めてまいります。

団体育成につきましては、子供会やスポーツ少年団、青少年団体協議会など自主的活動を尊重し支援するとともに、スポーツ活動及び文化活動の推進を継続してまいります。

青少年の健全育成につきましては、「青少年健全育成をすすめる会」や「子ども会・育成協議会」などの教育関係団体との活動を通じて、地域と学校、教育機関が連携しながら青少年が健やかに育つ環境づくりを進めてまいります。

2項目「社会で生きる力を身につけ、持続可能な潤いのある地域づくりを推進する」についてです。

各世代における生涯学習の推進につきましては、幼児から青少年・成人・高齢者まで生涯にわたる各

世代の学習活動の検討継続と充実を図るとともに、ウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に良好な状態であること、持続的な幸福)の向上を目指し、地域資源を生かした教育活動を推進してまいります。

幼児・青少年につきましては、自然体験や生活体験、地域資源を生かしたプログラムの研究を含め、十勝岳ジオパーク推進協議会と連携し、取組を進めてまいります。

また、少子化が進む中、ジュニアリーダーの育成が課題であり、子ども会育成協議会と連携し、人材育成に努めてまいります。

成人につきましては、マイプラン・マイスタディ講座など、自主的な学習活動への支援と公民館講座の開設をはじめ、女性学級による学習機会の提供に取り組むほか、女性連絡協議会の自主的活動の支援を継続してまいります。

高齢者につきましては、「若く老いよう」を合言葉に、いしずえ大学の学びの機会を継続していくとともに、生きがいづくりとボランティア活動の促進を図ってまいります。今後も、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動や体験活動に生かし、伝えていくなど積極的に関わりを持ちながら、学びあい支え合う人づくりを進めてまいります。

図書館の運営につきましては、専門職員として地域おこし協力隊の制度を活用し、図書館司書を配置し、各世代が読書に親しめる環境として、第4次子供読書推進計画に基づき、児童書の蔵書充実や図書館まつりなどを通じ、利用促進に努めてまいります。

さらに、子どもたちの読書への関心を高めるよう、読書スタンプ帳の発行や親子が選んだ絵本を贈るすくすく絵本、移動図書活動を継続して推進するとともに、図書館職員とボランティア団体による図書館での読み聞かせ会を開催するとともに、ボランティア団体による認定こども園、小学校等での読み聞かせ活動の支援と、各年齢期に応じた推薦図書ガイドブックの配付を行ってまいります。

また、図書館の子育て支援・家庭教育コーナーの関係図書の充実を図り、子育て支援と家庭の教育力向上を進めてまいります。併せて、各学校図書館との連携事業として、図書館職員を学校に定期的に派遣し、学校図書館の運営を支援してまいります。

3項目「豊かな心と健やかな体を育むスポーツ活動を推進する」についてです。

スポーツ活動の推進につきましては、人格の形成、体力の向上や心身の健康増進を図るとともに、私たちに多くの夢や感動と楽しみをもたらし、活力に満ちた社会を形成する上で、欠かすことのできない重要な役割を果たしています。それぞれの体力や年齢に応じて、多様なスポーツや体力増進に取り組むことができるようスポーツ推進委員及びスポーツ団体

と協力して、各種スポーツ大会やスポーツ教室を支援するほか、指導者の育成に努め、青少年等のスポーツ団体の支援について検討するとともに、令和4年度から実施しております町内の高校生以下のパークゴルフ場とスキー場リフト使用料の無料化を継続してまいります。

また、学校の部活動の地域移行に向けて、学校と情報共有できるように関係団体と連携してまいります。

4項目「郷土を愛し、豊かな情操と創造を育む文化活動を推進する」についてです。

文化・芸術活動の推進につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことを目標に、文化団体や愛好者と連携し、自主企画芸術鑑賞事業などを通して、芸術・芸能・文化に触れる機会を継続してまいります。

町民芸術鑑賞事業として、芸術や音楽などに接する機会に触れられる芸術鑑賞会を実施するとともに、文化活動に参加する機会拡充のため引き続き文化教室を支援し、青少年等の文化芸術活動の支援について検討してまいります。

また、町民の皆様が心の豊かさを求めて活動を行っている文化芸術活動団体の発表の場として、総合文化祭や富良野地区文化団体交流会への参加など、発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承・発展を目指してまいります。

郷土館等の運営につきましては、専門職員として学芸員の確保に向けて検討するとともに、ふるさと学習に活用が図られるよう郷土館ホームページの収蔵資料による情報提供や郷土歴史を探訪する研修会、総合文化祭に郷土館特別展を開催し、郷土館・開拓記念館に訪れ、郷土に触れる機会の充実を図ります。

また、郷土館は、十勝岳ジオパーク拠点施設として、ストーリー「十勝岳泥流のつめ痕に北の大地を切り拓く」を伝えるため、展示内容のさらなる見直しを行い、十勝岳と共生する町の歴史についての造詣より深めていただけるよう努めてまいります。

なお、郷土館は、建築後46年経過しているため、施設内における改修を検討するとともに、令和7年度十勝岳ジオパーク認定更新に向けて整備計画を進めてまいります。

5項目「生涯学習社会の実現を目指し、生きがい環境づくりを推進する」についてです。

社会教育活動の推進につきましては、いつでも・どこでも・だれもが社会教育活動ができるよう情報共有の充実に向けて努めていくとともに、人とのつながりを中軸に仲間づくり・地域づくりによる持続可能なコミュニティ活動を支援してまいります。

社会教育施設の基盤整備につきましては、町民の社会教育活動の核となる、社会教育総合センターアリーナ天井の耐震化及びLED化につきましては、

喫緊の課題と認識しておりますが、令和5年6月に社会教育総合センターコミュニティ施設内のタイルが一部剥離したことから、施設管理上の修繕優先を判断し、実施計画を見直しましたことから、アリーナ天井等の修繕は令和7年度以降に整備できるよう進めてまいります。

また、地域住民の社会活動としての分館施設整備につきましては、各地域の要望に対しまして、協議・検討を進めてまいります。

また、B&G海洋センターのプールシート、LED照明、鉄骨塗装の整備につきましては、B&G財団の助成を受けて更新してまいります。

パークゴルフ場につきましては、令和5年度から大量整備を年次計画に基づき進めており、初年度1コース目につきまして改善の成果が見られましたことから、引き続き2コース目の芝生等の現状を踏まえながら、良好なコースとなるよう引き続き整備を進めてまいります。

今後においても、利用者が利用しやすい各種施設の維持管理に努めるとともに、ニーズの多様化に対応するため、各団体や地域の御意見を伺いながら、維持管理の向上と有効利用が図られ、多くの方が安全で安心して利用できる環境づくりに努めてまいります。

以上、令和6年度の教育行政執行方針に関する主要な方針について申し上げます。

上富良野町教育委員会として、家庭・学校・地域・行政による連携をこれまで以上に深めながら、町の豊かな資源を学校教育、社会教育のそれぞれの場面で効果的に活用し、学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを実感できる教育の実現を図ることにより、生涯を通じて「主体的に学び続ける意欲」と「持続可能な地域づくりを担う人材育成」に取り組んでまいります。

町民の皆様及び議員各位並びに関係機関、団体の皆様の御協力を心からお願い申し上げ、令和6年度の教育行政執行方針といたします。

令和6年3月4日、上富良野町教育委員会。

○議長（中澤良隆君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は、11時といたします。

午前10時41分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について、関連がございますので、財政調整基金の一部支消、公共施設整備基金の一部支消及び十勝岳と共生するまちづくり応援

基金の一部支消についてを一括して説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） 先ほど、町長から令和6年度の町政全般の執行における基本的な方針について、また、教育長からは教育行政の方針について、それぞれを述べられました。

その方針等に沿いまして編成いたしました令和6年度の各会計予算のうち、まず一般会計予算の議決対象項目の部分について御説明申し上げます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開きください。

議案第1号令和6年度上富良野町一般会計予算。

令和6年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ78億7,000万円と定める。

第2項、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億円と定める。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款町税費10億5,979万2,000円。

2款地方譲与税1億3,950万円。

3款利子割交付金70万円。

4款配当割交付金350万円。

5款株式等譲渡所得割交付金310万円。

6款法人事業税交付金2,260万円。

7款地方消費税交付金2億7,670万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金5,800万円。

9款環境性能割交付金900万円。

10款地方特例交付税560万1,000円。

11款地方交付税30億9,300万円。

12款交通安全対策特別交付金120万円。

13款分担金及び負担金1,194万8,000

円。

14 款使用料及び手数料 1 億 3,911 万 3,000 円。

15 款国庫支出金 10 億 4,100 万 9,000 円。

16 款道支出金 6 億 557 万 7,000 円。

17 款財産収入 2,028 万円。

18 款寄附金 2 億 3,000 円。

19 款繰入金 5 億 4,920 万 5,000 円。

20 款繰越金 6,000 万円。

21 款諸収入 2 億 4,747 万 2,000 円。

22 款町債 3 億 1,670 万円。

歳入合計、78 億 7,000 万円となっております。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款議会費 6,527 万 1,000 円。

2 款総務費 10 億 8,348 万 6,000 円。

3 款民生費 18 億 6,486 万 6,000 円。

4 款衛生費 11 億 4,349 万 6,000 円。

5 款労働費 68 万 5,000 円。

6 款農林業費 4 億 2,822 万 6,000 円。

7 款商工費 2 億 268 万 7,000 円。

8 款土木費 9 億 9,493 万 6,000 円。

9 款教育費 4 億 2,601 万 5,000 円。

10 款公債費 8 億 1,227 万 8,000 円。

11 款給与費 8 億 2,805 万 4,000 円。

12 款予備費 2,000 万円。

歳出合計、78 億 7,000 万円となっております。

6 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表につきましては、債務負担行為を設定しております一般廃棄物最終処分場延命化検討業務など 3 事業について、その期間及び限度額を記載しております。

それぞれ事業期間に応じまして経費を計上し、事業を取り進めてまいります。

7 ページを御覧いただきたいと思います。

第 3 表につきましては、地方債の限度額を延べ 20 件、3 億 1,670 万円と定め、各項目の起債の方法、利率及びその償還方法等について記載しております。

特に、将来の財政見通しが不透明なことから、できる限り後年度負担の抑制を図るよう、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事業及び緊急性、必要性の高い事業に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、令和 3 年度より指定を受けた、財政上の特別措置である過疎債について、ハード事業としてこどもセンター整備事業など 9 事業、また、町単独ソフト事業としてラベンダーハイツ事業特別会計繰り出しなど 8 事業に対して発行を見込んでおります。

加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されている臨時財政対策債についても、引き続き所要額を計上しております。

次に、令和 6 年度一般会計予算に併せ、一括上程いただきました議案第 27 号上富良野町財政調整基金の一部支消について、議案第 28 号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について及び議案第 29 号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について、その要旨を御説明申し上げます。

このたびの令和 6 年度一般会計予算につきましては、歳入におきましては、町税では令和 5 年度課税状況に基づき、個人住民税、環境性能割、たばこ税を除く法人町民税や固定資産税等の増を見込んでおり、町税全体としては前年対比 0.8% を見込むとともに、地方交付税や臨時財政対策債におきましても、地方財政計画で示された内容を勘案するとともに、令和 5 年度の実績交付額を参酌した結果、地方交付税の振替措置である臨時財政対策債を含む実質的な交付税総額といたしましては、前年対比 0.4% の減額を見込んだところであります。

また、他の交付金や繰越金を含めた一般財源総額につきましては、病院建設に係る医療機器整備の財源として、病院事業会計に特定防衛施設周辺整備調整交付金の多くを充てたことから、昨年度から若干の減額となったところでございます。

一方、歳出においては、これまで進めてきました安全・安心な暮らしの確保、地域の魅力向上への取組、地域経済の活力再生に向けた各種施策を継続することはもとより、新たに実施する事業の判断においては、政策調整会議における事前評価により、各種地域振興策への対応をはじめ、今後の新こどもセンター及び病院建設の償還費に備えた当初予算における減債基金 1 億円の積立ての確保を図ったほか、他の公共施設や公共インフラの老朽化に伴う長寿命化対策に要する費用を確保するよう、所要額を措置したところでございます。

これらを見込んだ収支の財源調整については、各目的基金からそれぞれ支消目的に沿った繰入れにより対応したところですが、その中で公共施設整備基金については、緊急性や必要性の高いクリーンセンター設備改修、町立病院建設に伴う町からの出資金、B&G 海洋センター整備事業など、多額の費用が必要となる施設の老朽化対応等の財源に充てるため、また、十勝岳と共生するまちづくり応援基金につきましては、これまでふるさと応援モニター事業として町に寄せられた寄附につきまして、その寄附者の意向に沿いまして、十勝岳と共生するまちづくり応援基金に積立てたものについて、十勝岳ジオパークの拠点施設であります郷土館の整備事業及び十勝岳を核としたロケツーリズムの推進等の財源として活用したところであります。

また、継続する物価高騰、エネルギー高騰、労務

単価の増、また、これらに附随して委託経費、工事費等の上昇等の影響による経費の増大から、財源調整のための財政調整基金の一部を支消することで、最終的な財源調整を図りまして、令和6年度予算を調整したところです。

このようなことから、上富良野町財政調整基金、上富良野町公共施設整備基金及び十勝岳と共生するまちづくり応援基金の各基金条例の規定に基づきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

以下、主要議案につきまして朗読をし、説明といたします。

まず、議案第27号を御覧いただきたいと思ます。

議案第27号上富良野町財政調整基金の一部支消について。

上富良野町財政調整基金の一部を次により使用するため、上富良野町財政調整基金条例第6条第3号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1億5,000万円。

2、使用目的、その他やむを得ない理由により生じた経費。喫緊な地域課題に向けた財政上の財源に充てるため。

3、使用年度、令和6年度。

次に、議案第28号を御覧いただきたいと思ます。

議案第28号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について。

上富良野町公共施設整備基金の一部を次のように使用するため、上富良野町公共施設整備基金条例第6条2号の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、2億8,500万円。

2、使用目的、公共施設の更新及び改善に多額の経費を必要とするため。

3、使用年度、令和6年度。

議案第29号を御覧いただきたいと思ます。

議案第29号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について。

十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部を次により使用するため、かみふらのふるさと応援寄附条例第10条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、1,690万円。

2、使用目的、十勝岳噴火災害の歴史を後世に伝える事業及び十勝岳ジオパークの取組の財源に充てるため。

3、使用年度、令和6年度。

以上で、令和6年度上富良野町一般会計予算の議決対象項目及び各基金の支消議案の説明といたします。

○議長（中澤良隆君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（山内智晴君） 続きまして、議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計及び議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明を申し上げます。

予算書の8ページを御覧ください。

議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計。

令和6年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7,330万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

9ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税2億4,317万9,000円。

2款国庫支出金4万6,000円。

3款道支出金8億1,001万5,000円。

4款財産収入1,000円。

5款繰入金1億1,764万3,000円。

6款繰越金1,000円。

7款諸収入241万9,000円。

歳入合計は、11億7,330万4,000円であります。

10ページを御覧ください。

2、歳出。

1款総務費4,282万7,000円。

2款保険給付費7億6,489万5,000円。

3款国民健康保険事業費納付金3億3,172万3,000円。

4款財政安定化基金拠出金1,000円。

5款保健事業費1,922万2,000円。

6款基金積立金1,000円。

7款公債費9,000円。

8款諸支出金65万4,000円。

9款予備費1,397万2,000円。

歳出合計は、11億7,330万4,000円であります。

次に、11ページをお開きください。

議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

令和6年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,653万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

12ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料1億2,684万1,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款繰入金6,194万2,000円。

4款繰越金1,000円。

5款諸収入774万6,000円。

歳入合計は、1億9,653万1,000円であります。

2、歳出。

1款総務費1,140万3,000円。

2款広域連合納付金1億8,501万6,000円。

3款諸支出金11万1,000円。

4款予備費1,000円。

歳出合計は、1億9,653万1,000円であります。

以上で、議案第2号令和6年度の上富良野町国民健康保険特別会計予算及び議案第3号上富良野町後期高齢者医療特別会計の議決対象項目の説明といたします。

○議長(中澤良隆君) 次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(深山 悟君) 続きまして、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

予算書の13ページをお開きください。

歳入であります。介護保険料につきましては、被保険者数を3,389人、前年比14人増と、収入見込みを立てております。

国、道の支出金及び支払基金交付金につきましては、介護給付費、調整交付金、地域支援事業交付金を各制度により計上し、また、一般会計繰入金につきましても、介護給付費、地域支援事業、低所得者の保険料軽減強化に伴う公費負担をルールどおりで計上しているところでございます。

次に、歳出であります。保険給付費につきまし

ては、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、特定入所介護サービス等々を令和5年度の実績見込みを参酌しまして、1,914万円増額で計上しているところでございます。

また、地域支援事業につきましても、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業、包括的支援事業・任意事業を令和5年度の実績見込みを参酌いたしまして、18万1,000円減額で計上しているところでございます。

以下、議案を朗読し説明といたします。

なお、議案説明につきましては、議決項目のみ御説明申し上げ、予算の事項別明細書につきましては、省略させていただきますので、御了承いただきたいと思います。

13ページでございます。

議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算。

令和6年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,935万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

続いて、14ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款介護保険料1億9,506万円。

2款分担金及び負担金34万円。

3款国庫支出金2億6,761万円。

4款道支出金1億5,313万3,000円。

5款支払基金交付金2億6,919万1,000円。

6款財産収入1,000円。

7款繰入金2億2,768万円。

8款繰越金1,000円。

9款諸収入633万6,000円。

歳入合計、1億1,935万2,000円でございます。

続いて、15ページを御覧ください。

2、歳出。

1款総務費5,546万5,000円。

2款保険給付費9億7,869万円。

3款地域支援事業費8,403万4,000円。

4款特別給付費6万円。

5款基金積立金1,000円。

6款諸支出金10万2,000円。

7款予備費100万円。

歳出合計で、11億1,935万2,000円でございます。

以上で、議案第4号令和6年度介護保険特別会計予算の説明といたします。

御審議いただき、御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） 続きまして、議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、朗読をもちまして御説明申し上げます。

予算書の16ページをお開きください。

議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

令和6年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,522万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3,000万円と定める。

17ページを御覧ください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款サービス収入2億8,035万3,000円。

2款使用料及び手数料2万4,000円。

3款道支出金35万6,000円。

4款財産収入1,000円。

5款寄附金1,000円。

6款繰入金6,846万5,000円。

7款繰越金600万円。

8款諸収入2万6,000円。

歳入合計、3億5,522万6,000円です。

18ページを御覧ください。

2、歳出。

1款総務費2億1,090万2,000円。

2款サービス事業費1億4,144万3,000円。

3款基金積立金1,000円。

4款公債費188万円。

5款予備費100万円。

歳出合計、3億5,522万6,000円です。

以上、議決項目の部分についての説明といたします。

○議長（中澤良隆君） 次に、水道事業会計予算、簡易水道事業会計予算並びに公共下水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（菊地 敏君） 続きまして、一括上程いただきました議案第6号令和6年度上富良野町水道事業会計予算、議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算、議案第8号令和6年度上富良野町公共下水道事業会計予算につきまして、議決対象項目について御説明申し上げます。

19ページを御覧ください。

議案第6号令和6年度上富良野町水道事業会計予算。

（総則）。

第1条、令和6年度上富良野町の水道事業会計の予算は、次の定めるところによる。

（業務の予定量）。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号給水戸数、3,935戸。

第2号年間総給水量、68万836立方メートル。

第3号1日平均給水量、1,865立方メートル。

第4号主な建設改良事業。

イ、配水管布設工事1億103万5,000円。

ロ、電気計装設備更新工事5,390万円。

ハ、給水器検満工事1,534万2,000円。

（収益的収入及び支出）。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益1億5,913万7,000円。

第1項営業収益1億4,631万3,000円。

第2項営業外収益1,282万4,000円。

支出。

第1款水道事業費用1億5,913万7,000円。

第1項営業費用1億4,383万4,000円。

第2項営業外費用782万4,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費747万7,000円。

（資本的収入及び支出）。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,520万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金4,067万4,000円、当年度分損益勘定留保資金1,452万7,000円で補填するものとする）。

収入。

第1款資本的収入1億5,492万円。

第1項企業債1億4,360万円。

第2項負担金637万円。

第3項他会計負担金495万円。

支出。

第1款資本的支出2億1,012万1,000円。

第1項建設改良費1億7,864万3,000円。

第2項企業債償還金3,147万8,000円。

20ページをお開きください。

(企業債)。

第5条、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的を上水道事業とし、限度額を1億4,360万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の款の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号職員給与費2,436万9,000円。

(棚卸資産購入限度額)。

第8条、棚卸資産の購入限度額は766万円と定める。

続きまして、簡易水道事業会計予算につきまして御説明いたします。

21ページを御覧ください。

議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算。

(総則)。

第1条、令和6年度上富良野町の簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号給水戸数、293戸。

第2号年間総給水量、7万105立方メートル。

第3号1日平均給水量、192立方メートル。

第4号主な建設改良事業。

イ、配水管布設工事284万4,000円。

ロ、電気計装設備更新工事5,390万円。

ハ、量水器検満工事21万円。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款簡易水道事業収益8,391万8,000円。

第1項営業収益1,272万3,000円。

第2項営業外収益6,881万8,000円。

第3項特別利益237万7,000円。

支出。

第1款簡易水道事業費用8,391万8,000円。

第1項営業費用7,319万2,000円。

第2項営業外費用559万4,000円。

第3項特別損失5万円。

第4項予備費508万2,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,572万円は、消費税資本的収入収支調整額508万2,000円及び引継金21万8,000円及び当年度損益勘定留保資金2,042万円を補填するものとする)。

収入。

第1款資本的収入8,165万8,000円。

第1項企業債5,530万円。

第2項負担金141万4,000円。

第3項他会計負担金2,494万4,000円。

22ページをお開きください。

支出。

第1款資本的支出1億737万8,000円。

第1項建設改良費5,731万7,000円。

第2項企業債償還金5,006万1,000円。

(特例的収入及び支出)。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ32万8,000円及び205万2,000円である。

(企業債)。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。(償還の目的を簡易水道事業とし、限度額を5,530万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります)。

(一時借入金)。

第6条、一時借入金の限度額は5,530万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(他会計からの補助金)。

第8条、簡易水道事業に隔てるため、一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、4,110万3,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第9条、棚卸資産の購入限度額は26万2,000円と定める。

続きまして、上富良野町公共下水道事業会計の予算につきまして御説明いたします。

23ページをお開きください。

議案第8号令と6年度上富良野町公共下水道会計予算。

(総則)。

第1条、令和6年度上富良野町の公共下水道事業の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号処理戸数、3,100戸。

第2号年間の有収水量、75万8,700立方メートル。

第3号1日の平均有収給水量、2,079立方メートル。

第4号主な建設改良事業。

イ、根幹的施設建設工事委託3,500万円。

ロ、污水管新設詳細設計委託800万円。

ハ、污水管新設工事2,000万円。

ニ、公設ます新設工事600万円。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款下水道事業収益3億6,842万7,000円。

第1項営業収益1億3,885万2,000円。

第2項営業外収益2億2,957万3,000円。

第3項特別収益2,000円。

支出。

第1款下水道事業費用3億6,842万7,000円。

第1項営業費用3億3,195万7,000円。

第2項営業外費用1,408万4,000円。

第3項特別損失1,897万5,000円。

第4項予備費341万1,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,973万3,000円は、消費税資本的収支調整額340万1,000円及び引継金55万9,000円及び当該年度損益勘定留保資金8,577万3,000円で補填するものとする)。

収入。

第1款資本的収入1億6,795万1,000円。

第1項企業債6,440万円。

第2項他会計出資金7,195万8,000円。

第3項補助金等3,150万円。

第4項負担金9万3,000円。

24ページをお開きください。

支出。

第1款資本的支出2億5,768万4,000円。

第1項建設改良費6,900万円。

第2項企業債償還金1億8,868万4,000円。

(特例的収入及び支出)。

第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払いの金額は、それぞれ1,312万円及び1,256万1,000円である。

(企業債)。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的を公共下水道事業とし、限度額を6,440万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法は、表内表記に定めるものであります。

(一時借入金)。

第6条、一時借入金の限度額は6,440万円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。

第1号、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費2,432万8,000円。

(他会計からの補助金)。

第9条、公共下水道事業に隔てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1億1,570万7,000円である。

以上で、議案第6号令と6年度上富良野町水道事業会計予算、議案第7号令と6年度上富良野町簡易水道事業会計予算、議案第8号令と6年度上富良野町公共下水道事業会計予算につきましての議決対象項目についての説明といたします。

○議長(中澤良隆君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 続きまして、議案第9号令と6年度上富良野町病院事業会計予算につきまして、議決項目について御説明申し上げます。

25ページをお開きください。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第9号令と6年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、令和6年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

第1号、業務量。

イ、病床数、一般病床、39床。

ロ、定員数、介護保険施設入所、32人。

ハ、患者数、年間3万3,600人、1日平均126人。

入院患者、一般病床、年間9,100人、1日平均25人。

外来患者、年間2万4,500人、1日平均101人。

ニ、入所者数、介護保険施設、年間1万650人、1日平均29人。

第2号、主要な建設改良事業。

イ、町立病院改築整備事業、45億8,207万7,000円。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益10億1,370万2,000円。

第1項医業収益5億8,568万2,000円。

第2項医業外収益、2億7,093万2,000円。

第3項介護保険施設事業収益、1億5,708万8,000円。

支出。

第1款病院事業費用10億1,370万2,000円。

第1項医業費用8億4,587万1,000円。

第2項医業外費用1,073万2,000円。

第3項介護保険施設事業費用1億5,708万8,000円。

第4項特別損失1,000円。

第5項予備費1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入45億9,178万5,000円。

第1項出資金1億5,921万1,000円。

第2項補助金5億7,887万4,000円。

第3項企業債38億5,370万円。

支出。

第1款資本的支出45億9,178万5,000円。

第1項企業債償還金730万8,000円。

第2項建設改良費45億8,207万7,000円。

第3項奨学資金貸付金240万円。

(企業債)。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

町立病院改築整備事業、(建設工事、外構工事、地中熱設備導入工事、工事監理業務、医療機械及び什器備品費購入等)に係る限度額を38億5,370万円とするほか、起債の方法、利率、償還の方法については、表に定めるところであります。

(一時借入金)。

第6条、一時借入金の限度額は24億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

第1号、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

第1号、職員給与費6億6,912万9,000円。

第2号、交際費30万円。

(他会計からの補助金)。

第9条、経営基盤強化などに要する経費に充てるための一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2,099万8,000円である。

(棚卸資産購入限度額)。

第10条、棚卸資産の購入限度額は1億2,805万7,000円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)。

第11条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、医療器械、名称、全身用X線・CT断層装置、数量一式のほか、診断用X線撮影装置一式、X線テレビシステム一式、正価格分析装置一式、一包化監査支援システム一式、オートフリーズ一式、ウェーター一式、医療テレメーター一式、介護浴槽一式、厨房機器一式、スタッフステーション用キャビネット一式。

以上、令和6年度上富良野町病院事業会計予算の議決項目につきまして御説明といたします。

○議長(中澤良隆君) ここで、若干早いようですが、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、午後1時、よろしく願います。

---

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

---

○議長(中澤良隆君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暑い方は、上着を取っていただいて結構です。

これより、質疑に入ります。

これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の執行方針に限ったものといたします。

なお、質疑の回数は、議会運営に関する先例により概括的範囲とし、1人1回限りといたします。

これより、質疑をお受けいたします。

5番金子益三。

**○5番(金子益三君)** それでは、令和6年度町政執行方針について質問をさせていただきます。

初めに、みんなが元気になる健康の町といたしまして、上富良野町立病院の今年の医療スタッフの確保について、今後、どのような対策を講じるのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援といたしまして、今年度新たに運営が始まります新こどもセンターへの職員配置についてであります。この中では、子育て支援班が対応するというところでございますが、既に昨年から国もこども家庭庁ということで、今年度は5.3兆円予算もつけていて、かなり本腰を入れている中なのですけれども、班ということになりますので、主幹対応になるのではないかなど考えますが、これらの対応で国から、さらには住民からのニーズに対応ができるのか、どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

もう一つ、ラベンダーハイツ、当面今後の見通しといたしまして、議会もこの間相当の繰入れを認めているところでございますが、今年度の運営については、どのようなめどを立てているのか、お伺いいたします。

次に、活力と交流あふれる産業の町について、現在、農業は水田活用直接支払交付金ですとか、てん菜の公益収入に対するものであったり、国の政策が非常に大きく転換していく中で、上富良野町も後継者不足が進んでおります。町の農業情勢が、新規就農者においては施設園芸を中心に営農を進めている中で、現状の大規模農業について、どのように支えて上富良野町の農地を補完していく考えがあるのか、お伺いいたします。

商工観光業におきましては、コロナ禍からの脱却がまだまだ落ち着いていない状況の中で、それぞれの補填が新分野ですとか、それから事業承継といった国の補助金が活用するところでございますが、なかなか採択が非常に難しいという現状にあります。そのような中、町といたしまして、個店の支援についてはどのような支援策・対応策を持っているのか、お伺いいたします。

次に、発展を支える生活基盤が整った町といたしまして町道の委託管理、特に冬期間の除排雪対策について、今年度どのように行うのか、お伺いいたします。

そして、ともに生き・ともにつくる町について、上富良野町の最も大切なところで、自衛隊との共存

共栄に関わるところでございます。安保関連3文書が、閣議決定から既に1年を過ぎている中で、さきの大綱においても我が町の部隊の改編が進みまして、陸上自衛隊上富良野駐屯地のさらなる増強・拡充といったものが望まれるところでございますが、新たなステージに入っている中において、どのような進展を考えておられるのか、お伺いいたします。

最後に、現在、過疎が指定されている上富良野町でございます。人口減少社会の渦中におきまして、今後、適正な人口動態を築いていくにあたりまして、将来の目標人口に対する移住人口、定住人口、これを令和6年度についてはどれぐらいを設定して進めていくのか。

以上、令和6年度の執行方針について質問をさせていただきます。

**○議長(中澤良隆君)** 町長、答弁。

**○町長(斉藤 繁君)** 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の病院のスタッフのほうですが、スタッフの募集について、令和6年度にどのような方法で募集するのかということだと思います。

町立病院の看護師のほうのスタッフは、一時募集もしていたのですが、今のところはスタッフはそろっていると認識しております。ただ、医療院の介護職のほうは、まだまだスタッフはフルで募集はされていないところですが、その前段といいますか、その前提条件となります医師の確保であります。

今、常勤医が現在のところ3名で、1名は病休ということで、実質2名で町立病院を運営しております。医師2名体制の中で介護医療院のほうを満床にというのは、医師のほうの負担がありましてなかなか難しい状態ですが、まずそこるところから、医師の確保から看護師、介護士含めてできる限り、新しく病院になりますので、一般30、介護医療院40になりますので、それが令和7年度にできるように努めていきたいというふうに。

募集方法については、これまでどおりハローワーク等、そしてそのほかのありとあらゆるといいますか、今までやったことはあらゆる手段を、考えられることを通じてスタッフは募集していきたいというふうに考えております。

次、こどもセンターにつきまして、職員の配置ということで、基本的には移転ですので、一部東児童館が合わさりますが、基本的には機能の移転ということで職員といいますか、班の体制もそのままですが、新たに指導員のほう、言葉の教室、療育のほうをされる方の新年度における採用は既に増強しております。であります。基本的には今の体制を維持して、主幹がその管理職というふうになりまして、今の子育て支援班とこどもセンターの主幹、2名体制ということで考えております。

次が、ラベンダーハイツの今年度のめどというこ

とで、特別養護老人ホームにおいては公設公営でやっていくということで、皆様にも御協力をいただきながら、ここ数年やってきましたが、特に今年からといいますか、物価・価格がエネルギー、燃料、そして人件費を含めて非常に高騰しております、民間のほうでも撤退が相次ぐなど、非常に介護の特に特別養護老人ホームの分野に関しては、非常に厳しいものがあるのかなというふうに一般的に考えております。その中で上富良野においても、介護の特別支援の養護のニーズがあるうちは、民間がなかなかできない分野は公で、公でしっかり支えていかなければならないかなというふうに考えております。

ただ、この間も一般会計のほうから繰入れを含めて多額の支援をしておりますが、今後も多分必要となるとは考えておりますが、その中でも経費の節減やもっと長い目を見た場合、今の50名の体制がいいのか悪いのかも含めて、長期的な視野も含めて、短期的なものも含めていろいろ工夫をしながら、やっていかなければならないのかなと。非常に大きな問題だなというふうに思っておりますが、私の姿勢としましては、変わらず公設公営でしっかりとここは支えていきたいと考えております。

続きまして、農政のことについての御質問にお答えしたいと思います。

町としては、議員おっしゃるとおり、施設園芸のほうに、特産物のほうにいろいろ補助金等をしっかりと支えておりますが、大規模のといった一般作をつくっておられる大規模な農業経営体の方にも支えとしては、後継者なんかも含めて、これはしっかりと支えていかなければならない。なかなか大規模の経営体の農業の皆さんは、どうしても国の制度に左右されるといいますか、今回の肥料とか燃料の高騰なんかもどうしても国が動いてくれないと、町だけでは支えきれないところがあるのですが、それでも町がしなければならぬ分野というのは、大規模農家の方でも後継者、それで農地守ということプラス大規模とはまた別に、町独自の特産品というのはホップ・メロン・ラベンダーいろいろあります。これをなくしてしまうと、せっかく今、上富良野のブランドとしてあるものをしっかりと守っていかなければならないと思いますので、大規模農家の人に対しては、それに適した町としての支援策、そして施設園芸に関しては町として応援して支えて、後継者も含めて支えていかなければならないのかなと考えております。

次に、商工観光も含めてですが、コロナ明けということでインバウンド等含めて、お客さんは去年の夏もイベントもそうだったのですが、戻ってきている感じはありますが、お客さんは戻ってきておりますが、その後遺症といいますか、そういうものはなかなか実感されていない方もいるのかなという、商工業者の中で。

確かに、冬も含めて宿泊のほうは来ているような感じもしておりますが、お客さんも多いのですが、実際のところどうなのかなというところは、聞き取り調査なんかも含めてしっかり今後の施策に生かしていかなければならないと思いますが、基本的な施策としては議員もおっしゃったとおり、新規の分野に出店とか、新しい営業方法とか、いろいろそういうものに対してはしっかりと後押ししますし、後継者、新規出店される方に対してもしっかりとサポートをしていって、底上げといいますか、コロナからの回復は商工業も含めて図っていければなというふうに考えております。

次、町道の除雪体制ということで、令和6年につきましてということですが、令和5年の12月に補正予算をさせていただきまして、1台といいますか、一つのチームでいろいろプラスアルファで、除雪を今シーズンはいたしました。その体制を引き続き令和6年についても、続けていきたいなというふうに考えております。

次、続きまして自衛隊の拡充ということで、なかなか自衛隊は議員おっしゃったとおり、令和4年、去年の12月に新しい安保の3文書が閣議決定されたといういろいろ動きがあって、北海道、上富良野も含めていろいろな再編がなされている中、その3文書の中でも隊員はどうしても西方にというふうにはなっておりますが、しっかりと北海道の役割というのも明記されておまして、訓練の道場ということで、訓練道場ということで上富良野は弾薬庫もそうですが、演習場が比較的大きな演習場がありますので、そこは2師団の部隊のほかにも全国から、そして日米共同も含めて300日以上稼働率がありまして、多くの方が来られております。

しっかりと演習場の活用、訓練道場としての役割も果たしてほしい、果たせるように演習場の強化も含めて、駐屯地のみならず演習場の強化、そして多田弾薬庫もありますので、その辺のことを防衛省のほうにPRといいますか、上富良野のよさを伝えて、ぜひ部隊が配置される場合は北海道の真ん中という非常に利点もありますので、ぜひ上富良野に新展といいますか、新しく部隊編成があれば上富良野を念頭においてもらいたいということで、防衛省のほうには要望していますし、今後もしっかりと要望していきたいと考えております。

最後ですが、過疎、定住移住の目標をある調査によりますと、何十年後かには、20年後ぐらいですか、大体上富良野では7,000弱ですね、人口がなるのではないかと。調査もありますけれども、その中でしっかりと何らかの政策を打って、日本全体が人口減少の中で上富良野だけというのは難しいかもしれませんが、それでもしっかりと人口定着・定住してもらうような政策というのをもちろん首都圏や大都市から来てもらうPRして、上富良野のよさ

をPRして来てもらうというのもそうなのですが、先ほどの話とも重なりますが、大きな職場として駐屯地もございますので、駐屯地の隊員の皆様はもちろん転勤で来られるのですが、そういう方がしっかりと上富良野に定住してもらう。ここは住んでもいい町だ、住みやすい、そういうふうに思ってもらう施策が非常に重要なのかなというふうに考えております。

子育て、定年退官後の再就職なんかも含めてしっかりと、そういうものがあると、上富良野に住もうかなというふうに思ってもらえますので、そういうことも含めて広い意味で移住定住は進めていかなければならないと思いますが、特に令和6年において何を目標にしているかとか、そういう数値は特に目標にはしておりません。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 最初に、町長に質問いたします。

近年は、非常に引き続き新聞等の報道では、物価高だということが叫ばれています。そういう意味では、多くの町民・住民また同時に多くの業種の方々が、この物価高で非常に苦慮しているという状況が見受けられます。そういう意味では、行政においては町民の暮らしを支えるための具体的な対策が必要かというふうに思いますが、この点についてはどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

次に、お伺いしたいのは人口減少対策であります。

今、人口減少が社会問題となっています。一部報道では2050年においても、上富良野町では約5,000人になるのではないかとという報道もされております。この前提は、あくまでも何もしなければという前提であります。そうならないためにも町の具体的な対策が必要かというふうに思います。そういう意味では、企業誘致や定住移住も含めて子育て支援も含めながら、具体的にどのような対策を講じられようとしているのか、お伺いいたします。

次に、産業の育成についてお伺いいたします。商工業に至っても、物価高騰という状況の中において、非常に苦慮しているという状況であります。例えば、物価が上がったけれども、また近年人件費が、賃金上げないと雇用に結びつかないと。かといって、賃金も上げることができないという、こういう切実な要望が現場では出されています。

また、同時に農業に至っては、国が進めてきたこの間の自給率の削減という形の中で、日本の農業、上富良野町の農業が大きな痛手を被るという状況になっています。そういう意味では、きっちりとした農業や商業、また担い手を育成するような支援体制がなければ、この上富良野町の町、人口もそうですが、産業そのものが育たなくなるという状況になってはいけません。そういう意味では、今後、産業を

育てるために町の活性化のためにも、町長はどのようなことをされようとしているのか、お伺いいたします。

また同時に、上富良野町に来て、立ち寄れる場所がないということがよく言われています。そういう意味では、上富良野町に来てよかったと、もう一度、上富良野町に行きたいというような声を多くの町外から来る人たちを誘い込むような、そういった仕組みというのが必要かというふうに思います。

代表的なことと言えば道の駅等がありますが、また同時に、上富良野町のブランドを育成する。地元のリソースを生かしたそういったものを育成しながら、道の駅や町外から多くの人を来てもらって魅力を発掘して、それを提供するというような仕組みづくりが非常に大事かと思いますが、この点についてお伺いいたします。

次に、お伺いいたしますのは、引き続き「泥流地帯」の映画化を進めるということですが、私はやめるべきだというふうに思っております。こういうところに職員の力を、また、お金を注ぎ込むのであれば、困っている住民のこういったところにこそ、しっかりと支援体制を充てるべきだと思います。泥流地帯映画化、今後も進めようとしているのか、その理由についてお伺いいたします。

次に、平和の問題についてお伺いいたします。

今、国のほうで安保3文書が出されました。しかし、この安保3文書の根底にあるのは、台湾有事等を想定したという状況の中で、アメリカと一体となって日本が「他国に攻め入ることができる」と、そのために多田弾薬の増強、また同時に装備の増強という形の非常に危険な動きがあるという状況を、町長自身が御存じなのでしょうか。

安保3文書というのは、非常に危険な中身であるということだというふうに思いますが、この点についてどのようにお考えなのか。

さらにお伺いしたいのは、今、有事という形の中で、部隊の再編が逐次行われて、今年度もまた部隊の再編が行われて、人口が減少するという動きもあります。しかし、同時にここで見なければならぬのは、危険な状況と裏腹な矛盾に満ちた自衛隊増強、隊員増強だということを考えたとき、しっかりと地に足をつけて、この町の人口をどのように増やすために、どう対応するのかということが、より問われているものだと思います。

また同時に、私が訴えたいのは、退職される自衛官の持っている強みを生かしながら、町のいろいろな労働不足等にも貢献できるような、そういった対策も必要かというふうに思います。

私は、今、起きているロシア・ウクライナの問題、ロシアは絶対他国に侵略してはいけません。また、いろいろな問題がささやかれておりますが、私はあくまでも国連憲章に基づいて、対話と外交努力によ

って問題をきっちりする、その動きが世界でも広がるという状況になっておりますので、このことをしっかりと進めるべきだというふうに思います。

次に、教育問題についてお伺いいたします。

教育長は、この間の中で私は学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさ、これが非常に失われてきているのではないかと、薄くなってきているというふうに言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そういう状況の中で職員の働き方改革というのが、非常に大きな問題ではないかというふうに思っております。私、いろいろ聞きましたら、学校の大小に関わらず個別の対応が必要だと。いろいろなカリキュラムがあって、それに対応するのは非常に難しくなっているのだという話が聞かれます。

そういう意味では、子どもたちに丁寧な指導、そして分かりやすい、学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさを本当にお互いがきちっと受け止められるような環境のためにも、教員の確保がどうしても必要だと思います。この点、どのようにお考えなのか。

また、今、支援サポートという形で配置されておりますが、あくまでも支援であって、専門的な免許を持ったという方がおられないかというふうに思いますので、教員の減少の代替には決してなり得ません。だけれども、重要な役割を担っています。そのことを考えたときに、きっちりとした教員の確保というのが大事だと思います。また同時に、不登校問題という問題でも初動の対応は非常に大事だということを伺って、答弁されております。

また一方で必要なのは、不登校になる原因というのは様々です。いじめだとかに始まって、家庭環境からも含めて、非常に重要な問題がたくさんあります。そういう意味では、不登校問題等においても併せて本人の支援と同時に、家庭環境、家族を支える支援体制というのが、どうしても必要になっているのではないかとこのように思いますが、これらの点について、町長及び教育長に答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、物価高騰対策ですが、物価高騰が続いておりますして低所得者の人が、特に低所得者の人が大変だというふうに私も思っております。インフレはずっと、インフレが年々続いていくというのは、経済成長していくのでそうなのですけれども、その中で当然インフレになっていけば給料も上がるし、税収も上がっていくのですけれども、それに取り残される人、当然、低所得者ということであるかと思いません。

そういうところをしっかりとサポートしていくのが、まさに行政のセーフティネットといいますか、役割かと思っておりますので、そういうところはちゃんと

町民の生活実態というのを見たり、聞いたりして低所得者の弱者と言われる人は、経済的弱者と言われる方はしっかりとサポートしていくのが町の役割と考えております。

人口減少については、何もしなければ5,000、6,000、将来2050年に向けてなっていくという統計は出ております。何もしなければというのは、確かにそうだと思いますし、日本全体が人口減少の中で人口が上富だけ、北海道だけ増やすのはなかなか困難な中で人口減少、もちろん人口を増やす努力はするのですが、20年後とか、2050年ぐらいに人口減、5,000、6,000、7,000人になったときに、上富良野がどういうふうなはつきり言って年齢構成ですね。生産人口がどれぐらい残っているのかというのを、そこを確保しなければ、人口が減った段階で高齢者の人が多い、高齢化率が高いと、町としてはなかなか難しい、町として運営、自治体として運営していくことが難しくなっていくと思いますので、人口減の対策を打ちつつ、もしものことも考えてしっかりと生産人口を維持していく、働く人、働く場を確保していくというのは重要なことなのかなというふうに考えております。

次が、産業育成も絡んで来るのですが、その中で農業・商工業が非常に上富良野としては大きな柱、農業はそうですし、商工業も、商工観光も入れてそうかと思えます。その中で地方の小さな町で賃上げとか物価高騰で、それをなかなか価格に反映できないというのがあろうかと思いますが、物価のほうは先に上がって、価格は何年かかるのかあれですけれども、それに順次追いついていくとは思いますが、それでもそのタイムラグといいますか、それに苦しむ方というのは商工観光、特に農業なんかは自分で、売値は市場で価格が決まってしまうものですから、なかなかその辺が価格に転嫁できないというのはよく分かります。

それをどういうふうに支えていくかということですが、町としてもこれまでもやってきましたが、資材とか肥料とか飼料とかという支援が必要になった場合は、速やかにこれまでもやってきましたが、それに限らずいろいろな施策を、有効であると思われる施策は、これからは逐次タイミングを逃さずやっていきたいと考えております。

商工業にしても同じです。必要な施策がもしそのとき、その場面になってこれが有効だと考えるものがあれば、しっかりとタイムリーに実行していきたいと考えております。

立ち寄れる場所ということで、いろいろ上富良野にも立ち寄れる場所、結構あると思っております。例を挙げると、日の出公園とか、十勝岳なんかはその一つの代表的なものなのかなと思っておりますが、米澤議員がおっしゃるとおり、地場産品を買えるところがないという意味では、米澤議員の言っているとこ

るは確かに、そういう地場産品を買えるところはないというふうに考えております。

それで、私も就任から道の駅、道の駅といいますが、地場産品を売れるところですよ、そういうところは必要だというふうに訴えてきておりますし、令和6年から高規格道路の計画段階評価で、ルートが間もなく決まろうとして、机上で、図面の上ですが、決まろうとしておりますので、それに併せて決まったらすぐ動けるような情報収集はするようということで、予算は伴いませんので、執行方針の中でさらっと言葉だけなのですが、そういうふうに6年度からは動いていきたいと考えております。

続きまして、「泥流地帯」の話ですが、泥流地帯の映画化は、私が町長に就任する前からの話で、既に私が町長に就任したときには5,000万円以上ですか、既に寄附をいただいております、町としては、町は義務を負うのは、はっきり明確にこの義務があるというのは、寄附をもらった人には映画を作るように、作りますと言って寄附をもらいましたので、寄附をもらった人には明確に道義上も責任があると思っておりますので、まずは映画を作るというふうに考えております。

その中で、2社目が駄目になったときは、2社目も決定した時も私が首長ではなかったわけですが、2社目も破談になって、次、3社目ということで、これが私が町長に就任して初めてのチャンスだったのですけれども、それでも1回だけお願いしますということで、私、町長になって判断するのが、そのとき初めてだったわけですが、寄附をいただいた方に対して、やれることをやって駄目だった、そういう場合もあるかと思っておりますし、できる場合もあります。

とにかくやらないというのは、寄附をもらった人に対する義務を果たすことにならないと思っておりますので、とりあえず義務を果たす上では、3回目はチャレンジさせてもらっております。令和6年度についても引き続き、今、活動最中ですので、泥流地帯の映画化に向けて進んでいきたいと考えております。

最後は、台湾有事の話ですが、安保3文書も関連しますが、台湾有事になると日本も危ない。自衛隊があるから攻撃されるのではないかと、そういうことをおっしゃる方もいることは承知しておりますが、非常に日本の独立を守るのは自衛隊だと、自衛隊が守ると。自衛隊、いわゆる抑止力という言葉もありますけれども、対話と外交だけではなかなか難しい、国際社会においては、特に攻めるという意味ではありません。守るという意味では、非常に難しい。

日本もいろいろ領土問題抱えておりますけれども、それは戦後70年以上たっても、なかなかそういうのは難しいなど。逆の立場ですね、攻めるわけではありませんが、その分、戻っては来ておりませ

んけれども、今、実効支配している国土をしっかりと守っていくということは、国として当然、日本の独立国土・領土を守るということは、非常に重要な国としての役割だと思いますし、その支えとなっているといえますか、自衛隊も、自衛隊だけではありませんけれども、自衛隊だけではなく外交とか経済力とかもちろん必要なのですが、自衛隊を抜きにしては国の防衛とか、そういうもろもろは難しいのではないかなと思いますし、私も自衛隊が上富良野にあるということ。自衛隊の存在も、もちろん賛成ですけれども、自衛隊が具体的に上富良野にあるということ。70年近く、68年、上富良野にありますが、その中で町民と培われてきた共存共栄という共有、自衛隊と町で共有している信頼関係というのは非常に大切なものでありますし、今後もそれに基づいて退職自衛官の話も先ほど質問にありましたが、しっかりと若年退職した後もこの地域に残って就職して、地域を盛り上げていただきたいと、このように思っておりますので、自衛隊とはこの地域は切っても切れない関係にあるのかなというふうに、非常に良好な関係だと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 4番米澤議員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の教職員の働き方改革についてでございますが、議員、御質問いただきました私の執行方針に書かせていただきました、子どもたちの学ぶことの楽しさ、分かることのうれしさが、少し薄くなってきてはいないかという御質問でございますが、まず、これは基本的に学業というよりも人として私は自己肯定感を持ち、将来の夢を描ける子どもたちになっていただきたく、これは子どもだけではなく成人も私たち壮年期も高齢者も将来に向かって、この気持ちは大事だと思っております。

特に、子どもたちを学校現場で育てる教職員につきましては、子どもたちにこれを身をもって教科並びに様々な学習活動、または地域活動の中でそれをお伝えするときに、先生方の働き方改革というのは、今、文科省としても北海道教育委員会からも各通達をいただき、今年3月には町の教職員の働き方についても公表をする予定となっております。

執行方針にも書かさせていただきましたが、確かに教職員の先生方、朝早くから夜遅くまで電気がついているのは、議員皆様も御存じかと思っておりますが、各小学校においては全体を通して、中学校においては各教科、今、大変問題になっている部活動、この指導もしておりますので、大変そういうことは課題だというふうに私も認知しております。

特に、個別性の教職員への支援としましては、執行方針にも書かせていただきましたが、特別支援に対しましては道教委からも教職員は配置はされてお

りますが、1人で多数の障がいのあるお子様を見るのは、大変困難なことでございます。それによって、町としましては、これまで上小に4人、西小に1人、上富良野中学校に1人、6名、この特別支援教育支援員につきましては、町費をかけまして教職員の資格のある者、あと福祉的要素で、介護職の資格を持った者を引用し、配置をし、各クラスにその先生方がびっちしそのお子様の側面的なケアをしているところでございます。

校長会、教頭会からも、このような町からの支援により、先生方が本来業務に専念できていることの好評もいただいております。

また、町としましては、スクールサポーターの制度も活用し、学校の先生方がなかなか子どもと授業の関係の準備ができない。特に資料の印刷だったり、子どもたちの日々の生活の行動の中での様子の聞き取りだったり、そういうところをスクールサポーター制度も活用しながら、先生方のサポートを行っている実態にはございます。

これにつきましては、校長会、教頭会とも情報を共有しながら、今後においても現場を第一に考えまして、町としては支援体制は継続してまいりたいと考えております。

次に、不登校の原因に関わる内容に対しての本人だけではなく、家族へのサポート体制についての御質問でございますが、議員からも御質問いただきましたとおり、上富良野町におきまして今現在、不登校となられているお子様、これは不登校と言いましても私どもの規定の中では、30日以上継続してお休みしている方を抽出しておりますが、1月末現在で33名、小・中学校合わせていらっしゃいます。

理由は長期療養で、病気で休む方は除いておりますので、やはり議員御質問いただいたとおり、何らかの事情がありまして不登校ということで、町としては認知しております。

ただ、昨年設置しました教育支援センターの稼働により、通所への登録は既に20名を超え、また、教育支援センターのカウンセリング、先ほど議員から御質問いただいたとおり、登録して通所できる子はいいのですが、そうではないお子様も多数いらっしゃいまして、カウンセリングという形で、うちは教育支援センター職員が学校の担任、または不登校等の対応の専門教員、またそこには保護者、そしてうちの教育支援センターの職員が一堂に会しまして、情報共有を定期的に行わさせていただいております。既に私どもは30日のもちろん不登校児も大事なのですが、それにならないがための子どもたちについても実はアクセスとりまして、既にここは約50件近い数字を今カウントしているところでございます。

教育支援センターにつきましては、臨床心理士をはじめ心理カウンセラーも配置しておりますので、

ここはタッグを組んで教職員の働き方にも連動しますが、そのフォローもしながら、学校は学校できちっと子どもたちと保護者との連携をし、そして不登校になる、もしかしたらなりそうなお子様も含め、そういうときに教育支援センターがしっかりと支え、そしてその子どもたちがいつかは小学校・中学校、もしかしたら高校へ行ったときに通学できるというのが、うちの町の実績でございますので、その子どもたちが将来青年期を迎えたときに、ここに生まれてよかった、ここで教育を受けてよかったと思えるような教育行政に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 私のほうから3点、町長にお伺いいたします。

まず1点、防災についてでございます。

今年の元旦1月1日に、能登半島地震が発生いたしました。町長は、そちらの地震を目の当たりにされて、例えば災害時の広域の在り方であったりとか、また、復旧のシミュレーションだったりとか、町長御自身の中に恐らく意識であったり、お気持ちの変化というのが生じたかと思えます。

今回、先ほど述べられた執行方針の中で、そういった今後、我が町における災害時の対応等含めた町長のお気持ちの変化というのが、どの部分に盛り込まれているのか。ちょっと一読した中で、私が読み取れなかったものですから、どの部分に能登半島地震を経て、町長のお気持ちの変化というのが盛り込まれているのか。もし、盛り込んでいないよというのであれば、行間の見込められた町長の思いも併せてお伺いいたします。

2点目であります。2点目は、地域福祉に関してであります。第4次の計画、地域福祉計画、拝見させていただきました。拝見したところ、やはり私の率直な印象としては、民生児童委員に頼るところが大きいなというところが率直な気持ち、印象でございます。しかしながら、一方で、民生児童委員方なり手不足、また後継者不足という課題が当然ございます。町長も御存じかと思えます。

この第4次計画を円滑に進める上で、民生児童委員のなり手不足・後継者不足に、町長はどのように向き合っていくおつもりかお伺いいたします。

3点目は人口減少についてでございます。町民の人口が1万人を割ったということで、さきに2023年10大ニュースの2位にランキングされていることから分かりますようよ、人口1万人割は町民にとって大変ショッキングであり、関心事でもあり、やはり心配事でもございます。

私は、以前から人口減少、人口が減っても町の活力は変わらない。むしろ上げていくというために、その方策として関係人口の創出に関する取組をし

っかりとしていくべきだということを訴えてまいりました。

先ほど、述べられた執行方針の中で関係人口というワードはございませんでしたが、町長御自身、こういった人口減少という中で、関係人口創出の取組の重要性というのはどのようにお考えか。要は取組が必要か否か、もし必要だと思われるのであれば、今回の執行方針にどのような部分に盛り込まれているのか、その点お伺いをさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず防災、1月1日の能登半島沖の地震を見てどのように感じたか、そして執行方針の中で、それはどういうふうに書かれているのかという質問かと思えます。

あの震災を見て、うちと比べてどうなのかということなのですが、やはり避難、町民・住民の生命が一番優先すべきものなのだなというふうに思いました。防災訓練なんかも、避難訓練行っておりますが、あれが避難所に逃げる、住民の必要にとっては逃げる。我々としては避難所を運営するというのが、まず最初にしなければならないことでありますし、非常に重要なことなのだなというふうに。特に、避難がある一定程度時間が過ぎると、いろいろな問題も起きてきますので、そういう問題も含めて、どのような避難所運営がいいのかなというふうに、あの絵を見て思っておりました。

その後の復旧については、特にあれは地震でありますし、上富良野の場合もどんな災害が来るかわからないので、ちょっとイメージはつきませんでしたし、復旧についてもどういう復旧かと、そこまでは思いは巡らせなかったのですが、やはり何とんでも住民の方の命を守らなければならない。長期避難にも耐える、もちろんある一定の長さを超えれば、早期に仮設住宅なり、広域の避難というようなものを当然考えていかなければ、避難している方のストレスなども含めて考えていかなければならないですし、避難する方が多ければ多いほど難しい問題だなというふうに感じました。

そこが上富良野においての防災についても、それが全てではありませんが、非常に重要なところかなというふうに考えております。火山だけでなく、地震、ブラックアウトもありましたし、雨なんかも含めて、どんな災害でも避難してもらおうと、それが一番重要だと考えております。

次に、地域福祉計画ですが、議員おっしゃるとおり、民生児童委員の活躍というのが、非常に大切です。民生児童委員も含めて地域の力というか、町内会・住民会の力というのは非常に地域力というのが、一昔前に比べて、我々が小さいときから比べて

非常に落ちているのは、いろいろな物の本とか、いろいろなことで地域力というのが落ちているというのは言われておりますので、その中で民生児童委員が一人孤軍奮闘しているというのが、よく姿が見えますし、肌で感じますし、よくお話に聞かせてもらっています。

その中で人材をどう確保していくというのは、なかなか、なり手も実際皆さん忙しいので、働いている方、もちろん男女ともに働いている方多い中で確保をしていくというのは、非常に困難を極めるかもしれませんが、こちらのほうからコミュニティーの中に入っていろいろ情報を得ながら、頼める人にしっかりと頼んでいくしかないのかなと。

後で長期的に見れば、やっぱり地域の住民会・町内会などの地域力というのが上がるような施策というの、同時に何かいい方法があればとっていかねばならないのかな、そういうふうな盛り上がりの中から、民生児童委員のほか、ほかの町内会の役職なんかたくさんあると思いますので、そういうところの人材が補充・補完されていくのかなというふうに考えております。

3番目の人口減少について、活力が重要ということで、確かに人口というのは難しいです。世界の人口が100億人を超えているのは困った困った、人口が増えて困った場合もありますし、人口が減って困るという場合も、特に今、日本は減っているわけ。何が困るかという、まさに議員がおっしゃるとおり、活力、活力というのは先ほどもちょっと私も言葉に出して言いましたが、若い人、生産する人、そういう人の割合というのは非常に重要なのだなというふうに、高齢化率が非常に高くなって限界集落になってしまったら困りますし、そのためにはしっかりと若い人たちが上富良野に住んでもらわないとダメなのではないか、困るのだなと、地域の担い手がなくなるなというふうに感じております。

その中で関係人口、関係人口というのは広い意味で来てくれる人ですとか、物を買ってくれる人とか、上富のブランド化いろいろありますので、非常に経済的とか人的にもあてになるところもあるかと思えます。

特に、農産物や特産物なんかを買ってくれるだけでも経済的な関係人口というのは、非常にふるさと納税の今やっております返礼品なんかも含めて、そういう意味では関係人口というのは、経済的なことに関しては非常に重要な人たちといいますか、関係人口そういう人たちだなというふうにそれは視野にといいますか、計算に入れてどう取り込もうかというのは十分考えていった上で、10年後、20年後、30年後、人口がたとえ減ったとしても活力を失わない、労働力がしっかりと農業・商業含めて町に残るということが、自衛隊もありますし、駐屯地もありますので、そういうことがコンパクトに回ろうが

しっかりと動ける、回せる、動いていけるまちづくりを目指していくというのが非常に重要なことだと思いますし、すぐにでも今からやっていかないと、そのときになったときでは遅いと思いますので、これから進めていかなければならない。そういうことを念頭に、行政を進めていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） ほかにございますか。

11番北條隆男君。

○11番（北條隆男君） ゼロカーボンで、町長宣言いたしましたけれども、これの1点目の公用車については、町長、将来的にはどういうふうに考えているのか、全部電気自動車にするのか、それを何年度を目標にするのか。

それともう1点、LEDなのですけれども、あと6年ですか、町長が言っているのには。そういうことになると、その計画がある程度なければ前へ進まないと思うのですけれども、3年でやるとか5年でやるとか、何かその辺の考えがあるかどうか教えてください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 11番北條議員の御質問にお答えしたいと思います。

ゼロカーボンシティ宣言ですね、ゼロカーボン北海道も含めて、ゼロカーボンについての御質問かと思えます。

公用車について、電気自動車ということで、5年度で2台入れております。こどもセンターの車がそうなのですが、バッテリーの問題、行動距離とか、北海道特にこういう田舎で冬はどうなのかとかそういうのを検証しながら、全部が全部悪路に行く、工事現場とか行く場合もありますので、全部が全部重機も含めて電気にはならないと思えますが、どのぐらいならできるのかというのは、この2台の電気自動車を見ながら、今後、しっかりと計画を立てなければなというふうに思っております。

あとLEDですが、LEDはやるやると、本当はやりたいのですが、体育館の大きな照明はLEDにしたいと言ったのですが、壁の問題があつてちょっと遅れていますが、それ以外の公共の施設につきましても、特につけて点灯する時間が長いければ長いほど、電気を使っているところが長ければ長いほどLEDにすれば電気料が下がる。電気の節約になるわけで、その辺は調査結果も含めて、あと7年ということで、早急にやっていければと思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 私のほうから2点、町長に町政執行方針から一つ、あと教育長に関して一つ、お伺いします。

移住の促進に向けた取組の中で、ホームページや

SNSで情報提供を行い、行ってみたい、住んでみたいと思えるよう、内容の充実に努めますと書いてあるのですが、先日のまちづくりフォーラムに参加した、町長もいらっしゃったので分かると思うのですけれども、既に上富良野に住んでみたいとか、行ってみたいと思っている方はすごく多いような気がしていて、ただ、その先の住む場所というのが、なかなか確保できていないのかなというのが現状なのかなと思っています。

シーズンステイ住宅の提供や空き家・空き地バンクの情報を、移住者に向けて情報提供しています。これからも行いますとおっしゃっていますが、地域おこし協力隊、実際来ている方たちも家を探すのに苦労したという話をしていたので、改めて空き家・空き地対策や移住者に向けての住居の情報提供についての考えをお伺いします。

もう1点が、小学生の子がいる親として、学校教育に対してはとてもすごい満足しているのですが、体力運動能力の向上に関して、全国平均を小学生・中学生男子が平均を下回ったという結果に対して、充実した取組、支援を行っていくと書かれていましたが、私個人として小学校の運動会へ参加すると、ほとんどの競技が運動能力に関わらないで、結果がでるという競技になっていまして、これは私自身も大学で保健体育の教員免許を取り、そういう背景について学んだこともあり、全国的にこういう流れがあるのも分かっておりますし、ゲーム時間やパソコン時間の増加によって運動時間が低下しているのも分かっているのですが、一移住者としてもあり、親としてもあり、せっかく自然豊かな上富良野町に住んでいるので、子どもたちが運動をする楽しさや運動することの大切さを、改めてもっと感じてほしいなと思っています。そこで実際に、具体的な取組等があるか、体力向上に関して、もしあればお伺いいたします。お願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

移住者の上富に住みたいという方の住居問題の質問かと思えます。上富に来たいという方とかの住むところですね、シーズンステイとか、短い間であれば町もやっております。

あと、アパートを含めて空いているところはたくさんあるのですが、ただ、上富に住みたいという方の希望とのマッチングが、当然、上富が好きで山が見えるところに住みたいと、そういう希望があればなかなかそれは難しいですし、特に一戸建てになると、それもまたハードルが高いのかなというふうに考えております。そもそも一戸建ての空いているところ、古いリフォームしなければならぬということはあるかもしれませんが、来てすぐ使えるような一戸建てというのは、なかなか絶対量がな

いのかなというふうに思っております。

ただ、住むためにどんなところでもといいますか、ある一定のレベルはもちろん必要なのですが、住むために、住むところが条件さえもつと下げてくれば、民間のアパートなんかたくさん余っていますので、そういうところでもよければですねというふうに、そういうところに誘導できればなというふうに、住むところはある。ただ、条件いいところはなかなかないというところが、現状かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 7番茶谷議員の子どもの体力の育成についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町の子どもたちは、これは全国の調査でも執行方針で書かさせていただいたのですが、実は全国の体力運動能力等の調査は、小学校5年生と中学2年生を対象に毎年実施していております。まだ、茶谷様のお子様は体力測定には時間があるかとは思いますが、実はうちの町の子どもの状態は、普通が少なくて痩せか肥満が多い、これは男女ともにデータが出ております。

それは各学校の養護の先生、また、保健福祉課でも、かみふっ子健診を実施していただいておりますので、うちの町の特性についてはしっかりとこれまでの実績もありますので、分析が必要かと思いますが、特に肥満の中等度の肥満、高度の肥満、小学生・中学生とかも大変失礼だと思うのですが、この子どもたちが一体この体のつくりが何が起きているかという、まず持久力、柔軟性、筋力がないことが分かかってきております。

小学校から少年団活動、中学校では部活動ということで、大変加入率も高いですので、運動能力のある子はきちっとした測定ができるのですが、実際には体を動かすことを余りしなかった経過を実は今回教育委員会でも検証しましたところ、やはりこの4年間のコロナ禍において、子ども同士が遊びができない、外へは行けない、人と関われない、学校でも大変体育の授業を制限した経過がここ何年も実は積み重なってきたところに原因があるのではないかと、私も現場では把握しております。

それで、今、これからなすべきことは、多少コロナ、インフルエンザ蔓延する時期もあるかとは思いますが、やはり基本的には体を動かすことを子ども同士で遊びを通じてやるが必要だということで、今、学校においてはマラソン、縄跳び、あと柔軟体操も今年から取り入れて、各学校の各校一実践事業ということで取り進めていくように検討していただいております。

運動会は、さすがに保護者の方を入れての運動会が昨年からは始まったということで、私も受けた昭

和の運動会のような運動会競技にはならないのですが、やはりきちっとした日々の学校活動の中、あと学校終わった後の子どもたちの遊びの場でもきちっとした運動能力がつけられるように、うちの社会教育施設も使っていただいて、子どもたちの体力向上には努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） まず、町長のほうにお伺いしたいのが、高齢者支援ということでお願いしたいと思っております。

これはどういうことかという、昨日もちょっと議論になりましたけれども、介護支援サービスとかそういうものに関して、非常に予算がつきにくいとか、受益者がかなり負担しなければいけないというようなことで、今日言われていました後期高齢者の医療に関しても現状維持をするために、いかに予算を取るかということなのだと思いますけれども、要するに老人が生き生きと伸びやかに生きていく。この議会議員の中もそうですけれども、理事者の中にも該当される方が増えてきているのかなと思いますけれども、そういうことも鑑みまして、家にひきこもったりだとかそういうことでなく、でももってお金のかからない高齢者の支援というのはどういうものなのかということでもひとつお願いします。

教育長のほうには、非常に難しい英語という、アルファベットを並べられて、SDGsとESDということでもちょっと調べてみましたけれども、ESDというのは、2005年のユネスコのほうで持続可能な社会づくりを育む教育と、SDGsは2015年の持続可能でよりよい世界を目指す国際目標ということなのだと思いますけれども、2030年に向けて教育長としてはどのようなことを考えて、どのように進めていくのか、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

高齢者支援ということで、町でも包括支援センターを中心に、いろいろ高齢者支援を行っているところであります。介護予防ですとか、ひきこもり対策、そしてふまねつとなんかいろいろやっております。町としてはある程度といいますか、どこまですれば島田さんの思っているところまでやっているのかどうかは、島田議員の思っているところまでやっているのかどうかというのは、それは個人の要求のレベルというのがありますが、町としてはいろいろなことをやっております。

ただ、費用負担のことと、町でやっていることについての費用負担、介護保険なんかは自己負担なんかありますけれども、それらについても十分考慮しながら、今でも、今でもといいますか、十分高齢者

の支援は令和6年度も含めてやっていきたいと、やっていきますし、継続してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 9番島田議員の御質問にお答えさせていただきます。

このたびSDGs・ESDの推進についてということで、教育振興基本計画の後期には、文言として入れさせていただいたところでございます。特に、私が望む上富良野町の子どもたちに対しましては、環境教育の推進を中心と考えております。

環境といいまして自然環境だけではなく、社会環境も含めまして子どもに対する教育としましては、私どもが昭和の教育として、先生が黒板に書いたものを書き写して暗記をする教育では、これからはなくなります。全て1台1人タブレットをお渡ししているように、子ども自身が先生がある問題を提起したときに、そこからどのようなその子たちは学びを深めるのか、広げるのかが大変これが重要な授業になっております。

ぜひ議員皆様にも今の上富良野町の教育の現場を1度、授業参観もしていただければなと思っておりますが、先生はしゃべりすぎるな、子どもたちに自由に考えを、思料を、思い浮かぶ考え方を授業の時間数の中で考える力をつけさせるような時間を取るようなという形で、今、実は大きな教育現場は変革を求められております。

それに対して、私どものようなちょっと高齢の教育者は、大変感づいているところがございますが、それを実現可能とするのがSDGs・ESDの考え方でございます。今、既に学校教育現場では調べ学習としまして、長期休業期間中には家庭で様々な工作をつくるとか、また、ある学校では泥水をろ過して真水にするものを調べて、それは本当に自分でいろいろな装置をつくりながらやってみたり、それが世の中にどうやって生かせるのだとかいうのを、あと成分分析もしてみたりとか、本当に小学生の子どもがそのような考えを発想を持ち考えていたり、エネルギーをどうやって使おう。太陽光は分かるけれども、太陽光は自分たちでできないのだろうかとか、そのような学びを実践にさせていただいている現実でございます。

その子たちが、将来どのような大人になるのか、大変楽しみにしておりますが、そこから学ぶものは大変幅広く、深味のある学習だと思っておりますので、2030年とは言わず将来に向けた子どもたちには、そのような発想の大きい子どもたちに育てていただきたいというのが私の考えでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） さきに関連したような質

問もあった中ですけれども、地域おこし協力隊について、様々各所に地域おこし協力隊という文言が出てきております。農業・商業・観光においてという中で、3年の地域活動を行った任期以降に、この町に定住・定着しておられる方が過去にはそんなにいないという中で、特に農産物支援員については、この町で新規就農を目指し、上富良野を選択し、来られている方々が多いと思っております。

その中で新規就農を目指して研修されている方も含めてですが、まず農業をやるには、基本となる農地が必要だということで、何とか関係機関連携など団体と協力して手厚いサポートをして、3年間のうちに新規就農できるような体制というか、その辺のことを手厚くどう考えておられるのか、具体的にできればお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊の方で、任期終えて上富良野に住んでいる方は井上さん。この間のフォーラムのコーディネーターの井上さん1人いて、そもそもいますか、私が町長になる前の人が余りいなくて、私になってからいろいろあっちもこっちも10人ほど入れるようになりましたが、そもそも3年たっている方がそんなに数がないのと、今、来ておられる農業支援員の方はまだ3年たっていませんで、今後という話になりますが、今、井村議員がおっしゃるように、3年後には上富に残って農業に従事してほしいなという思いはあります。

タイミングよく農地が手に入るかどうかは分かりませんが、関係機関にお願いして、うまく農地が手に入れば、それにこしたことはありませんし、そうでなくても農業法人というのが町内にはあります。その従業員でその間、将来的に自分で自営されるなり、そういう目標があったとしてもその間、農業法人で働くことも決して悪いことではございませんし、一生農業法人で働きたいというそういう希望も持っている方もひょっとしたらいるかもしれません。

とにかく、上富良野の基幹産業である農業に3年任期終わった後に携わってもらえればというふうに、その中で自分が一つの経営体としてやっていきたいという希望があるのであれば、うまくそのときに関係機関と力を合わせて、農地の問題を克服できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私は、町長に対して3点、教育長に対して1点、御質問をさせていただきます。

まず1点目は、子育て支援に関して、新年度からこどもセンターをこども未来班と名前を名称変更して運用していくという話が、聞いていたけれども、

分かりづらかったのですが、これは本当に単なる名称変更にとどまるものなのか、それとも町長の何かしらの思いがあってこども未来班という名前になるのかということをお伺いいたします。

二つ目は、農林業に係るところです。特産農作物については、協力隊の配置という対応を行っているのは少し確認しましたが、後継者不足、人手不足は特産農作物に限ったことではないと理解しております。この点に関しては、令和5年度においても一般質問等でいろいろと町長と議論を交わしてきたところですが、個人的にはうまく取り組むことができれば、この点に関しては移住対策や関係人口の増加にもつながるような課題なのかなと考えておりますと議論した際には、行政としてできることを今後検討していきたいという前向きな御答弁をいただいておりますが、農業全般に係る人手不足・後継者不足に関して、令和6年度についてはどのように取り組むお考えをお伺いいたします。

3点目は、自衛隊との共生についてです。17ページです。ここに関して、隊員が働きやすい環境を図るとともに、隊員の家族の生活環境の改善、向上などを求める要望活動等を積極的かつ精力的に進めていくという内容が述べられておりましたが、私個人的には当然その要望活動において、家族の生活環境などを改善することなども可能なのかなと思っておりますが、一方で町としても隊員の家族の安心・安全な生活に対する環境の改善・向上などということを取り組む必要があり、かつ、それは隊員家族にかかわらず全ての町民が受ける恩恵につながると考えておりますが、この点、どのように隊員の子育て等を町としてはサポートしていけるとお考えなのか、お伺いいたします。

次に、教育長について御質問させていただきます。コミュニケーション能力の育成についてになります。個人的には、コミュニケーション能力の育成というのは、今の時代もこれからの時代もとても大切な能力になってくるのかなと感じるのですが、私も旧来の教育等を受けてきた人間なので、授業における対話や交流の場面を重視するというのが、なかなかそのコミュニケーション能力と授業というものがつながらなくて、イメージがしづらい上にICT機器を活用して、対話的・協働的な学びをさらに強化すると言われると、余計イメージがしづらい部分があるのですが、この点どのように授業の中でコミュニケーション能力を強化していくのか、お考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目に、こども未来班ということで、この名称はどうなのだ、いきさつはということなのです

が、そもそもこども未来班というのは、こどもセンターと称していたわけです。このこどもセンターが旭町のほうに移って、子育て支援班と一緒に入ります。建物の名前は東児童館も含めてこどもセンターという名前で、こどもセンターの中にこどもセンターがあつては困るということで、昔はこどもセンターの中に一つのこどもセンターしかなかったもので、それでよかったのですけれども、今度は子育て支援班も入りますので、こどもセンターの中に旧こどもセンターという名前、名称を変更してかぶってしまうので、こども未来班と子育て支援班ということで班が二つになりますので、こどもセンターという言葉がダブってしまうために、ちょっと不都合がありますので名前を変更いたしました。

次、人手不足ということで、農業もそうですが、農業に限らず建設・建築とかあらゆる分野で、ホテル・サービス業などもそうだと思います。人手不足というのは、全般的に大きな課題になっていると思います。農業に関して言えば、答弁させていただいたとおりなのですが、役場が仕切って人材派遣を採配してというのはなかなか難しいので、やっているところと協力しながらということで、令和6年もやっていきたいとは思っておりますが、一つの試みとして6年度計画しているのは、ラベンダーの収穫の時に何とか学生とかの力を借りられないか。

ラベンダー、8月に収穫するときには少人数で刈っていると油が飛んでしまうので、一気に刈り取って一気に蒸留しないと、それがオイルをとるのには一番いいということで、なかなか学校と連携して学生と刈りに来てもらえないか。やるかどうかはまだ、そういう考えをどうなのだろうということで内部ではもんでおまして、それはたまたまうちの蒸留釜があつて、オイルをとるといういきさつがあつてそういう話です。

全体的に一遍にこういう施策を打って、がばっと人手不足が解消する、あらゆる業種の人手不足が解消するというのは、なかなか難しいかもしれませんが、人手不足というのはなかなか解消しないので、一つずつ問題を一個一個潰してといいますか、できることをしていくのが、それしかないのかなというふうに。いろいろな人、学生なんかも含めて高齢者なんかも、高齢者事業団は農作業は最近やっていませんが、新しい高齢者事業団でなくて、高齢者だとかいろいろ町の人々の力も借りながら、何とか人手不足をうまく解消していければというふうに思っております。

次に、自衛隊関係ということで、隊員の方に対する行政サービスということで、もちろん議員おっしゃるとおり、自衛隊員ということだけではなく一般の住民としてでも住民サービスは、子育てから、高齢者向けの福祉の施策までしっかりとしたものがあるれば、町の魅力として観光産業なんかも含めて多け

れば多いほど、自衛隊員に限らず一般の人に対しても、非常に魅力的な町に映るのかなというふうに思っておりますし、プラス自衛隊員ということで特有の問題も、自衛隊員が多く自衛隊員が抱えている問題と言ったほうがいいかもしれない。

例えば、夫婦で自衛官の方は出身が両方とも上富でないという方が、そういう方が絶対自衛隊というわけではありませんが、自衛隊に多くおられて、駐屯地に多くおられるのですね。そういう問題も解決していければ、なお自衛隊の方の駐屯地の方が上富良野を愛してくれるのかなと、好きになってくれるのかなと。

例えば、両方とも自衛官の御夫妻が当直があったら、預ける場所がないという相談は去年も受けておまして、そういうところから、自衛隊に限らず奥さんが看護師とか病院勤めの場合もそういうことがあり得ますが、ほぼ自衛隊の方が共働きであれば、そういう問題に直面しておりますので、そういうことを解決していければ、自衛隊の方が多く助かるのかなと。そういう一般的なものも含めて、もちろん自衛隊向けというサービス、限定できませんので、うまい条件であれば一般の人でも利用できますので、そういうきめ細やかなサービスを子育てから高齢になるまで、リタイヤした後も使えるような施策がたくさんあれば、それをさせてくれる人がいっぱい、たくさんいれば、魅力的な町になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 教育長、答弁。

○教育長（鈴木真弓君） 12番小林議員のコミュニケーション能力の育成についての御質問にお答えさせていただきます。

コミュニケーションの育成については、今、日本における教育の中で、コミュニケーション能力をいかに子どもたちにつけていくのかは、喫緊の課題だと思っております。日本人は大変特性もありましてシャイでございまして、外国の方から見ると、自分の意見を言うというのは、やはり相手の意見を聞いてから自分の考えを、よりその方に近い状態で話すということは大変教育を受けておりますが、まず、自分の意見を言うてみるとか、自分の考えたことを話してみるというのは、大変子どもたちにとってもまだまだ課題があると認識しております。

それでここに活字にしましたのは、今、授業における対話や交流場面を重視するというのは、先ほどもほかの議員の御質問にも答えましたが、先生から問いかけますと、各子どもたちタブレットを開いて、そこに自分の思いを書きます。入力する方、ペンタッチで書く方もいます。それをまず隣とか後ろ前後の何人かで、自分はこう思ったというのを自分で話をします。先生は、そのとき誰が何を書いたか、まだ知りません。それで話をすると、僕はこう思うの

だけれども、あなたはそう思うのというのが、実はそこで対話をしていきます。

パソコンに入力をする、タブレットに入力すると、そのデータは大画面の各教室についているモニターに、全員のデータが一画面で共有できます。これがICTを活用した対話的・協働的な学びにつながっています。今まででしたら先生が紙を配り、書いたものを集めて、先生がそれを何かに打ち直して、実は子どもたちに、誰々さん、こんなことを思っていたよということではなくても、こんなことという実は打ち込んだりする作業があったのですけれども、今は一切ございません。そして、それをみんな子どもたちがスクリーンショットで全部データを残します。

そうなのだ、あのとき自分の考えていた人と同じようなことが、あなたも思っていたのだ、同調性、違うのだ、ここで違うということの勉強にもなります。それが日々の授業の中で、実は全ての授業ではありませんが、それを今、学校現場ではコミュニケーション能力の育成という一つのツールを使って勉強させていただいております。

また、英語によるコミュニケーション能力については、既に御存じのとおり、ALTを2名配置し、英語専科ということで、3、4年生は週に1時間、5、6年生は週2時間、英語専科の中学校の先生とALTが行っていますし、今、デジタル教科書で英語では、実はシステムの中でネイティブな発音もそこで学べますので、ALTがいないから英語の勉強ができないということではなくて、そこで英語の学びもできるような形で、どんどん私どもの学校現場の授業は変化しておりますので、それに子どもたちが少しでもきちんと向き合えるような、今、授業改善をしております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

再開は、2時45分といたします。

---

午後 2時29分 休憩

午後 2時45分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町政執行方針の12ページの部分2件、御質問させていただきます。

12ページ、商工業の振興について述べてございます。その中で、昨年度から上富良野産の酒米を使用した日本酒の醸造ということで記述されております。地域で作られるものの商品の付加価値を高めるということでございますが、日本酒の醸造、令和6年度どのような扱いになっていくのかと併せまして、キャッシュレス決済の拡充ということで町内消

費の喚起、こちらのほうの商店街における状況でしょうが、キャッシュレス決済の拡充を令和6年度どのように取り組んでいくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

それともう1点でございます。13ページのほうでございます。下のほうでございますけれども、新たな魅力づくりということで、三浦綾子記念文学館、映画制作者と連携した「泥流地帯」の映画化ということの取組でございます。

こちらにつきまして泥流地帯、映画化を進める会を中心とした機運醸成ということで記述されております。機運醸成について、令和6年度どのように町長取組をお考えか、お伺いしたいと思います。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の日本酒ということで、日本酒につきましては、酒米から町が作っているわけではなく、町は一応、酒蔵に上富の日本酒を作りたいということで農家さんに当たって紹介、中持をしたということで、今年の春にも、間もなく新酒ができるのかなというふうに、皆さんにお披露目できるのかなというふうに考えております。

今、農産物の6次化ということで、一人で6次化しているわけではありませんけれども、原材料の提供をして上富のお酒ができますので、この使い方ということで、普通の流通に乗せてこの辺でといいますか、購入することもできますし、できればふるさと納税の返礼品としても町としては使いたいですし、町のイベントなんかでもぜひこれを使って、上富良野、町もそうですけれども、農産物も豊富だよという、いいとこだよということをぜひPRしていきたいなど。日本酒を、まずは日本酒を使って、既存のものもあります。日本酒以外にもありますが、その中に日本酒もさらに加えて、町をPRしていければなというふうに考えております。

キャッシュレスにつきましては、コロナ禍の非接触等のそういうことのために、どうすればいいのかということでキャッシュレスを導入いたしまして、ある程度、お店のほう、個店のほうでも使えるところが増えてきたのかなというふうに考えておりますが、キャッシュレス、インバウンドなんかも含めて使えるといいますか、カード提携しているところにもよりますが、ある程度、ゼロではなくなったというふうには認識しておりますが、日本では携帯なんかの端末でやりますが、欧米ではどちらかというと、端末よりまだまだカードが主流で、完璧ではないのかなというふうに、キャッシュレスといってもなかなか難しいのかなと。

もう一つ、キャッシュレスとカードを使って、今後、どうしていくのかというふうな研究は、近隣の

町も地域通貨・ポイントなんかも含めて、これらをどういうふうにキャッシュレスを活用して地元で、地元で消費してほしいということで、地元の産業育成も含めて考えておりますので、どういう方策がいいのかなというふうなことは、常々研究していかなければならないのかなというふうに考えております。

「泥流地帯」の映画化につきましては、さきの全員協議会等でもお話させていただきました。企画のほうはでき上がっておりますので、これをもとに作ってもらえるところ、制作委員会の幹事になるところ、これを一つ一つ当たっていくほかないのかなというふうに考えております。

そのためにも町民の皆様、特に映画を作る会、進める会の皆様を含めて、それを一時的、そのほかも入って会員になっていない方も含めて、皆さんの後押しが必要だと思いますし、我々としても町民の方々の機運醸成といいますか、盛り上がりを大切に、今、佳境だと思います。誰が作ってくれるのか、そこを1点突破していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 私からは、町長の行政執行方針について、16ページの男女共同参画についてなのですが、[町の各種審議会などに女性を積極的に登用するとともに、地域や団体に女性の役員登用について働きかけ、女性がより一層活躍できる環境づくりを進めてまいります]とありますが、具体的に町長として女性を登用するか、女性を活躍できるという具体的な方策があるかをお聞きしたい。1点です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

女性の登用、女性が活躍してくれる社会というのは、人口減少においては、どうしても必要不可欠なものだと思います。女性の持つ能力というのを遺憾なく発揮してもらわなければ、人口減少社会の中では、なかなか活力が出る社会というのは実現難しいのかな、そのように思っております。

雇用機会均等法も随分昔に、かなり前にできましたが、その当時から比べて大分女性の社会進出は、相当進んだのかなというふうに考えております。共働きも増えましたし、女性の方が望めば社会で活躍できる土壌といいますか、そういうものはできていくのかなというふうに思っております。

ただ、今、湯川議員がおっしゃるとおり、この間の報道にも出ていました。民間の会社で言えば、管理職ですとか役員の方は、まだまだパーセンテージでは低いのかなと。議員にしてもそうですし、役場

の各種委員にしても、まだまだ女性の登用というのは低いのは、数字上ではイコールにはなっていない。数字上、女性の方はすごく活躍しているのですが、役員とか特定の役職については、まだまだ数字上追いついていないのかなというふうに思っております。

そういう意味では、役場と我々、町としてできることはやはり委員、各種委員において女性の方、適材の方、知見を持っておられる方たくさんおりますので、そういう方を積極的に登用していくのが役場の理事者としては、やっていかなければならないのかなというふうに考えております。

あと、ほかの町場の民間の方に、もちろんこれは強制できるものではありませんので、女性の登用について広報といいますか、PR活動なんかは、もちろん政府も含めてやってはいると思いますが、継続的に女性の力も借りなければなかなかやっていけない、女性の能力を遺憾なく発揮してもらいたい、そういう社会の実現のためにもPR活動は積極的に進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） ほかにございませんか。  
8番中瀬実君。

○8番（中瀬 実君） 私は、町長の執行方針の中で、町長に1点だけお伺いをいたします。

観光交流についてであります。

これは、今年から第3次の観光振興計画が予定をされて今年から実行されることになっておりますけれども、観光客というのはコロナの関係で、3年ほどは上富良野町に訪れる観光客が減っていたわけがありますけれども、昨年ぐらいから徐々に回復をして、いろいろなところで観光客が来るような状況になっております。そして今年に向けては、さらなる観光客が来る可能性が十分にあると認識しております。

そんな中で上富良野町には観光資源がたくさんありまして、その中でもいろいろな観光スポットもあります。私がお伺いしたいのは、この観光スポットの中でいわゆる私どもの近くにございますジェットコースターの道路の関係についてであります。

これは私も、一般質問でも町長に質問しておりますけれども、一応、この道路については駐車禁止とか、道路での写真を撮ってはいけませんよとか、そういう看板は立ててくれております。これは英語と中国語かな、書いてあります。日本語もそうであります。そんな中で、その看板を後ろに車を止めてしまします。それから、写真もそのところで撮ります。日本語分からないわけではない、外国語も表示しているのだけれども、そういう状態であります。

それは確かに努力はされていて、写真撮ったら危ないよと、道路の真ん中で危ない、車を止めてはいけませんよということ言っておりますが、それは

一向に効果がないのです。なぜそうだとすれば、今回の観光振興計画の中でも年限は規定していませんけれども、駐車場とか、そういった観光客に不便のかからないような場所をつくりたいというふうなことを書いてありました。

これは早急にそういったことをやらしてもらわなければ、非常に危ない場所でありますので、町長は、この観光振興計画の中で、こういった観光スポットの中で、ジェットコースターに限らず観光スポットのところで駐車違反、路上駐車、こういったものとか、道路の真ん中でそういった写真を撮らなくするための対策をどのような形で具現化していきたいのかということ、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 8番中瀬議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光客のインバウンド等の回復に伴って、いわゆる観光公害と言われるものが町内では、特にジェットコースターの道なんかは、以前の議会・委員会の中でも話題になって、私も答弁させていただいたところです。

町としても看板、多言語で表記しておりますが、結局といいますか、観光客のモラルによるところが大きくて、なかなか近所の農作業されている方とか含めて、御迷惑をおかけしているというのは承知しております。町としては、この立て看板とかをもちろん継続はしてはいきますが、加えて今、議員がおっしゃったように中長期的に別な方法で、余りにも改善が見られない場合、そしてその観光客によって通常の農作業等に支障が生じるようであれば、中長期的な解決策も模索していかねばならないのかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） ほかにございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

#### ◎予算特別委員会の設置について

○議長（中澤良隆君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号令和6年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第27号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第29号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての3件につきましては、なお十分な審議を要するものと思われましますので、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号令和6年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計予算までの9件及び議案第27号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第29号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消についての3件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

---

#### ◎休 会 の 議 決

○議長（中澤良隆君） お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月6日は休会といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、明日3月6日は休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

3月7日は本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集願います。

以上であります。

○議長（中澤良隆君） お疲れさまでした。

午後 3時02分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月5日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 荒 生 博 一

署名議員 湯 川 千 悦 子

令和6年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第3号）

令和6年3月7日（木曜日）

○議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

---

○出席議員（14名）

1番	佐藤大輔君	2番	荒生博一君
3番	湯川千悦子君	4番	米澤義英君
5番	金子益三君	6番	林敬永君
7番	茶谷朋弘君	8番	中瀬実君
9番	島田政志君	10番	井村悦丈君
11番	北條隆男君	12番	小林啓太君
13番	岡本康裕君	14番	中澤良隆君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による 説明員の職氏名

町長	齊藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	及川光一君
総務課長	北川徳幸君	総務課 IT・組織機構担当課長	宮下正美君
企画商工観光課長	狩野寿志君	町民生活課長	山内智晴君
保健福祉課長	深山悟君	保健福祉課 健康づくり担当課長	星野章君
農業振興課長	安川伸治君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地敏君	教育振興課長	谷口裕二君
ラベンダー・ハイツ所長	鎌田理恵君	町立病院事務長	長岡圭一君

---

○議会事務局出席職員

局長	星野耕司君	次長	飯村明史君
主事	進梨夏君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(中澤良隆君) 御出席、誠に御苦労さまに存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和6年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、湯川千悦子議員ほか9名から一般質問の通告がありました。質問の順序は先例により通告書を受領した順であり、質問の要旨は、本日配付のとおりであります。

また、本日の一般質問は、6名の議員となっております。

以上であります。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

4番 米 澤 義 英 君

5番 金 子 益 三 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(中澤良隆君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番湯川千悦子君。

○3番(湯川千悦子君) まず、初めに、令和6年元旦に発生した能登半島地震でお亡くなりになられた方々と御遺族の皆様には哀悼の意を捧げるとともに、2か月以上も経過した現在も避難先で不自由な生活を送っていらっしゃる全ての皆様は1日も早く元の生活に戻ることができるようにお祈り申し上げ

ます。

また、翌2日には、被災地に救援物資を届けるために準備をされていた海上保安庁の5名の方が不慮の事故により亡くなられたことに対しても御冥福をお祈り申し上げます。

さて、私は、さきに通告いたしました2項目、7点について、町長に一般質問させていただきます。

1項目め、町民の防災対策への対応でございます。

我が町上富良野町も活火山十勝岳の麓にあり、大正15年の大噴火では144名の尊い命が失われたとともに、肥沃な大地も一瞬で泥流に飲み込まれ不毛の大地へと変わった歴史がございます。30年から40年周期で活動が活発になる十勝岳との共存に加えて、近年は異常気象による大雨などでの水害や土砂災害、ブラックアウトによる電源の喪失など自然災害から命を守る大切さを全ての町民と共有することが大切と考えます。

我が町では、他の自治体と比べると町の防災対策は相当充実しているところは評価いたします。特に陸上自衛隊上富良野駐屯地との協働は地域住民にとって大変心強いものがあり、町の防災担当職員のレベルも非常に高い水準と受け止めております。防災用の備蓄品についても吟味を重ねて発災から支援物資が届くまでの命を守る準備もされているものと思われま。町民の防災意識の裾野を広げることが、さらに求められると考え、次の点についてお伺いいたします。

(1) 十勝岳防災訓練は毎年2月に行われ、町長以下課長などがそれぞれの役割を果たして訓練されていますが、一般職員も緊急時に対応するための訓練を行い有事に備えることが肝要と考えますがいかがでしょうか。

(2) 指定避難所となっている、社会教育総合センター体育館には、台所を兼ねた厨房となる施設が設置されておりません。長期にわたって避難を行う場合に水回りが無いことは避難者の不便になると考えますが、対応はどのように考えておられますか。

(3) 町は、他の自治体に先んじてそれぞれの住民会に防災士養成に補助金を出して配置しました。この間世代交代も行われていますが、近年は新型コロナの影響により住民会でも行事等が制限され、防災訓練等も行われていない状況にあります。今後とも住民の皆様の防災意識高揚に向け、どのような方策を取られるのかお伺いいたします。

(4) 避難生活が長期化した場合、過去の震災において年齢問わず性的被害が起き、泣き寝入りせざるを得ない状況になっていたり、また、金品の強奪などが行われる実態があると聞き及んでおります

が、その対応はお考えになっておられますか。

次に、2項目め、夏のイベントの在り方について質問させていただきます。

ホップ祭り、ラベンダー祭り、花と炎の四季彩まつりへと変遷してきた夏を代表する我が町のイベントも、現在は参画団体の様々な事情により形を変えてきました。加えて2020年以降は新型コロナウイルスによる緊急事態宣言などで行動制限が起これ、イベントの中止や来客なしのイベントなどに变化して、我が町のイベントもラベンダー畑をライトアップすることで観光客に喜んでいただくイベントとなっております。昨年5月より新型コロナも2類から5類へと移行し行動制限も大きく緩和され、ここ富良野地域にも観光のにぎわいや地元の皆さんの活気も戻りつつあります。そこで、イベントの在り方について伺います。

(1) 現在のライトアップによるラベンダー観光は大変ビジュアルとしては美しく、花火なども行い、観光客を呼ぶには一定程度の効果が見られますが、一方で費用対効果について、まちなかへの入り込みや消費などはどのように分析して対応しておられるのでしょうか。

(2) 過去のラベンダー祭りや花と炎の四季彩まつりでは町民の皆さんが参加できるイベントとして文化連盟からの参加や、着ぐるみなどによる子ども向けキャラクターによる舞台、自衛隊のミニコンサートなども行われ地元住民の憩いの場でもあったのだが、現在はそのようなイベントは行われていませんが、今後の対応はどのように考えておられますか。

(3) コロナ禍で地元の飲食店も大変疲弊している状況は十分に承知しているところですが、商工会、観光協会、JAを中心に再びお祭り会場での町内外へ上富良野町の食による特産品をPR販売する場の提供支援は行わないのでしょうか。

以上でございます。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(斉藤 繁君) 3番湯川議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの町民の防災対策への対応についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の課長職以下の有事に備えた職員の訓練についてであります。御承知のとおり毎年2月に十勝岳噴火総合防災訓練を行っており、訓練は、特別職、課長職については、災害対策本部にて、関係機関も含めた中で、情報伝達訓練、初動体制構築訓練、町災害対策本部運営訓練を実施しているところであります。

課長職以下の職員については、職員のうち一般行

政職を対象に防災無線、携帯メールを活用した職員非常招集訓練の実施、指定避難所の開設、運営訓練として、自主防災組織と協働により、なるべく訓練を経験したことがない若い職員に順次参加していただき訓練を行っているほか、避難路確保、道路閉鎖訓練として、避難路のパトロール及び各機関と連携を図り、町道の通行規制、閉鎖などの各種訓練を行うなど、多くの職員が訓練に携わっている現状にあります。

また、職員の新規採用時には、町の防災体制の取組や、過去の災害を参考に職員の対応について研修を行うとともに、全職員には日頃より、地域防災計画、職員初動マニュアルを通じて防災意識の向上に努めているところであります。今後についても、災害時には職員一人一人が、迅速かつ適正に対応できるよう訓練及び研修を重ねていきますので、御理解をお願いします。

2点目の指定避難所となっている、社会教育総合センターの厨房等の調理施設についてであります。当施設については、一次避難、また、避難が長期に及ぶ場合は住居を失った方のみなし仮設住宅等への入居までの避難所として使用する計画であります。

避難所での食料等については、一時避難時においては、まず防災備蓄品を使用してもらうこととなりますが、食品等を温める際には、仮設の調理場所を定めてカセットコンロを使用する計画となっております。また食器等については、衛生面確保から、使い捨てを基本としております。また長期避難の場合は、自衛隊による糧食支援を要請するため、厨房施設での大規模な調理をすることは想定しておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

3点目の住民の方の防災意識高揚についてであります。新型コロナウイルスの影響により令和2年から3年度までの2年間は住民会が参加する防災訓練は控えていたところでありますが、令和4年度からは、炊出し訓練を行わないなどの制限した中での住民会参加型の訓練を行い、4住民会が参加、本年度については8住民会が参加していただいているところであります。

また、毎年、各自主防災組織の防災士を対象としたスキルアップ研修会の実施、職員による各種団体に対して、『自然災害～備えあれば憂いなし「防災は日ごろの心構え」』をテーマに出前講座の実施、さらに今年度に各種災害を想定し作成した防災ガイドブックを全戸に配布する予定となっております。住民の皆様に対して防災意識の高揚を図っているところであります。

4点目の避難生活が長期化した場合の性被害や盗

難等の被害に対する対策についてであります。議員御質問のとおり、過去には東日本大震災や今年1月に発生した能登半島地震の避難所では、性被害や倒壊家屋での窃盗などが報道されていることは認識しているところです。

大規模災害発生により避難所を開設した際には、多くの被災者が避難することを想定し、地域防災計画及び避難所運営マニュアルを作成しておりますが、避難者の身体と生命を守ることを第一に考え、まずは必要最低限の生活のために必要なことから優先して対応いたします。

現段階で考えられる対策としては、避難所内にテント型の防災ルームを設置し、プライバシーを確保することや、相談員を配置した中で相談窓口の設置、また盗難が想定される場合は、警察と相談し対応を検討することが想定されます。

今後につきましても、避難者のストレスが少しでも軽減されるような避難所の運営について研究を重ねていきますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの夏のイベントの在り方についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のラベンダーフェスタでの費用対効果についての御質問であります。ラベンダーフェスタは、昼間のにぎやかしとして、売店の設置やステージイベント、夜間はラベンダーのライトアップなどにより、町民や観光客の皆様楽しんでいただいているところです。費用対効果としての町全体の具体的な経済効果の測定には至っておりませんが、本年度は総来場者数が4万人と、コロナ禍前を大きく上回る入込みとなったことから、イベント会場での販売収益、ライトアップ期間の飲食店利用や宿泊などによる直接的な消費喚起のほか、テレビやラジオ、旅行雑誌など多くのメディアに取り上げられたことによる広告効果は特に期待以上のものであったと考えております。今後、居住地や年代など来場者の属性を含めた測定、検証についても検討してまいります。

次に2点目のラベンダーフェスタでのイベントの在り方についての御質問であります。過去には文化連盟のサークル団体や学校の吹奏楽などによるイベントや、芸人や戦隊キャラクターなどによるにぎやかしを行っていた実績はあったところであります。

ラベンダーフェスタかみふらのにつきましては、夜間のラベンダー畑を光と音で彩り、幻想的な景観と雰囲気鑑賞するものであり、にぎやかなステージイベントや飲食販売などどのように組み合わせていくのかなど、観光誘客や住民満足度向上に向けて、地域活性化イベントとしてその在り方を模索し

ている段階であります。

本年度につきましては、町特任PR大使である牧野由依さんや近郊のミュージシャンによる音楽ステージを中心にお楽しみいただきましたが、今後も御参加いただいた町民、観光客の皆様の声をしっかり反映し、その魅力と効果を最大限に高められるよう、運営委員会で検証してまいりたいと考えております。

次に3点目の上富良野町の特産品をPRする場の提供支援についての御質問ですが、先ほど1点目に答弁させていただきました、町内飲食店での売店では、かみふらのポークを使った商品の販売や上富良野産大麦、ホップを使用したプレミアムビール、町内ホップ生産100年を記念して醸造したビールなどを販売し、上富良野町の特産品を会場に訪れている観光客や町民の方々にPRしたところであります。

また、地元特産品のPRとしてプレミアムビール・ビアガーデン、収穫祭、雪まつりなどでも、特産品のPR、販売を行っているところでもあります。

今後につきましても、各種イベントでの上富良野町の特産品PRや特産品のPRに特化した物産展参加やイベント開催など、各関係機関と連携しながら開催していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 再質問させていただきます。

1項目、1点目、2月の防災訓練時の件については、課長以下の一般職員の各種訓練の状況が分かりましたが、能登半島地震以来、新聞やテレビ等でも言われておりますように、担当職員の混乱が問題となっており、平時からの様々なシミュレーションをやられておくのが必要と思われまます。

そうなった場合、もちろん役場職員も当然被災者ではあります。各課においても、皆様で何ができるかを共有され、全庁舎上げての定期的な訓練の必要性があると思われまますがいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

平素からの定期的な訓練、シミュレーション等を含めた訓練が必要ではないかという御質問かと思ひます。

議員おっしゃるとおり、防災訓練、年に1回だけではなく、様々な訓練が必要かと思ひます。防災担当ではなく、全庁舎上げてということで、なかな

か通常の業務と制約がありますが、その中でも可能な限り、できるような方策を今後研究、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 全庁舎上げての定期的な訓練の必要性を認識していただき、ありがとうございます。

2点目の再質問に入らせていただきます。

社会教育総合センター体育館仮設の調理場所をどちらにつくり、どのくらいの規模を想定しているのでしょうか。

また、水回りのことですが、給排水とか残さいとか生ごみの処理はどのように考えておられますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、設置場所、社会教育総合センターの場合は、場所が施設の前、前庭もしくは駐車場ということで考えられると思います。屋外、屋内ではなかなか難しいのかなど。規模も災害の、避難者の数が最大、相当な数になるとしますので、規模はちょっと数字的にはお答えできませんが、相当の規模になった場合は、それなりの場所が必要だと考えておりますので、やはり先ほど答弁させていただきました、前庭もしくは駐車場がその場所の候補になるのかなど考えております。

水回り、残さい等のことですが、確かに体育施設でありますので、水回り等、トイレなんかも含めて、避難者が多くなった場合は、ちょっとオーバーフローと言いますか、対処できないことが考えられますが、トイレなんかについては、やはり臨時の簡易型のそういうものも含めて、残さい処理についても、やはりまとめて1箇所に集めて、避難所の運営として、個々で処理しなくても済むような、そういうことがしっかりと対応できるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） ありがとうございます。

3点目の防災ガイドブックを未完成でしたが見せていただきました。大変素晴らしい取組だと思えました。

本年度の住民会参加は8か所とありますが、全町では25か所ある住民会で、参加されていない住民会の方々に対して、十勝岳の災害以外のほかの災害において、避難という意識の高揚はどのように考えておられますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

湯川議員おっしゃるとおり、防災訓練ということで、十勝岳噴火を想定しておりますが、災害というのは、御質問にあるとおり、異常気象によるブラックアウト、あとは河川の氾濫等、いろいろなものが想定されますが、その中でどんな災害が来ても、まず住民の方にとっては避難というのが重要な項目になると、そこは認識しておりますので、十勝岳災害訓練、噴火に対する訓練といえども、避難訓練に参加してくださいという声かけは、25の住民会に対して、避難訓練どうですかという、お願いしますという声かけはさせてもらっています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 4点目の女性専用の施設ができるエリアなどの設置とか、複数での行動、夜間の行動の自粛など、実際に性被害が起こりうることを広く知っていただくための行動の啓蒙をガイドブックに載せていただくということはいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

女性専用ということ、発災直後と言いますか、なかなかすぐに最初からというのは能登のところでも見ているとすごく厳しいのかなとは思いますが、避難の期間が長くなればなるほど、こういう問題が顕在化してくるというのは報道等を見ていると認識しておりますので、避難所開設した段階から、安定的に運営する段階に移行する段階で、女性専用の個室、施設ができることとか、性被害に対する防止策等は運営の中でしっかりと考えていかなければならない問題だと考えております。

それにかかわって、防災のマニュアルとか啓発に関しても、今後、十分その辺については、掲載するか、しないか、町民に対して啓蒙活動をどうするかということは検討していかなければならないのかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 大規模災害は、できることなら起きてほしくはありませんが、いろいろな情報が錯そうし、救える命も救えない場合もあると聞いております。町長におかれましては、情報を一元化することがとにかく大事となるため、その司令塔にしっかりとさせていただくことをお願いいたしまして、次の再質問に入らせていただきます。

続いて、2項目めの夏のイベントの在り方についての再質問をさせていただきます。

1点目、来場者4万人は素晴らしいことだと思います。その方々を滞在させて、まちなかに波及させる仕組みは考えておられますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

町としては4万人には満足しているが、まだまだ上を目指しておりますが、町の大きな行政の役割としては、集客というのが非常に大きな役割だと思っています。これは公でやらないとなかなかうまくいかないものだと思っています。

それに関連して、次、経済効果となると、なかなか行政だけでは采配するのは難しい問題がありますので、これはやはり地元の経済団体としっかりと話を煮詰め、協議をしながら戦略等をしっかりと練って行って、地元の経済や消費を町民のみならず、町外から来た方の消費もしっかり促すような方策を町を上げてと言いますか、関係団体と共につくっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 2点目の光と音で彩り、幻想的な景観と雰囲気鑑賞することは分かりました。

一方で、過去にあったイベントのような子どもからお年寄りまで、町民の方々が楽しめる対策はどのようにお考えでしょうか。

また、今年度の花火の上げ方についても、住民の皆様から多数御指摘がありました。これについても町民に喜ばれるような時期や花火を上げる場所の検討はされますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

昔、イベントでありました子どもから大人まで楽しめるようなイベントは、どうだということかと思いますが、今のところ、ラベンダーフェスタは2週間ほど、長い期間、夜は、先ほども答弁させていただきました、幻想的な雰囲気の中でラベンダーを観賞するというコンセプトに沿って運営させてもらっておりますが、昼間のにぎやかしと言いますか、売店等のほかに、いろいろ町民の皆様が楽しめるイベント、どう組み合わせたらいいのかというのは、まだ実行委員会の中で今後コンセプトを崩さないように何ができるのか、何がいいのか、何を楽しんでもらえるのかというのを十分検討していく余地があるのかなと思っています。

加えて、花火について、時期や場所についてもなかなかラベンダーのライトアップと重なると、付近の方の渋滞など、いろいろ問題がありまして、これについても時期や場所についても十分検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 3番湯川千悦子君。

○3番（湯川千悦子君） 3点目の飲食ブースはイベントの花になりますので、そこにぜひ地元の飲食店も使って、何らかの支援などを行って、1軒でも多く地元の商工会会員の出店が増える対策は考えていますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 3番湯川議員の御質問にお答えしたいと思います。

飲食ブースにつきましては、ラベンダーフェスタ、雪まつり等、各種イベントでは、もちろん地元の業者さんにもしっかりと声をかけて、出店してもらえるようにしております。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、3番湯川千悦子君の一般質問を終了いたします。

次に、1番佐藤大輔君の発言を許します。

○1番（佐藤大輔君） 私は、さきに通告してありました1項目、4点について、町長にお伺いいたします。

ラベンダーフェスタ及びライトアップイベントについてお伺いいたします。

ラベンダーフェスタは令和2年にコロナ禍の暫定的なイベントとして開催されましたが、以降、その反響の大きさから毎年開催されてきました。知名度の高まりに開催期間の延長も相まって、昨年は延べ4万人もの方々が会場となる日の出公園を訪れたと聞いております。

また、我が町では近年、コロナ禍で大々的な告知こそ控えましたが、桜堤ライトアップやクリスマスライトアップなどのイベントが単発で実施され、その幻想的な空間が多くの人々を魅了したと聞いております。

そこで以下4点につきまして、町長にお伺いいたします。

1点目、ラベンダーフェスタは今後、町の一大イベントとして継続していくのでしょうか。

また、これまでの経験から、ラベンダーフェスタは町にどのような効果をもたらしているとお考えでしょうか。

2点目、ラベンダーフェスタ実行委員会の体制は現状のままでしょうか。イベントの担い手について今後の見解をお伺いいたします。

3点目、イベント期間中、常時ではありませんが

会場付近の道路が混雑しております。夜間のイベントという観点からも、来場者と歩行者の安全確保、さらには近隣住民の理解を得るために、歩道や路側帯の設置などの整備が急務と考えますが見解をお伺いいたします。

4点目、これまでレンタルしていたライトアップの機材を購入して、ラベンダーフェスタのみならず、四季折々の上富良野町をライトアップで彩る新たなツーリズムを展開するお考えはないのでしょうか。お伺いいたします。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員のラベンダーフェスタ及びライトアップイベントについての4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の今後のラベンダーフェスタの継続と町への効果についての御質問であります。ラベンダーフェスタにつきましては、2020年に試験的に日の出公園ラベンダー園のライトアップを行い、インターネットを通じて配信を行ったところ、多くの方々から反響があったため、翌年2021年にラベンダーフェスタとしてライトアップと打ち上げ花火による動画配信を行い、本年度は3回目の開催を行ったところです。今後におきましても当町の夏の一大イベントとして継続していきたいと考えているところです。

また、町への効果ですが、先ほどの議員の御質問にもお答えさせていただきました町の費用対効果にもなりますが、ラベンダー鑑賞に訪れる観光客の方々、イベント会場で特産品やプレミアムビールを楽しんでいただけることや、町内での飲食などにより町の経済効果や様々な媒体でのメディア露出に伴う広告宣伝効果、町全体のイメージアップにつながるなどが効果的であると考えております。

次に2点目の実行委員会の体制とイベントの担い手についての今後の見解についての御質問ですが、現在は町内の関係団体で運営委員会を組織してイベントの実施を行っているところであり、事務局は役場企画商工観光課、運営委員長として、かみふらの十勝岳観光協会会長が担っております。

我が町に限らず地域の重要なイベントにあっても担い手不足が深刻な現状は否めませんが、ラベンダーフェスタかみふらのが末永く町民の皆様を楽しませ、多くの観光客を呼び込む夏のイベントとして定着するよう、運営体制の在り方や出店者については、常に関係機関と研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に3点目の歩道設置や路側帯整備に関する御質問にお答えいたします。今回ご指摘の路線につきま

しては昭和58年頃に整備が完了し、その後につきましては都度、修繕等に対応している路線であります。日の出公園駐車場から町道北27号西道路と道道吹上上富良野線の交差点までの区間につきましては歩道未設置区間であり、西1線踏切の改良やそれに伴う西1線北道路との交差点改良、歩道橋新設などの課題があったことから歩道設置に至っていない現状であります。歩道整備の必要な路線として認識はしておりますが、JRなど関係機関との協議や用地及び補償等の課題もあり極めて難しい路線であることを御理解願います。

なお、ラベンダーフェスタ開催時の公園来場者や帰宅する歩行者への安全対策として、駐車場付近には、委託の警備員やスタッフにおいて安全確保に努めるとともに、観光客や地元住民に対しホームページやSNSなどで情報発信を行ってまいります。

次に4点目のライトアップ機材の購入の考えについての御質問ですが、機材の購入についての検討は行っているところではあります。議員の御質問のとおりライトアップ機材があれば、過去に試験的に実施しました紅葉、桜並木などを彩る事業が行えることは実証済みであることから、有利な財源があれば購入について検討していきたいと考えているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） お手柔らかにお願いします。あまり強く言われると泣いてしまうかもしれない。

先ほど、同僚議員が同様の質問をしておりましたので、重複する部分は割愛しながら、また関係する部分は引用しながら、町長のお考えをさらに深掘りしていきたいと思っております。

1点目の町の一大イベントとして継続していくのかと。また、その効果はどのように分析しているのかというふうに質問させていただきました。先ほど町長からは、今後も夏の一大イベントとして継続するという。効果としては、町の知名度向上と経済効果が実感しているし、期待できるといったような趣旨の答弁だったかと思っております。

以前、このラベンダーフェスタは観光振興と町民交流のどちらに軸足を置くのかというような議論があったかと思っております。2年前ぐらいだったかと思っておりますが、いわゆる当初は観光振興のほうに軸足を置いていきますというような町のスタンスを示されたかと思っております。これまでのラベンダーフェスタの取組であったり、また、先ほどの同僚議員との質疑応答を聞いておりますと、今後は町民交流であった

り、また町民参画というものにもしっかりと力を入れていくというお考えであるのかどうか、確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そんな強くは言うつもりはございません。丁寧に答弁させていただきます。

どちらのほうに軸足を置くのかということで、観光、外から来るお客さんと地元のお客さんが楽しめるイベントとしてなのか。先ほど議員もおっしゃったとおり、まずは町のPR等を含めて、観光客を誘致したいという、町もそうですし、町内の経済団体も含めて観光振興ということで軸足を置いてはいますが、その中で、先ほども言いました、ライトアップのイメージ、コンセプトを守りながら、もちろん上富良野町で行うイベントですので、町民の方がそこで楽しむということは全然否定しませんので、むしろ一緒に町民の方も楽しんでもらいたいという思いはありますので、その折り合いと言いますか、どこをどうするかというのは、運営委員会、実行委員会のほうでしっかりと協議をして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 町民参画、または町民交流のほうにも、夜のライトアップというコンセプトを崩さない中で進めていくというお考えのほうを確認させていただきました。

私も夏の一大イベントとして、今後継続していくというのであれば、町民参画、町民交流というのは、もうこれは外せないことであると考えておりますので、大変安心しております。ただ、その中で気になると言いますか、心配しておりますのが、町民の知名度であったり認知度なのかなと考えております。と言いますのも、今日、私の母が傍聴に来ておりますけれども、今回、ラベンダーフェスタについて質問するので、もし時間あったら傍聴に来てよというようなことを申し上げましたら、時間があったのか、今日来ていますけれども。ところで、ラベンダーフェスタって何と聞かれたのです。これは町長が悪いわけでも、母が悪いのでもなく、一番悪いのは私なのですけれども、意外と知らない方が多い。割とよく聞くのが、四季彩まつりはそろそろ復活するのとか、いつになったら再開するのという声、恐らく町長もよく耳にする、町民の声としてお聞きになっているところかなというふうに思うのですけれども、こういったところがなかなか難しいなと感じております。

実際、4年前に四季彩まつりからラベンダーフェスタに移り変わっていった、2021年6月の上富良野広報誌でも表紙裏のほうで四季彩まつりの後継イベントとしてラベンダーフェスタ、あんどん祭り30年の歴史に幕というような記事を掲載されておりましたが、いかんせんこのコロナが邪魔をして、四季彩まつりの後継イベントとしてラベンダーフェスタになっているのだよというような情報がなかなか行き届いていないのではないかと懸念が私にはあるのですけれども、この点、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

ラベンダーフェスタにリニューアルして、なかなか日が浅いものですから、まだ四季彩まつりのイメージが残っておられる町民の方が多いことは承知しております。特に四季彩まつりの場合は、あんどんのパレードとか夜の花火とかがあって、町民が楽しめる、日の出公園以外でも楽しめる催しでありましたので、今はラベンダーフェスタということで、ライトアップで全て日の出公園で集約、完結しておりますので、あのポスターを見たことがあるという方は、これかという方は多いかと思いますが、やはり実際に足を運んだことがある町民の方というのは、まだまだ行っていないという方が多いのかと思います。

今後におきましても、まだ日が浅い、年数がたっておりませんので、しっかりと定着するようPR、また昼間等も含めて、イベントの在り方、町民の方がもっと来てくれるような運営方法に関しても、調査研究を行いながら、まずは町民の方の認知度、それも含めて上がるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） ただいま町長から町民の方に足を運んでもらえるような取組というようなことで、そういった発言があったかなと思います。私も、当然この四季彩まつりからラベンダーフェスタ、このラベンダーフェスタという名前も、フェスタが馴染まないなというふうに思いますので、じゃあラベンダー祭りにすると、今度ライトアップが馴染まなくなるので、非常に難しいかなと思いますけれども、情報提供とともに、町民の方に足を運んでもらえるような取組というのは本当に重要ななと思っております。

私の提案と言いますか、もし可能であれば、例えばラベンダーフェスタが7月15日から始まります

よというのであれば、前日、7月14日をプレオープンの日のようなものを設定して、その日だけは町民の方限定でお越しいただいて、例えば昼間、循環バスを運行しながら、町民大ビールパーティーを開催するか、また夜のライトアップイベントとともに日の出公園の日の出山の山肌にプロジェクションマッピングで町の歴史を描いてみるだとか、費用的なことを言うと、そんなことなかなか難しいかと思うのですが、これまでにない、ちょっとインパクトのある取組、最低でも町民の方限定という日を設けて、町民の方に、このラベンダーフェスタを体感してもらうような、そういった取組というものも検討していく必要があるのかなと考えておりますが、先ほどの同僚議員とのやり取りの中でも、そういったものも検討しているというようなことで私は聞き取らせていただきましたが、この点、再度お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなかすばらしいアイデアかと思えます。そういうことも含めながら、いろいろな多種多様な意見を聞いて、何がいいのかということとしっかりと判断して、今後についても、これでいいのだということなく、町民の方、そして町外の方にPRしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 大変前向きな答弁、感謝いたします。まずは、私は今年のラベンダーフェスタ、母を連れていきます。それは御約束いたします。

その上で、今町長からのお話ありました四季彩まつりのコンセプトであった十勝岳の安全とか五穀豊穡祈願するといった、これまでの特有なコンセプトというものは、ラベンダーフェスタにはありませんので、このラベンダーフェスタという新たな祭りを通して、町の魅力を再確認、再発見する、また町民同士の結束を強くする、私は一番大事なものは上富良野のプライドを取り戻す、こういったコンセプトを持ち合わせてラベンダーフェスタを四季彩まつりの後継イベントとして盛り上げていってくださることを期待申し上げて、二つ目の質問に移らせていただきます。

2点目、実行委員会の体制は現状のままかと。また、イベントの担い手をどうするのかというような質問に対して、町長からは難しい部分があるけれども前向きに検討していくというようなことでありました。体制に関しては、運営委員会というものが紐

付いていて、そこが中心になって進めるというお考えだということも確認をいたしました。

去年、一昨年と商工会青年部の皆さんがラベンダーフェスタの期間にぶつけて、こども縁日というタイトルであったかと思いますが、子ども向けのイベントを開催しておられました。もう本当にこれが大変好評を得ていて、多くの親子連れの方でにぎわっている光景も私は目にしております。ただ、ちらっとお聞きすると、今年はまだ商工会青年部としては、その実施は未定なのだというようにも聞いております。ちょっと事情までは聞いておりませんが、本当に社会全般であったり、また、今のこの時代ということから考えますと、やる気であったりとか、熱意であったりとか、そういったこととどなかなか続かないというのも非常に現実としてあるのかなと。これはもう20年、30年前と比べると明らかに、そういった変化が、社会の変化が起きているのではないかなというふうに思います。

先ほど私も無責任にいろいろ提案をしていきましたが、今後ラベンダーフェスタというイベントをブラッシュアップする、要は磨き上げていこうとする場合、やるが増えたりするとするのですが、結果、そのしわ寄せが行政であったりとか、観光協会に行くのではないかとということ私は懸念しておりますけれども、町長、この点につきまして見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

イベントに関して、やるが増えれば、確かにそういうどこかにしわ寄せが行くという懸念はございます。本当にイベントに出店される方、本当ボランティアと言いますか、やる気とか熱意だけではなかなか継続するのは難しいと私も考えておりますので、ぜひ出店される方はビジネスライクで、商売してもらって構いませんということで、それがないと、やはり町のイベントなのだからということで、そういう思いだけではなかなか大変ですので、ぜひビジネスとして確立するよう、出店者の方にはどんどん経済活動してもらって構いませんということで声がけをさせていただいております。

やはりそれがあって、やりたいという人が増えてくれば、これは願ってもいいことなのですが、それをやはり無理してどこかに無理やりやったりするとしわ寄せが来ますし、それをやはり長く続けていくというのは難しいことかなと認識しておりますので、ぜひ、もちろん地元の方には、先ほども答弁させていただきました、声をかけておりますので、それらも含めて、もし足りない部分があれば、

その他から補って出店者、イベント等も含めて、自主的などと言いますか、無理のないと言いますか、自ら望んでそこで出店等をして、それが祭りの一部に自然と組み込まれれば、そういう体制がいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） であるならば、これは私の提案なのですけれども、プロのイベンター、イベントプランナーというものに介入してもらおう。プロのイベントプランナーに業務を委託する。業務といっても主体的な部分の業務を担うということも視野に入れるべきかなと考えておりますので、そもそもイベントを企画立案して実行するという、この専門家であるイベントプランナーに業務委託することで、新しいアイデアや斬新なコンセプトを提供してくれるだけではなくて、運営とか経営とかスポンサー探しとか人材育成とかキャッシュポイントの設定など、これは行政が苦手としてる部分というものを補ってくれるのではないかなと思いますので、また併せて行政、商工会、観光協会、各関係団体にラベンダーフェスタに関わる部分で余力が生まれて、それぞれの団体本来の力、特性といったものを生かしたラベンダーフェスタに対する関わり方というのが可能になったときに、その結果、ラベンダーフェスタがもっともっと質が向上していくのではないかなと私は考えておりますけれども、このイベントプランナーに業務を委託する点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

プロにイベントを任せてはどうかという、確かにそういう考えもございますが、今のところは、やはり町内の経済団体等々の実行委員会の中でやらせてもらっております。イベントプランナーが入って任せられた場合、その辺が町内の業者の方がどうなるのかな等も含めて、それは調査研究していかなければならないかなというふうに思っておりますし、イベントプランナーを頼めば、当然予算もかかってきますが、その分スポンサー探しとか、その辺も含めて、どうなのかというのも今後の検討課題と思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） ぜひ検討していただきたいと思っております。イベントプランナーの介入は当然リスクもあるかなと思います。町長がおっしゃるように経費もかかります。私としては堂々と基金を使って

もよいのではないかという考えの下に私の意見として述べておりますけれども、長期にわたってイベントプランナーに委託するとなると、これもリスクでありますので、例えば3年とか5年とかという伴走型にして、その間でそのノウハウを吸収していくようなイメージだと、リスクというものが軽減されていくかなとも思いますので、この点も併せて検討していただければと思います。

このイベントプランナーが今後介入するとか、しないとかの以前の話で、実行委員会というものがあって、運営委員会、ラベンダーフェスタの運営委員会というものがぶら下がって紐付いているというように説明を受けております。やはりこの中心を担う人材、担い手として、このままでよいのかというふうに私は考えております。というのも、はっきり申し上げますと、運営の主体を町民に移行していくということも考えるべきなのではないかなというように考えております。例えばですけれども、既存の町内事業者さんに事業展開を図ってもらうであつたりとか、地域おこし協力隊制度を活用するであつたりとか。

何で現体制がよろしくないと考えているのかと言いますと、そもそも、先ほども申しましたように、行政の方々は行政のプロであってイベントのプロではない。運営委員会は観光協会の会長さん以下ばつと拝見すると見識の高い方ばかりですけれども、皆さんいろいろなことを掛け持ちなされている多忙な方々であると。そういった運営主体で、なかなかこう発展的な発想になったり、このラベンダーフェスタそのものが質が向上していくというような未来がなかなか見出せないのではないかなと、私の中では見出せないなというふうに考えております。なので、そういった中で、この運営委員会の主体を町民に移していく。これが商工会青年部だったり、農協青年部だったり、そういう団体でも構いませんし。ただ、いかんせん、この現体制のままではなかなか、何と言いますか、先ほど申したように、なかなかイベントが発展する未来が私の中ではイメージとして湧かないのですけれども。このイベントの運営主体を町民のほうに移していくという点について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

運営の主体をどうするかということで、先ほどもちょっと述べさせていただきました、行政としては、やはり行政が担わないといけないものというのは、予算もありますけれども、人を集めることが、そういうイベントをすることが行政の役割だと思っ

ております。プラス、その実行委員会、運営委員会の中に経済団体が入ってもらっております。なぜそこが今必要かという、せっかくイベントを開いて、町内、町外からたくさん観光客の方が来たときに、ぜひ地元の消費につなげてほしい、ラベンダーフェスタを利用して、ぜひ自分のビジネスにつなげてほしい、それぞれの経済団体でしっかりまとまって、お客様をキャッチしてほしいという願いがありまして、そういう意味で経済団体に入ってもらっています。何よりイベントの成功、知名度も非常に重要な問題ですが、目的と言いますか、町内で消費してもらい、町内の経済を活性化、イベントを契機に活性化していくというのもイベントの重要な目的の一つだと思っておりますので、当面と言いますか、今はこの体制でやらせてもらっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 主体が町民主体になっていくということに関するリスクに関しては、今の御答弁ではちょっとなかなか伝わってきませんでしたけれども、町長が現体制のまま、経済団体等、各関係団体との関わりの中で、あくまでも中心が行政で行くのだということのお気持ちは十分理解いたしました。私としては、検討する段階ではないと町長がお考えかもしれませんが、やはりもっと多くの方、特に思いのある方という方々が、町民がこのイベントに参画してくださるように、今後イベントに関連するテーマやスキルについてのワークショップだったり、勉強会などを開催して、このイベントの担い手づくりということにも、そこに対して注力するのではなくて、そういった仕掛けづくりみたいなものも行政として取り組んでいただければいいのではないかなというふうに思います。

続いて、3点目の質問に移らせていただきます。

安全性の向上、近隣住民の理解、歩道や路側帯の設置など、整備は急務ではというような質問に対しまして、なかなか難しいという御答弁でありました。昨年であれば、パークゴルフ場が臨時駐車場として開設されて、そこからシャトルバスが駅裏の駐車場を回って日の出公園駐車場に来るというような、シャトルバスが巡回していたというふうに聞いております。中にはパークゴルフ場に車を止めて、近から自分で歩いていこうとされる方も一定程度おられるのではないかなというふうに考えておりましたので、この質問にも至っております。

先ほど町長は、JRのことがあるので、なかなか難しいというようなことでありましたが、私はパークゴルフ場まで、日の出公園の駐車場の入口からパークゴルフ場までの区間だけで整備するならばいい

のではないかなと考えて、十分ではないかと考えているのです。

ここで伺いたいのは、踏切を越えて旧国道までを計画区間としなければならない、分割してはならないというルールや縛りがあるのかどうかを確認の意味でお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町道ですので、そういう縛りは条件はございません。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） であるならば、ほかにも当然整備しなければならない道路というのはたくさんあるとは思いますが、ラベンダーフェスタにおけるおもてなしであったりとか、安全対策であったりとか、先ほどの繰り返しになりますけれども、御迷惑をおかけする近隣住民の方々の理解を得続けるという観点からも、この日の出公園の駐車場入口からパークゴルフ場まで、交差点までを計画区間として、この道路整備の優先順位を上げることも可能なのかなというふうに思いますけれども、改めて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

あの道路と言いますか、町道が曲がっておりますが、東2線と、それから町道、西のほうに曲がって27号道路と一体として、道道吹上線から向こうのほうの線路を曲がって、向こうも道道吹上線なのですが、その区間を整備するというのが効率的な整備の仕方なのかなというふうに考えております。部分的に、日の出公園のあそこの部分だけというのは事業としてやるというのは、なかなか、そこだけというのは、もちろん費用の問題もありますので、有利な財源がもしあれば、やはり東2線のほうから向こうのほうの西小のほうの27号道路の踏切を越えて、向こうのほうの道道までというのが効果的な整備の方法なのかなと一義的には考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 現時点ではなかなかちょっと難しいのだなということで、とりあえず理解いたしました。ただ、交通量も多いですし、お散歩道として使われる方も非常に多くて、そういった方から相変わらず危ないよと、じゃあ散歩するコースを変えなさいというようなことも申し上げるのもなかなか難しいので、今後検討しながら、そういったあの部分の道路整備に関して、引き続き前向きに検討

していただければと思います。また、当然イベント期間中の事故が間違っても、そういったことがないように、引き続き安全管理には十分留意していただきたいと思います。

4点目につきまして、再質問いたします。

ライトアップの機材を購入して、四季折々の上富良野町をライトアップで彩るお考えはないかという質問でありました。ライトアップ機材の購入も、たしか2年前の予算特別委員会だったかと思いますが、議論になっておりました。論点は二つで、一つが経費節減。もう一つが、私が今回質問させていただいております活用の幅出しであったかというふうに思っております。当時、副町長から答弁がありまして、ムービングライトはプログラムを含め進化が早いのでリースのままが望ましい。また、仮に購入するのならベースライトのみになるかと思う。

また、電源の確保のための工事が必要になるかもしれない。また、足場の見た目が悪いので、目立たない常設の鉄塔を立てることも考えたいなど、このような答弁がありました。総じてこれらは、経験値を積んで検討したいと述べられておりましたが、あれから2年たっております。まだ検討中なのか、一定程度の何か答えが出ているのか、その点、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

今年の予算の編成の中でも、その辺はちょっと問題に、議論になりました。ベースライトの部分を購入すれば、経費の節減になるのではないかという御質問ですが、詳しく検討していくと、経費の節減、ベースライトを購入したとしても、ライトのリース、イベントにライトアップのリースのお金がそんなに減らないというのが分かりまして、経費節減、あまりコストパフォーマンスよくない、もちろん有利な補助金とか財源があれば、それは話は別なのですが、今のままですとなかなか難しいかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 検討した結果、過程と結果ということで、今確認させていただきました。ちなみに、補助金がないとなかなか難しいとおっしゃいましたが、ベースライトを購入するのに幾らかかるのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（狩野寿志君） 1番佐藤議員の御質問にお答えします。

照射面積にもよるのですがけれども、大体1,600万円から2,000万円くらいの金額になるかと

思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） 1,600万円から2,000万円ということで、安くはないということではあります。ただ、こちら私は基金を活用してもいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、確かに当然、財政的なことを考えると有利な財源があればそれに充てていくという町長のお考えも確認したところであります。

ただ、私、この質問の趣旨というのは、ベースライトの購入ではなくて、機材があれば、桜堤、また紅葉、クリスマス、ライトアップといったものが実証済みと答弁されておりましたが、機材を買わなくても、要はリースであってもそういったものは、私としては非常に有益である、四季折々の上富良野町をライトアップで彩るという取組は非常に有益であるというふうに考えたものですから、こういった質問をしております。この点について、要は機材を購入しなければそれらができない、すればできるではなくて、購入しなくてもリースでもできるわけですが、リースしてでもやることを検討する価値があると考えておられるのか、否か、その点、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

ラベンダーのライトアップ以外にも実証実験といたしまして、紅葉とか桜はやりました。島津公園とクリスマスにやりました。ただ、やはりそこでライトアップはできるということは実証されたのですが、実際、経済効果、例えば島津公園であれば駐車場もないところで、近隣の、住宅街ですので、そういうところで果たして実際のイベントとしてやるとしたらなかなか難しいだろうということで、プラス、どこか場所を探した場合も、ラベンダーフェスタと同じように町内に観光客をどのように取り込むかということまで含めて考えないと、なかなか、リースでやることももちろん可能なのですが、そういうことも深く考えてやらなければならないかなというふうに検討いたしました。

○議長（中澤良隆君） 1番佐藤大輔君。

○1番（佐藤大輔君） いろいろと検討されているということで、町長のお考え、確認いたしました。なかなか経済効果につながらない、当然島津公園の桜堤でやったりとか、紅葉だったりとかというものをあそこで大々的にやると、まずは近隣住民の方々の理解が必要だということも十分分かっております。そういった中で、これは恐らく最後の質問にな

るかと思えますけれども、第二次観光振興計画の取組の評価として、観光客入込み数が夏に集中するというので、観光産業における慢性的な人手不足が深刻であり、閑散期における観光客の取り込みを進めなければならないという第三次計画で第二次計画を振り返って評価なさっています。また、先般いただきました第6次総合計画の後期基本計画では、令和4年度、約38万人だった観光客入込み数を令和10年度には75万人を目指すというふうに書いてございます。町長の思いとして記載されております。と考えるならば、私はこのライトアップイベントを通して、経済効果というものにつながらないというのは十分分かりますけれども、私は本気でこの75万人を目指してほしいし、実現してほしいというふうに考えている者の一人として、ラベンダーフェスタという最初どうなるか分からなかったイベントが意外に反響があって、もう後戻りできないくらい、4万人も訪れたらもうやめられないですね。後戻りできないくらいのイベントに成長した。そのラベンダーフェスタを中核として、四季折々のライトアップイベントによって、上富良野町ってライトアップの町なのだと思うもらえる可能性も出てきたということ、これをまずしっかりと生かすということが75万人を到達する上では非常に重要なのではないかなと考えております。しかも、令和10年75万人と考えるのであれば、この令和6年度前半が大変勝負の分かれどころではないかなというふうに考えております。

今の町長とのこの質疑応答の中では、検討する、検討するというような御答弁であって、私の持ち合わせているものがなかなか町長と共有できなかったという面があります。ただ、この検討するのではなかなか遅い部分もたくさん、さっき私が申し上げたように75万人を本気で目指すのであれば、なかなか時間がないわけで、そういった中で町長はこの75万人、当然本気で目指していると思っておりますけれども、それに向けて、実際町長のビジョン、コンセプト、ミッションというのはどのようなものが、最後にその部分お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 1番佐藤議員の御質問にお答えしたいと思います。

75万人という数字は非常に重要かと思えます。まず人数が多く来れば来るほど、やはり今の時代です。SNSとかを含めて、海外も含めて拡散させてPRになるということは非常にこれは、多くの方が来てもらうということは重要かと思えます。さらに加えて言えば、私が思うに75万人の、現在でもそうなのですが、来ている方の中身と言いますか、

その75万人が上富良野町に来て飲食をしてもらう、さらには泊まってもらう、そういう中身も経済効果というのを非常に重要視、大切にしていきたいと思っております。本当、数だけ、通過型ではどうしても、富良野と旭川に囲まれていて通過型に陥りがちですが、そこをぜひ立ち寄ってもらって、食事をしてもらう、泊まってもらう、そういう75万人の中身も非常にこれは目指していかなければならない。先ほども申し上げました行政だけではなかなか入り込みを、アドバルーンをばっと上げて人を集めることは可能かもしれませんが、この経済効果まで、町にまで落とし込むというのは、やはり行政だけではなかなか難しく、それこそ町の経済団体としっかりとタイアップして、計画的にというよりも戦略的にやっていかなければならないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、1番佐藤大輔君の一般質問を終了いたします。

次に、10番井村悦丈君の発言を許します。

○10番（井村悦丈君） 私は、さきに通告した2項目について質問いたします。

まず、1項目めですが、高齢ドライバーの事故防止についてでございます。

年々増加傾向にある高齢ドライバーによる四輪車のブレーキ・アクセルの踏み間違いによる急発進事故が懸念されています。

年齢別に事故割合を見ると、65歳以上の高齢ドライバーのうち、特に75歳以上の高齢ドライバーでの割合が高く、その傾向は10年前と変わらず、加齢の影響が運転能力の低下をもたらしていると考えられ、高齢ドライバーに特徴的な事故形態の一つと言えます。

運転免許証を保有する高齢者は、この10年間で約2倍に増え、今後も増加することが予想されています。

自主返納を考える方もおられる一方、家族から促されながらも、日常の利便性を考え買い物や通院等、日常生活に欠かせなく自動車免許を返納されない方も多いと思います。

最近では新車に対歩行者衝突被害軽減ブレーキ装置が標準搭載された車種も多くなってまいりました。国のサポカー補助金も2011年11月で終了し、今後再開されるかどうかについてもいまだ不明であることから、新車・中古車購入時にディーラーにて後付けペダル踏み間違い急発進抑制装置をオプションで装着を勧めても余計な出費を嫌う傾向にあるとも言われています。

現在所有する車種、年式にもよりますが、後付け

のペダル踏み間違い発進抑制装置が取付け可能であります。

このような事故を100%防げるわけではございませんが、衝突防止または被害軽減、歩行者の安全を守り、高齢者が安全に運転を継続していただけるよう、ペダル踏み間違い急発進抑制装置の購入及び設置費の補助を我が町でも行ってはどうか、町長にお伺いいたします。

次に、2項目目でございます。带状疱疹のワクチン接種の補助についてです。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、10か月が経過、新型コロナウイルスワクチン特例接種も令和6年3月まで無料で受けられ、これまでの日常に戻りつつある中、最近は病院内でも目にし、メディアでもよく带状疱疹という言葉をよく聞くようになってまいりました。

御承知のとおり、带状疱疹は、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。多くが子どもの時に感染する水疱瘡が治った後でも体内神経節に潜伏しているウイルスが加齢や疲労・ストレスなどで免疫力が低下することによって再び活性化し発症しやすくなり、症状は、体の左右どちらかの神経に沿って痛みを伴う赤い斑点と水ぶくれが带状に表れる皮膚疾患であり、多くの場合は皮膚症状が治ると痛みも消えますが、带状疱疹が現れる部位によっては、角膜炎 顔面神経麻痺、難聴などの合併症を引き起こすこともあると言われております。

带状疱疹ワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンがあり効果や接種希望者の予診などによって違いがありますが、接種費用は、生ワクチンで確認したところ6,600円から8,000円、予防効果の高い不活化ワクチンは2回接種する必要があることから総額4万円と自己負担額はかなり高額なワクチンです。

町民の皆さんからは、带状疱疹ワクチン接種にかかる費用の助成をしてほしいという声も多く聞かれます。

健康で健やかな生活を過ごすことは、年齢を重ねてから特に大切なことだと考えます。

そこで3点、町長にお伺いいたします。

一つ目、带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えるか。

二つ目、带状疱疹ワクチンの周知と接種推進はなされているか。

三つ目、带状疱疹ワクチンの接種助成についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の2項目

の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの高齢ドライバーの事故防止についてであります。令和5年における、富良野警察署管内での交通事故は44件、町内では16件発生し、そのうち、65歳以上の高齢者運転による事故は6件となっております。

国の支援のサポカー補助金につきましては、令和3（2021）年11月29日までで終了してはいますが、それ以降の国産新型車につきましては自動ブレーキの義務化が2021（令和3）年11月から始まっているところであります。また、国産の継続生産車、輸入車につきましても2026（令和8）年7月から義務化されることとなっているところであります。

その他の車種につきましては、後付け装置の設置も可能ではありますが、全ての車両での設置が可能ではないことから、設置不可能な車種または既に装置の設置済みの中古車もしくは新車を購入された方は補助対象外となり、整合性を図ることから、装置の購入に対して町独自の補助制度につきましては考えておりませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの带状疱疹のワクチン接種の補助についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の带状疱疹ワクチンの効果をどのように考えているかについてであります。議員も御承知のとおり、带状疱疹は小児期に水痘にかかり、治癒後も知覚神経節体内に潜んでいた水痘・带状疱疹ウイルスが加齢・疲労・ストレス等免疫力が低下した際に再活性化し、70歳代をピークに高齢になるほど発症しやすいと言われております。

带状疱疹は、人から人に伝染して蔓延する病気ではありませんが、発症した場合、皮膚に带状の赤い発疹に加え、強い疼痛を伴い、約10%から20%が治癒後も疼痛が残る带状疱疹後神経痛に移行するほか、顔面神経麻痺や難聴、失明等が起こることもあると報告されており、ワクチン接種により带状疱疹の発症予防効果は、50歳以上で1年目は生ワクチンで67%、不活化ワクチンで97.7%と認識しております。

次に2点目の带状疱疹ワクチンの周知と接種推進についてであります。予防接種には定期接種と任意接種があり、带状疱疹ワクチンは任意の予防接種に該当します。

予防接種法に基づく定期接種においては、接種を受ける努力義務が課せられており、市町村長は対象者等に対する十分な周知や勧奨に努めなければならないとされておりますが、任意接種は予防接種法に

規定されておりませんので、個人の必要性や希望に応じて接種をするものであり、带状疱疹を含めた任意接種については、特に町民に対する周知等は行っていないことを御理解願います。

次に3点目の带状疱疹ワクチンの接種助成についてですが、議員も御承知のとおり带状疱疹のワクチンには、生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があり、特に不活化ワクチンは予防効果が高い反面、費用が2回分で約4万円と高額であります。

定期接種においては、予防接種法で接種が定められておりますので、基本的には公費による負担で行われますが、任意接種においてはさきにも答弁したとおり、法に基づかない個人の必要性や希望に応じた予防接種のため、全額が自己負担となるところであります。

現在、带状疱疹ワクチンは、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において定期接種化の検討が進められており、伝染し集団に蔓延しないこと、他の任意接種との整合性から現時点では費用助成は考えておりませんが、今後も国の動向等に注視し、必要な情報については町民に対し周知するとともに、他の自治体での接種助成の状況を情報収集し、費用の助成を含め今後も研究してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といたします。

再開を10時55分といたします。

---

午前10時33分 休憩  
午前10時55分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問でございますか。

10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 1項目めの御回答によると、設置済み中古車、新車は補助対象外であり、整合性を図ることから町独自の補助制度については考えていないということですが、当時、令和3年11月29日頃、対象年齢になっていなかった方々もおられ、予算の関係上、装備されなかった方もおられるかと思います。現在サポカー補助金も終了し、改めて不安を感じて、この年齢になって不安を感じ、事故防止、安全のために、このような方々を対象に助成を行ってはどうかと思いますが、この町から悲惨な交通事故を起こさない、防ぎたいという思いは町長も同じだと承知しておりますが、これに対しての交通安全対策は何かお考えですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

自動ブレーキの義務化が令和3年、2021年に始まって、それまで補助、国のサポートがあったわけですが、その後に年齢に達した方等、いろいろ諸事情はあるかと思いますが、あと答弁させていただきましたが、全ての車が設置可能ではないということはそうなのですが、それを理由に令和3年にサポカー制度が終了すると、それを契機に新車を買った方、既にこの間買った方もしくは設置済みの車を買った方は補助金なしでもう既にも買ったわけですが、そういう方との整合性を図る、国が一度制度設計したのを後から制度が変わる、国は変えていないわけですけれども、町がそれを引き継いで継続したりすると、なかなかその両者の整合性を図るのは難しいのかなと、混乱を来す場合もありますし、不平、不平等な扱いになっては困りますので、そういう意味で制度設計が一度決まったのは、なかなかそれを変更するのは難しいのかなというふうに考えておりますし、あと車の安全装置というのは自動ブレーキにかかわらず、ABSなんかは今ほとんどついておりますけれども、踏み間違いのほかに車間を自動的に制御したり、車線の逸脱をアラームで教えてくれたり、日進月歩で進んでおります。そのような安全装置に対しても今後どうなのかという、たまたま踏み間違い、急発進については義務化になる前にサポートがありましたが、日進月歩する技術に対して、個別に、制度は当然将来も多分ないのだろうと思いますし、これは当時の令和3年度までの過渡期ということで理解しておりますので、この制度を町で独自でまた復活するというのはなかなか難しいことかなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） すみません、答弁漏れがありました。

交通安全対策ですが、高齢者の交通事故に対する交通安全、町としてどうするのかということなのですが、基本的なことかもしれませんが、やはり啓発、もちろん御家族も含めて、高齢者の方の事故防止には努めていかなければなりません、あらゆる場面に通じて啓発をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 再質問でございますか。

10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今御答弁いただきましたけれども、2025年12月までには、新車においては自動ブレーキの搭載が義務化されるということ

で、その後に車を購入された方には問題ないかもしれませんが、なかなか高齢になって、次の車は、新車買おうかなという人もなかなかおられないのかなというふうに考えます。そんな中ですけれども、そういう方々に対しての安全というか、家族が安心できるためにも補助金を出してもらえないかなということで、今回取り上げさせていただいたわけですが、その辺はどうでしょう。車種によってはつかないと言われておりますけれども、結構踏み間違い装置だけだったらつくようなことも工場で言うておられましたので、考えとしてはどのようにお考えかなというふうに伺います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

繰り返しになりますが、サポカー補助は令和3年度までございましたので、それについて、また復活、町で国の制度をまた変わって復活すると、先ほど申したとおり不公平感等がございますので、それらの整合性を担保しなければなりませんので、町独自の施策については、現在のところ考えておりません。ただ、非常に10万円ほどでつけられる車はつきますし、また先ほども申しましたそのほかの装置についてもオプションで今は新車でつけられるようになっておりますので、それらの装置についてはどうなのだと、それらの装置に対する整合性等も含めて、総合的に判断すると、やはりなかなか復活は難しいかなと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） そのような中でも近隣市町村では、中富良野町では令和3年度より限度額2万円とか、富良野市では令和5年度、昨年度より80%補助の限度額7万2,000円というような補助対策がなされています。そのほか、道内では三笠市、苫小牧市、新得町などが行っているようですが、どうしても生活には自動車が欠かせないものであることから、できるだけ皆さんに安全に運転を継続していただき、誰が事故を起こすか分からない、しれないと、他人ごとではなく自分ごととして向き合うことが大切だと思う中、重大事故を防ぐためにも設置推進をしていただきたいなというふうに考えております。人生100年時代、まだまだ65歳を過ぎてても仕事をされている方もおられますから、何とかその辺のところを再度、過去にも御質問があったようでございますけれども、再検討いただけたらというふうに思っております。

次に、2項目目の带状疱疹ワクチンについての答弁でございますが、厚生労働省の予防接種法に基づ

く定期接種以外の任意接種ワクチンということは十分認識しております。公費で予防接種法に基づいた定期の予防接種として65歳以上高齢者を対象とした肺炎球菌ワクチン、またインフルエンザワクチン一部助成を行われているところで、子どもに対してはおたふくかぜワクチン、インフルエンザワクチンなど、定期接種、任意予防接種の助成を行っているところでございますが、大人のワクチン予防できる感染症の一つに带状疱疹があります。

2023年11月現在、全国市町村では314の自治体による助成が既に行われています。それ以外にも一部保険組合、国保組合、共済など、費用補助が行われているようですが、道内では32の自治体で対象となり、対象としている自治体もございます。そのような中で、上富良野町でも何とかやっていただけないかなというふうに思っていますが、どうお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

ワクチンの接種は、さきにも述べさせていただきました定期接種と任意接種がございまして、定期のものについては公費で負担させていただいております。任意のものでも、例えばおっしゃるとおり、インフルエンザですとか肺炎球菌のワクチン接種に関しては補助を出しております。この任意のものでも出している理由といたしましては、やはり感染症であること、人から人に移って社会的にちょっとマイナスな部分があるので、感染を抑えるという目的、公衆衛生上、利益があるということで助成させていただいております。

その中で、今回の带状疱疹のワクチンも任意なのですが、先ほども述べさせていただいたとおり、人から人に伝染しないということで、その辺のことも含めてどうなのか。また、あと国のほうでも今検討されておりますので、この辺の動向を見極めながら、そして他の市町村のことも言及されました。他の市町村がやっている、やっていない、単純にそうではなくて、どのようにやっているのか、その辺も財源等も含めて、ワクチンが2種類ありますので、どちらにどうなのかという、その辺詳しく調査研究も進めながら、今後検討を続けてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） 今後、国の動向等に注視、必要な情報については町民に対し周知するとともに、他の自治体での助成状況を情報収集し、費用の助成を含め、今後も研究しますということは、行

われる可能性もあるということでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 10番井村議員の御質問にお答えしたいと思います。

調査研究はもちろんそうなのですが、今後のワクチンの費用、今は高額なものですので、それらの価格なども今後の我々の政策に対して大きな影響を及ぼすのかなど。それらも含めて情報収集、調査研究は進めてまいりたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 10番井村悦丈君。

○10番（井村悦丈君） さきの高齢者ドライバー事故防止についてもそうですが、お歳を召して健康で健やかに安全・安心に暮らせるような施策を今後お願いしたいと思います。御返答は要りません。これで終わらせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、10番井村悦丈君の一般質問を終了いたします。

次に、5番金子益三君の発言を許します。

○5番（金子益三君） 私は、さきに通告いたしました3項目、6点について町長にお伺いをいたします。

1項目めでございます。ジオパークを活かしました十勝岳観光の取組についてお伺いいたします。

上富良野町のシンボルでもあります大雪山系十勝岳連峰の魅力というのは、今さら言うまでもなく国内外に大変人気がある景勝地でもあります。夏山登山に始まりまして、秋の紅葉、そして近年は冬のバックカントリースキーなどに加えまして、北海道最高峰にある十勝岳温泉、全国のサウナを楽しまれる、いわゆるサウナーと呼ばれる方々にとっては、まさに聖地と言われる白銀荘、さらには十勝岳火山活動によって育われました国内でも非常に珍しい緩やかな波状の丘陵、それによって農作物が織りなす壮大な景色、そしてその肥沃な大地から生まれます安心で安全なおいしい農畜産物など、まさに上富良野町と十勝岳は大変大きく強いつながりをもっております。

現在美瑛町と進めており、2022年1月に認定を受けました十勝岳ジオパークも両町で様々な取組をしております。我が町の拠点施設や他の取組もまだまだ町民周知などにおいて広がりや若干弱く感じております。町全体を取り込んだ動きが必要と考えますので、次の点についてお伺いいたします。

1番目、令和7年度に開催が予定されております日本ジオパーク全国大会が北海道で行われる予定とお伺いいたしました。ぜひ開催地として、ここ十勝岳ジオパークが手上げをする準備や、またスケジュール等について考えはあるのかをお伺いいたします。

2点目、現在の郷土館を利用いたしました拠点施設、上富良野町郷土館の1階に改修が行われて設置されておりますが、これは正直申しまして、大変美瑛町にあります他の拠点施設から見ますと著しく規模や展示物に見劣りがあるのが否めません。今後の予算措置や展示等の考えについて、どのように行っていくのかお伺いをいたします。

3点目、十勝岳ジオパークにつきましては、もちろん、観光のみならず歴史、文化、教育、そして郷土愛育成など様々な活用が見込まれるところであります。最も基礎となります十勝岳温泉エリアの振興が特に必要と考えますが、ネイチャーセンターやガイド小屋などの設置または民間との協働による観光振興への御支援はどのようにお考えなのかをお伺いいたします。

4点目は、町民をさらに取り込み上富良野町全体として、十勝岳ジオパークへの関心や盛り上がりを見せるために、今後どのような必要な手段を図っていくのかをお伺いいたします。

2項目めについて。上富良野町役場機構改革の進捗についてお伺いいたします。

私、2021年9月に現在の上富良野町役場のスタッフ制について、町長に質問をさせていただいております。当時の町長の御答弁につきましては、現在のスタッフ制に基づき検証を行い、運用をさらに改良すべく改変させたいとの御意向がありました。また職員からアンケート等を用いて現在のスタッフ制の問題点を洗い出していくとの御答弁がありましたが、その後の進捗についてお伺いをいたします。併せて職員の士気高揚、やる気を高める方策についてもお伺いをさせていただきます。

1番目といたしまして、検証の結果についてどのような分析をされたかをお伺いいたします。

2番目、現在のスタッフ制で町長が感じていらっしゃいましたメリット、デメリットに対しての統括はどのように行ったかをお伺いいたします。

3点目、現状のような行政課題に対応するための職員は現在の定数で良いのかなどの検証は行わないかについてもお伺いさせていただきます。

3項目めでございます。旅費規程についてお伺いいたします。

現在の職員の旅費規程は世の中の物価上昇指数と乖離している状況にありますが、条例改正などを行い現状と適合するような旅費規程が必要と考えますが、改正するお考えがあるのか、ないのかをお伺いさせていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めのジオパークを活かした十勝岳観光の取組についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の日本ジオパーク全国大会の十勝岳ジオパークでの開催についての御質問ですが、令和7年度の日本ジオパーク全国大会の開催地については、今年4月後半の日本ジオパークネットワーク理事会で正式に決定される予定となっております。令和7年度の開催が北海道であることは既に決定しており、現在は道内での開催地を北海道ジオパークブロック会議で議論している段階であります。十勝岳ジオパークでの開催受入れにつきましては、北海道ブロック会議の中で打診があり、現在、当町と美瑛町で協議を行っており、受入れの可否について検討しているところであります。

次に2点目の拠点施設の展示の考え方や予算措置についての御質問ですが、上富良野町郷土館は、上富良野町の歴史はもとより十勝岳ジオパークのストーリーである大正泥流について、後世に語り伝えるための重要な施設であると考えております。

郷土館の改修とその展示内容の更新は単年度で終了するわけではなく、今後2年ほどかけて段階的に行っていく計画で進めているところであります。

令和5年度は、上富良野町の歴史に関する2階部分の展示について行い、1階部分についてはジオパークについての暫定的な展示を作成いたしました。令和6年度には、十勝岳ジオパークについて、より分かりやすい解説と展示物の作成、床面への大縮尺地図の設置、顕微鏡や岩石試料など来館者が手に取って観察できる体験コーナーの設置など、新たな展示物を教育委員会と連携して作成する予定となっており、郷土館改修と展示物の作成に係る令和6年度予算につきましては、教育委員会およびジオパーク推進室においてそれぞれ計上しているところであります。

次に3点目のジオパークによる観光振興への考え方についての御質問ですが、十勝岳ジオパーク推進協議会では、観光ツーリズム部会を設置し、観光協会や民間団体と協働して、ジオパークを通じた観光振興に努めているところであります。

十勝岳温泉エリアは国立公園内にあり、ネイチャーセンターなどの新たな施設の建設は非常に困難な地域であることから、観光振興促進のための事業として、ジオパークガイドとの連携により十勝岳温泉やヌッカクシ火口を対象としたジオツアーを開催するとともに、アドベンチャートラベルの受入れや旅行代理店との連携、教育旅行の受入れの促進などを検討しているところであります。

次に4点目の十勝岳ジオパークへの関心を高める

ための必要な手段についての御質問ですが、コロナ禍の収束が見通せるようになった昨年度より、十勝岳ジオパークでは普及講演会や、町民が気軽に参加できるジオカフェなどのイベントを開催してまいりました。

ジオパークは、地質学的な特徴や地形、自然景観などを保護・活用し、その地域の自然や文化遺産を保全・活性化することを目的とした地域の枠組みとなっております。国際地質科学連合及びユネスコが推進するプログラムで、我が国においては日本ジオパーク委員会の認定のもと、地域の地質学的、生物学的、文化的資源の保護、地域経済の振興、地域住民の生活向上などを目指して活動しております。

また、ジオパークは、その地域固有の地質学的特徴や自然景観を持つ地域に設定され、その地域の自然や文化の遺産を保護し、持続可能な観光や地域振興を推進しております。多くの場合、ジオパークには地質学博物館や展示施設、トレッキングルート、地質学解説ポイントなどが整備され、地域の観光資源として活用されていることなどから、地域住民、学術研究者、観光業者、地方自治体などが協力して運営され、地域の持続可能な発展や地域コミュニティの結束を促進することを目指しております。

令和5年度におきましては、上富良野町郷土館をはじめとする3つのジオパーク拠点施設において十勝岳ジオパークまつりを開催したほか、地域でのイベントにもジオパークブースを出展し、子供から大人まで多くの方に参加していただいたところであります。

また、3月下旬には、ジオパーク普及講演会をはじめ、いくつかのイベントを予定しているところであり、令和6年度以降も、これらのイベントや普及講演会を積極的に開催するとともに、地域団体や小中学校、高等学校での出前講座や郷土学習などを通じて、十勝岳ジオパークの普及、保全、教育活動に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます

次に、2項目めの上富良野町役場機構改革の進捗についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

役場組織機構の検証等につきましては、前回の一般質問の際にもお答えしたとおり、令和3年度に実施した職員の意識アンケート調査の結果を分析・検討した上で、見直しが必要と判断する場合においては、検討するよう指示することとしておりましたが、合わせまして、本年4月からの新こどもセンターの業務開始、職員の定年延長制度開始が予定されていることから、それらを合わせて、組織機構の見直すべき項目等を明らかにすることを目的とし

て、検討を行うよう担当部署に指示したところで  
す。

まず1点目の検証の結果についてどのような分析  
を行ったのかについてであります。具体的作業と  
しては、昨年4月の定例課長会議において、令和6  
年4月1日に向けた町組織機構の見直しについて協  
議し、各課から選出された職員によるプロジェクト  
会議を設置し、新子どもセンター建設に伴う業務の  
集約化・組織機構、年代別職員数の不均衡と定年延  
長制度導入による主査職・主幹職の負担、現行の課  
班・スタッフ制度の見直しの3点について検討を進  
めて、その最終報告を11月に受けたところであり  
ます。

プロジェクト会議の最終報告において、新こども  
センター関係では、施設名称をこども基本法の成  
立・施行を受け、特別な場合を除き、平仮名表記が  
推奨されていることから、こどもセンター、平仮名  
のこどもセンターにすること。センター内に配置す  
る部署について、子育て支援班については、子育て  
世帯に対する施策を実施する部署として現行のまま  
移動し、名称を変更することにより不要な混乱を招  
く恐れもあるため名称の変更はしないこと。現在の  
班名である、子どもセンターについては、こどもセ  
ンターと児童館の機能を有した一つの施設となり、  
施設名称と班名の一体性がなくなることから、こど  
もに対するサービスを実施する部署としての名称変  
更が必要であること。定年延長制度については、こ  
れからの定年延長職員とこれまでの再任用職員は、  
その経験や果たしてきた職責に違いはないが、これ  
までの主事発令のみではなく、対象職員の体調・希  
望を考慮した上で、中堅層等に配置する運用も検討  
すること。スタッフ制については、現行の組織機構  
及びスタッフ制自体は、現行どおりとし、取扱い規  
程として運用している総括主幹・グループリーダー  
制度については、グループリーダーを廃止し、新た  
に、必要に応じて置く職として副主幹等を、行政組  
織規則に規定することが、提案として報告され、1  
1月定例課長会議において確認したところです。

なお、今回の検討結果により、本年4月からの課  
設置条例の改正が必要となる、新たな課の設置・統  
廃合については、実施しないことについては、昨年  
7月のプロジェクト会議中間報告の段階で、確認し  
てきているところです。

次に2点目のスタッフ制で私自身が感じていた、  
メリットとデメリットに対しての統括についてであ  
りますが、令和3年度に実施したアンケート調査結  
果の課題として、チーム編成とグループリーダーの  
選任に適切な編成が行われていない。協働・協業・  
サポート体制が取れていない。意思決定の迅速さに

よる明確な効果を感じられない。事務事業の分担・  
責任の明確さに欠ける。流動的な組織運営につい  
て、特に主査以下の職員の間で流動的と感じる人が  
少ないなどが指摘されていますが、今回実施したプ  
ロジェクト会議の最終報告における考察では、指摘  
されている問題点及びプロジェクト会議での検討経  
過における意見からみると、多くが制度的な要因で  
はなく、属人的な要因による問題点として指摘され  
ていると推察されるとされており、私の感じていた  
認識と一致したところであり、改めて、名称ではな  
く、職員の人員確保はもとより、採用後の人材育  
成・人員配置が重要であることを認識したところで  
あります。

次に3点目の職員定数の検証についてであります  
が、今回のプロジェクト会議での検討にあたり、今  
後20年間の年齢階層別職員数推移を作成し、それ  
を前提としてプロジェクト会議での検討を進めてき  
たところですが、具体的な職員定数の見直しにつ  
きましては、現行の第6次職員数適正化計画の計画  
期間が令和6年度までとなっていることから、令和  
6年度中に計画を見直しする中で、職員定数につ  
きましても検討することを考えているところであり  
ます。限られた職員数で効率的な業務の遂行に取  
り組んでいるところでありますが、近年は法改正や様  
々な行政サービスに対応するため、専門職員の配置  
が求められており、事務事業の見直しや執行に適  
した柔軟な体制を整えながら適正な職員定数につ  
いても検討してまいりますので、御理解を賜りた  
いと存じます

次に、3項目めの旅費規程についての御質問にお  
答えさせていただきます。

職員の旅費につきましては、上富良野町職員等の  
旅費に関する条例に基づき、出張時に日当、宿泊  
費、鉄道賃などを支給しているところであります。  
議員御質問のとおり、近年、人件費や物価の高騰、  
観光需要の回復などにより、宿泊料金が条例で定め  
る定額料金より高い施設もありますが、職員に対し  
ましては定額料金の範囲内での宿泊施設を選択す  
るよう指示しているところであります。なお、条例  
により、会議等主催者が宿泊場所を指定している  
場合などにより、やむを得ない場合については実費  
額支給も可能としているところであります。

条例改正につきましては、宿泊費の実態や近隣市  
町村の状況を研究し、適正な旅費支給額を検討し  
てまいりますので、御理解を賜りたく存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ジオパークの全国大会につ  
いて再質問いたします。

4月に決定がされるということで、当然のことながら道内にあるジオパークの皆さん、一斉に手を上げると思うのです。正直申しまして、非常に宿泊施設だったり、世界的なジオパーク、加盟をしている地域も道内にはありますから、そういった点において、なかなかこの十勝岳ジオパーク、じゃあ何がイニシアチブを取れるかというところってあると思うのですけれども、やはりこの北海道の屋根と呼ばれる、非常にすばらしい大雪山系、そして中央にある、この利点を活かして、ぜひ受け入れることが非常に大事だと思います。改めてお伺いいたしますが、町長自身といたしましては、どのような形で誘致を考えていらっしゃるのか、改めて詳しくお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

全国大会ですので非常に大きな大会になります。ただ、北海道でジオパークに認定されているところは、上富良野町は比較的、美瑛と合わせて大きいほうですが、アポイとか遠軽なんかは会場の確保がなかなか難しく、みんなが一斉に手を上げるという状況ではなかなかない状況です。そんな中で洞爺とアポイはもう既に終わっておりますので、事務局と接触したというのは、次、美瑛、上富良野どうでしょうという、そういう接触で、当然うちも美瑛も前向きに考えております。

その中で、やはり問題もありますので、大勢の方が来られるので施設をどう確保するのかとか、会議をどこでどうするのかという、申込みから当然、北海道のほうの協力がなくなかなか2町で全部を全てを賄うというのは難しいので、全道の会議のほうがどこまでやってくれるのかとか、いろいろ今後詰めていくことは多いのですが、基本的にはうちも美瑛も前向きに考えていると受け止めてもらって構わないかなと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 大変すばらしいことだと思います。特に洞爺、アポイについては既に終わっているということでしたら、ぜひここ十勝岳ジオパークが全国の皆さんにこのすばらしい景観を知っていただき、すばらしいと思いますのでぜひ。

その上で、2点目の拠点施設についてであります。町長、御承知のとおり、隣町の美宙、それから元々防災センターであった白金温泉地区にありますヴォルガに、行ってまいりました。非常に感銘を受けました。残念ながら、元々うちの拠点施設、郷土館としての建物ですから狭いのは仕方がない、これ

はやむを得ないところなのですけれども、ただ、残念ながら、ジオとしての見せ方の入口が悪いと思うのです。すごく細かいことを言えば、まずトイレが、ヴォルガも、それから美宙も非常に1階には障がい者だったりバリアフリーのトイレが設置、2階には男女のウォシュレット、きれいなトイレがあります。一方で上富良野町、改修が遅れております拠点施設については和式のトイレが一つあります。ちょっとこれでは人を受け入れる体制になっておりませんので、まずそういったインフラの整備というのは、今年度予算にもついていませんけれども、これらの改修計画というのはどのようにしているのかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

美瑛と白金の拠点施設と比べて、見劣りと言いますか、向こうのほうは新しい施設ですので、上富良野町の場合郷土館ということで経年もたっておりますし、あともう一つ、ジオの施設とはいえ、郷土館の機能も兼ね備えなければなりませんので、郷土の歴史も含めて、そういった二枚看板と言いますか、郷土館でありながらジオの展示もしなければなりません。しかも、古い建物で限られたスペースでということで、なかなか難儀しているところであります。特におっしゃるとおりトイレなんかについては、新しい施設のトイレはどこもすごく立派なトイレであります。郷土館の限られたスペースで、それらの要件を具備するというはなかなか物理的にも難しい中で、どういうふうな、最大限満足してもらうためにはどういうことができるのかという研究を含めて、十分調査研究はしているところですが、6年度については実施する予定はございません。

しかし、今後についてもしっかりと、今のままでいいとはなかなか思っておりませんので、エントランスも含めて、十分郷土館として、そしてジオパークの拠点施設として、お客様の満足度を向上させられるような改修がどこまでできるかというのは検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） もちろん最初のスタートが郷土館でしたから、それでも2階部分に非常に見やすく、今まであったものを整理して、これについても非常に高く評価いたします。隣町のことを言っただけでもいられないのですけれども、美宙が特にそうなのですけれども、ジオの流れを見ながら美瑛町の歴史、郷土の展示物を歩きながら見ていって、開拓から今に至るまで、そして十勝岳の数百万年前の

歴史からという、うまい見せ方をされているので、ぜひ、あれのとおりつくるのは非常に難しいですけれども、上手に、例えば隣にあります公民館と流れを取ったり、そういったものが必要だと思います。特に中に展示するもの、いろいろ、るる答弁ありましたけれども、やはり触れて楽しい、ビジュアルで見ても分かりやすい、目で見て、音で聞いてといったものが非常に必要なのではないかなと思います。

例えばひがし大雪に行きますと、100インチ以上のモニターで3か国語くらいで、そこは十勝三股カルデラの成り立ちですとか、そういったものがありますし、美瑛町の美宙へ行くと、今の現地を見るジオスポットみたいなものも大きなタッチパネルであるし、歴史のものはそこに行ってやると教えてくれるとかというのがあります。ヴォルガに行くと十勝岳の噴火の映像といったものが4作品ほど見れるといったものがあるので、そういう本当に肌で触れて楽しいものというのもどんどん設置していく、スペースの限りもありますけれども、必要だと思います。

あと、ちょっと数年前に、この大雪山のジオラマをたしか町でつくって、非常に大きいものだと思うのですが、ああいうもの、どこに置かかは別として、活用していくことがやはり必要なのではないかなと思います。あれに例えば上からプロジェクションマッピングで全体の地形、それから過去の形、噴火の様子とかというのを写し合うようなことも非常に楽しいですし勉強になると思うので、そういったものを活用する考えはありますか。お伺いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

様々なアイデアございます。本当に展示の仕方や肌で触れる展示の仕方というのは、美瑛以外にもいろいろなところで、近くで言えば旭川のサイバルなんかも本当にいっぱいあって、いろいろなアイデアがあると思います。ジオラマも含めて、そういうものは一切何が駄目とか、そういうことは一切決めておりませんが、やはりネックとなるのはスペースの問題かなというふうに、その中で何が一番効果的なのか、何が一番いいのかというのは今後調査研究してしっかりと改修を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 公民館の活用がいいのかどうかは別といたしまして、別棟を増床するかなども含めて、せっかくやはり上富良野町、十勝岳のお膝

元でございます。私、最近全国のいろいろな方とお話合うのですけれども、十勝岳って十勝にあるのと言われるのです。いや違うのですと。前に副町長に御教示いただいたのですけれども、川の源流があるからそういう名前がついているのだけれども、十勝岳は上富良野町と美瑛町の間がいい方向が向いているのだよということを改めて説明しなければならないのです。ですから全国大会もありますし、このジオの拠点施設、様々なことで活用することによって、本当にこの美しい景色、上富良野町一番近いところにありますから、ぜひそういったものについては、無駄にお金をかけることが大事とは言いませんけれども、何とか知恵を絞ってやっていていただきたいと思います。

十勝岳振興でございます。当然国立公園内にありますから、新たな建物の建設というのは、これはもう本当にハードルが高くて難しいのは承知しております。ただ、あそこはやはり旧凌雲閣、これは民間の施設ですけれども、あと旧白銀荘、これも今は町のものから離れて山岳会で管理しておられますけれども、そういったところをリノベーションすることによって、そこにぜひ公費というか支援を一部行うことによって、今ある建物の利活用で、やはり現地でのネイチャーガイド、今もやられております、本当に冬の間も法華ノ滝のほうに行ったり、それから夏山の登山のガイドをされたり、ここにも書いてありますけれども、教育旅行などの受入れなどもされておりますけれども、なかなか民間の力だけではそういったもの、莫大なお金もかかりますから、ぜひ今ある施設のリノベーションについて、この町としての支援ができ、そして人材を確保しながら、さらなる十勝岳エリアとして、あそこだけに集中してしまうと、人がそっちに行ってしまうと、まちなか対流しなくなるので、バランスは大事だと思うのですが、美瑛も拠点施設が山と町とにあります。上富良野町もやはり郷土館があるとすれば、山の火口口のほうの近くの、せっかくの十勝岳温泉がありますので、吹上温泉だったりとか。あのエリアをやはり皆さんを呼び込むような、そしてガイドがきちんと常駐してできるような、そういった拠点施設が必要だと思いますけれども、それらについては計画的にはどのように考えていらっしゃるのですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

現地のと言いますか、十勝岳のネイチャーセンターのようなものを建てる計画はございませんが、答弁させていただきましてとおり、国立公園内で新たな建物というのは難しいのですが、その中で今議

員おっしゃるとおり、旧白銀荘はなかなか難しいと思いますが、凌雲閣の、民間の持ち物ですが、そちらのほうを、民間のものの所有権は町にありませんので、どうのこうのは言いませんが、そういうのを利用する可能性と言いますか、それはあると思います。

そのほか、既存の建物と言いますか、それを有効に活用するというのは何もそれを排除しているわけではなくて、有効に使いたいなど、厳しいエリアですのでそう考えております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ぜひいろいろな方策で、官民共に力を合わせて、このジオパークを盛り上げていくことが上富良野町の発展に、先ほどの同僚議員の75万人の観光客を呼ぶためにも、あそこに来たら必ず入湯料も払いますし、最近ではサウナ飯ということもあって、下で御飯を食べて山に上がるという方もたくさんいらっしゃるようですから、本当に利のある観光にもつながると思います。

それらを含めて、ジオパーク、実は非常に町民に知られていないのです。4点目のほうに入らせていただきますけれども、もしかしたらラベンダーフェスタより知られていないのではないかなというふうに思います。この間、地域おこし協力隊として2名の男性の学術研究員、そしてまた今、1名の女性の学術研究員として、非常に知識を豊富に持たれた方がジオのことを進められております。それはもちろん大事なことで、専門の皆さんのすばらしいお知恵を拝借するのですけれども、もっともっと柔らかく、何かもうこの上富良野町で採れた野菜食べることだってジオだよとか、その辺の美しい紅葉を見るのだってジオだよとか、ピザつくってジオピザだよとか、何かもっともっと、今上富良野高校の生徒がジオの研究をされたりとかしているといった、こういった裾野の広がりが非常に大事だと思うので、学術的なことであつたり、すばらしい地質的なこと、これもジオに認定されるために十分必要なのも重々理解しますが、今もう認定されて、これから広がりを見せるときには、もう少し柔らかく、一般の主婦、我々のような地質学も知らない者であっても、何かもっとジオって楽しいな、ジオってわくわくするなという、そういうことをどんどん、今月の23日にもいろいろ行われるという、非常にいいなと思うのですけれども、もっと我々庶民が取っつきやすいような、勉強できないとジオって駄目なのではなくて、普段の生活から、十勝岳の恵みがあって、そして我々生かされているのだな、そしてこの地域で生まれ育って発展していくのだなという、そういうわくわく感が持てるような裾野の広が

りを、もっと柔軟な取組が必要なのかなと思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、事業のというのは学術的なことだけではございません。皆さんもう既に知っているとは思いますが、防災とか教育で砂防ダムに見学に行くとか、野菜もそうですし、この景観もそうなのですが、全てこれは十勝岳の恵みと言いますか、ジオの関連するところがございますので、皆さんもう既に知っているところ、実はこれはジオなのだよという広報と言いますか、伝え方と言いますか、皆さんもう既に知っている、それは全部十勝岳なのだというアナウンスを、アナウンスと言いますか、広報することが重要なかな。町民みんながジオツアーに参加すると、それはなかなか、高齢の方、小さい方もおられますので難しいかもしれませんが、身近なところにたくさんあるというのは皆さんにPRしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） まさしくそういったところ共有できたなというふうに思っておりますので、これからも十勝岳エリアの開発と、そして裾野を広げていただくことに御尽力をしていただきたいというふうに考えます。

そして2項目めの機構改革について、若干触れさせていただきます。

検証されました、この間、新たにこどもセンターが入ったということで、これはスタッフ制云々ということとは違うところもありましたが、私のもし認識不足というか、理解不足だったら申し訳ないのですけれども、子どもセンターが新こどもセンターになって、そこに今の現在の子育て支援班があつて、私、執行方針のときにも質問させていただきましたけれども、こども家庭庁、今年5兆6,000億円の予算、そしてこども基本法が制定されまして、国も子どもを真ん中に置くということで今閣議決定されて進んでいく中で、方向としては間違っていないというふうに考えるのですけれども、であるならば、やはりもう少し責任感というか、思い、いろいろなことを全体を受け止めてくるとすれば、やはり課長職程度の方が頭に立っていただき、そして、まさに白亜の殿堂ではないのですけれども、新こどもセンターを核といたしまして、全ての乳幼児から生徒、そして子どもたちまでが安心、安全で暮らせるための政策を一本化していくことが必要なのではな

いかなというふうに考えます。まず、その点どうなのかということをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

国のこども家庭庁の所管する業務をそのまま町に、たしかにそういうことも念頭には、考えとしては私もありますし、そんな中で、まず今の新こどもセンターが昔のこどもセンターの代替施設であるということで、やはりキャパ的にそこら辺まで当時は視野に入っていなかったですし、併せて東児童館も合築してきちきちのスペースの中でやること。そしてこども家庭庁のそういうことが、国の動きがありましたので、当然町でも課長職というのも考えは、そういう考えもありますが、やはり今回は答申にもあったのですが、機構改革、課は最小限にと言いますか、課の大幅な機構改革、組織改革と同時にスタッフ制も見直すという混乱を生じるということも、我々の混乱もそうですし、対住民のどこが何課というのも混乱を生じさせないためにも、まずはスタッフ制の検証について先行させて、組織機構については、今のままで行くとこれがいいとは、完璧なものではないかもしれませんが、その辺の検証は常々、今後、将来に向けて考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、そんな中で課長職ではなく、昔の旧こどもセンターのままですが主幹職、そして新しく子育て支援班が移動してきますので、主幹が2人ということになります。そういう中で新しい新こどもセンターはスタートさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） ここで、若干お昼を越えるような感じがしますので、金子議員の質問を継続したいと思います。

それでは、再質問。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 議長、御配慮ありがとうございます。それでは続けさせていただきます。

いきなり全部というところに、現場の混乱が生じるということもあるというのは理解できましたし、町長もこれがこのままずっと未来永劫行くわけではないよというお考えもあるということが確認できましたので、それについては理解させていただきます。

そして定年延長、これはこれまでの主事ではなくて、その方の御希望にかかわらずによって中堅層、これは大変いいことだと思います。もう一つグループリーダーを廃止して副主幹、これはまさに次のス

タッフ制のデメリットについてもつながるところなのですけれども、これも非常に大事なところだと思うのです。スタッフ制、当時はすごくいいことだったのです。行財政改革、行革が伴っていく中で何とかコンパクトな行政づくりをしていこうというところで、もう本当にウルトラCでつくった、これは前にも言ったのですけれども、よかったです。

2点目のスタッフ制について、町長が感じたメリット、デメリットの御答弁で、まさにいいことなのです。これ恐らく、現行の若い職員から中堅の職員、皆さんこれ感じたことであって、なるほどなど。町長、庁舎の1階の裏玄関に職員の青年部の皆様がポストイットで貼ってある、賃金安いぞとか、夏は暑いぞとか、それはいいのですけれども、その横に職場環境についてということがありました。やはり総括すると人員不足だね、それから適切な人員配置されていないよね、若年層の教育が不足しているよね、上司となかなかコミュニケーション取る機会がない、仕事が特定の人に偏らない配置をお願いします、SNSが班で使えるようなシステム構築してほしいとか、異動のときの引き継ぎの時間が短い、本当にこれ生の声、すばらしい声だと思うのです。これがもうまさに根底にあることが、今のこのスタッフ制の問題のところに寄与しているのではないかなと考えます。

それで、いろいろデメリットの中で、最終的に属人化したことが、これが一番問題ではないかと、私もここは思います。属人化したのはスタッフ制なのです。スタッフ制が全部悪いわけだったのではなくて、スタッフ制はやはりプロ集団をつくれるということで、それに特化したことをやっていくことについては非常によかったと思うのですけれども、その反面としてデメリットで属人化してしまうと。これは属人化すると、一般論ですよ、上富良野町と言っているのではなくて一般論、属人化するとサービスの品質が一定しない、改善をしなくなる。その起こる要因として三つあるのです。まず一つはマニュアルが整理されていないということが一つ。それから専門性が高い、こういう業務の中で人がいない。人的リソースがない。そしてもう一つは従業員が自分の地位を守りたいから仕事を離さない。これが属人化が起こる要因だと言われているのですけれども、これを防ぐにはどうするかというと、実は標準化するのが一番いいのです。行政って標準化なのです。長い間これが行われてきたのが標準化。複数で一つの仕事を情報共有していたり、それからシェアをしていく。進捗状況を常にそのスタッフの中で話し合う。これをやることで業務の偏りがなくなり、効率化につながります。そして何より知見がその職員

間の中で蓄積される。そのことによってサービスの品質が一定化になるという、これがその標準化の一番のメリットなのですけれども、やはり解消するために業務のマニュアル化をきちんとさせなければならない。そして権限を分業させる。ですから、先ほど町長が行われました副主幹を用いたりする、それから再任用の人を中堅層に置く。このことによって、権限がある程度分散化されることが望まれるので、ぜひこの部分はやってほしい。

それと、もう一つ、ナレッジマネジメントをぜひ取り組んでいただきたいというふうに考えておりますが、まずここまでの中で、町長、今まで進めてきた中で、この属人化によって弊害が起きてしまったこと、これをいかに標準化に戻していくかということでスタッフ制の在り方、これはすぐではないかもしれませんが、これは実は平成が生んだマイナスの部分です。もう令和ですし、町長も2期目を目指してばりばりやっていっていただきたいので、ぜひこの平成からの脱却を含めて、このスタッフ制の改革の在り方について、今の属人化から標準化に向けた手法というのはいかにどのようにお考えかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

スタッフ制のメリット、デメリットとは、よい点もあったのです。やはり当時、平成16年ぐらい、行政改革が進んで、少ない人数、どうやっていくかということで、やはりスタッフ制がどうしてもあれば導入しなければならなかったのかなと、今思っています。職員を縦横無尽にと言いますか、柔軟に仕事を割り振って、自由自在に行くというのが当時の目的であったのですが、そこにやはり今回副主幹というのを、昔は係長があったのですが、係長を廃止して、いきなり主幹になって、結局、先ほどの属人の話になるのですけれども、仕事が人についていくと言いますか、係長がいなくなると、さらにそれが顕著に出ていたかなと。スタッフの間からも不満が出たのかなと。さらに、人員は昔から比べて減っておりますので、業務量は増えておりますので、そんな中で係長がいらない中でスタッフ同士で情報を共有しながらというのはなかなか難しかったかな、本当に属人化していったかなというふうに思っております。

ただ、本当にメリットもあって、いろいろなこと、ある程度大きな班でできることになりましたので、その点はよかったのかなと思いますけれども、デメリットも多かった。その反省点から副主幹、昔の係長のような、主幹はそのまま残しますけれど

も、その下に昔の係長のような、全部の班に置くわけではありませんが、当然理念だけではなく、現在の、将来の20年間、人員の波というの、数値というのを見据えておりますので、それらを考えて、どこに副主幹を、どういう状態の班に副主幹を置いた方がいいのか、効率的にできるのかということも含めて、昔の係長のようなところ、ステップアップするためでもありますし、スタッフをうまくコントロールして、班を運営していく、業務を遂行していくという上でも必要だと思いましたので、4月からはスタートしていきたいというふうに思っております。

定年延長の方を中堅の、今主査職、昔の係長のところというのは非常に採用を控えたところにちょうど当たってしまっていて、そこに主査、副主幹として当たってもらえれば、今までの経験をさらに今の若い人にフィードバックしていってもらえればなどというふうに期待も込めて、非常に今後定年延長もだんだん年数が長くなってきますので、その辺もうまく活用しながら、組織の活性化というのを図っていかねばならないのかなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ぜひ1日も早く改善をして、先ほど若い青年部の皆さんの声というのは、もう本当に現場の声です。適切な配置をするには、やはり職員定数しっかりと見直すことが必要だと思います。こどもセンターにかかわらず、現場で、やはり社員だよねという声が上がっておりますので、十分この新たな機構改革をするにあたって、この上富良野町、行政サービスが滞りなくいくためには、また先ほど言った平準化させていくため、定年延長ですばらしい人材が残っていただけること、プラス、若い人材も育てていくためには、ある程度しっかりと計画が必要だと思いますので、この辺はぜひ進めていただきながらやっていただきたいのですが、6年から始まっていくこの20年の考え方ということで、これは具体的にはどの辺で取り組まれる予定を考えているのか、もし分ければ教えていただきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

6年度中に次期の計画は策定しますが、具体的に何月というところまでは、スケジュールはまだ持っておりません。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 前回の質問のときから比べると大幅に進捗が進んでおりまして、具体的な取組

内容というのがもう見えてきて、非常に期待できるなど。あとはやはり人を育てるところの時間がかかっていく。また、SNSなど、先ほど言いましたナレッジマネジメントシステムというのは、いわゆるICTを活用して、それぞれの班の中で共有できるようなSNSをつくったりとか、様々なオンラインのストレージを増やすことによって情報の共有、それから知見の共有、そして権限の分散、ここがやはり一番大事なことになっていきますし、そのことによって抱え込んでしまう、もう本当に1人で悩むような職員が1人でも減るようなことが属人化から標準化へつながることだと思っておりますので、ぜひ職員定数については、そのようなことで進めていただきたいと思っております。

最後は旅費規程なのですが、町長、出張にたくさん行かれていますから、現状のホテルの値段、航空運賃の値段等々分かっていらっしゃると思うので、改定されるということですので、これはもう1日も早く、近隣の市町村もすぐ、今年度改定しまして、職員の負担にならない、これはあくまでも業務で皆さん行かれていますので、例えば二、三日滞在しなければならないようなイベントだったりするときに、持ち出しが何万円もということ、なかなかそして、すみません実費精算してくださいというのは分かっていると言いつらいという声もありますので、1日も早く現状に適した規程に改定するのが望まれると思っておりますが、どの辺くらいからスケジューリングを考えているのかだけ最後お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

旅費については、確かにおっしゃるとおり、もう特に札幌、東京なんかに関しては、季節的に非常にもう高額と言いますか、旅費規程に合わないという実態は分かっております。理解しておりますし、その中でも苦勞しながら規程の中で行けるように頑張っております。職員も頑張っていると思っております。その中でも、特にやはりお答えしましたが、やむを得ない場合は実費精算も可です。

改定時期ですが、上富良野町の職員がどこか行ったとき、上富良野町だけのこういう問題ではなく、やはり上川管内が全て共通の問題ですので、隣の人が東京に、札幌に行った場合でも、ホテルの状況とかも全く同じですので、この辺は近隣の状況を確認、注意深く情報収集しながら、いつまでとはあれですけれども、速やかに改定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

ここで、昼食休憩といたしたいと思います。

再開は、13時30分といたします。

---

午後12時07分 休憩

午後 1時30分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

暑い方は上着を取っていただいて結構です。

6番林敬永君の発言を許します。

○6番（林 敬永君） 私は、さきに通告しております質問、2項目について質問させていただきます。

1点目です。上富良野町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について。

町においては、令和3年3月に策定された上富良野町第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、今日まで保健福祉サービスの充実や介護保険事業の整備等を計画的に取り組んでこられました。今回令和5年度が第8期事業計画の最終年度に当たることから、パブリックコメントを経て令和6年度以降の事業計画となる第9期事業計画を策定されていますが、この事業計画の策定にあたり、町長の思いをお伺いいたします。

1点目、第8期事業計画における計画の進捗状況、また進捗状況に対する評価・課題をどのように捉えているのか伺う。

2点目、第8期事業計画の課題を第9期事業計画において、どのように解決する内容とされているのか伺う。

3点目、第9期事業計画において、特に重点的な内容としている施策について伺う。

4点目、高齢者を取り巻く現状の中で、当町の人口・世帯数の状況において、高齢世帯及び高齢独居世帯数の推移が全国及び北海道と比べると高い数値となっているとされているが、その原因を町長はどうお考えか。

5点目、第9期事業計画施策の推進において、基本目標に安心できる住まいの確保の中で、介護保険施設等の整備について高齢者が安心して地域で住み続けられるよう高齢者数や利用状況、医療計画との整合性を見極めながら介護保険施設等の整備を計画的に進めるとあるが、今後3か年の計画の中でどのように進められるのかお伺いします。

6点目、第9期事業計画施策の推進において、基本目標として介護人材の確保と生産性の向上に向けた取組強化として人材の確保を挙げております。

そこで、現在令和7年に向け町立病院の大規模な建替工事が行われているが、町立病院における現状として医療、看護、介護職員数がどのような状況にあって、今後令和7年に向けてどのような職員体制としていくのか、増員が予定されているのであれば、その人材確保はどのように進めているのかお伺いいたします。

7点目、第9期における介護保険料基準額（月額）の算定方法は、どのような考えでどのように決定されていくのかをお伺いいたします。

8点目、第9期事業計画による高齢者の保健福祉施策の推進のために令和6年度当初予算編成において、どのように予算に反映させるのかをお伺いいたします。

2項目めに移らせていただきます。

2項目めです。第3次上富良野町商工業振興計画の策定について。

商工業等の取り巻く環境が、少子高齢化や人口減少の著しい進展や経済活動の技術革新、情報化の飛躍的な進歩など社会情勢が大きく変動し、価値観や消費者ニーズの多様化により日々生活スタイルの変化も進んでいるとして、本町においては第1次計画を平成28年度から平成30年度の3か年、第2次計画を平成31年度から令和5年度の5か年を策定している。

このたび新たに策定される第3次計画について、町長の思いをお伺いいたします。

1点目、第2次計画策定にあたっては、上富良野町商業振興計画策定委員会を設置し、委員各位から貴重な意見をいただき策定に御協力をいただいたとされています。このたびの第3次計画にあたっては、どのように策定をされているのかをお伺いいたします。

2点目、第2次計画における計画の進捗状況、また進捗状況に対する評価・課題を第3次計画にどのように反映され、具体的にどのような解決策を考えているのかをお伺いいたします。

3点目、第3次計画における上富良野町の商工業の状況について、経済センサスの統計調査を引用されていますが、経済センサスは3年に一度の調査であり、このたびの5か年の計画を策定されるのであれば、町独自に経済センサスと同内容の調査を実施し、第3次計画策定の基礎データとすべきではないかと考えます。町長の考えをお伺いいたします。

4点目、第3次計画策定にあたっては、第6次上富良野町総合計画の後期計画と連携を図り、商工業振興の方向性を示すものと記載されているが、後期計画に記載されている本町の基盤となる産業推進に関する計画の内容についてお伺いいたします。

5点目、第3次計画で、特に重点としている施策は何をお伺いいたします。

6点目、第3次計画の基本方針に伴う施策の展開において、令和6年度予算編成にどのように反映されているのかをお伺いいたします。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの上富良野町第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画書の策定についての8点の御質問にお答えさせていただきます。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定につきましては介護保険事業運営協議会・地域包括支援センター運営協議会の委員が当該計画の策定委員となり、取り進めているところであります。

第9期計画の一部である介護保険料につきましては、本定例会で上程している介護保険条例の一部を改正する条例の議決結果をもって介護保険料が確定されてから、最終の策定委員会が3月22日に開催されますので、その委員会で決定された計画案を最終的に町として決定して策定となることを御理解願います。

まず1点目の第8期事業計画における計画の進捗状況、また進捗状況に対する評価・課題をどのように捉えているのかについてであります。基本目標1の健康で生きがいのある暮らしの推進（介護予防・重度化予防）であります。当町の特定健診受診率は、北海道平均を上回る受診率となっており、また、サルコペニア重症化予防事業の参加者は、増加傾向で健康指導しておりますが、筋肉量の減少や運動機能の低下など、要介護状態になることを予防するために疾病等の早期発見・早期対応を継続的に実施していくことが課題と認識しております。また、生きがいづくりと社会参加において各団体の活動が継続的に実施されておりますが、会員数の減少と高齢化が課題であり、地域活動に参加の意向を持っている方々に対する周知と参加者数の増加、継続が課題と認識しております。

基本目標2の地域におけるケア体制の充実であります。地域包括支援センターにより訪問、相談、支援を行うとともに関係事業所とも定期的に会議を開催し、個別ケースや地域課題を共有して支援を継続しております。高齢者の世帯状況や身体・精神の症状など多様化するケースにどのように医療・介護の多職種で協働して、本人にとって一番適切な支援ができるのか、随時、協議して迅速に対応できるかが課題と認識しております。在宅福祉サービスは配食・移送・除雪サービスなど利用実績が増加して

おり、今後も高まる需要に対して、それらを維持・継続する担い手不足が課題と認識しております。

認知症施策の推進であります。認知症サポーターの養成や認知症初期集中支援チーム検討委員会開催による研修、徘徊高齢者等ネットワーク事前登録者の情報交換を行っておりますが、今後も認知症状のある方が増加すると見込まれますので、認知症に対する正しい知識の普及と啓発、予防の取組のほか、介護者への支援が課題と認識しております。

在宅医療や介護連携の推進は地域ケア会議の介護・医療連携部会で情報交換することにより多職種連携を図って適切なサービスにつなげております。在宅の高齢者世帯が増加しておりますが、経済的や家族の状況から在宅生活ができない高齢者に対し、町内の事業所がほぼ満床であること、入所者の平均介護度（現在4.2）が上がっていることにより、配置基準内での対応が厳しくなっていること、また、入所者の入院が増加しているためベッドは空いているが規定上は入所している状態（入院しても3か月は在籍することとなっている）になっていること、さらに施設入所者や職員の新型コロナウイルス感染症のクラスターなどによる受入れ態勢により、適時に入所できないことが課題と認識しております。

基本目標3の介護保険サービスの適正な運営であります。新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用の制限や感染を恐れた利用サービス控えなどと推察しますが、第8期計画の見込み数を上回る介護サービス給付とならなかったため、介護保険事業基金を支消することなく介護保険特別会計を健全に運営できましたが、全国的に介護に従事する人材確保が課題であり、当町の各事業所も同様に募集しても応募がない状況でありますので、今後の介護現場の維持・継続をするために、どのような行政支援の在り方があるのかが課題と認識しております。

基本目標4の権利擁護の推進であります。令和2年6月から社会福祉協議会に権利擁護センター設置を委託して相談窓口の設置や住民に対する制度啓発普及活動などを行い、本年度中には社会福祉協議会として法人後見を受注できる体制整備が図られる予定であります。

次に2点目の第8期事業計画の課題を第9期事業計画において、どのように解決する内容とされているのかについてであります。第8期計画同様に、計画の基本理念を、住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現として掲げ、五つの基本方針を在宅医療・介護連携の推進、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推

進、地域ケア会議の推進、高齢者の居住安定に係る施策との連携としております。

この基本理念と基本方針に沿って計画の目標を達成するために、施策の方向性において四つの基本目標を掲げており、基本目標1の健康で生きがいのある暮らしの推進（介護予防・重度化予防）では、介護予防と健康づくりの総合的な推進、生きがいづくりと社会参加の支援の取組、基本目標2の地域におけるケア体制の充実では、地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の充実、地域における支え合い活動等生活支援体制整備の推進、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進、安心できる住まいの確保と防災・防犯対策の推進の取組、基本目標3の介護保険サービスの適正な運営では、介護サービスの利用支援、介護保険制度の適正・円滑な支援、効率的な介護給付の推進、介護人材の確保と生産性の向上に向けた取組強化、災害や感染症対策に係る体制の整備の取組、基本目標4の権利擁護の推進では、高齢者の人権尊重と虐待の防止対策、権利擁護の推進の取組を継続的に実行することが解決につながっていくものと捉えられております。

次に3点目の第9期事業計画において特に重点的な内容としている施策についてであります。計画の中にも表示しております介護予防と健康づくりの総合的な推進、認知症施策の推進（認知症施策推進計画）、介護人材の確保と生産性の向上に向けた取組強化とされています。

次に4点目の人口・世帯数の状況で高齢世帯及び高齢独居世帯数の推移が全国及び北海道と比べると高い数値となっているとされている原因についてあります。高齢者世帯を含む世帯割合では当町の48.5%に対して北海道が42.7%で5.8ポイント、全国が40.7%で7.8ポイントと高い状況であり、また、高齢夫婦世帯割合についても当町の17.0%に対して北海道が12.6%で4.4ポイント、全国が10.5%で6.5ポイントと高い状況であります。なお、高齢独居世帯割合については、当町の13.3%に対し、全国が12.1%、1.2ポイントと高くなっておりますが、北海道の14.7%と比較すると1.4ポイント低い状況となっているところであります。

これらの総人口に占める高齢者を含む世帯等の割合が全国、北海道と比較して高い数値となっている原因であります。学生の就職先や進学先が町外であること、また、社会人の就職先も町外に流出していることが大きな要因と推察しております。これらの原因により、0歳から14歳までの年少人口の減少と15歳から54歳までの生産年齢人口が減少しているにもかかわらず高齢者人口はほぼ横ばいであ

ることから高齢化率も年々上昇しており、全国・北海道と比較して高い数値となっているものと判断しているところであります。

次に5点目の介護保険施設等の整備を今後3か年の計画の中でどのように進められるのかについてであります。本計画策定中に新たに開業する施設はありません。入所して介護サービスを受けることができる介護保険施設としては介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のラベンダーハイツは定員50人を現状維持、町立病院の介護医療院は定員32人のところ令和7年度に8人増員の40人に増床、地域密着型サービスとしては小規模多機能型居宅介護事業所のふくしんは定員25人、認知症対応型共同生活介護事業所の認知症高齢者グループホームのほーぷは定員18人、おおぞらは定員18人を現状維持することで計画に掲載されているところであります。

また、住宅型有料老人ホームやまびこは定員21人、軽費老人ホームいしずえは定員30人、通所介護のラベンダーハイツデイサービスセンターは定員1日25人、デイサービスセンターかみんは定員1日37人、訪問介護の社会福祉協議会訪問介護事業所、やまびこ、訪問介護ステーション、訪問リハビリテーションの町立病院、居宅介護支援の社会福祉協議会居宅介護支援事業所、ラベンダーハイツ居宅介護事業所、介護予防支援の地域包括支援センターはいずれも今後3年間の第9期計画では現状を維持していくことで掲載されているところであります。

次に6点目の町立病院の職員体制と人材確保についてであります。現在の職員数につきましては、医師3名、医療技術職10名、看護職42名、介護職が17名を配置しており、看護職は、会計年度任用職員を含めた人数、介護職は会計年度任用職員の雇用となっております。

令和7年度の新病院開院では、介護医療院が8床増え40床の予定となっていることから、施設基準や運営に支障をきたさないよう介護職の増員が必要と考えております。なお、その他の部署につきましては、現在の職員配置での運営が可能であります。

今後、増員が必要な介護職の人材確保につきましては、新聞折込、防災無線、ホームページでの募集など様々な方法にて人材の確保に努めてまいります。

次に7点目の第9期における介護保険料基準額（月額）の算定方法は、どのような考え方でどのように決定されたかについてであります。1点目の御質問で答弁したとおり、第9期計画の一部である介護保険料については、本定例会に介護保険条例の一部を改正する条例を上程したところであります。

介護保険条例の改正の考え方でありますが、令和6年度から令和8年度の3年間の計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に伴いまして、介護保険事業の安定的な運営を推進するため、第1号被保険者の介護保険料の見直しを行うところであります。

まず、総人口における高齢者人口の見通しであります。現時点では総人口1万47人のうち高齢者人口が3,388人であり高齢化率は33.7%で、令和2年度をピークに総人口と前期高齢者人口は減少傾向にありますが、後期高齢者は増加傾向にあり、第9期の計画期間においては、ほぼ横ばいとなっており、3,350人前後で推移するものと予測しております。

次に要支援・要介護認定者数の見通しであります。人口推計を基として、要介護度別、性・年齢別出現率の実績及び今後の伸び率を勘案して推計し、今後3年間で557人から571人と14人の増加を見込んでおります。計画期間以降も徐々に増加するものと推計しております。

次に保険給付費の負担割合ですが、公費50%で残りの50%を被保険者の保険料とすることが介護保険法で定められており、被保険者の負担分は第1号被保険者と第2号被保険者の見込数割合に応じて3年毎に負担割合の見直しが行われ、第9期の第1号被保険者負担割合は23%、第2号被保険者負担割合は27%で第8期と同様の割合となっております。

また、地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合ですが、さきに説明いたしました保険給付費の割合と同様に介護保険法により公費負担分と被保険者負担分で構成され、その割合は50%ずつで、第1号・第2号被保険者の負担割合も23%、27%と同様であります。地域支援事業の包括的支援事業、任意事業の負担割合ですが、この分におきましては介護給付費サービスを受けます第1号被保険者のみの負担が23%、残り77%を国38.5%、北海道19.25%、町19.25%を負担する仕組みとなっております。

次に保険給付費等の見込額ですが、標準給付見込額として介護給付と予防給付に、その他の給付費の特定入所者介護サービス等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えまして3年間の推計した額と、地域支援事業費の見込額として、介護予防・日常生活支援総合事業費、地域包括支援センター運営費と社会保障充実分の包括的支援事業、任意事業費の3年間の推計した額を歳出として算定いたします。

なお、第1号被保険者の所得段階別保険料につきましては、第8期は基準の9段階を町独自で10段階にしておりましたが、第9期におきましては国において低所得者層の負担軽減措置により13段階に変更され、町におきましても国同様に13段階で設定したところであります。また、各階層の乗率におきましては基準額の第5段階を1として上下それぞれに国と同様の乗率をかけて算定しております。

以上、御説明いたしました推計額をもって、歳出として標準給付費見込額と地域支援事業費見込額の3年間の合計額から第1号被保険者負担分の23%を算出し、さらに調整交付金影響額を差し引いて介護保険料を算出いたしました。この額が第8期の保険料からみて上昇分を被保険者の皆様に直接負担していただいているものかどうか、また、介護保険事業基金がありますので、基金を支消して軽減した方がいいのかよいかどうか、また、3年間の給付額が推計額を上回った場合の対応として基金の残高をいくら留保した方がいいのかどうか検討した結果、この3年間で基金を2,000万円支消することで保険料の軽減と介護保険会計の健全運営が図ることができると推察して介護保険料案を決定し、条例改正を上程するに至ったところであります。

次に8点目の第9期事業計画による高齢者の保健福祉施策の推進のために令和6年度当初予算編成において、どのように予算に反映させているのかについてであります。保険給付費で特に居宅介護サービス費負担、施設サービス費負担、特定入所者介護サービス負担について、第9期計画で推計した増額分の給付額を予算に反映して計上したところであります。

次に、2項目めの第3次上富良野町商工業振興計画の策定についての6点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の第3次商業振興計画策定委員についての御質問であります。策定委員については議員の御質問にもありますとおり、第2次計画同様、関係機関の委員からなる策定委員会を設置し、検討、議論いただいた上で御提示いただきました計画案について、町として計画決定する予定でございます。

次に2点目の第2次商工業振興計画の評価・課題が第3次振興計画にどのように反映されているかの御質問についてであります。策定委員会において第2次振興計画での進捗状況や実施できなかった事業、項目について評価を行い、継続して実施していく項目や終了する項目などの取捨選択を行い第3次計画としてまとめられているところであります。

具体的な解決策につきましては、課題に対しての基本方針を定め、その基本方針に基づく施策の展開

について第3次振興計画にまとめられているところでありますので御理解をお願いいたします。

次に3点目の計画にある状況調査を独自の調査で実施することについての御質問であります。平成24年からの統計法に基づいた経済センサスを当町の産業振興の推移として引用しております。経済センサスの調査結果はこれまでも国の各種行政施策のほか、地域の産業振興、商店街や中心市街地の活性化のための施策等の地方公共団体の各種行政施策や学術研究の基礎資料として引用されております。

議員の御質問にあります、町独自の調査になりますと、調査の方法や分析などに時間を要してしまうこと、経済センサスは3年に1度のため、5年に1度の商工業振興計画策定の際はセンサスの調査が常に更新されていることから、経済センサスの数値を引用させていただいているところであります。

次に4点目の第6次上富良野町総合計画の後期計画の産業振興に関する計画についての御質問であります。第6次上富良野町総合計画の後期計画につきましては、主要施策については大きく変更することはなく、前期計画の主要施策、成果指標などは継続していくこととされております。

次に5点目の第3次振興計画において重点としている施策についての御質問であります。大きく3つの基本方針として、1点目として、消費者ニーズの対応、2点目として、外部、いわゆる町外の方の購買力の取り組み、3点目として、創造性豊かなものづくりの推進の3つの基本方針を重点目標と定めたところであり、さらにそれらの基本方針にそれぞれ施策を定め、令和10年度までの5か年で取り組んでいくことを計画としてまとめられたところであります。

次に6点目の令和6年度予算編成にどのように反映されているかの御質問であります。第3次商工業振興計画を基に、これまでに実施してまいりました新規開業、特産品開発の補助事業をはじめ、商工業者持続化補助、中小企業融資金利等補給事業や商工業振興補助として上富良野町商工会の運営補助などを継続して行い、当町の商工業の振興を図るよう令和6年度予算に計上したところであります。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 再質問させていただきます。

まず、高齢者保健福祉及び介護保険事業の策定の部分でございます。この計画については、昨年12月、町議という立場から事前にパブリックコメントされる計画をいただきました。内容について、読ませていただきまして、私個人の見解ですけれど

も、福祉というのはなかなか文言や何か難しい中でございましたので、前期の8期とかそういうもの、他自治体のそういう計画も参考にしながら、第9期の本町における計画を見させていただきました。

見させていただきまして思ったことでございますけれども、とてもよくできている計画だなというふうに率直に思いました。職員の皆さん、現場でよく頑張っただけのものをつくったなど、他の自治体以上に課題を整理されていますし、その課題についてどうすればいいかを表記されている、本当に十分な計画だというのを改めて分かった中で今回御質問をさせていただいております。そのところは御理解いただきたいと思っております。

まず、後期高齢、介護保険事業の中の部分でございます。1点目に8期計画の課題云々について説明を求めています。その中で、いわゆる当町でいけば特別養護老人ホームラベンダーハイツのことを、町長、冒頭述べられているかなと思うのですが、読み返せば経済的や家族の状況から在宅生活ができない高齢者に対し、町内の事業所がほぼ満床であると。入所者の平均介護度が上がっていることにより、配置基準内での対応は著しく厳しくなって、また入所者の入院が増加しているため、ベッドは空いているが規定上は入所している状態ということで、もうまさにこちらは、当町のラベンダーハイツの実態だというふうに私認識しております。

ここでちょっとお聞きしたいのですが、介護保険サービスの適正な運営とも絡むのですが、ラベンダーハイツがサービス収入の中で、今般、定数50床の中で40床に満たない状況になるというふうにお聞きしております。追加補正も出てくるようにお聞きしておりますが、町長におきまして、この対応について、今どのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

現状のラベンダーハイツの状況をどう捉えているかということ、議員おっしゃるとおり、特にコロナ明けと言いますか、今年になってからなのですが、全国的にも普通の、施設のみならず、市中で感染症がインフルエンザ、コロナ、その他いろいろな感染症が流行いたしまして、その影響でまさに施設と病院を行ったり来たりという状況で、なかなか病院に行っている間はベッドを確保しておかなければなりませんので、そういった状況で平均の入所者数、数値がどうしても下回ってしまったという状況にあります。なかなかこれをどうするのかというのは本当に難しく、難しいと言いますか、ある意味、不可

抗力の部分があります。我々としてできることは感染予防は当然いたしますが、本当に不可抗力と言いますか、市中の感染拡大状況下においては、なかなか効果を現すまで我々の力だけではなかなか難しいのかなというふうに考えております。この辺につきましては、長い目で見れば、もちろん目標としている48.5、それをキープできるようにはもちろん努力はしていきますが、こういった不可抗力にも対応していかなければならないのかなと、町としてそういう思いであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、町長にお答えいただきました。私も確かにそうだと思います。物を売ってわけではありません。人に対するサービスでございますから、予定している人数が入らないことというのは当然あるかと思っております。ぜひこうしたものについて、町長の積極的な支援をお願いしたいと思っておりますが、ここで今ラベンダーハイツのことをお聞きしながら、施設整備の中で、3か年の中では新たな施設整備は行わないというふうにお答えいただいておりますが、施設としてラベンダーハイツ、12月に私一般質問いたしましたけれども、ラベンダーハイツは10年間は現状のまま、大規模修繕というか壊れたものは直していきますよということなのですが、今御質問させていただいた中にもありますけれども、高齢者単独世帯等々ございます。いわゆるニーズが、生活様式がどんどん変わってきているのかな。特別養護老人ホームラベンダーハイツは、多床室でございます。町民皆さんからやはり求められるのは個室化かなというふうに思います。その個室化によることによって町民のまたそういう希望、ラベンダーハイツに入りたいなという気持ちも生まれるのではないかと思います。今現在の3か年の中ではそうしたもののというのが参酌されていくとはちょっと読み切れないという感じがありますので、その点、町長どうお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

この3か年においては、今おっしゃられたラベンダーハイツについては、さきにもお答えしたのですが10年間は現状ということで、10年間何もやらないということではありません。早速6年度からどういうことができるのか、将来的にはどういふふうな姿がいいのかというのは早急に検討していかなければ10年後、長くても10年後ですので、短ければもっと早く前倒しでできれば、それはよいことに

越したことはございません。その検討はすぐに始めていきたいというふうに考えております。

その中で、個室化がいいのか、多床がいいのか。料金にも跳ね返ってきますので、どちらがいいのか。もちろん個室化したほうがプライバシーとかしっかり守られますので、その辺は十分検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 検討していただけるということで、ここにいる皆さんが将来ラベンダー・ハイツに入りたくするような、ぜひ個室化を検討していただければというふうに思います。

次に、4点目の人口世帯数の状況で、高齢者世帯が多くなっているというところで、結果的に後期高齢者が15年ぐらいは減らずに若い方が減る予測という計画になってございます。そうしたことによると、在宅介護、いわゆる家庭における相談というのがどうしても困難な状況になるかなというふうに思いますが、その点は町長どのようにお考えでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

高齢化が進むと、やはり若い人、生産人口が、若い人たちが減ってきて、在宅介護をするにしても高齢者夫婦または独居ですとなかなか難しい、人手がかかるのかなというふうに思っております。ですので、やはり町といたしましては人材確保をすることはもちろんそうなのですが、介護予防にも十分力を注いで、なるべく介護を必要としないような生活を続けられるように。もちろん万が一のときはしっかりとサポートできるような人的、人を、マンパワーをしっかりと確保していかなければならないのかなというふうに、高齢化、この何年か先に向けて、大分これから厳しくなっていくのかなという推計が出ていますので、その辺を留意しながら進めていきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） ぜひそういう点を見極めていただきたいかなと思います。

次、6点目の部分で町立病院の体制について御質問させていただきました。ちょっと私の聞き方もまざったのかなというのでもございます。令和7年度、新病院が開院ということで、町長のお答えでは介護医療院が8床増えて、現状から40床の予定というふうにお答えをいただきました。ただ、介護保険事業計画の中を見ますと、介護医療院の計画予定を36床というふうに記載されておりますが、その

点はどのような状況なのかをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 保健福祉長、答弁。

○保健福祉長（深山 悟君） 6番林議員の御質問にお答えします。

町立病院の整備につきましては、32床から40床に増えますけれども、人的配置、やはり介護士のほうの分、確保という部分と、あと急に床が8床増えたから、すぐお医者さんの体制と介護士の体制で8床すぐできないという見込みで、施設は40床あるのですけれども、第9期の計画では36床というように形で掲載したところでございます。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、保健福祉課長が答えたのは36床ということですが、病院サイドでは40床で経営状況が黒になるというふうに答えた計画になっているかと思いますが、その点の整合性は崩れるということでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長（長岡圭一君） 6番林議員の御質問にお答えいたします。

町立病院では、今議員おっしゃるとおり、40床を目標に計画をいたしており、その40床を目指して、現在のところ収支もその予測で立てているというような状況です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町立病院では40床で計画を持っていて黒字化を予定される、一方介護保険事業計画のほうでは36床、いわゆる人が準備できないという見込みを早々に見込んでいるということでしょうか。

町長に答えていただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

介護保険のほうはサービスの提供でございまして、保守的に36床と書いております。病院のほうは経営計画で、あくまでも目標、今事務局長が申しましたとおり、経営の目標でありますので40床ということで計画させてもらっております。そこら辺の整合性は、分かりやすさといえば36床で統一したほうが分かりやすかったのかもしれませんが、それぞれの数値の捉え方が、サービスの提供としては控えめ、保守的に36床と。あちらの病院のほうの計画としては経営のほうの計画ですので、最大、マックス40床はうまくしたが入所、スタッフもそろえてできるかもしれないということで最大に見積もったということで御理解いただければと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番(林 敬永君) 町長のお考え、よく分かりました。そこでちょっと細かいことを聞いて申し訳ございません。病院の事務長がお答えいただけるかと思うのですが、介護医療院のほう、40床についてなのですけれども、これは本町だけではない、全国的、全道的な、いわゆる介護職、医療職、人材不足が言われておりますけれども、介護院のほうで40床の場合のときの配置基準というのはどのようになっているか、担当課長にお答えいただきたいと思いますが、お願いいたします。

○議長(中澤良隆君) 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 6番林議員の御質問にお答えいたします。

介護医療院での施設基準、介護報酬の基準でありますけれども、介護職につきましては4対1の基準となっておりますことから、40床でいえば、割り算して10人、最低限10人の介護職が必要となっているという状況です。

○議長(中澤良隆君) 6番林敬永君。

○6番(林 敬永君) そうすると、現状では運営が可能という、先ほど町長の答弁があったのですが、現状では令和7年度、40床に対して10人の介護職がいて十分対応できるという理解でよろしいでしょうか。

○議長(中澤良隆君) 町立病院事務長、答弁。

○町立病院事務長(長岡圭一君) 6番林議員の御質問にお答えいたします。

答弁書には介護職17名配置しているというようなことで答弁させていただいておりますけれども、実際17名というのは町立病院全体、一般病床にも介護職、看護補助員という方がいらっしゃいますので、それを足した数字でありますので、介護医療院で言いますと、そこにはフルタイムとパートタイム、短時間労働者もいますので、合計で13人で、今現在そちらの13人を常勤換算いたしますと9.1人というような状況となっておりますので、10人にはちょっと足りない状況となっております。

以上です。

○議長(中澤良隆君) 6番林敬永君。

○6番(林 敬永君) そうすると、それは今9.1人という答えですけれども、10人、基準に十分に合う、令和7年、間に合わないということ、すみません、令和7年の開設のときに間に合わない、現状では間に合わないということで理解させていただきます。ぜひ様々な方法で人材を確保していただきたいと思いますが、この介護保険計画、ちょっと時間も押してきたのですけれども、一つだけ町長に、この計画の最後の質問ということで、全体的な

トータルで、いろいろな計画を福祉の関係、見させていただいておりますが、これはもううちの町一つだけで対応できる課題、解決できる問題ではないのかなと。人材確保に関してもそうなのですが、こうしたことについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、なかなか一つの町で全てを完結するというのはなかなか難しくなってきていると思います。サービスの提供、人員の確保についてもなかなか難しいところがありますので、一番近いところでは富良野沿線なんかも含めて、みんなこの辺の沿線の町で協議しながら、協力できるところはもちろんしていかないと、なかなか将来的にも難しいのかなというふうに感じております。

○議長(中澤良隆君) 6番林敬永君。

○6番(林 敬永君) 今、町長が言われるとおおり、単独自治体ではこれからは難しくなるのかなと思いますので、ぜひいろいろなことを御検討いただいて、福祉事業について推進していただければと思います。

次に、商工業振興計画の部分でございます。商工業振興計画の中で、冒頭、私のほうで質問の中に入れてさせていただいております。現在少子化、高齢化で人口減少が著しいということで、これによってもたらされるものは経済の縮小かなというふうに思っております。その中で、本町の三本柱であります商工業の振興というのは、すごくウエートが高い、これから5年間かけてやることというのはウエートが高いというふうに考えております。また、今回この商工業振興計画について、パブリックコメントの広報誌に載っていた文面を見て、ちょっと期待してしまいましたが、第2次計画の課題を解決する計画というふうに広報誌に載せておりました。このような質問をさせていただいたのですが、ちょっと答弁においては、前段の福祉よりはかなり割愛した答弁をいただいたところでございますけれども、こうした中で、この商工業振興計画の中で策定委員会を設定されたというふうに御答弁いただきました。その中で議論いただいたということで、差し障りのない範囲でどんな御意見をいただいたか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長(中澤良隆君) 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長(狩野寿志君) 6番林議員の御質問にお答えします。

第2次計画について、まず課題の洗い出し、できたこと、できなかったこと、いろいろ洗い出しして

いきました。その中で第3次計画、もちろん反省点、課題として、次、3次計画にもちまして、その計画を引き続き継続していくのか、それともその計画を、ここは1回取りやめてブラッシュアップするような形で、新たに計画として第3次計画に持ち込むかというようなことで、いろいろな意見をいただいたところであります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 専門の委員ということで、いろいろな御意見をいただいたものが計画に反映されているのかなというふうに理解させていただきませう。

この中で、私、4点目のほうにちょっと入れさせていただいておりますけれども、6次総合計画の中の後期計画で産業振興に関する計画ということで御質問させていただいております。この後期計画、先般、2月26日の全員協議会の場でも同僚議員が御質問され、後期計画ができていないということその場で理事者のほうで御説明いただいたところでございます。その後、3月1日の議案発送日に私のほうの自宅のほうにも届いたところなのですが、ちょっとお伺いしますけれども、この後期計画なのですが、後期計画、主要政策は大きく変更することはないけれども、計画は届けていただいたのですが、この計画のパブリックコメントはどうされるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えいたします。

パブリックコメントを取るということではなくて、前段に各関係の方々からの意見聴取を行いまして、そういった中で軽微な変更にとどめるということで、とどめると言いますか、基本的なものを変えずに文言修正、それからあと現状と合っていない部分が5年たつと出てきますので、そういったものの修正ということで、策定委員会の中で決定して、軽微な修正ということで今回議員の皆様のところにお手元にお届けした形でございます。いろいろ数字や何かも変わっている部分、5年間ありますので、そういったものを見直したというようなことで御理解を賜りたいなと思っております。新たに加わったものはちゃんと加えてございます。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 今、副町長、るる説明していただいたのですが、そもそもパブリックコメントって行政側が決めた手法ですよ。自治基本条例にも載せて、計画については町民が参画できる立場にするということでございます。そういう参画

させる機会を自らつくって、それが今、中身が大きく変わらないからと言いつつ変わっている点もある。ということは、パブリックコメントをしないということにはならないと思うのですけれども、その点はどうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお答えいたします。

確かに若干の変更はありますけれども、基本、議会の議決いただいているのが基本構想です。基本構想がありまして、その土台はきちんと10年間維持されるわけでございます。そんな中で個別の部分については前期と後期があって、なおかつその上で3年間のローリングで実施計画の中で議員の皆様にお知らせするような形になっていまして、常に3年のやつというのはローリングで見直しをしてございます。そういったものの積み重ねの中で後期の5年、ただ、その基本的な部分については変えないということですから、個別の施策においては若干の変更はありますけれども、方向性というものは変わっていないということから、今回パブリックコメントではなくて、関係各団体の代表とか、そういった方から御意見を聴取した形で軽微な変更で行うということを決めたということで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） すみません、時間もなくなってくるので、ちょっと今の副町長の答弁、ちょっと私は理解できないのです。なぜといえば、町の総合計画、基本計画、実施計画がこれ一つの上位計画になっていると。これは、私は元役場職員だから、こういう言い方はちょっとあれですけども、先輩からそういう形をしっかりと引き継いで今日まで来たと思います。ですから、いわゆる、町民が参加できる唯一の手段、一つの手段、その一つの手段をなぜ準備できないのかと。そこがちょっと分からない。また、1年以上前、もう令和5年度で終わることは目に見えていたこと。令和5年度の予算もそういうことを言われていたと思います。そのことをやらない、やっていない、やらないこと理由を述べられても、そうですかということには、私は、私だけではなく、町民みんなが理解できないのではないのかな。何でもかんでも言うかということ、もう一つ情報公開ということを一先懸命言われますよね。いろいろなときに、そういうものを幅広くお知らせしているホームページだ、防災無線だ、そういうことを考えた中でいけば、今回の取扱いについては、私理解ができない。町長の考えをお聞きしたい、最後にしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

パブリックコメントについては、もちろん町民の意見を広く聴取する手法としては全く否定するものではないと思っておりますし、今回の後期計画においては、それでも町民の意見を聞かなかったというわけではございません。関係者の意見をしっかりと聞いて、耳を傾けて聞いたつもりで、軽微なと言いますか、文言の修正等を行いましたので、町民の意見を広く、パブリックコメントを含めて、町民の意見というのは今後引き続きしっかりと聞いて、聴取して、全ての、全てのと言いますか、行政を進めていく上ではしっかりと耳を傾けていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、6番林敬永君の一般質問を終了いたします。

次に、12番小林啓太君の発言を許します。

○12番（小林啓太君） 質問に先立ちまして、皆様にお伝えしたいことがございます。御出席の皆様、ここから本当に強い睡魔との戦いになるかと思っております。ただ、私も本来であれば、このタイミングでの質問は避けたいところではございましたが、先日行われた議会運営委員会で決定したことで、やむなしということで、この時間に質問させていただきます。ただ、幸か不幸か、同じ議会運営委員会において、今回試行ということで一般質問を、そこにあります360度カメラで撮影することが決定されました。ですので、この内容によって、私が質問している間もしくは町長が答弁している間にどなたが睡魔に負けたのかを、私は帰ってから確認することができますということを皆様にお伝えして質問に入らせていただきたいと思います。失礼します。

それでは、私は町長にさきに通告していた3項目、12点に関して御質問いたします。

まず1項目め、観光振興についてでございます。

現在町では令和6年から令和10年を計画期間として第3次上富良野町観光振興計画が策定されております。ここ数年はコロナ禍の影響もあり観光産業自体が大きく縮小していましたが、昨年の5類移行以降、本町の観光もにぎわいを取り戻しているように見受けられます。そんな中、コロナ禍を経験した旅行者はプライベートな空間での宿泊を望むようになるなど、宿泊形態も多様化してきているように感じます。またここ数年で町内でも小規模の宿泊施設が新規に営業を開始している現状を見聞きすることが多くなりました。そこで今こそ上富良野町が、通

り過ぎる町ではなく、滞在して満喫する町へとバージョンアップを遂げるべきと考え、より効果的な計画の策定と、着実な事業の推進を望むところでございます。

そこで町長に対し上富良野町の観光振興、またその計画に係る以下5点に関してお伺いいたします。

1点目、計画に掲載されているデータに関し、宿泊数の数字は何件の宿泊施設によるデータの合計（入込調査で回答が得られている件数）で、その回答のあった施設の一日に宿泊可能な人数の合計はいくつか。

2点目、現在上富良野町で営業している宿泊が可能な施設は、合計で何件あり、一日の最大宿泊可能な人数は何人になるのかお伺いします。

3点目、現在営業している宿泊可能な施設のうち、観光協会に所属していない施設は何件になるのか。

4点目、今後このような観光協会に所属していない宿泊事業者に対しては、町の観光振興上どのように対応していくべきだと考えていますか。

5点目、月別観光入込み数のデータを見ると11月から4月の入込み数が夏と比べると極端に低くなっているのが見受けられますが、この期間の観光振興に関して計画では具体策は触れられておりませんが、町長の所感を伺お伺いいたします。

続いて、2項目めに移らせていただきます。

定住移住政策について。

現在上富良野町では地域おこし協力隊などの制度も活用し、移住促進やふるさと納税に係る関係人口を増やしていくような情報発信を積極的に行ってきたものと理解しております。そこで、現在町がサポートしているシーズステイ住宅について、新たな生活体験の機会提供について、以下4点を町長にお伺いいたします。

1点目、現在町ではシーズステイ住宅として、民間のアパートを希望者に紹介していますが、以前の旧教員住宅などを活用したお試し暮らしから現在のスタイルになった経緯をお伺いいたします。

2点目、現在行っているシーズステイ住宅の移住実績をお伺いいたします。

3点目、今後も現状のままシーズステイ住宅制度を運用していく考えかお伺いいたします。

4点目、今後、移住定住政策において、新たな生活体験の提供を行っていく考えはあるのかお伺いいたします。

引き続き、3項目目に移らせていただきます。

観光と定住移住に係る事業展開についてでございます。

私が現在行っている民泊経営の経験から、上富良

野町のリピーターになってくれる方には、条件としては大きく二つあり、一つ目は初めて来たときから複数日滞在して観光やウィンタースポーツを楽しんでいること、二つ目は宿のオーナーなどを含む地元の人間たちとコミュニケーションの時間を多く持っていることと理解しています。

長く滞在していただいている宿泊者の方とは自然とコミュニケーションの機会が増えるので、結果として長ければ長いほどリピート率が高いと肌感覚では感じております。また以前中富良野にあるゲストハウスに1年半下宿していた際に、よその地域からきて富良野地域で夏や冬の季節労働に携わの方が、結果そのまま定住したり、また、その後このエリアに戻ってきて定住している姿を数多く見えてきましたが、その特徴は観光でリピーターになる方ととても近いものがあつたと感じております。

ここ数年で多くの宿泊事業者が営業を開始していますが、今後上富良野町が観光振興を行っていく上では、宿泊可能な施設が増えていくことは望ましいことであると考えます。また関係人口という観点からも、我が町で可能な限り長い時間を過ごしてもらうための方策が重要であると考えております。そしてまた現在数字上では入込みに苦戦している冬季においても、必要な策を講じるべきと考えます。そこで以下3点に関して町長の所感をお伺いいたします。

1点目、宿泊可能な施設を増やしていく上で、自宅や空き家、空き部屋を有効活用するための宿泊事業の免許取得や、農村部での農泊の施設整備を促進していくべきと考えるが町長の考えをお伺いいたします。

2点目、冬場の集客に関して、現在上手くいっている事業者はインバウンドを含むスキー客を獲得している傾向が見て取れます。そこで冬場のインバウンド集客、スキー集客を町全体で底上げするために何か方策を講ずるべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

3点目、現状ではまだ多くの宿泊施設事業者が冬場の集客に苦戦している状況があります。そこで現在町が仲介しているシーズステイ住宅に関して、宿泊事業者の空室を活用することで、事業者と利用者の双方にメリットがあり、また利用者との関係構築や定住移住に繋がる取組としても大きく期待が持てると思えますが、この点に関して町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の3項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目目の観光振興についての5点の御質

問にお答えさせていただきます。

まず1点目の第3次上富良野町観光振興計画における宿泊者数データにつきましては、宿泊施設を対象とした年2回の観光入込調査において把握しているところであります。

令和4年度の実績で申しますと、実数で32か所の宿泊事業者様より御回答をいただいております。宿泊可能人数については回答のあった宿泊施設の宿泊定員につきましては、合計約680人となっております。

次に2点目の現時点で営業している宿泊施設での最大宿泊可能な人数についての御質問であります。富良野保健所と観光協会が把握している46件の宿泊施設の宿泊定員の合計は、おおよそ760人程度とされています。

次に3点目の宿泊施設で観光協会に所属していない件数についての御質問であります。先ほど2点目で答弁させていただきました46件の宿泊施設のうち会員数は28件でありました。非会員の数値につきましては、観光協会に問い合わせをしたところ、正確な数字は把握できておりませんでしたので御理解願います。

次に4点目の観光協会に属していない宿泊事業に対しての観光振興上の対応についての御質問であります。町の事業として過去に観光客及び町民に対してのクーポンや宿泊割引事業を実施した経緯がありますことから、町が行う事業については観光協会の会員、非会員問わず、観光振興上の対応に変わりはございませんが、宿泊を伴う滞在型観光による経済効果をより効果的、効率的に求めるため、情報共有や連携によるメリットをより明確にするなど、観光協会非会員事業所の新規加入や再加入を積極的に促してまいります。

次に5点目の冬季間の観光客入込減少に対する御質問についてであります。町としましても冬季間の観光客の入込みについては課題でもありますが、最近では冬山スキーなどの雪のアクティビティや北国ならではの観光スポットなどにより訪日宿泊客が増加している傾向にあり、宿泊事業者の方は、様々なサービスの提供を行っていると感じております。町でも冬季間の温泉施設利用促進のため町営バス十勝岳線の料金無料を行っており、多くの観光客や町民の方が十勝岳温泉を訪れてくれるような取組を行っているところであります。

次に、2項目目の定住移住政策についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の過去のお試し暮らし住宅から現在のシーズステイ住宅になった経緯についての御質問であります。平成26年にお試し暮らし住宅とし

て2戸の旧教員住宅を活用して始まっており、令和元年度におきまして、民間共同住宅の活用と旧教員住宅の老朽化に伴いお試し暮らし住宅を終了し、翌年令和2年度よりシーズステイ住宅事業として民間共同住宅の3戸について実施を行っているところであります。

次に2点目のシーズステイ住宅からの移住実績についてであります。現在までにシーズステイ住宅からの移住実績はございません。

次に3点目の今後のシーズステイ住宅制度運用についての御質問であります。上富良野町を訪れる方が当町での生活を体験していただくことで、交流人口の創出・拡大や町内での経済効果、移住・定住の促進が図られることから、今後におきましてもシーズステイ住宅制度については、共同住宅事業主の御理解が得られている間は、本制度を継続していきたいと考えております。

次に4点目の今後の新たな生活体験の提供についての御質問であります。移住定住対策の新たな生活体験の事業につきましては、今後、研究、検討してまいりたいと考えております。

次に、3項目目の観光と定住移住に係る事業展開についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の空き家、空き部屋の有効活用や農泊の促進についての御質問であります。観光トップシーズンの宿泊施設不足を少しでも緩和するために、空き家の持ち主の方や農業者の宿泊事業参画は少なからず効果があると考えておりますので、様々な法制度等に対応できるよう、また事業形態等に応じて様々な助成制度が活用できるよう、情報提供と必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、農村部での宿泊事業免許取得や、農泊施設整備の促進についてであります。農泊については、農村づくりや農村活性化の施策として、緑豊かな農村地域において、自然、文化、人々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムが取り組まれているところであり、利用者が旅行として長期滞在するために必要な宿泊は、グリーン・ツーリズムの展開においても重要要素の一つであります。その農泊は、農家民宿の旅館業とは違い、宿泊に対し営利を目的としないことが前提になっていることから、農業体験をはじめ、特産品の提供、施設の運営管理方法などの継続可能な仕組みづくりにおいて研究しなければならない課題が多くあると考えているところであります。

当然のことながら、これらの取組の中心は地域の農業者であり、その理解と協力、合意形成が不可欠となりますし、利用する施設や運営体制の整備に

は、多額の費用を要することから、国の支援策や制度等の活用等、財源も含め、今後の検討課題としてまいります。

次に2点目の冬季間の集客のための町の方策についての御質問であります。先ほども答弁させていただきましたが、冬季間のインバウンド、十勝岳スキー客の集客の方策として町営バス十勝岳線を令和5年12月1日から令和6年3月31日まで無料として運行をしているところです。また、このほかにも観光協会のホームページやリーフレットなどにより広報活動を行っているところであります。

また、宿泊事業者を中心に冬の観光コンテンツの開発に積極的に取り組み、冬季宿泊客の誘客に実績を上げている実績があることから、それらの事業者と情報交換を行い、新たなコンテンツやアクティビティの創出に努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の宿泊事業者の空室をシーズステイ住宅への活用についての御質問であります。旅館業法の許可をお持ちの宿泊事業者であれば、通常営業として実施いただくことが可能であると考えられますが、滞在する期間、利用料金など利用者との折り合いが一番大きな課題になりますので、事業の取り組みにあたっては十分に御検討いただくことが必要と考えております。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） それでは、まず、1項目目の1点目と2点目にかかる宿泊施設についてのデータに関して再質問いたします。

ただいま御答弁であった、大体今上富良野町で1日程度宿泊が可能であろうという話がありましたが、こちらの点、補足させていただくと、この数字はあくまで最大なので、実態は満室となっても760になることはおよそ現実ではないということは、今お聞きいただいている皆様に補足させていただきたいと思います。

私は、宿泊施設とはもちろん営利事業である一方、観光振興上においては、ある種インフラ的な役割を果たしているものと考えます。つまり、町で様々な観光イベントなどを行ったとしても、宿泊場所が町外であれば、その経済効果は限定的になってしまうからです。

また、近年、営業数が増加傾向にある簡易宿所や民泊などにおいては、飲食を提供しない施設なども多くあり、その場合、町内の飲食店などに対する経済効果も少ないと考えるからです。

その前提に立って、富良野保健所や道庁が公開している宿泊施設にかかる事業所などのデータなどを参酌しても、町内や圏域内でも近年新規で事業者登

録を行っている方が多くいる実態が把握できます。

そこで、現在第3次上富良野町観光振興計画が策定間近ではありますが、今後より一層、宿泊事業の詳細な実態把握に努め、上富良野町に宿泊してくれる旅行者を増やす取組が必要であると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

詳細な宿泊数ということで、うちとしては答えさせていただきました保健所の数字とアンケートの回答という数字、これが差があるのですが、760、保健所の数字が多いというのは、この保健所に届出をした後、実際にやっていないというところがあって、実数はこのアンケートの回答の680というのがうちが押さえている数字、近い数字だと思います。

このほかに営業を伴わない宿泊を把握するのはなかなか、行政としてもそうだろうと思いますし、生業として、業としてやっていなければ、なかなか、それこそ観光協会、商工会等の経済団体に入っていないところを把握するというのはなかなか困難なことなのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの私の質問の趣旨といたしましては、当然今回さきの質問に御答弁いただいた内容は、今回私も初めて確認させていただいたことではあったのですが、先立って担当課ともいろいろ話していく中で、今回計画を策定されるにあたって、その根拠となっている数字に関しては、例えば回答があった宿泊施設の件数でいくと、およそ7割程度の回答率であったりと、まだまだ詳細なデータというのは、新規で宿泊施設をオープンしたところなどは調べようもあり、また、それをもう策定間近ではございますが、引き続き、より詳細に研究していくことが今後の振興計画に寄与するものであると考えての質問であります。今後より一層、この点に関して詳細な実態把握に努める姿勢はあるのかどうか、町長にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

いつの時点、まず統計、計画をつくる段階で、いつの数字を基につくるかというのは、一定のところ決めた後は、その後の動きについては、次の計画なりつくるときには、どのように反映するかというのは、今後検討していくのかと思いますが、ただ、把握、新しくこの直近でできたところが、当然宿泊業であれば、保健所に登録されて、次回、計画等立て

るときにはこの保健所の数字なんかには入ってくるのかなど。もちろんアンケートに答えてくれれば、そちらのほうの数字にも入ってきます。ただ、どこにも、保健所に登録されないということは、カウントされないということはないと思いますが、アンケートで返ってこないとき、個別にそのところが分かればもちろんいいのですけれども、全く分からないところも当然あるかもしれませんので、その辺はどうするかについては、どう反映するかというのはなかなか難しい、もちろんなるべく反映したいというのはありますけれども、その辺がどの数字をどの母数字をもって計画をつくっていくのかというのは、常に今課題ではなくて、常にそういうものはあらゆる計画をつくる段階でも課題なのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私も個人的にいろいろ調べた内容からすると、やはりここの本当に数年、また1年、2年と、日々状況が大きく変わっているものと理解しており、この先の再質問を通じて、より詳細にやはりデータを拾っていかねばならないと感じていただけることを期待しております。

続きまして、1項目めの3点目以降にかかる部分で再質問させていただきます。

当町の観光振興において観光協会の果たす役割はとて大きなものだと理解しております。また、その観光協会の運営にあたっては、町からの補助金と会員の方の年会費が多くを占めております。なので、観光協会の役割としては、会員さんの利益につながる事業展開が念頭にあるものと理解しています。一方、現在会員になっていない宿泊事業者の考えを推察するに、多くの事業者にとっては自身の事業における具体的なメリットがあるかどうか判断の基準になっているのかなと思っております。ただ、さきにもありました、町の本音としては、理想的には全ての宿泊事業者が観光協会に所属してくれば、様々な点において効率的かつ一体的な観光振興が可能になるのではないかなと感じております。

上富良野町への観光客そのものの流入増加や冬期間の新たな魅力づくりなど、補填だけでは解決が困難なことも多くあります。そこで、御答弁にもあったように、宿泊事業者に対して観光協会への加入を促していくのであれば、加入による何か具体的なメリットの創出も、町も率先して行っていかないと推進は難しいのかなと考えます。

また、そのメリットが、例えば5点目の質問でもお伺いした冬期間の集客につながるようなものであれば、町にとっても大きなメリットにつながると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光協会、経済団体もそうなのですが、入る、入らないは、基本的に個人の自由でいかんとも難しいのですが、どうしたら入ってもらえるのかというのは非常にここがみそと言いますか、重要なところだと思います。観光協会の場合ですと、1足す1足す1が3ですけれども、それが3人集まって3だったら、誰も入っても入らなくても変わらないので、やはり1足す1足す1、3人集まったら5くらいみんなで共通で行動することによって、それによって行政も相乗効果と言いますか、みんなで動くことによって、観光客を取り込むような施策を大きくするなり、そういう効果を、やはり観光協会自身がまず中心となる。もちろん行政も観光協会がそういうことであれば、行政も町の経済のためであるので、できることは協力しますが、観光協会そのものの存在意義と言いますか、そういうものはスケールメリットと言いますか、そういうものを発揮することが非常に重要なのかなというふうに考えておまして、観光協会に加われば、こういうみんなで動きがあって、こういうメリットがあるというのは、何も観光協会に入ったから行政が面倒みてくれるとか、そういうことではなくて、行政としては入っていようが入ってまいが答弁どおり、必要な施策はしますので、本当究極の入る、入らないは、その観光協会に入ったことによるメリットがどうなのかというのが大切なことなのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁の内容については、町長としても、加入の有無にかかわらず、行政としては行政サービスは提供を行っていくが、やはり多くの方に観光協会に加入していくことを町長自身は望んでいるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういうふうな観光協会になってほしいなというふうに、そうすると町の施策としても事業をやっても、その経済効果が最大限発揮できると言いますか、経済効果が最大限、上富良野町の地元に落ちるだろうというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） この点に関しては、僕もスケールメリットというのを多分に活用していくべきだと考えておりますが、会員数の拡大というか、

加入の促進に関しては、前提として観光協会が負担すべきことであるとお考えか、それとも町としてもそこに一体となって協力して進めていくこととお考えか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

町が一社団法人、一般社団法人ですので、その募集活動を町が直接担うということはなかなか難しいとは思いますが、観光協会がやはり会員の皆様が集って、発展していくことが町にとっても、行政にとってもいいことですので、それは直接入りなさいという勧誘はなかなか難しいかもしれませんが、観光協会に頑張ってもらいたい、皆さんで町を、観光行政を盛り上げてほしいという思いはあると言いますか、応援はしていきたいなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私は、さきにもお伝えしたように、やはり宿泊施設というのは、ある種、インフラのような役割を果たすところになるとは思っておりますので、観光協会の会員拡大においても、宿泊事業者が増えていくことは、より大きなスケールメリットを発揮するのではないかなと考えておりますので、ぜひその点、何かいい方策があれば町としてもサポートしていただければと考えております。

では、2項目めの移住定住政策、シーズンステイの実績についてお伺いいたします。

2点目のシーズンステイの移住実績について、町長は現状では実績がないと御答弁されましたが、そのことについてはどのように受け止めているかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

シーズンステイからは実績は答弁したとおりののですが、正確にはお試しからは何件か実績はありますが、シーズンステイに変わってからはございません。ただ、実績がなくても効果と言いますか、当然上富良野町に来て住んでもらって体験してもらっているわけです。当然情報の発信とかがありまして、その分は効果と言いますか、リアルな上富良野町のPRなんかも含めて、移住の実績はなくても、それなりの効果はあるのかな。また、この先続けていけば、そういう人たちがまた上富良野町に来て、移住につながってくればという意味で、そういう意味で当面の間は続けて、ある程度の期間続けていったほうがいいのではないかと考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私も少なくとも上富良野町に1か月以上滞在して、生活をしている方なので、仮に直接移住につながらなくても、何かしら関係人口としての利用していただいた価値は発揮するものなのかなと感じますが、ちょっと今の御答弁だと、具体的にそれがどのような効果に波及しているのかが捉えづらく、本当に費用対効果が合っているのか、判断しづらかったので、もし関係人口という観点からも、この事業が有効であるという事例などがあればお伝えいただければと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

特定のと言いますか、このシーズンステイに来た人からの関係人口というのはなかなか追跡するのは難しいかもしれませんが、一般論としては、やはりSNSとかにその人が発信したり、上富良野町のどがいい、何がおいしいという、それだけを発信しただけでも十分な宣伝効果も、まさに画像付きであれば、さらに四季それぞれ、すばらしい画像を日本中もしくは世界中に発信していただければ、具体的な数値がどうのというのはなかなか追跡は難しいかもしれませんが、それなりの関係人口の創出に関して効果があるものだろうと思っています。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいま御答弁いただいた内容は、効果としてあるだろうというのは容易に想像がつくところではございますが、一般的な観光であったとしても、上富良野に来て、よいと思えば、それを情報として発信するなどは考えられますし、このシーズンステイ住宅という、ある種、うちの町の移住政策の大きな方策として行っていることとしては、効果は非常に限定的であり、ちょっと弱いのではないかなというのが個人的な感想としてあります。ですので、このまま、今移住としての実績はないまま、このまま続けていくことが行政として最小限のコストで最大限の効果につながるとお考えかお伺いします。併せて、もし既存のシーズンステイ住宅に変わる事業の腹案などもあればお伺いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

既存のシーズンステイに変わる腹案は特にないのでシーズンステイを続けているわけなのですが、これが完璧かどうかは別として、シーズンステイで1か月、2か月、ロングスパンで上富良野町におられる方と、やはり旅行で来られた方も、もちろん関係

人口としてカウントして構わないのですが、やはり見えてくるものというものが大分違うのかなというふうに、観光で訪れるのと、やはり1か月、2か月、長く住んでいるのと、やはりごみの投げ方はどうだとか、細かいところから、そういうところを判断してもらえますし、そういうところをひよっとしたら発信して、ここがいいとか、すばらしい町だとか、そういうのもあるかもしれません。いずれにいたしましても、ある程度、もうちょっと効果等を見ながら、もちろん効果を見るときはいえ、いい案があればすぐ制度を修正したりするのは、それは否定しませんが、関係人口、移住・定住に向けて、お試し住宅のような、ある程度ロングスパンで来てもらう、体験してもらうというのは必要なこと、大切なことなのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁で、そもそもこの事業を続けていく価値について、町長に関しては、この事業を続けていくことが当然目的なのではなく、やはり上富良野町での生活等、ある程度の期間、観光とは違った形で体験していただき、そして上富良野町の関係人口となり、継続してつながり続けていっていただくことが、そもそも今この事業を行っている本質的な部分なのかなと感じておりますので、ぜひ、この先の私の提案も含めて、有効な手段があれば、これに限定することなく、ぜひ積極的に政策として取り入れていってほしいと感じます。

では、3点目の、今話したことに継続しますが、観光と定住移住に係る事業展開に関して再質問させていただきます。

まず、1点目の宿泊可能人数を増やす取組についてです。ここまでの質疑を通じて、上富良野の大ざっぱな現状としては、夏は宿泊施設が不足しており、冬は集客が不足しているといった状況であると、大ざっぱには理解しております。そこで、富良野保健所が提供している生活衛生関係施設というデータの旅館、ホテル等というデータを参照すると、比較的小規模の簡易宿所も含め、旅館業法の適用を受けた施設の一覧を確認することができました。

そのデータを見ると、令和3年から令和5年の間に町内で許可を得た事業所の数は14に上り、現在、先ほど御答弁いただいた町内にある宿泊施設46件の実に32%が直近3年間に営業を開始したものと思われます。参考までに富良野市の数字を参酌すると、上富良野町が14件なのに対し、富良野市は63件と4倍の数字が確認できました。また、宿泊者にも事業者にも、近年ニーズが高まっている住

宅宿泊事業法、いわゆる空き家や住宅の一部を貸し出す民泊の届出を行っている施設について、直近3年間での届出数は、上富良野町が4件なのに対し、中富良野町が6件、富良野市が46件、美瑛町が33件と町によって大きな違いがあるのが見てとれました。

私はこの数字に非常に衝撃を受けたのですが、なかなか伝わりづらいと思うので、補足させていただくと、つまり富良野市では46件が新しく、この法の適用を受けているということは、46室を持ったホテルができていたのと同様、同程度の経済効果が見込まれるかなという考え方でございます。

住宅宿泊事業法は、年間で受入可能日数が最大で180日と限定されている一方で、旅館業法より容易に申請ができ、空き家や空室対策による副業や国際交流などを目的に活用している人が増えている精度でございます。

余談ですが、北海道清水町では町長自らが届出を行い、ホストとして自宅で宿泊客を受け入れていることでも有名な制度でございます。

個人的にも多くの町民の方がこの制度などを活用して、観光客の方を受け入れてくれれば、宿泊施設数の増加に加え、空き家・空室の活用、観光客と町民の交流の機会など、関係人口の創出にもつながり、とてもおもしろい展開が期待できるのではないかなと考えております。

この登録申請の促進などにかかる行政として町独自のサービス展開をしてみたいかかと考えますが、町長の所感をお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

近隣の状況、詳細をお知らせいただきまして、ありがとうございます。何か行政にできることがあれば、ぜひ、できる、できないは別として、調査研究は進めてみたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） つまり、今の話も踏まえ、こういう制度も活用して、上富良野町に宿泊可能な施設を増やすことは有効であるということは町長もお感じになられたかお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

富良野市とか中富良野町は、美瑛町も含めて増えているのが、原因を追究、まず、調査することが有効なのか、何か行政として何か障害があるのか、な

いのか、それともただ単にやはり、たまたまそういう方が多いのか、その辺の調査等も含めて、今後研究していかなければならないのかなというふうに感じております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） もちろん、この富良野広域として、町同士で観光客を取り合うというようなことはあまり理想とする部分ではないかもしれませんが、現状こういう近隣のエリアで新しく宿泊できる施設がどんどん増えている現状にありますので、上富良野町でのこういう観光振興における経済効果を最大化する上でも、ぜひこういった部分に関しても研究を進めていただき、必要な方策を講じていただければと感じております。

2点目の冬季の集客に関して再質問いたします。

現在、冬期間のインバウンド対策として、十勝岳線の無料運行を行っているという御答弁がございました。私自身も宿泊事業者として、これまでインバウンドを含む多くのスキー客を受け入れてきた経験から、現在の施策展開が有効かどうかを私の所感も交えてお伝えいたしますと、上富良野町に宿泊し、スキーを楽しむ旅行者は大きく二分することができると考えており、まず一つ目は富良野スキー場を目当てに来られる方。そして二つ目が良質な雪を求めてバックカントリーを含めて、その日、コンディションに合わせて滑りに行く場所を決めている方がいると感じております。いずれにしても、上富良野町に宿泊して、公共交通機関のみを使ってスキーをしに行くことは困難なため、多くの方が自家用車で来るか、レンタカーをするか、もしくは事前にスキーガイドを予約し、移動も受けもってもらっているケースが多いのかなと感じております。また、仮にスキー客が十勝岳線を利用するとしても、上富良野町の宿泊施設は点在しており、山の宿泊施設に泊まってスキーを楽しむ方以外には効果はかなり限定的なのではないかなと懸念しています。

上富良野町は、車さえあれば十勝岳も近く、南はトマムから北は旭川まで1時間程度で移動できるとあって、立地としては多くのバックカントリースキーヤーから好まれていると把握しております。バックカントリースキーヤーは集団が多く、また、宿泊日数も複数日にわたるため、冬季の集客を課題としている当町との相性は極めていいものと考えております。そこで、彼らのニーズや宿泊施設が単体では解決が困難な課題をより正確に把握し、町として集客の底上げする、移動しやすさの課題解決に取り組むべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

なかなか難しいと言いますか、きわどい問題を抱えているのかなど、きわどいというのはパブリックで公共がすべきものはどこまでなのか、ビジネスですべきものはどこまでなのかというのは、非常に線引きが難しい、送迎はどちらがやるのか、あまりそこはビジネスのほうに行政はあまり立ち入らなくてもよいのではないかと。例えばスキー客だけ送迎を、バックカントリーだけすると、ほかの温泉の人たちの不公平感とかが生まれてきて、そこはやはり公共交通機関として公共が担うべきもの、それは十勝岳線は役場、公共として保っていますが、それ以外の送迎については、宿泊所がやるのか、それとも運送の事業者もタクシー会社もおりますので、町内には、そういうところも考えると、何でもかんでもパブリック、公共がやれば済むという単純な問題ではなく、もうちょっと複雑な問題が後ろに控えているのかなという感想です。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの御答弁ですと、さきに御答弁されていた、現在その十勝岳線の無料運行というのは、まさにこのスキー客やバックカントリー客に対して行っているサービスということと、今町長がおっしゃられた、そういったサービスを行政として行うことはどうなのか、そこはビジネスに任せるべきではないのかという部分と、若干整合性が欠ける部分があると思いますが、その点は町長はどうお感じになりますでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

十勝岳線は公共の交通機関、JR上富良野駅から降りてきて十勝岳に行く方のためと言いますか、スキー客だけではなくありません。どのような方でも使える、公共の交通機関ですので、特にスキー客、たまたまスキーを滑る方も使いますけれども、スキー客だけのために運行しているわけではありませんし、それを各施設が、もしくは各運送、タクシーなんか、その停留所まで送ってくれるとか、いろいろな絡みはありますが、基本的には公共交通機関、十勝岳線は誰でも使っている、先ほどの答弁とは矛盾していないのかなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） あくまで無料で使えるということが旅行者にとってもある種の受益があるということかなと私は感じておりますが、この点こそ、先ほど町長もおっしゃられていた宿泊事業者等

が皆で集まることによってできるスケールメリットというのを考えるいい機会になるのではないのかなと考えております。ただ、今おっしゃられたように、送迎を個店で運営しろとかいうことではなくて、事業者が一体になることによって、皆で一緒にそういった課題に対して取り組むことなども可能になってくると思います。なので、この点、先ほどの、要は町がそのスケールメリットを生かすためにバックアップする、していくということともつながってくると考えておりますが、その点に関して町長の考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

まさにそういうことだと思います。集まるということは観光協会とか経済団体に個店ではなかなか対処しきれないものを解決することによって、さらに客足が伸びるかもしれません。そういうことを行政も期待しておりますし、そういうことに関してはバックアップと言いますか、力添えをして、さらに経済的効果を町として増やしていきたいという思いは、方向性としては合っているのかなど、一致しているのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） それでは整理して確認させていただきますが、この前の前の御答弁では、町長はやはりビジネスとして行うべきことと行政がサービスとして行うことに関しては線引きはすべきであるという御答弁だったかと思いますが、今の御答弁では、それこそスケールメリットを生かして、町にとっても利益が生まれるような事業であれば、町として行政サービスを行っていくことは、行政サービスが例えば観光協会への加入を促す方策の一つとしてもサポートしていくというような御答弁であったのかなと私は思いましたがいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういう飛躍と言いますか、ビジネスとパブリックは区別しております。公共が全てやれば問題解決するという問題ではありませんということで、ここは運送に関しては、十勝岳線は別として、役場がと言いますか、行政がなるべく手を出さずに、既存の業者もあることですから、宿泊業者なのか運送業者なのか、それはビジネスの中で解決すべき問題であって、ビジネスにはあまり行政がああしろ、こうしろとはなかなか言いづらい。ただ、ビジネスの中で皆さんが観光協会、旅館の方が集まって、さらに

新たなことをしていけば経済効果がさらに1足す1足す1が3ではなく5になるかもしれない、そういうものに対しては応援するというのは行政が直接サービスするというわけではなくて、何か、例えば人が足りない、物が足りないというのであれば補助金がないのかとか、そういうバックアップです。特に直接サービスをするという意味ではなくて。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） すみません、今で確認は取れ、まさに私もその行政がサービスを行うというのは、一般的な事業者には知り得ないような、行政であれば普段からアンテナを張っていて、使える有利な、そういう国や道の助成であったり、そういうのを活用して、うまくスケールメリットが生かせるようなことがあれば、ぜひ行政としても協力的な姿勢で取り組んでいただければと考えている部分に関しては、町長と思いは共有できたのかなと思います。

それでは、3点目の宿泊事業者の空室をシーズンステイ住宅として活用することについて、再度質問いたします。

私は、さきにお伝えし、また多分町長ともこの点に関しては合意形成ができたと感じておりますが、上富良野町に中長期で滞在する方は、潜在的に関わりの深い関係人口へとつながっていくと考えております。また、現在のシーズンステイ住宅は利用期間が最短でも1か月と、お試しという言葉の定義にもよりますが、若干ハードルが高めであると感じておりますが、町長の御答弁では、旅館業の許可さえあれば受入れは可能だが、金銭面での折り合いが大事であるということでした。このアイデア自体に関して、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

1か月以上ということを使いづらいと、確かにあるかもしれませんが、1週間でも3日でもいいとかいろいろ、既存の宿泊業者の方の営業を圧迫してはいけませんので、なかなかそういうこともあって、目的が長く住んでもらって、上富良野町のいいところ、悪いところ、判断してもらって、発信してもらおう。もしできれば関係人口の増加もありますけれども、できれば移住者になってもらえれば、もちろん万々歳なのですが、そういう中で、そういう事業を町がやっているのですけれども、あまり小刻みに、1週間とか3日とかを許可してしまうと、既存の宿泊業者への影響も考えますので、やはりある程度ロングの1か月以上のそういう条件は付さなければならぬのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） 私もこの点に関しては、宿泊の事業者が自らコストを払ってでも、こういう方々を受け入れるのはどうかということではなく、先日同業他社の方とお話しているときに、冬の期間、うちは稼働率が1割から2割だと言われている方が複数名おりました、そういった方たちには、要は空室、在庫がたくさんあるのであれば、何かそこをうまく活用できる策がないのかなと考えているときに、現在この運用されているシーズンステイ住宅とうまく折り合いがつけば、事業者の方にとってもメリットがある事業になるのではないかなと考えました。そして、今後も、つまりその宿泊体験希望者と宿の仲介を常に町が行っていくという話ではなく、仮に先ほどお伝えしたような観光協会がその事業を担うのですとか、そういったマッチングする仕組みだけをつくって、それを他の人が運用するなど、様々なことを活用すれば、今この冬期間の空いている宿泊施設を移住政策にも活用できますし、この点でいけば移住に限らず、上富良野町に1週間から2週間、旅行でもいいので滞在してみることは関係人口の増加にもつながってくるものと考えております。そういった意味でも、私はこの事業にぜひ前向きに研究、検討を重ねて取り組んでみていいのではないかなと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

冬季の閑散期と言いますか、最近ではスキー客がすごく多くて、部屋が空いているのかどうかも、ちょっといっぱいなのではないかなというふうに思っています。もし空いていれば、スキー客の方をぜひ情報交換し合いながら、スキー客をぜひ取り込んで、シーズンステイは別として、スキー客を取り込んでいく、それが先ほど言った1足す1足す1は3とか、みんなで集まることによってスキー客をがっちり、キャパぎりぎりまで押さえるというふうに、そういうことをすれば、まず業界でできれば、そういう体制ができれば、空き家と言いますか、空き部屋対策というのが、まず観光協会とか経済団体中心でできるのかなというふうに考えております。空き部屋を閑散期に使ってほしいという気持ちは分かりますけれども、なかなか答弁させてもらいました価格の面について、折り合いがつくのかどうか、同じ条件でやはり1か月以上、2か月以上大丈夫なのか、そういう面もありまして、どうなのかなというふうに不安はあります。

○議長（中澤良隆君） 12番小林啓太君。

○12番（小林啓太君） ただいまの町長の御答弁だと、そもそも冬の宿泊施設における集客の現状認識について、大きな乖離があるのかなと感じました。まさに先ほどお伝えした、当施設などは比較的スキー客の方が来ていただいているのですが、町内にある宿泊施設においては、稼働率が1割、夏と比べて1割、2割と言われているようなところが現にあったということで、現在冬において宿泊施設で宿泊施設不足が起こっているとは私は感じておりませんので、その点はお伝えしたいと思っております。価格に関して折り合いがつかどうかは、あくまで、これも事業者と利用者の関係での話になりますので、そこはあまり行政が心配する部分ではないのかなと個人的には感じております。なので、ぜひ、そのあたり、懸念される課題等はたくさんあるとは思いますが、何か最初の一步でも、現在、先ほど町長もシーズンステイ住宅に変わる新たな腹案がないので何かいいものがあればおっしゃっていたことでもありますので、ぜひこういった事業にも前向きに挑戦していつてもらえればと思っておりますが、最後に町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 12番小林議員の御質問にお答えしたいと思います。

冬期間の稼働率はどうか、小林議員のデータなのか、感想なのか、私もしっかりとしたパブリック、公式なデータは持っておりませんが、富良野市、そして上富良野町においても、相当外国人客が来ているのはスキー客がメインだと思いますけれども、そういうところをまだまだ泊まってもらえないのであれば、まずそういうところをしっかりと泊まってもらうという方策が第一かなというふうに、空室があるから町の事業で埋めてほしいという気持ちは分かりますけれども、なかなか直接そういうふうには難しいのかなというふうに思っております。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、12番小林啓太君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問は終了いたします。

#### ◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定につき、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（星野耕司君） 御報告申し上げます。

明日3月8日は本定例会の4日目で、本日に引き

続き、町の一般行政についての質問を行います。

開会は午前9時です。定刻までに御参集願います。

以上であります。

午後 3時32分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月7日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 米 澤 義 英

署名議員 金 子 益 三

令和6年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

令和6年3月8日（金曜日）

○議事日程（第4号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 町の一般行政について質問

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

○出席議員（14名）

1番	佐藤大輔君	2番	荒生博一君
3番	湯川千悦子君	4番	米澤義英君
5番	金子益三君	6番	林敬永君
7番	茶谷朋弘君	8番	中瀬実君
9番	島田政志君	10番	井村悦丈君
11番	北條隆男君	12番	小林啓太君
13番	岡本康裕君	14番	中澤良隆君

---

○欠席議員（0名）

---

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	及川光一君
総務課長	北川徳幸君	IT・組織機構担当課長	宮下正美君
企画商工観光課長	狩野寿志君	町民生活課長	山内智晴君
保健福祉課長	深山悟君	保健福祉健康づくり担当課長	星野章君
農業委員会事務局長	林下里志君	建設水道課長	菊地敏君
教育振興課長	谷口裕二君	ラベンダーハイツ所長	鎌田理恵君
町立病院事務長	長岡圭一君		

---

○議会事務局出席職員

局長	星野耕司君	次長	飯村明史君
主事	進梨夏君		

午前 9時00分 開議  
(出席議員 14名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(中澤良隆君) 御出席、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、令和6年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 本日の一般行政についての質問は4名であります。

以上であります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

6番 林 敬 永 君

7番 茶 谷 朋 弘 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長(中澤良隆君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、4番米澤義英君。

○4番(米澤義英君) 私は、さきに通告してありました項目5点について、町長に質問いたします。

最初に質問に入る前に、能登半島地震災害で亡くなられた方々にお悔やみ申し上げるとともに、能登半島地震災害で亡くなられた方にお悔やみ申し上げるとともに、被災されている方々にお見舞い申し上げます。

また、同時に日夜復興に向けて奮闘されている方に敬意を表し、今後、早い復興を願うものであります。

1番目に、防災対策についてお伺いいたします。

能登半島地震では、家屋の倒壊や交通路の遮断、水や食料・医療などの生活に必要な多くのものに被

害が及んでいるという状況にあります。交通路の遮断、水・食料など確保の遅れ、被災者への支援体制の避難所運営のあり方、寒さ対策や防災用資材、備品の確保など多くの課題が浮き彫りになりました。

町においても自然災害に対応した計画がありますが、もう一度、災害備蓄品や避難計画全体の見直しや再点検が必要と考えます。また、町長は、能登半島地震の事態をどのように受け止め、今後、町の防災計画に反映されようとしているのかお伺いいたします。

次に、農業振興についてお伺いいたします。

国の農業政策が目まぐるしく変わる中で、農業者は翻弄されるという状況にあります。今では町の農家の戸数は、平成12年度494戸から令和2年度では246戸に減少するという事態になりました。農業後継者も減少し、町の経済にも悪影響を及ぼしていると考えます。町の基幹産業である農業を守るためにも、農業後継者確保のためにも、支援対策が必要と考えますが、具体的な対策について、町長の答弁を求めます。

次に、人口減少対策についてお伺いいたします。

人口減少は、国内や地域経済にも深刻な影響を及ぼしています。地域経済を守り、安心して暮らせるまちづくりのためにも、人口減少を食い止めるそのための対策が必要だと考えます。他の自治体では、人口減少対策の取組として、地元の木材の活用や再生可能エネルギーの取組など、地元の産業振興に結びつくことなどを条件に、また、人口減少対策の一環として、住民や移住者が住宅を建てる時に支援する制度を設けていますが、以前にもこの点について質問いたしましたが、明確な答弁をもらうことができませんでした。今後の町の対応についてお伺いいたします。

次に、パートナーシップ制度についてお伺いいたします。

性的少数者のパートナー関係を自治体が認めるパートナーシップ制度を導入する市町村が、391自治体に広がっています。近隣の市町村では、旭川市と美瑛、東川、鷹栖と愛別町で始まっています。以前にも質問いたしますが、明確な答弁をもらうことはできませんでした。町長は、このような動きをどのように受け止め、今後、町としてどのように対応されるのかお伺いいたします。

次に、町立病院についてお伺いいたします。

町立病院は、令和7年6月から新たな体制のもとで運営がされます。その基本理念・基本方針は地域に信頼される病院づくりを職員と一体となり、安全で良質な医療・介護サービスの提供を運営に努めるとされています。そのためには、医師や看護師・介護

士などの確保と充実が必要不可欠と考えますが、また、今後、医師は、旭川医大から確実に派遣されるのか、確約されるのか伺います。

さらに、介護医療院40床となりますが、入所者のケア体制の充実がこれからも必要とされます。現在、介護職員は非正規雇用となっています。いわゆる会計年度任用職員ですが、正職員としての雇用や採用すべきと考えますが、答弁を求めます。

町長に、以上の点について明確な答弁を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の5項目の御質問にお答えいたします。

まず、1項目目の防災対策についての御質問にお答えさせていただきます。

本年1月1日に発生した能登半島地震の報道を受け、大規模災害はいつ、どこで、どのような災害が発生するか、どのような規模の災害が発生するかは予測不能であり、活火山十勝岳と共存する上富良野町としても危惧するものであります。

また、被災状況を見ると、道路の損壊による緊急車両の遅延や孤立集落の救助・支援物資の困窮、また、長期における断水・停電等、予測し得ない事象が多々発生していることについては、新たな課題と受け止めているところであります。

当町につきましては、平素から火山噴火のほか洪水対策等、あらゆる災害対策に対し、地域防災計画を策定した中で有事に備えているとともに、備蓄品については、食品、衛生用品、避難所用品等を毎年計画的に購入し、備蓄しているところでありますが、特に条件の厳しい冬期間の避難所を想定した備蓄を進めているところであります。

今後につきましては、このたびの能登半島地震のほか、全国各地で発生した大規模災害を参考に、当町の地域性を踏まえ、地域防災計画や備蓄計画の再確認をまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の農業行政についての御質問にお答えさせていただきます。

当町の農業の経営体数、後継者の推移につきましては、議員御質問のとおり、この20年間で経営体が2分の1の減少、人口は約4分の1まで減少し、現状で後継者が確保されている経営体も2割にとどまることから、今後も減少が続いていくことが予想されております。

基幹産業である農業を持続可能で将来に向けて発展させる上で、担い手の確保は重要な施策であり、継続した取組が必要と考えております。

その担い手確保の具体的な施策としましては、新

規就農者、子弟後継者に対して、将来の地域農業を牽引する中心的な担い手として、人材育成をすることから、高度な知識習得の就学費用の助成をはじめとした「新たな農業担い手育成支援」、円滑な就農に向けた「農業次世代人材投資」、「担い手サポート」等の経営資金の支援から、就農後においては生産技術や農業経営のための個別相談、各種研修会の開催、後継者パートナー対策などの関係機関と連携した支援や事業継承の「経営発展支援」の助成事業など、継続的な取組を行うことにより、安定した経営環境の維持と将来に期待が持てる農業につながるように、国や道の支援制度と併せて、町独自の支援策を実施しているところであります。

また、今年度より町外から強い意欲を持ち、新規就農者を希望する方を対象に、地域おこし協力隊として特産農作物支援員を採用し、農業後継者として人材の確保と育成に向けた、新たな取組を開始したところであります。今後におきましても、これらの支援策を継続するとともに、新たな担い手となる多様な人材の確保を図りながら、農業の担い手不足の対策を講じてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の人口減少対策についての移住者等に対する住宅取得時の支援制度、再生可能エネルギーの取組に関する御質問にお答えいたします。

町では、今年度から、上富良野町住宅改修費助成制度を新たにリニューアルし、その概要といたしまして住宅の居住性等の向上、地域経済の活性化及び温暖化対策の推進に資することを目的として、住宅リフォーム、省エネ改修、耐震改修及び空き家の解体等の費用の一部を助成しているところであります。新築が対象となる項目といたしましては、「省エネルギー設備機器の導入」があり、対象となる工事内容は「太陽光発電システム」、「電気自動車充電設備」、「地中熱利用システム」等に対応しているところであります。

また、再生可能エネルギーの取組といたしましても太陽光、太陽熱、地熱に対応した設備が対象となっているところであります。

今後の対応についてであります。現行の上富良野町住宅改修費助成制度は、3年ごとに見直しを行っていることから、この間の利用者からの御意見やお問い合わせの状況等を参考にしながら、制度内容を見直し、併せて経済効果も検証しながら進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目目のパートナーシップ制度についての御質問にお答えさせていただきます。

国内では、大都市を中心に、要綱等によるパートナーシップ制度が導入されてきております。議員の

御質問のとおり、近隣市町村では、旭川市と上川中部8町が連携し、パートナー制度の導入を発表し、上川町以外、1月16日にスターとしております。

現状では、窓口等でのパートナーシップ制度や同性カップルに関する相談が寄せられている状況などから、引き続き国の制度について注視するとともに、富良野沿線市町村とも取組について研究してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、5項目めの町立病院についての御質問にお答えいたします。

町立病院の常勤医師及び宿日直、専門外来等の出張医につきましては、旭川医大の各医局から派遣をいただいておりますが、今後の確約はされておられません。引き続き、医局との良好な関係を保ち、医師の派遣をいただけるよう要請してまいります。

介護医療院の介護職員につきましては、これまで介護に関する資格の取得費用の助成や処遇改善手当の支給など、処遇改善の見直しを行ってまいりました。

正規職員での雇用となれば、人件費の増加が予想されますことから、病院事業の経営を見極め、雇用形態を検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 再質問させていただきます。

能登半島地震は、新聞報道でもされております。上富良野町では災害に備えた計画が、地震、風水害など盛り込んだ計画が立てられております。しかし、あれは能登半島に見られるように、その辺一帯が同時に被害に遭ったとき、当然、その支援体制がなかなか滞るといことが、改めて浮き彫りになったというふうに思います。

上富良野町では、自衛隊の支援やインフラ調査で連絡網等においては振興局や道、あるいはNTTとか通信網については、そういった方向での計画が示されてはおりますが、しかし、同時に発生した場合に、その連絡網が遮断されたり、道路が破壊されたりという形の中で、なかなか思うように必要な物資の供給等ができないという状況が見受けられたというふうに思いますが、こういった部分に対する再点検と計画の見直し等というものも、当然、食料とか医療に関わる問題、避難施設に関わる問題、こういったところを具体的に細かに再度点検する必要があると思いますが、町長の見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお

答えたいと思います。

能登半島の地震では、議員御指摘のとおり、インフラが相当やられまして、相当救援活動等も苦労したと、困難を極めたというのは私も認識しております。

インフラ整備というのは、もちろん計画はありますが、計画を実行する前提です。これらについては、例えば噴火に際しましては、高規格道路を早期に要請して道路を複数化、物流等避難等を考慮して、寸断されないようなインフラを国等に要望するとか、その辺の計画の前提となるインフラについては、常に問題点がないかどうかをチェックしながら、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤沢義英君。

○4番（米澤義英君） あわせて町の防災備品という形で、他の自治体よりも進んでいる部分もありますが、特に冬場の対策ということで、ポータブルストーブが30台という形になったりだとか、その燃料の確保が少ないだとか、まだまだ細かく見れば、いろいろあります。簡易トイレもそうなのですが、やはりこういった備蓄体制そのものもどうなのかというところを、再点検する必要があるというふうに思っております。

冬場ですから、段ボールベッドで私も寝たことがあるのですが、体育館だとか、ああいったところで寝た場合非常に寒いです。下に寝た場合もさらに寒くなって、大変な状況がありますので、しっかりと避難された方の安全・安心な環境を守るという点でも、避難所運営と併せてこういった備蓄品の再点検も必要かというふうに思いますが、確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

備蓄品の点検については、常に行わなければならないのかなというふうに思っております。特に数とか量だけではなくて、今回の地震、その前の東日本の震災等を見てほんと人ごとではありませんので、そういうところの問題点等を検証しながら、常に備蓄品の内容についても点検することが肝要だと、非常に重要なことだと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤沢義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひそういった点の見直しと、あとは広域連携という形で非常に重要になってきていると思います。そういった面で防災計画にはいろいろ書かれてはいるのですが、計画ですから、それがそのままということにはいかないという状況

にあります。そういうことも含めれば、もう一度、広域連携の在り方というものも必要かと思いますが、答弁求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

計画はありますが、計画を実施できるようにするのが、先ほどのインフラの話ともかぶりますが、インフラも含めて、広域の応援等も含めて、しっかりと計画どおり行くような体制をつくるように、常日頃研修・研究いろいろ検討していくのが重要なのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 次に、農業問題についてお伺いいたします。

農業は、非常に国の基幹産業であると同時に、地域の全ての産業大事ですが、さらに農業も食料を確保するという点で、人の命を守ったりだとかしますので、非常に重要なものの位置づけだと思っております。

ただ、やはり見なければならぬのが、地方自治体でいろいろな対策、町も行っていきますが、根本的には何が問題かと言えば、食料自給率を国が下げている問題、こういった所得補償や価格保障がないという状況の中で農業が思うようにできない。農業をしたくても従事することはできない、高齢化の中でどんどん離農しなければならないというような状況の中で、後継者もその姿を見て、なかなかこれは難しいなというような状況も見受けられます。

しかし、一方で新たに農業を学びたい、見直したいという方々が、上富良野町にも入ってきていますし、後継者の方もそういう形の中で親の姿を見ながら、育てていくというのが実情かというふうに思っています。

そこでお伺いしたいのですが、いろいろ聞きましたら、やっぱり運転の技術だとかというのは、多様な免許を取りたいと。確かに農業準備資金等がありまして、そういうものを活用すれば、そういった一定の資金も得られますが、まだまだそれでは不十分だというような声も聞かれます。

そういう意味では、上富良野町の農業を支えて、若い人たちが上富良野町に残って、また、他方から来た方々も農業に従事できるようなそういった環境というのをきっちり支えなければ、農業の崩壊につながるという声も歩いていて聞かれます。

そういう意味では、部分的ではありますが、こういった若い後継者に対する支援策、技術面だとかいろいろ支援もありますが、お金の面での支援も併

せて一層充実する必要があると思いますが、この点についてお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

農業というのは、上富良野の基幹産業の一つであるということで、非常に重要なことであるということとは認識しております。

また、農業が議員おっしゃるとおり、国の食料自給率、それにも直結しているということは十分に承知しております。なかなか後継者対策が一般的に人手不足ですので、ほかの産業もそうなのですが、後継者不足が非常に問題となっております。

そんな中でどう守っていくかというのは、なかなか難しい問題ではありますが、価格の問題もあります。もうかればというか、職業がちゃんとあれば後継者も育つのかもしれませんし、お金の問題もそうですし、ドローンとかのニーズも最近発達、日進月歩で非常に早いスピードでITを活用した技術も相当進んでおりますので、町も自動操舵とかそういうものに助成してきましたが、さらにいいものかという技術が進めば、そういうものも含めて今後についても十分支援していく用意がございますので、そういう状況を見ながらしっかりと農業を支えていきたい。また、緊急事態、価格高騰等の緊急事態、予測もしない事態に直面したときも先般支援をさせていただきましたが、そういうことに対してもしっかりと後支えできるような体制で臨んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 農業は後継者がいなくなると、本当に農地が荒れるのではないかと。全国的にも農地面積の崩壊が、農水省の調査でも明らかになりました。あわせて所得率もずっと下がってきているという状況も見受けられます。

ですからそういった底上げをしながら、地方自治体は十分でないにしても、そういった農業をやりたいという方に対する支援策がどうしても必要だと思います。何よりも恐ろしいのはということで、農業者の方と話をしていたら、農業技術の伝承という継承というか、こういったものが途絶えてしまうことが、一番恐ろしいのだという話なのです。やっぱりこういうことも踏まえながら、きっちりとした対策を取る必要があります。再度確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えいたします。

技術の継承というのは農業に限らず、職人とか含

めて非常に重要なことで、農業に関しても一度途絶えてしまうと、一般的にほかの職業もそうかと思えます。一度途絶えたものを復活するのは、なかなかエネルギーが要ることで難しいことかと思えますので、そういうようにならないようにしっかりと後継者対策については、町のできることで、または国等に要望することもしっかりとしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ若者が定着できるような農業支援策を、補助策の見直しをぜひ行っていただきたいというふうに思います。一般論で語っているわけではありませぬので、具体的な支援が必要になってきているということで、よろしくお願ひします。

次に、人口減少対策の問題であります。

これも国が根本的に見直していかなければなりません、しかし、地方自治ということですから、地方の活力が落ちれば、ひいては日本国内の活力も落ちるという状況になります。

他の自治体では、そういうものも含めて子育てから始まっているいろいろな各種の住宅に対する、戸建ての住宅新築しようとするところに対しては、支援策を講じて、なるべく持ち出しを軽減する。併せて、そこに複数の人が継ぐということになれば、交付税も入ってくると。投資した分は、将来的にはこういう経済的な対比で物を言うのは何ですが、非常に回収できるのではないかという形で、他の自治体でもこういう戸建てに対する支援策を、補助策を設けているという自治体が、この近隣町村でもあります。

ですから、私は単に上富良野町の住宅対象補助制度の問題を言っているだけではなくて、ここにも多少新築に対する、再エネルギーに対する補助制度もありますから、適正な表現ではあると思うのですが、新たに戸建て住宅を新築したい、そういう方に対する支援策というのが、非常に重要になってきているのではないかと。それによって人が、上富良野町に来て住む、そして町の活性化にもつながることであれば、非常に重要だと思いますが、今後、その点についてどうお考えなのか、確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の住宅のリフォームについては、ずっとここ数年はやってきておりまして、リニューアルをしたところ、その中でも、答弁と重なりますが、新築の分についても補助を盛り込んだメニューとして盛

り込みました。

おっしゃるとおり、新築の部分をもっとという、厚くというお話ですが、3年ごとにこれは見直しをしていきますので、どういうものが適正か、効果的か、経済効果も含めて地元の産業のそういうものも含めながら、一番いいもの何がいいのかというのを常に検討しながら、新築に対するものがどこまで、どういう条件がいいのかというのも含めて、今後、必ずといいますか、検討していきますので御理解いただきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 現在のリフォーム補助制度のつながりで、地域の業者の方にお願ひしたら、業者の方もやっぱり潤いがあるという形の中で非常に喜んでます。

そういう意味では、経済的な効果という点でも地域の経済にお金が回るような仕組みになっているのです。そういうことを考えたときに、こういう制度をさらに活用して地域にお金が回り、そしてそれがいろいろなところに経済的な波及効果及ぶというような仕組みを今も必要だというふうに思います。ですから、こういう対策については、何ら町長は疑問お持ちでないですか、確認いたしますが、経済的な波及効果あるということで考えていますか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

経済効果は予想以上でした。本年度、去年も。町の補助金としては多いとすると、その5倍から以上のお金がリフォームに動いておりまして、もちろん、町内の業者が施工しているわけですので、この制度も地元に対する経済効果というのは、非常にいいものだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） あとは、町長の決断次第だと思っております、これについて。町長はそれぐらい権限持っておられますので、早急に、いつ頃までにこういったものを、3年間というわけですから、長すぎてその枠内でしっかりと検討し、次の戸建て住宅に対する支援制度という形で考えていただけるのかどうか、そこだけ確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

私の決断次第、私が理事者でありますから、責任者でありますから、そのとおりであります、私次第なのですが、私の好みで決めているわけではございませんので、やはりそのデータといいますか、

ニーズと経済効果というのを十分考えながら、何がいいのかというのを慎重にといますか、ちゃんと考えなければならぬと思いますので、その中でいいものはぜひぜひ、どしどしと取り入れて更新していきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 次に、パートナーシップ制度について伺います。

この間、町長は、この問題に対して今回もそうなのですが、窓口で相談されたことがないので、必要なのではないかと、国の動きを見て今後考えたいという形であります。しかし、実施されている自治体見ていると、上川ですね、近隣の。必ずしも窓口で相談に来られたことが、例えばいなかったという話、聞いております。

なぜこういう制度を導入したかという、一人一人の個人が尊重されて、暮らしやすい、生活しやすい、どんな環境であっても生活しやすいような環境をつくって、そこでお互いを性的少数者であっても認め合いながら生活をしようという、そういった崇高な理念のもとでこういった制度を設けるように至ったという話も聞かれております。

ですから、私は、こういった点で早急に国・道ばかりではなくて、国はこの点についてなかなか重い腰上げませんから、地方自治体がどんどんどんどん進んでいけば、国のほうもどんどん変わっていくと思います。そういうことを町長が率先してやる、これが今、地方自治体にも齊藤町長にも求められていると思いますが、見解を求めます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

パートナーシップ制度について制度の必要性といますか、そういう問題が今のところ相談はございませんが、相談があった場合は対応すると。制度をつくるというよりも個別に、例えば想像されるのは公営住宅等に入居したいという御相談があれば、それは個別で対応しますというふうに答弁してきたと思います。

役場で想像されるのは、公営住宅がぱっと思い浮かぶのですが、あと、パートナーシップ制度がないと困るという。例えば、民間の家族割とか、携帯電話の家族割を申し込んだときに、パートナーシップの認証がないとだめですとか、そういう不都合があれば、もちろんそれは役場としてちゃんとしっかり対応しなければなりません、民間でも今、同居者の方であれば家族割等を認める方向でありますので、特に今はそういう不都合といますか、生活し

ている上ではもちろんあれば、役場でできることは対応しますが、緊急性はそんなにかないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 緊急性とかそういう話ではなくて、例えば憲法13条には個人の尊重というふうに書かれています。第14条には法の下での平等なのだということが明記されております。第24条では、家族生活における個人の尊厳と行政の平等をうたっているというのが現状なのです。

こういう立場から、本来、国も自治体も窓口で相談ある・なしに関わらず、きちっとこういう尊厳を守る、そういう立場からの制度だということを町長よくお分かりになっていないのではないかとこのように思いますが、そうすると性的少数者であっても、いろいろな方であっても法に照らしてみれば、きちっと生活できる環境や生きづらさを感じているということであれば、やっぱりそれらに対処して、寄り添って改善していくというのが自治体や国の在り方だというふうに思いますが、この13条、14条、24条というのは、町長はどのようにお考えですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

憲法にちゃんと記されております。法の下での平等、もちろん性的マイノリティーを差別するという事は、決していいことではない、許されないことかと思えます。ただし、差別と不便とは全く次元の違うものであると考えております。差別はだめです。もちろん許されないものですが、不便というものは法の下での平等でも発生し得ます。

今、日本が国際的に外国から人がたくさん来て、いろいろな各国の人が日本に住んでおりますが、その人が差別されてはだめですけれども、日本人と同じような権利を全て持っているわけでありませんので、差別と不便、ちょっと区別といますか、そういうものは別と考えております。憲法の13、14、24条は、そういう意味で守られていると考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） こういう制度でなくても。窓口でもしも来たら対応できるというような表現しておりましたが、職員の皆さん方御存じなのか、そういう対応できるなんていうのを。町長の枠内で思っただけで、やっぱり全職員がそういうことに対応できる行政づくりを、町長がしている

のだというようなことが普通に会話されて、いつでも、どこでも対応するという要請づくりでなければならぬと思うのですが、その点は職員に聞かせているのですが。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

当然、一般質問でのやり取りは職員は、もちろん管理職の方は課長等は周知しておりますが、加えてもしそういう差別に対応する、差別は根絶しなければなりません、そういう教育も、教育といえますか、アナウンス、周知も今後必要とあれば徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） まず、徹底することが大事だと思うのですが、こういう形で上富良野町は対外的にもオープンに実施していますということをお知らせしないと、だめだというふうに思うのです。内部できちっと制度を固めて、どういうときにどう対応するのかということが、はっきり町長の答弁では伺えないのです。

本来でしたら、しっかりと内部でも意思統一して、こういうケースを想定して、こういうときはどうなのだというところをしていかなければならないと思うのですが、そこについて、町長、どうするのですか、どういう考えなのですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

パートナーシップ等、それらについて相談があった場合は、ちゃんと対応するようには努めますし、それに似たような関係といえますか、いろいろ社会にはありますので、古くは内縁関係とかいろいろあって、そういうようなものも時間とともに皆さん周知の中で、だんだん認知されて昔とは変わっていきますので、そういうことも含めて、周知・啓発そういうものは制度をつくるとは別に、それはそれでしっかりと進めていかなければならないものなのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） ぜひ制度もしっかり組み立てていただいて、あやふやな答弁していただいても何もこちらのほうで受け止めようもありませんので、ぜひきちっと内部でも将来的に、いつ頃までにこういうことをやるのか。もしも町長の決断でできなければ、富良野沿線でも、旭川沿線に見られるように、そういう形でまとまってやるというような方法があるかというふうに思いますので、次に質問移

ります。

次に、町立病院の問題について伺います。

今後、介護医療院という形になりまして、今もなっておりますが、介護士と看護師が働いております。ここで正職員にすると人件費が上がるから、正職員はできないのだということの話なのです。それは行政側の話であって、今、普通どこでも非正規から正規に変える。賃上げもどんどん力のある企業だとかありますが、でも中小の企業でもそれなりに考えるというような動き出てきているのですよ。

なぜこういう考えになるか、よく分かりませんが、そこに働いている人が本当に自分がここで働いて、入院されている方、介護される方、本当に心から面倒を見るのだというような、そういう立場で環境変わって接してもらったほうが、入所をされている方も非常に喜びを感じるのだというふうに思うのですよ。

こういうものがないことによっていろいろな離職だとか、あるというふうに思いますが、もう一度確認いたしますが、なぜ正職員にすることを嫌うのか、再度確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

町立病院の介護士を正職員にできない、予算が高くなるから、予算がかかるからできないということは、そういうわけではなくて、病院の経営上影響があるというのがまず一つと、もう一つは、雇用形態を検討して今の会計年度任用職員にしているということです。

雇用形態というのは、具体的に申しますと、庁内で言えばラベンダーハイツの介護士と比べて、勤務形態が違うということなのですが、分かりやすく言えば、ラベンダーハイツの介護士の方は、夜勤があつて、その中で働いておりますが、町立病院に関しては日中だけとなっております。そのような雇用形態を検討して、今のところは、もちろんそれに応募して無理やりといえますか、雇用関係、お互いの利用者の合意のもと、今の雇用形態が継続しているわけですが、将来的に今、介護人材が不足している中で、雇用状態が、環境が変化すれば考えなければなりません、未来永劫それはできないと、財政上、経営上できないと言っているわけではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま町長のほうで介護士の雇用形態の関係で御答弁があったと思いますが。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

午前 9時51分 休憩

午前 9時52分 再開

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） すみません。ちょっと私の勘違いがありました。訂正させていただきます。

先ほどの4番米澤議員の答弁の中で雇用形態に関してですが、ラベンダーハイツについては、正規職員の介護士と会計年度の介護士が夜勤をしております。病院については、看護師の正規職員の方と会計年度任用職員の介護士が夜勤をしておりますので、夜勤をしているのはラベンダーハイツも病院も正規職員と会計年度任用職員一人ずつになりまして、病院については看護師が正規職員ですので、介護士については全て会計年度任用職員、そういうふうなことでなっております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 今の答弁に聞かれるように、全く理解していないのですね。置かれている状態ということ、どんな思いで働いているのかと。ちょっと紹介したと思うのですね。補助員という呼び名が適正なのか分かりませんが、何となく差別的な扱いがするのだというのですね。また、同時におむつ交換や夜勤、そして尿の清拭も行うと。そういう中で、私はこの仕事が好きだから一生懸命やっているのだと、家族もいるし、家庭も助けようと思って、こういう話なのです。

それと同時に、だけれども、スタッフの一員だけれども、どうしてもスタッフの一員として認められていないと、こういう話も聞くのですね、自分の見合った仕事を評価されていないのではないかと。ただ、私がいろいろと聞いたら、介護の仕事が好きだから、別にそういったことは気にしないではないけれども、やはり一人の人間として認められて、誇りを持って働きたいのだと言うのですよ。

町長、だからこそ、ここにこそしっかりとした介護従事者に対する正職員を張りつけて、全部やれというのではないのですよ。こういう人たちが苦勞して、自らの仕事を誇りを持って働きたいと、そういうことを思っているのに、あなた、この事情分かっているのですか、こういう事情。しっかりと、正職員を配置して、改善すべきだと思いますよ、処遇も含めて、再答弁願います。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

そういう声は、個人的に聞いているのかもしれませんが、こちらといたしましては、特に差別もしておりませんし、評価も十分させていただいております。そのようなことはないかなと思っております。

その上で、雇用形態をどうするのかというのは、答弁したとおり、絶対これは雇用形態、会計年度任用職員でなければならないというふうな意味ではございませんので、御理解を願いたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 会計年度任用職員でなければならないというのであったら、早急に対策をとるべきではないですか。これだけ一生懸命働いて、介護の従事しながら仕事をして、働いて、愚痴を言うわけではないけれども、僕、本当に悲しくなりました、この話聞いて。こんな思いで一生懸命働いていて、それにふさわしい評価がされないという、これこそ問題だと思うのですよ。

確かに、会計年度任用職員で若干変わりました。国のほうもいろいろなところから推されて、この環境を変えようということ、がらっと変わったのです。それでも大変な状況があるのだということ、町長自身が現場へ行って、いろいろ仕事の仕方見て、それに対応するような改善策を直ちに実現すべきだというふうに思いますが、確認いたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

現場の声を、現場の働く姿、声を確認するというのもおっしゃるとおりかと思いますが、答弁の繰り返しになりますが、雇用形態については病院の経営状況、必要な雇用形態、それらについては検討してまいります。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 資格を持ちながら働いて、ラベンダーハイツと比較にはなりませんけれども、しかし、やはり職に合った処遇、あるいは評価というのが人は喜び、そして仕事に打ち込み、生きがいをまた誇りを持てるような、そういう環境を今、世界でもつくろうということで動いているのです。

そのことを考えたときに、町長、答弁要りませんが、しっかりと今後計画を持って、ぜひ正規職員を採用できるような環境をつくっていただくことを求めて終わります。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、4番米澤義英君の一般質問を終了いたします。

次に、9番島田政志君の発言を許します。

○9番（島田政志君） それでは、さきに通告しました町営住宅についてお伺いしたいと思います。

この問題につきましては、昨年の議会でも議論されたということですのでけれども、また、私のほうからお伺いしたいと思います。

まず町営住宅は、住宅困窮者にとってなくてはならないものです。次の質問に、町長に伺いたいのですが、1、現在の戸数と入居状況。

2、老朽化している住宅の修繕等の状況。

3、町営住宅の費用対効果。

4、今後の解体及び新築の計画。

5、地震やその他災害についての建物の耐震問題等をお願いしたいと思います。

続きまして、教員住宅についてですが、旧教員住宅は、今、総務の管轄に入っているということですので、現在の入居状況とこれからの方向性について伺いたいと思います。

1、東中地区、市街地区、江幌地区の戸数と入居状況。

2、朽ちて壊れそうで危険な建物の対応。

3、解体計画。

4、今後の教員住宅の在り方。

以上、お願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君に確認いたしますが、5番目の地震やその他災害時の先ほど耐震ということをおっしゃいましたが、通告では体制ということで、体制と耐震の扱いは異なると思いますが、体制でよろしいですね。

○9番（島田政志君） 体制でお願いします。

○議長（中澤良隆君） 了解しました。

町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の2項目めの御質問にお答えいたします。

まず、1項目めの町営住宅についての5点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の現在の管理戸数と入居状況についての御質問でございますが、上富良野町における町営住宅の管理戸数は、9団地、389戸となっております。令和6年1月末現在の入居戸数は295戸で、75.8%の入居状況となっております。

次に、2点目の老朽化している住宅の修繕等の状況についての御質問でございますが、町営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、施設管理等を行っており、その中で、今後、修繕等を手がけない「政策空き家」以外の住宅につきましては、必要な修繕等を行いながら使用することとしています。また、居住するのに必要な修繕については、逐次対応しているところであります。

次に、3点目の町営住宅の費用対効果についての

御質問でございますが、町営住宅は公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者などに対して、低廉な家賃にて供給するために整備された住宅であることから、建築費的な費用対効果として算定することは難しいところでありますが、平成28年3月、国土交通省住宅局住宅総合整備課で示されている「公営住宅整備事業に係る新規事業採択時評価手法」に基づき、公営住宅等長寿命化計画を令和2年3月に策定しています。

現在の公営住宅等は、住宅建設からストック重視へ政策転換が行われていることから、その中で示されている費用対効果の計算方法に基づき、その中で現在の泉町南団地の建設を行い、その他の住宅については、今後、必要な修繕を行うことで計画を策定していますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目の今後の解体、新築の計画についての御質問でございますが、これらの計画については、先ほども御説明しました、公営住宅等長寿命化計画と住生活基本計画に基づき行ってまいります。

解体につきましては、計画で示している政策空き家への入居者が退去された後、財政状況を鑑みながら、解体の計画を策定してまいります。また、新築につきましては、現在、建築中の泉町南団地5号棟以降の計画はございませんので、御理解をお願いいたします。

次に、5点目の地震やその他災害時の体制についての御質問でございますが、体制につきましては、発生する災害により、地域防災計画に基づいた対応を行ってまいります。また、空き家となっている町営住宅につきましては、その災害の程度により応急仮設住宅として利用することもありますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの旧教員住宅についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

公共施設は、現状の課題の整理、劣化状況の調査を行いながら、使用する見込みがないものについては、用途変更、除却や売却を進めていくとしているところであります。

まず、1点目の戸数と入居状況につきましては、老朽化が進み、安心・安全な利用が見込めない遊休施設として管理している旧教員住宅は、旭町26戸・泉町3戸・東中3戸・江幌2戸の計34戸となっております。

また、コミュニティ住宅として管理している旧教員住宅は、東中4戸・清富1戸の計5戸、そのうち東中2戸・清富1戸の計3戸が入居しているところであります。

なお、今年度、教育委員会から移管された東中にある1戸については、現在、売却するか、コミュニ

ティ住宅として活用するかを検討しているところ  
あります。

次に、2点目の朽ちていて壊れそうで危険な建物  
につきましては、1点目で老朽化が進み、安心・安  
全な利用が見込めない遊休施設として管理している  
旧教員住宅を対象に申し上げますと、軒先折れ、窓  
の割れ等がありますが、朽ちていて、壊れそうな建  
物はないと判断しているところでもあります。

次に、3点目の解体計画につきましては、跡地の  
利活用が決まっていないことから、現状では持ち合  
わせていないところでもあります。

次に、4点目の今後の在り方につきましては、今後  
も地域の意向も考慮した上で、使用する見込みがな  
いものにつきましては、有効な活用方法や除却・売  
却など、多角的な面から研究を進めてまいりたいと  
考えておりますので、御理解を賜りたいと存じま  
す。

○議長（中澤良隆君） 再質問ございますか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 入居者の入居率が75.9  
%ということですが、この数字は多いのでしょうか、  
少ない、あるいは適切な数字なのでしょうか、  
お願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお  
答えしたいと思います。

適切な数字か否かというのはなかなかあれです  
が、公営住宅の建設の初期の目的といいますか、そ  
ういう目的、効果といいますか、住宅に困窮してい  
る方は、全て希望される方は入居されていると判断  
しております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 次に、緑町の住宅なので  
すけれども、先日行ってきましたら、ここは誰も入っ  
ていないという状態になっておりました。そこで見  
つけたのが、こういう古びた小屋なのですけれど  
も、写りがあれなのですけれども、ここに動物が歩  
いたような跡があります。こういうのがあると、キ  
ツネやタヌキ、その他の動物たちが巣をつくってし  
まうということもありまして、衛生上もよくない  
と思われま。さらに夏になれば、虫だとかあるいは  
雑草だとかで、近隣住民に大きな迷惑をかけるの  
かと思えますけれども、その辺について、町長、い  
かがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問に  
お答えいたします。

現在、西町団地の政策空き家になっている部分、

それから退去が完了しました、ただいま島田議員の  
御指摘の緑町の団地については、将来的に除却する  
ということで検討している物件でございます。緑町  
につきましても、完全に退去されていることから、  
町長の答弁にもありましたように、除却する計画を  
立てて、道の補助をいただきながら、そういった計  
画を立て除却していくのか、それとも町が単独の事  
業として除却をするのか。近年、大変アスベスト等  
の関係によりまして、除却費用が非常に高騰してお  
りますし、補助事業にのるということになれば、多  
額の調査費をかけて設計もしなければならぬとい  
うことから、財政的な面も含めて西町の政策空き家  
になっている部分、それから緑町の団地、それらに  
ついては除却のほうを検討していくというような段  
階にあるということで、御理解を賜りたいと思いま  
す。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお  
答えしたいと思います。

除却の方向性については、今、副町長の申したと  
おりですが、その間、今、御指摘のある動物の足  
跡、それが通っただけなのかどうかは判明しませ  
んが、巣をつくって、近隣住民に迷惑等をかけてい  
る状況というのが把握できれば、当然、それは今後  
においてもすぐ対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 副町長のお話なのですれ  
ども、今、募集している住宅状況の中にアスベ  
ストは使っていませんというふうに書かれてお  
りますけれども、その点について確認したいと思  
います。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問に  
お答えします。

アスベストというのは、今の古い建物については  
結構入っているものでございます。それで実際はア  
スベストの扱いなのですけれども、解体時になると  
飛散すると。固定して閉じ込められていたものが  
解体時に飛散して、解体作業においても健康被害を  
起こすおそれがあるという意味でのアスベストの調  
査をして、それらを解体、除却の手法の中できちん  
と織り込んだ設計にしなければならぬ。アスベ  
ストが完全に入らなければ、もともと入らなければ  
飛散する可能性がないので、そういった解体工事  
のほうもその処理部分を安く抑えるというか、や  
らなくて済むということでのアスベストの有無  
ということでございます。

現在、入居している住宅につきましても、ア  
スベストがある、ないということではなくて、ア  
スベ

トは飛散するような状況にあるかどうかということでございますので、それらの今、これからの除却する中で必ずそういったアスベスト調査というのはこれから行って、解体をしていくというようなことになろうかと思えます。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） どうもありがとうございます。

続きまして、計画ということで、正式名称が何とこのですか、上富良野町公営住宅長寿命化計画という中で、こういう計画書があるわけですけれども、ちょっと私、よく分からないのですけれども、この中で修繕対応というのは、修繕するということですよ。用途廃止というのは廃止するという、要するに建て壊すということだと思っております、例えば宮町団地におきましては戸別改善だよということで、令和4年、令和5年で12棟ずつやりますよというふうに書かれております。

東中地区と西町地区においては、修理対応と言いつつもここにゼロ、修理対応するよと言いつつもゼロというのはどういう意味なのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

---

午前10時16分 休憩

午前10時18分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて、会議を再開いたします。

ただいまの答弁を求めます。

副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員のただいまの計画書の表の読み方についての御質問でございますので、読み方は、この期間中に随時修繕するというものは、ゼロになっております。明らかに今回の宮町のように2年間で屋根とかやりますよというのがきちんと決まっております。いわゆる大規模なもので、大規模で一定程度の財源ですとか、北海道から補助をもらうようなそういったものと、通常壊れたねと言いつつも、様子を見ながら水道を直したり、ちょっと窓枠直したり、ドアを直したりというようなものについては、それは大きく計画を立てなくても壊れる都度やっていくものですから、その期間中に大きな補助事業にのるような大規模な修繕についてはありません。修繕といえば、それは計画によらず日常的に壊れたり、不都合が起きたりというのが生じますから、そういったものは常にやっていますというようなことで、表を読んでいただければよろしいのかなと思えますので、御理解賜りたい

と思えます。

○議長（中澤良隆君） それでは再質問、9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 答弁どうもありがとうございます。

表が、誰でも分かるように表していただけたいほうがよろしいのかなと思えます。

続きまして、費用対効果ということなのですが、国土交通省のほうから出ている公営住宅とかそういった数字で図れないようなものにおきましては、入居者とか、費用節約とか、あるいは地域の経済効果とか、人口定住の確保であるとか、そういうことで数字が表せるのだよというふうに書いてあったのですけれども、町長、これについてはいかがでしょうか。

○議長（中澤良隆君） もう一度お願いします。

○9番（島田政志君） もうちょっと分かりやすくというか、質問が分からなくては話にならないので。

公共事業評価法という現状等の課題ということで、国土交通省から出ている文書が町長のところ読まれているかと思えますけれども、費用対効果の分析方法としまして、例えば住宅関連におきましては経費の節約ですとか、福祉の快適さとか、今、言われたように人口の定住とか、地域の経済化について評価できるのだよというふうに書かれておりますので、町長のほうでは、これを見ながらどのように評価されたのかなということをお願いしたいと思えます。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

私自身も、その評価の方法や何かについては細かく分かっているわけではございませんけれども、基本的に町営住宅・公営住宅という物の考え方として、当たり前ですけれども、住宅に困窮されている方に一定程度、安価というのはちょっとあれですけれども、家賃を抑えた形で必要な住宅を供給することが第一でございます。

今、島田議員から御指摘あったように、地域の全ての上富良野町として一体どれくらいの住宅が必要なのだろうかということで、戸建てがこれくらいあって、それから民間のアパートやマンションみたいなものがあって、それから自衛隊のような官舎のような団体や事業者が持っている持ち家とか社員寮みたいなそういう官舎みたいなものがあって、なおかつどれくらいの不足分があるのかということの評価するというのが、今、島田議員がおっしゃったような地域の福祉とか、そういったものに還元するとい

う考え方のベースになってございます。

それらが住宅の計画になっておりまして、それらの中で費用対効果を国のほうで評価するということは、書いてあるとおりストックということが重視されておりますので、実際、新築で建てたほうが地域の住宅量に対して新築で建てたほうがいいのか、それともこれらのこの程度の老朽化の住宅であれば、そっちのほうを大規模修繕してでもまた何十年使って、何戸を住民の方に提供すればいいのかということに用いられる費用対効果というようなこととございますので、実際、家1軒建てたら幾らお金もうかるのだということになれば、普通のアパート経営になりますから、そういったことでなくて、地域の中でどれくらい町が所有する住宅を必要最低限置くことが必要なのかということを図るための指針になっているのかなというふうに私は理解しております。

何せ公営住宅は大変良い制度でございましてけれども、実際、業として民間でアパート・借家、そういった経営されている方もございます。そういった中のバランスというものを考えながら、住宅行政進めていくというのが、そういうような費用対効果という国の定めたものの中で図られているということで、詳細ではなく概略の考え方としては、そういうことなのかなというふうに思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 答弁ありがとうございます。

続きまして、新築におきましては、当面考えていないということでお伺いしたのですけれども、先ほどの計画書の中で緑町は2029年、令和11年ということで記載されておりますけれども、これも町長が言われたように、随時やっていたらいいのかと思っております。

問題はどこかということ、西町の2丁目あたりですか、ここにおきましてもかなり老朽化が進んでいて、今の時点で約50年前に造られたものかと。こちらのほうも早急に、この予定表がいいのか悪いのかですけれども、随時お願いしたいと思います。

この計画書も今見ていると、令和2年からということになっています。造られたのがどうも平成31年のものらしいので、ちょっと見直していただけたほうがいいのかと思います。

続きまして、たまたま扇町のほうにお邪魔したときに、お年寄りがいましてお話を伺いまして、住宅耐震とか、災害時にはどのようにお考えですかということで、これ、ちょっと色むらが出てしまって申し訳ないのです。

その老人が言うには、自分も年だし、災害が起き

たら、この住宅と一緒におしまいだよというようなことを言われて、目頭が熱くなってしまいましたけれども、耐震も含めて体制として、先ほど言われたように災害体制は万全だ

ということでしょうけれども、さらに改築、あるいは耐震等も含めてどのようにお考えなのかお聞かせください。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 9番島田議員の御質問にお答えしたいと思います。

通告が災害時の体制ということ、地震やその他の災害時の体制ということで、耐震のことではなくて体制、地震・災害等が起こった場合、水害も含めてなのですが、そういう場合、災害とは言わず火災も含めてそうなのですが、焼け出されたり、一時的に住めなくなった場合の人のために、しっかりと入れるような空き家といいますか、そういうものもありますよというふうにご書かせさせていただいたところで

以上です。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 続きましてですけれども、西町のほうにお邪魔したときの写真なのですが、3日間いなくうちに雪が、住宅の、自分がいつも通っている道が埋まって見えなくなっているよと。今度、西町3丁目のほうに行くと、全く人の入っていない住宅の前はきれいに除雪されているよと。これについていかがでしょうか、どのようにお考えなのか、どのような体制をとられているのかお願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

基本的には、公営住宅の敷地内の除雪については、入居者の方をお願いをしているところでございます。大きく最近改築されまして、きちんと駐車場・通路が整備されているようになってまいりました。新しい団地においては、そういった部分については車も入ることができますけれども、特に西町や扇町のような昔ながらの平家の長屋というのですか、そういった形のところについては、太い道路までしか除雪は入らないような状態で、あと家の前は、それぞれの入居者によって除雪していただくのが原則でございます。

そういった中で西町の島田議員の御指摘の団地につきましては、結果として全く入居していない、4戸とも入居していないところが生まれると、そこは誰も除雪をしません。その奥に誰か住んでいると、その方が自分のテリトリーでないところまで、全部

除雪するののかということになってしまいますので、そういったところについては本来であれば入居者がやらなければならないところが、政策的に4戸とも全部空き家になっていて、除雪をする方がいないところについては便宜的にうちの職員等が行って、一定程度の間隔で除雪を行って、最低限の幅を確保しているというのが実態であります。

これは政策空き家として、町のほうで「入れません」というようなことで管理していることから、そういう事象が発生しているということで御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 答弁どうもありがとうございます。

続きまして、今度は、教員住宅についてお伺いしたいと思います。

これが東中地区の教員住宅3戸なのでですけども、これにおきまして先日、住民会長とお話することがありまして、東中地区の草刈り、夏の草刈りは東中住民会がやっているのだと。確かに草ぼうぼうになっていると、先ほど言いましたように、虫とか鳥獣の巣になってしまうので、やむなくやっているということなのですが、私も議員になったのだから、その辺確認してくることを求められ、町長、こういうのは住民会がやるべきものなのか、それとも町がやるべきものなのでしょうか、お願いいたします。

○議長（中澤良隆君） 島田議員に確認させていただきましても、それは今、通告で何番目に入りますでしょう。一応、通告に沿って質問させていただいて、新しい件については、また違ったところで確認いただければと思うのですが。

○9番（島田政志君） そういう意味では、2番目の危険な建物への対応ということでお願いしたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 2番の(2)の朽ちていて壊れそうで危険な建物の対応と、建物の対応ということでお答えいただきたいと思っております。

暫時休憩といたします。

---

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員のどこの住宅ということではなくて、企画商工観光課が所管しているコミュニティ住宅、それから今、用途が決ま

らなくなって、そのまま現状で置いてありまして、総務課で管理している住宅周辺の環境整備ということでお答えさせていただきたいと思っております。

基本的には、用途決まっていない部分については、現状を維持するというごさいます。現状維持しながらも、あの建物については年数がたてば、若干衰えていくということもあろうかと思っております。

それから、周辺の管理については、コミュニティ住宅につきましては、入居していただいている棟については、入居者の方にしっかりと周辺環境整備を、環境の整備といえますか、一般的な維持そういったものをしていただくということもお願いしなければならないと思っておりますし、それから空き家になっていて誰も住んでいない部分については、敷地等確認しながら管理のほうをきちんとしていくように努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 管理のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、旭町の教員住宅のほうを確認してきたのですが、町長の答弁書によると、朽ちて、危ないところはないということなのですが、このように屋根が落ちそうなどころがあります。さらに、電線の引込み線の受けているところが、ちょっと写真では見にくいかもしれないけれども、サポーターで受けているからとりあえず持っているのですが、受け口が朽ちて危ない状態にあります。危ない状態がないよと言いながら、ちゃんと見るとこういうところもありますので、解体のほうを進めていただきたいと思っております。さらに言うならば、先ほど言ったところにありますけれども、こうやって雑木が生えて、非常に衛生環境に悪いところもありますので、そういうことも改善していただきたいということをお願いしたいと思います。

最後に、教育長のほうにお聞きしたいのですが、今後の教員住宅の在り方についてお願いしたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 島田議員、今、通告いただいているのは旧教員住宅のお話で、教員住宅の現在のものについては通告されていませんので、そこ御理解の上お願いします。

○9番（島田政志君） 今後の旧教員住宅の在り方について、御意見をお聞かせ願ひたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

1点目、管理につきましては、朽ちて壊れそうな

という意味である躯体自体が、崩壊して屋根が落ちると、そういうような状況がないということでございますので、細部にわたって危険な部分があれば、必要最低限の管理はしていきたいと考えております。

それから、今後の旧教員住宅の在り方ということですが、町長の1回目の答弁のとおり、状況を見ながら除却をして更地にするのか、それから更地にした後、どういうふうにも有効活用するのか。1点大事なことは、どういうふうにも活用するのかということがないと、なかなか除却の計画にも踏み切れないというのが財政的な問題も含めてあるのだということ、議員も御承知のことと思います。そういったことも含めて、実際に有効活用していただける民間の業者とかいけば、当然、そういう活用する方法もありますけれども、そういった方々に協力していただいて、地域ですか、その土地を有効に使っていただくということも視野の中に入れながら、それから既存の建物そのままを買っていただける場合とかもあるやもしれません。そういったことも含めて、財政状況を踏見極めながらどういった対応がいいのかは、いろいろと書いてありますように、いろいろな方面から検討しながら、これらの処理、有効活用、または処分の方について検討してまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 答弁どうもありがとうございます。

最後、これについては回答は要らないのですが、私の希望と申しますか、ちょっと述べさせていただくと、先ほど言ったように鳥獣とかいろいろな危険なものが存在しますので、解体して更地にしておいていただきたいと思っております。

といいますのは、更地にしてあげば、もし災害が起きてすぐには自衛隊がテントを立てたりとか、あるいは仮設住宅を建てたりとか、いろいろ用途が増えるかと思っております。そういうことも含めまして、使わないものは片づけるというような方向で進めさせていただきたいと思っております。

今日はどうもありがとうございます。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 9番島田議員の御質問にお答えいたします。

何が何でも更地にするというような考え方は、町としてまだ持っていない状態です。先ほど申し上げましたように、もし、建物込みで買ってもしよいというような場合もあるかもしれません。それから、いろいろと用途、今後の場所の建物含めて活用方法がまだ一切分かりきっていない中、用途終わったか

ら全部とりあえず壊すというほど、我々もお金もないわけでございますので、そういったものを慎重に判断しながら、それから地域、特に郡部と申しますか、旧廃校になった小学校のところだと、地域の方々とのしっかりとのお話し合いをしながら、活用方法も定めていかなければならないという状況ありますので、そういったことをきちんと調査・研究、検討を進めながら取り進めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、9番島田政志君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

---

午前10時43分 休憩

午前11時00分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2番荒生博一君の発言を許します。

○2番（荒生博一君） 私は、さきに通告しております2項目7点について、斉藤町長にお伺いいたします。

まず1項目め、上富良野町「ゼロカーボンシティ」宣言についてお伺いいたします。

令和4年6月22日に斉藤町長は、上富良野町は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする、ゼロカーボンシティの実現を目指すことを宣言しております。宣言以前は、地球温暖化防止実行計画に基づき、本町における環境問題の解決に向けた施策等の推進を図ってきており、宣言を機に地域の皆様と一層の連携を図りながら、国や北海道の目標達成の一助となるべく、また、国際社会の一員として、自然エネルギーの活用や省エネルギー対策など、環境に配慮した取組をこれまで以上に進め、持続可能なまちづくりを実現していく必要があるとのことでありました。

そこで、以下4点これまでの取組と、今後の取組についてお伺いいたします。

1点目、ゼロカーボンシティ宣言後、1年9か月経過しておりますが、宣言後のこれまでの主な取組についてお伺いいたします。

2点目、宣言では、地域の皆様と連携を図りながら目標を達成していくとありますが、具体的に町民の皆様や地元企業など、どのような働きかけを行っているのか、お伺いいたします。

3点目、上富良野町は、この間、どのような取組を行ってきたのか、具体的にお伺いいたします。

また、2050年までに二酸化炭素排出量を実質

ゼロにするためのさらなる取組について、どのような取組が必要とお考えか、お伺いいたします。

4点目、国のカーボンニュートラル行動計画では、2030年までに政府施設を100%LED化する予定が、3年間前倒しになりました。全国の自治体もほぼこの目標に倣っていると聞き及んでおります。2027年の蛍光管製造禁止に備え、上富良野町においても迅速なLED化が必要と考えますが、公共施設のLED化の現状と、今後のどのような計画を現在持ち合わせているのか、お伺いさせていただきます。

次に2項目め、防災対策についてお伺いいたします。

2024年1月1日午後4時過ぎ、石川県の能登半島を震源とする地震が発生し、最大震度は7、東日本大震災以来となる大津波警報が発表されました。震源に近いエリアでは、津波による被害、そして建物の倒壊や火災が相次ぎ、2月5日現在、死者241名、災害関連死15人、安否不明11人となっております。そして今もなお、新潟県及び石川県では53か所の避難所が開設されており、約1万3,000人以上の方々が避難生活を余儀なくされております。

いっどこで起こるか分からない災害に、私たちは常に備えることでしか、命や暮らしを守ることはできません。上富良野町では、毎年2月に融雪型火山泥流の発生を想定した十勝岳噴火総合防災訓練を実施しており、本年は、草分、栄町、中町、泉町、西富、本町、住吉、島津の8住民会の皆様が訓練に参加し、対象地区の指定避難所の開設など行っております。

また、能登半島地震で冬季防災への意識が高まる中、上富良野町、中富良野町、南富良野町の3町の職員と陸上自衛隊上富良野駐屯地の隊員、計14名が、冬季避難所実地検証を2月8日午前10時より2月9日午前10時までの24時間、南富良野町金山地区の体育館で寝泊まりをし、冬の避難所の運営や生活する際の課題の検証を行っております。このような訓練や検証は非常に重要であります。

災害大国の日本で暮らす私たちは、もはや災害のリスクは常に身近にあることを意識し、どのような災害が自分や家族の身に降りかかる可能性があるかを調べ、リスクに備えることが非常に重要であります。

そこで以下3点について、町長にお伺いいたします。

1点目、企業誘致の視点で、安全地帯と言われていた熊本県、そして、地震リスクは小さいなどとして企業誘致を進めてきた石川県が、相次いで地震災

害に見舞われております。今回の能登半島地震を受け、町民の生命と財産を守る立場の町長は、どのような学びがあったか、お伺いいたします。

2点目、上富良野町は、これまでも十勝岳噴火を主軸に防災訓練を行ってきております。そのため対象地域を限定した訓練が行われておりますが、今後は地震などに備え、全町民を対象にした防災訓練の実施が必要と考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

3点目、能登半島地震では、トイレ問題がクローズアップされており、東日本大震災や熊本地震でも同様でございました。被災地トイレ問題は、繰り返し起こっております。その上でも、防災備蓄品の携帯トイレや仮設トイレ設置などの備えが、非常に重要と考えます。上富良野町では、今後、どのような対策が必要と認識しているのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の2項目の御質問にお答えいたします。

まず1項目めの上富良野町「ゼロカーボンシティ」宣言についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の宣言後、これまでの取組についての御質問であります。国は2050年のカーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容やライフスタイルの変革を促すため、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」を発信しています。

町も脱炭素につながる新しい豊かな暮らし創りを後押しし、地域と一丸となってこの取組の推進を促さなければなりません。

町民や企業に対しましては、令和5年、住宅改修費助成事業を拡充し、省エネルギー改修及び設備導入に対する補助の実施と、対象者へ直接浄化槽システムの脱炭素化推進事業の啓発を行ってまいりました。

公共施設の省エネの取組については、公共施設のLED化を目指し、令和5年度に調査を実施しております。また、現在、建設中の町立病院整備事業では、地中熱を導入し、温室効果ガスの排出削減に寄与する整備を選択しています。

富良野沿線5市町村では、担当職員による意見交換と令和5年12月19日に地域新電力VPower先進事例の研修を行い、沿線市町村が協力して取り組める事例などの研究を継続しています。

地域新電力の開発では、ヌッカクシ富良野川の水流を活用した小水力発電の設置に向け、運営会社と調査研究を進めてきましたが、令和4年10月に調

査の結果、事業者から実施の辞退申出があり、実現には至りませんでした。

次に、2点目の具体的な町民や地元企業などへの働きかけについての御質問であります。1点目の御質問でもお答えしましたが、事業や公共施設整備の際の省エネ・新エネルギーへの取組を行う中で、地元企業とも協力し、目標達成に向け取り組んでまいりました。

また、町民の一人一人の暮らしの中で、トラック輸送などを減らすために、地産地消の推進やフードロスの取組、炭素吸収を増やすための植林などの森林整備の強化推進やリサイクルの推進を強化し、焼却物を減らし、CO<sub>2</sub>の排出を減らすなど、様々な調査研究を行い、町民の皆様の御協力や企業や関係機関への働きかけを行ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3点目の具体的な取組と今後の取組についての御質問であります。具体的な取組につきましては、1点目でお答えしたとおりであります。今後、上富良野町にとってどのようなものがカーボンニュートラルに向けて最善な取組になるかは、上富良野町だけではなく、沿線市町村とも協力しながら研究を行い、ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップを検討し、推進を強化してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、4点目の公共施設のLED化につきましては、町が保有する既存の公共施設や街灯などの照明・電灯器具のLED化につきましては、これまで内部において事業者からの提案を受けるなど、より検討を進めているところでありますが、具体的な実施計画については、現状では持ち合わせていないところであります。

LED照明器具は、技術の急速な進歩により、多くの商品が供給されてきたことから、価格の低下などにより、着実に普及が進んできたものと認識しております。

これまでのLED化につきましては、温室効果ガスの削減や省エネルギー社会の実現を目標としていたものですが、今回の水銀に関する水俣条約第5回締約国会議において、一般照明用蛍光灯器具の2027年度製造終了の合意、また、国のエネルギー基本計画においても2030年までに、ストック100%を目指すこととされていることから、LED化への転換は避けられないものと認識しているところであります。

今後、公共施設における照明器具の大部分を占める蛍光灯のLED化につきましては、複数の施設を一括で改修し、初期コストの低減を図る、いわゆるバルクリース方式の活用や、現行器具を利用するLED照明への置き換え方法等について引き続き検討し、電気料

金を含めた更新費用の平準化を図るとともに、大規模施設における水銀灯などの大型照明器具の更新については、調整交付金などを活用した施設改修と併せて実施するなど、遅くとも2030年までには、全ての更新を終えるよう改修を進めてまいります。

次に、2項目めの防災対策についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の能登半島地震に関しての考え方についての御質問であります。このたびの能登半島地震の発生及び被災状況を受けまして、先ほどの議員の御質問でもお答えさせていただきましたが、大規模災害は、いつ、どこで、どのような災害がどのような規模で発生するか予測不可能であり、被害についても道路の損壊による緊急車両の遅延や孤立集落の救助・支援物資の困窮、また長期における断水・停電等、想定外の事象が多々発生したことを受け、平素よりの災害に対する様々な備えが、減災につながることを改めて認識したところであります。

次に、2点目の大規模災害に備えた全町民を対象とした防災訓練の実施についての御質問であります。十勝岳噴火総合防災訓練は、十勝岳火山防災協議会により関係機関と併せ訓練を行っており、地域住民の参加については、町内25の全住民会に訓練参加の御案内を行っており、住民会ごとの判断により参加いただいている状況です。

また、十勝岳噴火総合防災訓練による避難所開設運営訓練は、火山噴火災害のみならず、地震や風水害などその他様々な災害に対しましても、実用性がある訓練であると認識しています。今後につきましても、各住民会の地域防災士の方々の意見を踏まえ、訓練の在り方、方法についても、さらに検討してまいりますので、御理解願います。

次に、3点目の避難所のトイレ問題についての質問であります。当町における避難所のトイレにつきましては、基本的には施設内のトイレを使用いただくこととなりますが、仮に被災により断水や公共下水道の使用が困難な場合は、備蓄している簡易トイレを使用いただくこととなります。

備蓄している簡易トイレにつきましては、使用した汚物は袋ごと廃棄するタイプとなっているため、汚物を廃棄する場所・方法等については、避難所や避難者数に応じて検討する必要があります。

また、長期的に避難が継続する場合には、仮設トイレ等の設置について関係機関と協議して、対応していかなければならない課題と受け止めています。今後につきましては、他の被災地の対応も参考にして研究しますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） 再質問でございますか。

2番 荒生博一君。

○2番(荒生博一君) まず再質問に入る前に、今般、3月5日定例会2日目に町長は、約22ページの行政執行方針を1時間をかけて読み上げ、我々もやはり4回目の執行方針ですので受け止めてはおりましたが、残念ながら3ページになります。行政執行方針の環境・景観エネルギーにつきましては、以降の内容が昨年のいわば5年度の執行方針と一語一句変わらない内容になっており、いわゆる作業においてコピーアンドペーストを行った結果かと思われるけれども、要は令和4年度にこちらの宣言をされているのにもかかわらず、令和6年度の町政執行方針において、昨年のということで文言が記載されておりました。素直に訂正と謝罪を求めます。

○議長(中澤良隆君) 暫時休憩といたします。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○議長(中澤良隆君) 休憩を解いて、会議を再開いたします。

○議長(中澤良隆君) 副町長、答弁。

○副町長(佐藤雅喜君) 2番荒生議員の御質問にお答えいたします。

5年度中に作成したのですけれども、6年度の執行方針ということですから、年度的には一昨年というのが正しいということで、この場で訂正とおわび申し上げて確認しますので、訂正をさせていただきますと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 申し訳ございません。私のほうからも重ねておわび申し上げたいと思います。

○議長(中澤良隆君) 2番荒生博一君。

○2番(荒生博一君) では気持ちを切り替え、再質問に入らせていただきます。

私は、ゼロカーボンシティ宣言は、地方自治体が温室効果ガス排出量削減に向けて、確固たる対策を約束しますという対外的な決意表明と理解しております。ただいまの御答弁ですと、今後、上富良野町にとってどのようなものがカーボンニュートラルに向けて最善な取組になるかは、上富良野町だけではなく、沿線市町村とともに協力しながら研究を行い、ゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップを検討し、推進を強化してまいりますとありますが、本来、宣言というのは、宣言をする時点で一定程度の対策や考えがあって、宣言に至るものではないでしょうか、お伺いします。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

ゼロカーボンシティ宣言というのは、御質問にもあるとおり、2050年のカーボンニュートラルに向けての方向性を宣言、それに向けていくというような宣言であります。今の技術では、なかなか難しい面もあるかもしれません。今後、技術革新も含めて、いろいろな方法が編み出されてくるかと思えます。それらも含めて、最終的には2050年度にカーボンニュートラルここに向けて、今、できることは当然やるのですが、将来のことは、技術革新までは分かりにくさという部分がありますので、そこら辺も含めて具体的に何をするというのが、なかなか将来の技術革新を予測して書くというのは難しいのかなというふうに思います。

ただ、現時点で考えられることは、全て省エネルギー含めてしっかりやって、その後、その後というのは、それをやりつつ技術革新を待つというのが、そして最終的に2050年というふうなことを目指している宣言であると、私は理解しております。

○議長(中澤良隆君) 2番荒生博一君。

○2番(荒生博一君) 現在、環境省では、ゼロカーボンシティを目指す地方公共団体に対して、情報基盤整備計画等策定支援及び設備導入といった事業への支援を一元的に行っております。

ロードマップが宣言後、間もなく2年が経過するにもかかわらず、検討段階にあるのであれば、ぜひこのような環境省の支援をいただき、早期に計画の策定をすべきと考えますが、見解を求めます。

○議長(中澤良隆君) 町長、答弁。

○町長(齊藤 繁君) 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

環境省の補助を受けながら計画を立てる段階には、当町ではまだそういう計画を立てる段階までは至っておりませんが、個別の事業、病院の事業につきましては環境省の補助を受けつつ、地中熱を活用した省エネルギー、脱炭素に向けて、個別の事業では既に環境省の補助を受けて進んでおります。

以上です。

○議長(中澤良隆君) 2番荒生博一君。

○2番(荒生博一君) 町のこれまでの取組については、先ほどの御答弁でる御説明いただきましたので、例えば病院の地中熱の件、そして今回答弁には書いていませんでしたが、令和5年度に電気自動車を2台、こういったこともぜひアピールとして、御答弁でいただけたらありがたかったなと思いがら、今度は宣言をされた町長御自身の生活についてお伺いしますが、カーボンニュートラルのために個人でできる具体的な取組にいたしましては、例えば電気使用料の節約であるとか、商品ロスをなくす、移動は車を控えて公共交通機関や自転車を使う、ご

みの排出量を減らす、マイ箸、マイバッグ活動、緑を育て緑を増やす、F S Cマークの製品を選ぶ、資源としてリサイクルするなどの多種多様な例がございます。

町長自ら宣言者でございますので、日々の生活でどのようなことができること、カーボンニュートラルに向けた取組をなさっているのでしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

個人のプライバシーの問題がありますので、なかなか事細かく私の私生活をここで発表するのも何かと思いますが、取組は進めております。今、議員がおっしゃったとおり、私の住宅にも地熱を利用させてもらっておりますし、フードロス等電気代も含めて燃料、その他、カーボンニュートラルに資するような取組、意識づけ、意識的に家庭内で取り組んでいると思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） プライベートに入り込んでしまったことに関してはおわび申し上げます。

例えば、役場職員、また出張・移動等々の考え方ですけれども、三重県では毎週水曜日に公共交通機関を使った場合、その交通費が支給されるような「例えば公共交通機関を使いましょう」などといった先進的な事例を早速カーボンニュートラルに向け取り組んでおります。

当町においても様々な道内、また、道外の出張等がございます。ぜひJ R富良野線を利用した場合、存続の寄与にも十分一助になるということで理解しておりますので、積極的に今後、出張等で公共交通機関を利用する考えがあるか、確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま2番荒生議員の職員の出張の際の交通機関の利用について、私のほうからお答えしたいと思います。

基本的には、今回、公用車両の維持管理計画を更新いたしまして、その中で従来からなのですが、近隣市町村とか、交通機関が整備されていないところは公用車を使用しますが、基本的には札幌とかそういう部分については、公共交通機関を使用するよう職員にのほうには指示しているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ぜひ今後も、ゼロカーボンシティ宣言に基づき、出張等々では公共交通機関を奨励いただければと思います。

ゼロカーボンシティ宣言に関しましては最後の質問になりますが、これからの時代、行政運営において高齢化や人口減少による税収減は避けて通れません。とはいえ教育や福祉、生活の基盤となるような支出を簡単に削減することはできません。だからこそ町全体でエネルギーに係るコストを抑えられれば、その分を必要な施策に回すことができると思います。脱炭素は、これからのまちづくりに欠かせないキーワードだと考えます。

そのことを踏まえ、公共施設のLED化に関し質問させていただきますけれども、町長はこれまで同様、同僚議員の答弁のとおり、やはり2030年を目途にという考えがお変わりがないのか。そして前倒しするような思いというのは、このお話を聞いた中で芽生えたかどうか、確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

2030年度までということは、目標として持っております。ぎりぎりになってやるのではなく、答弁させていただきました平準化も図りながら、そして優先順位もつけていかなければならないのかなと思っております。施設には、低圧・高圧あります。そのほか地区の会館は、夜の使用が余りない、ほかの体育館とかに比べて、そういうところの使用状況等も鑑みて、電気代の制限も副産物といえますか、カーボンニュートラル、脱炭素の副産物として電気代の低減も図れますので、その辺の優先順位もつけながら、そして平準化も図りながら30年度までには、しっかりとLED化を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ぜひ一日も早くLED化を目指していただき、施設によっては100ボルト200ボルト、電源の関係もございませうし、また、既存の要は器具にそのまま球だけを交換できるような軽微な変更というもの、可能だということでお聞きしておりますので、早期実現を目指し、今後の取組に期待をさせていただき、次の防災対策に関して再質問させていただきます。

2月10日号の広報かみふらので、防災訓練の周知を今回行っておりますが、町内会において回覧が遅くなった場合、実際、私の手元に届くのも災害の避難訓練が終わった16日に広報が届いたことで、十勝岳火山防災訓練そのものの有無に関しても、防災無線等々では、多分、対象地域だけの放送になっているということで聞き及んでおりますが、事前周知もない中、やはりそういった部分では防災無線の

周知など、そしてパンザマスト、いわゆる野外拡声器も今回鳴らしていないと思います。

今般の能登半島の震災を受けて、令和6年度の予算、さらなる防災強化ということで、てこ入れをしている自治体が、全国で約6割あるということで聞き及んでおります。そのような中、確かに十勝岳に特化した訓練というのは十分承知しており、また、8住民会の皆様から御協力を賜り、避難所の開設を行ったということは非常に素晴らしいことですが、負担と申しますか、わずか2ヶ月しか能登半島地震からたっておりませんが、どうもこの程度のスタンスだと、本当に有事の際、町民の生命と財産を守れるのでしょうか、非常に疑問です。その辺、本気度が感じられるような答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

大規模な震災等起きると、生命と財産というのは、なかなか財産の部分が非常に物理的にといえますか、そういうのは難しい部分もあるかと思いますが、まずは何より住民の方、当然、観光客で上富を訪れている方も夏山なんか含まれていますが、生命をしっかりと守るということ、初動を含めて。そして長い避難所生活になった場合、やはりストレス等御不便をかけないような、避難所の運営に関しては、なかなか訓練だけで全てをということは、難しいのかもしれませんが、こういう能登半島沖の地震等を報道で見て、しっかりそこから学び、意識づけといえますか、もし上富良野であった場合、外のそういう事象を見て我が町に置き換えて、そういうことも、意識づけも非常に必要かと思えます。

訓練に関しては、先ほども答弁させていただきました。避難所運営とかこの辺は行政がやるわけですから、住民の方はとにかくまず初動に関しては逃げてもらう。そして避難期間が長くなれば、それに慣れてもらうといえますか、当然、ストレス等も対処は我々運営側がするのですが、そういうことも避難所生活があるということ、長期間に及んだ場合、そういうことを意識しながら。そのためには、2月の防災訓練では住民側の視点から立ってみれば、ある程度どんな災害に対しても避難訓練、避難所の開設・運営に関して住民側の目線から見れば、ある程度訓練は、共通の訓練でいいのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） 執行方針では、より実践に即した訓練を実施するというので、今般の地震を受けて非常に学びがあったという点も町長から、お

言葉で確認させていただきました。そして今回の訓練の評価というか、大切さも含めて一定程度、悩みについての理解はさせていただいたところです。

そこで執行方針の中に記載されている文面に関してお伺いしますが、令和5年度に作成した防災ブックの配布を推進するとありますが、それはいつ町民に配布されたのか。また、行政として、恐らく配布の推進を図るとするのは、日本語的に非常に消極的なフレーズでありまして、配布をしたものを例えば活用を推進すれということでしたら、十分その言葉は理解し得るものになりますが、配布を推進する。これも多分訂正いただくかと思いますが、御答弁願います。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 2番荒生議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

防災ガイドブックは、完成したので、本日の定期発送で皆さんのほうに配布させていただきます。それを活用いたしまして、今後、出前講座とかそういう部分については、活用推進をさせていただきたいと思えますので、御理解願いたいと思えます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

配布を推進するといったら、配布だけに終わってしまいますので、そういうことではございません。議員おっしゃるとおり、活用するというので、日本語として不明瞭な部分があったこと、おわびします。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） それでは防災に関して、最後の質問でございます。

今回の能登半島地震を受け、町民の災害に対する意識も非常に変わったと考えます。また、今定例会において、私ら2名の同僚議員が能登半島の地震を受け、防災に関しての質問をさせていただきます。今こそ執行者として、町民の生命と財産を守る立場であるのなら、十勝岳噴火災害に特化せず、全町を挙げた防災訓練を早期に行うべきと考えます。

最後に町長の見解を求め、質問を終わります。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

防災訓練は、いろいろ総合防災訓練ですので、我々行政側の避難所、指揮所の訓練とか、避難所設営・道路封鎖いろいろありまして、特に住民の方が関わるのは避難訓練になります。避難訓練は、指定の避難所にかに早く、そこで一部の住民会の方ですとか、いろいろ段ボールベッドなんかもつくって

もらい、活躍していただいておりますが、住民の目線からのほうから見ると、やはり避難所に避難するということが一番重要なことでありますので、先ほども申しましたが、十勝岳の防災訓練でそれはある程度網羅されているといえますか、訓練されていると認識しております。

その他の訓練につきましては、我々が考えなければならないことはいろいろあると思います。十勝岳だけではありませんので、河川の氾濫、ブラックアウトもありますし、地震もありますので、その辺のそういう場合には何をしなければならないのかという調査・研究、学習、ほかの事例を見ながらこういうこともあったというのを、それは日々努めていかなければならないかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、2番荒生博一君の一般質問を終了いたします。

次に、7番茶谷朋弘君の発言を許します。

○7番（茶谷朋弘君） 私は、さきに通告してあります2項目7点について、町長にお伺いさせていただきます。

質問の前に一つお伝えしたいのですが、このたび一つ目の質問の中で受動喫煙・喫煙所に関する質問をさせていただきます。私自身、喫煙者であり、喫煙問題に関しては以前、北海道庁で大きな議論となり、ネット上で大炎上した経緯は、多分皆さん御存じかと思いますが、決して私が上富良野町でたばこを吸うところがたくさん増えてほしいという思いで質問するわけではなく、日々町民と接する中で喫煙者はもちろん、被喫煙者の両方からも町の受動喫煙や喫煙所に関して多くの声が寄せられたので、一般質問の話題として上げさせていただいた次第であります。

それから、上富良野町民は皆優しい方ばかりだと思っているので、恐らくないと思いますが、質問の誹謗中傷のほうはやめていただければと思っているのでお願いします。

それでは1点目の質問項目に参らせていただきたいと思います。

上富良野町における受動喫煙対策について。

国の健康増進法の改正により、2019年7月から、学校、病院、行政機関などの敷地内では原則禁煙、2020年4月からは、様々な施設で原則屋内禁煙となりました。これらの法の改正は、望まない受動喫煙を防ぐことを一番の目的として施行されてきました。上富良野町でもこれに伴い、飲食店を含む様々な場所で望まない受動喫煙が、少なくなると考えられます。

しかし、一方で様々な場所で喫煙所が撤廃されたことにより、敷地から一步出た路上での喫煙やたばこのポイ捨ても目立ち、場所によっては望まない受動喫煙になり得る可能性が増えたのではないかと考えます。また、路上での喫煙は景観が悪いという町民の声も多く聞くようになりました。

そこで以下3点について、町長に伺います。

1、望まない受動喫煙を防止するために、町ではどのような対策をしているのかお伺いします。また、今後、どのような対策を検討しているのかお伺いします。

2、喫煙に対して規制をかける一方で、町内では喫煙者が多くいることも事実である。たばこを吸う人、吸わない人の両方が共存できるように今後喫煙所の設置は必要かと思われるが、そのような考えがあるか伺います。

3、地方たばこ税を分煙環境の整備に活用するという考えもあるが、町長の意見をお伺いします。

続きまして、2項目めになります。

町のホームページとSNSの運用について。

私はふだん、移住者や観光客の方と関わる機会が多いですが、最近、町の移住定住ポータルサイト「KAMIFULIFE」（カミフライフ）を見て移住を決めた、移住を検討している、特に今は移住を考えていないが、カミフライフを見て町の魅力が伝わってきたというような声をよく耳にします。実際、アクセス数も伸びているということで、非常に効果的なホームページができていますのだなと感心しています。

一方で、町のホームページを開くと、スマホ版とPC版の2パターンがあるが、ともに見づらく興味がわきづらい。また、さらに慣れていないと、探している情報までたどり着きにくいので、とても時間がかかってしまうと感じます。また、SNSを見ても上手に活用できているのかと疑問を感じます。

そこで以下4点について、町長に伺います。

SNSや町のホームページの運用はどのように行っているのか、また、SNSや町のホームページへのアクセス数はどのように推移しているのかお伺いします。

2、ホームページは町外の方への町のアピールに加え、町内の方への情報伝達の役割も担っていると考えられるが、十分な効果が得られているかお伺いします。

3、ホームページのリニューアルは検討しているのかお伺いします。

4、現在、町のホームページは町職員によって管理していると聞いているが、今後、外部委託や地域おこし協力隊等で、ホームページに携わる人材の確

保など検討しているのか伺います。

以上、質問させていただきます。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の2項目の質問にお答えいたします。

まず、1項目めの上富良野町における受動喫煙対策についての3点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の望まない受動喫煙を防止するために、町ではどのような対策をして、また、今後どのような対策を検討しているのかについてであります。国では、受動喫煙防止対策の強化を目的として、望まない受動喫煙防止を図る観点から、多数の者が利用する施設等について、類型ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、施設等の管理権限者が講ずべき措置等を新たに盛り込んだ健康増進法を平成30年7月に改正して、周知後、令和2年4月1日から施行しました。

また、この法改正に伴い北海道においては、同年4月1日に新たに北海道受動喫煙防止条例を制定し、北海道のみならず、市町村、事業者、関係団体等が連携して受動喫煙防止対策の推進が、一層図られているところであります。

この改正法の施行にあたり、具体的に対策としましては、条例を制定した北海道(富良野保健所)の主導となりますが、当町を含む富良野圏域の事業者等を対象にした説明会の開催や受動喫煙防止に関する資料の送付とともに、啓発チラシやポスターの配布を行っております。また、町といたしましては、各公共施設の敷地内禁煙を実施するとともに、各施設に啓発ポスターを掲示するなど、改正法の概要や道の対策等について、町広報及び行政ホームページに掲載して、町民の皆様に対して受動喫煙の対策の周知を行ってまいりました。

また、子どもの受動喫煙防止に向けた妊婦相談、乳幼児健診・相談で禁煙等の保健指導を実施しており、特定健診等においても、がん及び生活習慣病発症・重症化予防の観点から、喫煙者に対して肺機能検査や禁煙に関する保健指導を行っておりますので、今後も受動喫煙防止対策と禁煙指導を継続して行うとともに、国及び北海道が発信する受動喫煙防止対策に関する新たな情報等について、適時、町広報や行政ホームページで町民の皆様へ周知を図ってまいります。

次に、2点目の今後、喫煙所を設置する考えがあるかについてであります。受動喫煙を防止する目的からは、喫煙に対する一定の規制はやむを得ないものと考えます。改正健康増進法では、第2種施設の事務所、宿泊施設、飲食店等においては、それぞ

れの設置者や管理者が判断されるべきものとされており、また、町中・公園等への設置は現在のところ考えておりません。

第1種施設については、認定こども園、小・中学校、医療機関、行政機関等は、原則、敷地内禁煙であります。屋外に喫煙場所を設置できることが、改正健康増進法で規定されております。しかし、北海道受動喫煙防止条例においては、認定こども園と小・中学校は敷地内禁煙で、屋外にも喫煙場所を設置できない旨が規定されております。

また、同条例で医療機関、行政機関等は、改正法に準拠するとされており、屋外に喫煙場所を設置することが可能ではありますが、同条例の基本理念で、国、道、市町村、道民、事業者及び関係団体の役割分担の下に、一体となって受動喫煙が健康への悪影響を及ぼすことを認識し、全ての者に望まない受動喫煙を生じさせない受動喫煙ゼロの実現を目指して推進することが示されていることから、町の公共施設においても特定屋外喫煙場所を設置するなど、受動喫煙を生じさせないよう対応しているところであります。

次に、3点目の地方たばこ税を分煙環境の整備に活用することについてであります。たばこ税につきましては、普通税として用途が特定されていないことから、町の財源として各種事業に活用しているところでありますので、分煙環境の整備に限定して活用する考えはありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町のホームページとSNSの運用についての4点の御質問にお答えさせていただきます。

現在、町で管理運営しているホームページは、行政ホームページと移住定住ポータルサイト「KAMIFU LIFE」、ふるさと納税サイト「かみふる」があり、行政ホームページは主に行政情報を、カミフライブは移住に関する情報、かみふるは、ふるさと納税の直営サイトとして開設しており、ほかにかみふるの十勝岳観光協会では観光情報を掲載し、それぞれの役割を持って運営しているところであります。

まず、1点目のSNSや町のホームページの運用についての御質問であります。行政ホームページについては、行政情報を主として広報紙や会議録、カメラ見て歩きなど各課から掲載依頼のあったものや、担当者が確認し必要に応じて随時更新しながら管理し、SNSにつきましては、ホームページの新着情報や防災無線の放送内容、また、適宜事業などのお知らせ情報を投稿しているところです。

ホームページのアクセス数につきましては、令和6年1月の平均で1日379件、SNSはフェイス

ブックが平均47件、Xが平均187件で推移しているところであります。

次に、2点目の効果についての御質問であります。議員御質問のとおり、町外の方のほか、町内の方への情報伝達の役割も担っており、防災無線放送や広報紙などの情報伝達手段の一つとして、一定の効果は得ているものと考えているところであります。

次に、3点目のリニューアルについての御質問であります。現在のホームページにつきましては、ウェブサーバーの使用料のみの必要最小限の経費で運営している状況でありますので、今後のリニューアルにつきましては、管理方法やリニューアル経費と運営経費を考慮しながら、検討していきたいと考えているところであります。

次に、4点目の管理についての御質問であります。議員御質問のとおり、総務課において担当者が更新作業等を行い、管理しているところであります。今後の外部委託や地域おこし協力隊などの人材の活用につきましては、3点目にお答えいたしましたホームページのリニューアルや管理方法を検討する中で研究してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（中澤良隆君） ここで、昼食休憩といたしたいと思えます。

---

午前11時53分 休憩  
午後 1時00分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

再質問ございますか。

7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 何点か再質問させていただきます。

1項目めの町での受動喫煙防止対策の取組に関しては、ある程度理解しました。そもそもたばこの値段の増加や喫煙場所の規制、喫煙者への強い風当たりなどから、喫煙率の低下や受動喫煙の低下の流れは町が強く指導しなくても、ある程度進んでいくものだと思っております。一方、未成年の喫煙防止のための学校での授業や禁煙に向けた保健指導は、とても大事なことであるので引き続き力を入れて行っていただきたいと思えます。

2点目に関してなのですが、町長の答弁の中で、町の公共施設において特定屋外喫煙場所を設置するなど、受動喫煙を生じさせないよう対応しているところでありますとありましたが、具体的にどのような場所に喫煙場所を設置したのか、お伺いいたしま

す。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 7番茶谷議員の質問に私のほうからお答えさせていただきます。

公共施設等の喫煙場所については、昨年の課長会議において、各事業所、利用目的、利用人数等々違うことから、各所属において喫煙場所が必要か、必要でないかという調査をいたしました。その中で現在設置されている場所については、庁舎とラベンダーハイツでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 分かりました。多分、それぞれで判断して、ほかの場所には設置しなかったという判断だと思うのですが、先ほどもお伝えしましたが、多くの町民から喫煙に関して意見が寄せられる中、一番多いのが日の出公園、社教センターや公民館、また、セントラルプラザの喫煙所に関してのことです。

というのも、これらの場所は職員が吸うというより町のようなイベントで使用され、多くの町民が短時間で多く集まる場所となっています。そのため、以前までは社教センター、また公民館など喫煙所があり、喫煙者はそこに集まりたばこを吸っていましたが、今現在の法律で基準に満たしていない喫煙所であるため、喫煙所が撤廃されました。すると、今度は上富良野町内は、路上喫煙が禁止されているわけではないので、施設の敷地内で吸うようになりました。

すると、イベントの際、多くの人が集まっているため、必然的に路上で吸っている数が多くなり、集団で路上でたばこを吸っている姿が、時々見られます。社教センターの前、セントラルプラザの前、公民館の前は子どもからお年寄りまで多くの人が通行する場所であるため、これでは以前より受動喫煙になる得る機会が増えてしまったのではないかと思います。

また、たばこを吸わない人たちにとっては、目に見えるところでたばこを吸っていること自体が不快であったり、さらに町の景観も損ねてしまっていると考えられます。受動喫煙防止という名目で喫煙所の撤廃や敷地内での喫煙を禁止したはずなのに、それでは本末転倒で受動喫煙をする機会が増えてしまったのではないかと思いますので、ラベンダーハイツや町・庁舎内は、職員の喫煙者も多数いることで喫煙所は設置されたと思うのですが、利用者が多い施設について、これから喫煙所の設置について考えているのか、お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、敷地内禁煙になっている利用者の多いところ例示されました。日の出公園、社教センター、センプラ等の状況については、あくまでもといいますか、受動喫煙の防止が目的ですので、その辺、そういう実態があるかどうかを含めて、管理者の判断でもちろんそこは行いますが、その辺の事情を説明して、受動喫煙の防止に努めるように情報と提供は進めてまいりたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 現在、コロナが5類になり、これから町内でイベントがますます活発になろうとしている中、このような光景はますます見られるようになって考えられます。喫煙者自身も自分の肌感覚で言うと、違法してまで吸おうという人のほうが、上富良野町内では少ないと思われていて、議員の選挙期間中もそうですし、商工会青年部の事業としても、ごみ拾いを町内ですることがありましたが、たばこのポイ捨てというのは、皆さんが思っている以上に町に落ちていないことが多く、多く落ちている場所というのは飲食店街に落ちているだけで、皆さんがよく通行する道路の近くには、たばこのポイ捨ては余りありませんでした。

皆さん、吸う側もマナーを守っている人が多い中、喫煙者にとっても喫煙所がなく、路上で仕方なく吸い、喫煙しない側の人たちも、それを嫌な思いで見ること両方が、少し不快な思いをしてしまう機会が多いのではないかなと思っているので、両者の共存という意味で、できるだけ早く対応していただければなと思っています。

3点目に関しまして、たばこ税を分煙整備に限定して活用してはどうかというのではなく、もちろんほかのものにたばこ税は使われるものでもあるので、その中の一部を活用してみてもどうかという考えなのですが、一部を活用するという考えにおいても今のところ、そういう考えはないということであるのか、再度お伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

分煙の環境をつくるのは施設で、町営の施設であれば何らかの町がやるのですが、それに対して費用といいますか、どういうことが想定されるかというのを、あまり分煙に対して予算をつけるということが余り想像できないといいますか、物理的に分煙できていけばいいわけで、特に分煙に特化した事業というのがどういうものか、どういうことをすべきかというは、路上も含めて、路上に灰皿を置くとかい

ろいろあると思いますけれども、路上にしても今は基本的に禁煙しておりませんので、たばこを吸う方の責任でしっかり分煙対策をして、たばこ吸わない人の前では幾ら路上自由と、吸う権利があるとは言っても迷惑かける権利はありませんので、その辺を考えると、特に今段階で分煙事業に対して、この事業が必要だということは想定しておりませんので、分煙に対して地方たばこ税を活用するということは、現時点では思い当たらないのかなというふうに考えております。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 私自身に関してもたばこ税を活用して、喫煙所を新たに設置するかどうかというのは、たばこ税を活用してもしなくてもどちらでもいいと思っているのですが、総務省から発表された令和6年度の税制改正案の中でも屋外分煙施設の整備促進として、望まない受動喫煙対策の推進や今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、駅前商店街、公園などの場所における屋外分煙施設の整備について、地方公共団体がその重要性を認識し、地方たばこ税の活用を含め民間事業への助成制度の創設、その他の必要な予算措置を講ずるなど、積極的に取り組むよう各地方公共団体の整備方針や実施状況等の把握を行いつつ、より一層促すこととすると発表されているのですが、ここでも書かれているよう、たばこを吸う人がゼロになるというのは、一応、国の目標でもゼロに向けてというのも進めています、ゼロになるというのは、なかなか難しいことなので、それより禁煙しようとしている人への禁煙指導や受動喫煙ゼロというのを目標に掲げ、屋外分煙施設の整備を数多くの場所に、町造ってほしいというわけではなく、数か所の場所に造るというもので、国からも発表されているようにたばこ税を活用する、もしくは活用なくても上富良野町独自で、屋外分煙施設を整備していただければと思うのですが、改めて最後に国からの発表も踏まえて、町長の見解をお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

道内でも札幌なんかは、中央区は全面的に路上喫煙は禁止されております。そういうところであれば、大通公園なんかはたばこの喫煙ブースを設けるというのはあるのかなと思いますが、上富良野は札幌と比べて人混みも多くありませんので、基本的にエリアで規制することはございません。

ですので、基本的に吸っても構いません。ただ、先ほども申しましたとおり、原因者が迷惑を、たばこを吸わない人には迷惑をかけないようにするとい

うのが、基本的にマナーというのですか、ルールです。その辺がしっかり守られていくのかな、いければ共存できるのかな。改めて行政が喫煙ブースを設ける必要は、今のところ上富良野ではその必要性がないと思っております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 私も都会に住んでいた経緯もあり、都会では路上喫煙禁止という条例もあり、上富良野町に路上や外において喫煙スペースが必要とは考えておらず、あくまでも社協センター、公民館、セントラルプラザ程度でいいので、以前、喫煙場所があったにもかかわらずなくなって、受動喫煙や景観が悪くなっているという実態が各町民から寄せられているので、その3か所だけでもできるだけ早く、もう一度再検討していただければと思います。

続きまして、2項目めの町のホームページとSNSの運用について、再質問させていただきます。

先ほど、町長から1点目で、1日のホームページの平均アクセス数と各SNSのアクセス数の回答があり、一定の効果を得ているとおっしゃっていましたが、本当に十分な効果があると考えているのかどうか、再度お伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

アクセス数で、十分な効果というのは、いろいろ観光を基準とするのであれば、観光客が結果的に何人いたとか、そういうのがあって十分かどうか分かりませんが、一定の例えばほかの情報を知りたい方、それぞれいると思いますが、それぞれの分野において十分かどうかは、なかなか判定しづらいのですが、毎日アクセス数が、先ほど申し上げました379件、フェイスブックでは47、Xでは187と、平均するとそのぐらいアクセスがありますので、それなりに情報を欲しがって求めている方はいる。それに対して情報提供できているのだなど、一定の効果はあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 町長おっしゃるとおり、アクセス数だけで十分な効果が出ているかという判断難しいのも承知しており、実際に見ている方がいるということで、少なからず少しの効果は出ていると考えられるのですが、私は今日の朝の時点で調べたところ、2023年の富良野市の市のホームページ、月のしか出ていなかったのので、日数で大体割っ

た数になるのですが、上富良野町が379件の平均アクセス数に対して、富良野市は4,474、美瑛町は2,155とありました。また、SNSに関しては、フォロワー数といたしまして、基本的に町に関心を持ってきている人の数を、多分、数値になりますが、上富良野町はフェイスブック586人のフォロワー、中富良野町は541人のフォロワーの中で、富良野市は3,501人、美瑛町は4,610人となっております。

ちなみに上富良野町のフェイスブックのフォロワー数が586人に対して、上富良野観光協会のフェイスブックのフォロワー数は2,765人いるのです。単純に考えても、上富良野町が独自で発信しているフェイスブックより、上富良野町観光協会のほうが力を入れて動いているのかなと感じる部分はあります。

そして美瑛観光協会に限っては、フォロワー数が2.4万人という桁が二つも上の数字が出ています。これを踏まえて、改めて近隣の各市町村と比べても上富良野のホームページのアクセス数や、フェイスブック・Xに関してもアクセス数が非常に少ないと感じるのですが、この点踏まえて十分であるのかと。まだほかの町の数値を見て何か感じることはあるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

アクセス数とフォロワー数だけ数字を見てみると、確かに富良野とか美瑛多くて、非常にうらやましいです。我々もそういうふうなPRをせっかくしている以上、多くの方にアクセス・フォローをしてもらうように努めていかなければならないというふうに思っております。

その中で考えなければならないのは、どれだけのコストをかけているのかというのは、アクセス数やフォロワー数だけでは見えない部分がありますので、しっかりその辺も勘案して、あとコンテンツは確かにほかの町もすばらしいものがありますので、そういうところはしっかり見習って、あと、観光協会と町のフェイスブックの違いは、町として始めたのがまだ日が浅いといいますが、アカウントですね。たしか観光協会のほうがもっと前でなかったかなと、そういう時間的なずれとか、スタートと時点の時間的な差異というのもあって、観光協会とうちはそういう差が原因もしているのかなと。あと、コンテンツもあり、観光協会のはすばらしいので、そういうところをいろいろ研究しながら今後はしっかりと進めて、PRをしていきたいなと思っております。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 分かりました。

冒頭でも最初お伝えしたのですが、カミフライフという企画商工観光課が主導になって、移住・定住用のホームページをつくっておりますが、こちら本当に肌感覚でしかないのですが、様々な人からすごいいいねという報告を受けており、町はインスタグラムはやっていないのですが、フェイスブックと同じようなSNSのインスタグラムでも「かみふ暮らし」というページで、名前のほうがかみふ暮らしの後ろに、上富良野町役場企画商工観光課企画政策班と書いており、役場がやっているというのが誰が見ても分かるページになっているのですが、こちらがフォロー数1,616人と上富良野町フェイスブックの倍以上、3倍近くいるデータが出ていまして、そのことからカミフライフまたは、かみふ暮らしを企画商工観光課で行っているということが、物すごく効果が出ていると感じしております。

カミフライフに関しましては、最初のデザインを外部委託したと聞いております。日常的なタイミングに対して、企画商工で行っていると聞いておりますが、外部委託した経緯というのは何かお伺いできますか。

○議長（中澤良隆君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 7番茶谷議員の質問に私のほうからお答えさせていただきます。

たしか令和3年か4年のときだと思うのです。やはりデザインですとか、そういうので専門家といたしまして、デザイナーに頼むというのが一番の方法だなというところで委託で、ホームページの作成にあたったものだというふうに感じています。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） もちろん多分、得意なところにお任せしたほうが、中に役場の中でもできればいいのですが、二つのホームページを見比べても、素人の目線から見てもカミフライフのほうがすごい見映えがいいホームページができていのではないかとこの意見もありますし、そういう声もよく聞きます。

予算的な部分も含めて、外部委託するのがなかなか難しいとか、そういう考えももちろん分かるのですが、町のホームページは総務課担当しており、カミフライフは最初デザインを外部委託した。なぜ町のホームページは、外部委託しなかったのかなというのが率直な疑問なのですけれども、これに関して答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 担当課長、答弁。

IT・組織機構担当課長、答弁。

○IT・組織機構担当課長（宮下正美君） 7番茶谷議員からありました、町のホームページに関する経過という部分の御質問に、私のほうから回答させていただきますと思います。

今、質問いただきました町のホームページとカミフライフ、移住用のページと、そっちのほうですばらしいのではないかと、町、何しているのだという趣旨かなというふうに思っておりますが、町のホームページは移住は町と違うというのではなくて、町のホームページというのはいわゆる行政情報をお知らせするページ、いわゆる移住の情報に特化したカミフライフという一つのセクション。それと、今、民間借りてはいますが、ふるさと納税の部分、あと前段ありました観光情報の部分の四つの大きなエリアをもっているのかなというふうに思っています、四つを含めて基本は町のホームページだということをお知らせさせていただきますと思います。

そのうち、もともと町が全ての情報を昔スタートしました。そのうちに特に観光でいきますと、いわゆる観光情報の部分、こちらについては町が発信する観光情報と、当時、観光協会が発信する観光情報の二つサイトがありまして、結果、どちらも同じことを同時期に出しているという部分もありまして、更新のタイミングですとか、イベントのお知らせの関係が手間になるということで、当時、いわゆる町から観光情報の部分については全て観光協会のホームページのほうに出していただくということで、今、いわゆる町の行政サイドのホームページには観光情報はほとんど載っております。そのかわり町のホームページは観光情報と押すと、観光協会のページに飛んで、そちらのほうで観光情報は全て集約をしていただくという形になっております。

次なのですけれども、その次に移住のページでございます。移住につきましては、今から十数年前より移住というものが始まりまして、当時は、上富の中には移住用のページというのも当時ですけれども、緊急雇用対策事業というのが昔あったのですけれども、それを使いまして、国のお金を使って移住に特化したページを一つつくったのですけれども、年数がたっていくうちに古いなということもあまして、昨今でいわゆるパソコンで見るということではなくて、今ですとスマホで見たときにどうなのだと、いわゆる見映えの問題ですね。そういうのもありましたので、今の新しいカミフライフというのを当時補助金を活用しまして、今のカミフライフというのを旧移住用ページからそちらのほうにリニューアルをして、現在に至っているということになっておりまして、そうなりますと、町の行政ページというのは、本当に行政が町民の皆さんにお知らせをす

る情報に特化した形で今残っているというところがございます。

その中で、リニューアルをどうするのだということですが、町長の最初の答弁にもありましたが、いわゆる行政ホームページに関しましては、年間実質4万円かけて、職員の人件費はちょっと除きますけれども、極力、経費はかけない中で、かけるのでしたらその分はまちづくりの違うところにお金持っていきたいと思います、優先順位は高くないようです。どうしてもありますので、そこに大きな投資をしてリニューアルというのはいらない。

そのかわり当町の特に見ていただければ分かりますけれども、内容量でいきますと、通常のお知らせはどこかの町もやっておりますが、いわゆる内部情報の公開ということでいきますと、会議録の公開というのをほぼ、資料が載っていないのでいろいろ課題は、今後の課題ありますけれども、いわゆる細かい会議の資料も皆さんにお知らせをして、町民の皆さんに町ふだんこんなことしていますよということを知る機会のツールとして、活用してくださいということで運用させていただいておりますので、今時点で大きな費用をかけて、そのリニューアルをするというのは想定をしております。

ほかの町でいきますと、一つの中にそれぞれでつくっているという感じで、リニューアルに相当の費用をかける、あるいはそういった運用費もあまり明らかにはなりませんけれども、数百万円単位で実際にはかかっていますので、うちはそこまではかけない。ただ、移住ですとかそういう対外的なものについて、必要なコストをかけていくということで、今は想定しているというところがございます。

その関係で、先ほどフォロワー数の関係でいきますと、基本、町のフェイスブックとか行政情報しかありませんので、町外の皆さんが興味を持つことは少ないのですけれども、逆にいわゆる観光協会、あるいは移住のほうのフォロワーが多いということは、それに特化したページを見ていただいている方が一定数いるということで、それについては町の取組が評価されているのかなというふうに、こちらのほうは判断しているところがございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） 町の考え、ある程度理解しました。

行政報告の内容を町のホームページで発信して、移住・定住やら観光に関しては別の部分で発信しているということで、すみ分けをしているという考えだと思うのですが、もちろんその考えも分かるのですが、観光協会のホームページを見たり、移住・定

住のホームページを見て、上富良野に来ようとか、上富良野に移住しようと考えた方は、恐らく町のホームページも見ると思うのです。

そのときに、確かに上富良野町のホームページ、よく見させてもらうのですが、情報量が物すごく多くて、確かに何でも載っているという点では、優れていると思うのですが、探すのにとっても苦勞がするという感覚がありまして、自分見ていないとホームページとかインターネットをふだん利用する人はいいのですが、町民への情報伝達の意味等もという役割も担っていることも考えて、パソコンになれていない方はもちろん様々な方が見やすいように、また、文字が多すぎると探す気力がなくなってしまう方も、それも多いと思います。

実際に町民ポストのほうや地元の声が上がっていると思いますし、様々な町民からホームページ見づらいよねという意見は、たばこ以上に様々な場所で話を聞くので、町外の方ではなくても町内の人がおっしゃっているので、情報伝達の点から関しましても、町のホームページのリニューアルをしたらいいのではないかと考えております。

もちろん町側が何もしていないと思っていないで、先日、この最初の質問をつくったときには、スマホ版とパソコン版で分かれていたのですが、最近になってスマホ版でもパソコンと同じ画面で見えたり、つい先週ぐらい確認したところ、スマホ版の町の定点観測のカメラのページが文字と写真がすごいずれていて、一般質問のときに突っ込もうと思って今日の朝みたら修正されていたので、常日頃、定期的に管理はしておと思うのですが、やはり町の顔となるホームページで、観光協会しかり、カミフライフの移住・定住用サイトももちろんそうですが、町のホームページが一番メインになって、グーグルで検索しても一番最初に上富良野町ホームページが出てくるので、改めてリニューアル前向きに検討いただければと思います。

その中で、予算の関係でお金を使うのであれば、ほかのところに、まちづくりに使いたいという意見が出ていましたが、今、上富良野で数多く採用している地域おこし協力隊や会計年度任用職員など、SNSやホームページ運用に特化した人を職員として配置すれば、そこまで費用のかからないものではないかと思っておりますし、先日、他町で視察に行ったときに、ホームページの件をどうしていますかという話をさせていただいたところ、もちろん最初の費用はかかりますが、最初のデザイン費用だけかかっただけで、あとの運営は町自体で行っているのです、大した額はかかっていないとおっしゃっている町もあったのですが、そのことも踏まえてリニューアルに踏

み切ろうと思うのか思わないのか、また、考えをお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

町の行政ホームページですね、御指摘のとおり見やすさと情報量というのは、なかなか見やすさを重視して情報量もというのは、両方をバランス取るのはなかなか難しいかなど。不可能ではないにしろ、なかなかそのバランスというのが難しいと思います。

見やすさを重視していたら完結になるかもしれませんが、情報量を詰め込もうと思ったら、やっぱりある程度検索のしづらさとか、煩わしさみたいなのが出てくるのかなと思います。その辺のバランスはしっかりとどれがいいのかという、先ほど課長のほうから申しあげましたコンセプトとしては行政ホームページですので、行政の資料等含めて情報をということで運営しております。低額の予算で運営しておりますので、当然、見やすさ、デザインを追求すれば、やっぱりプロに頼んだら、外注すれば予算等もかかりますので、その辺を見極めて、コンセプトは変わらないと思います。行政ホームページということで、行政に関する情報を提供するウェーバーとして活用していくのですが、その中でも、それでも見てもらいたいです。安くするとか、方法を多くしたいと思っては、同じ予算の中でもどういふものができるのか。低コストだから今のままでいいとかそういうことではなくて、今の予算の中でも考えること、いろいろ取り入れることはどれがいいのか、検討することは十分これからしていきたいと思っております。

プラス、地域おこし協力隊の方の活用とかも含めまして、カミフライブはできた当初は職員がやっておりましたが、現在は、デザインはそのままですけれども、日々更新しているのは地域おこし協力隊の方がコンテンツをつくってもらって、発信しておりますので、そういうコンテンツの地域おこし協力隊の方の力を借りるとか、いろいろな議員おっしゃるような方法が考えられますので、それらも含めて予算も低額でなるべく費用を抑えて、見やすさ、情報量、バランス考えながら今後もやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 7番茶谷朋弘君。

○7番（茶谷朋弘君） ぜひ町長言っていたように、カミフライブやふるさと納税のホームページは地域おこし協力隊の方が運用しているというのも十分承知していますし、それで成果が出ているという

肌感覚が、もちろん役場内にもあると思うので、町のホームページも総務課に全て任せることなく、地域おこし協力隊やそのような得意な人に任せるということで、職員の負担の軽減にもつながると思いますし、ぜひ早目に検討していただければと思います。

最後に質問なのですが、SNSやホームページ運用していく中でアクセス数というのをデータで出していると思うのですが、その数値目標みたいのとか、もしあるのであればお伺いいたします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 7番茶谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

特定の目標数値を持っているわけではございません。ただ、目標を持っていないから漫然とやっているわけではなくて、やはり情報は発信しているので、しっかりと受け取ってもらいたいという思いはありますので、なかなかすぐ、富良野市、美瑛町、近隣のアクセス数・フォロワー数というのは差がありますので、それを目標にしているとはなかなかあれですけれども、とにかく数ではなく情報発信。行政のホームページであれば、アクセス数もありますけれども、しっかりと情報を公開しているという、誰でもアクセスできるのだよというそういうことも、非常に行政ホームページでは大事な部分ですので、単純に数値目標持っているかと言われたら、現在では持っていないというところです。

○議長（中澤良隆君） 以上をもちまして、7番茶谷朋弘君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の町の一般行政についての質問を終了いたします。

---

#### ◎休 会 の 議 決

○議長（中澤良隆君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月9日から14日までの6日間を休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 異議なしと認めます。

よって、3月9日から14日までの6日間を休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1時36分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月8日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 林 敬 永

署名議員 茶 谷 朋 弘

令和6年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第5号）

令和6年3月15日（金曜日）

○議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について  
第 2 予算特別委員会付託  
議案第 1 号 令和6年度上富良野町一般会計予算  
議案第 2 7 号 上富良野町財政調整基金の一部支消について  
議案第 2 8 号 上富良野町公共施設整備基金の一部支消について  
議案第 2 9 号 十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消について  
議案第 2 号 令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計予算  
議案第 3 号 令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 4 号 令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算  
議案第 5 号 令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算  
議案第 6 号 令和6年度上富良野町水道事業会計予算  
議案第 7 号 令和6年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算  
議案第 8 号 令和6年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算  
議案第 9 号 令和6年度上富良野町病院事業会計予算  
第 3 議案第 3 0 号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例  
第 4 議案第 3 1 号 令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）  
第 5 議案第 3 2 号 令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7号）  
第 6 発議案第1号 町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）  
第 7 発議案第2号 町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）  
第 8 発議案第3号 議員派遣について  
第 9 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（13名）

1 番	佐藤大輔君	2 番	荒生博一君
3 番	湯川千悦子君	4 番	米澤義英君
5 番	金子益三君	6 番	林敬永君
8 番	中瀬実君	9 番	島田政志君
10 番	井村悦丈君	11 番	北條隆男君
12 番	小林啓太君	13 番	岡本康裕君
14 番	中澤良隆君		

○欠席議員（1名）

7 番 茶谷朋弘君

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	斉藤繁君	副町長	佐藤雅喜君
教育長	鈴木真弓君	代表監査委員	中田繁利君
農業委員会会長	井村昭次君	会計管理者	及川光一君
総務課長	北川徳幸君	総務課 IT・組織機構担当課長	宮下正美君
企画商工観光課長	狩野寿志君	町民生活課長	山内智晴君
保健福祉課長	深山悟君	保健福祉課 健康づくり担当課長	星野章君
農業振興課長	安川伸治君	農業委員会事務局長	林下里志君
建設水道課長	菊地敏君	教育振興課長	谷口裕二君
ラベンダーハイツ所長	鎌田理恵君	町立病院事務長	長岡圭一君

---

○議会事務局出席職員

局長 星野耕司君  
主 事 進 梨夏君  
次 長 飯村明史君

午前 9時00分 開議  
(出席議員 13名)

### ◎開 議 宣 告

○議長(中澤良隆君) 御出席、誠に御苦労さまです。

ただいまの出席議員は13名でございます。

これより、令和6年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

### ◎諸 般 の 報 告

○議長(中澤良隆君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(星野耕司君) 御報告申し上げます。

7番茶谷議員から、欠席届が提出されております。

予算特別委員長から、本定例会で付託されました議案第1号から議案第9号まで及び議案第27号から29号までの議案についての審査報告書の提出がありました。

3月7日、町長から、議案第31号、議案第32号の提出があり、同日、議会運営委員会を開催し、本日審議することになりました。

また、議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として別紙配付のとおり申出がありました。

以上であります。

○議長(中澤良隆君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(中澤良隆君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

8番 中 瀬 実 君

9番 島 田 政 志 君

を指名いたします。

### ◎日程第2 予算特別委員会付託

○議長(中澤良隆君) 日程第2 予算特別委員会付託の議案第1号令和6年度上富良野町一般会計予算、議案第27号上富良野町財政調整基金の一部支消について、議案第28号上富良野町公共施設整備基金の一部支消について、議案第29号十勝岳と共生

するまちづくり応援基金の一部支消について、議案第2号令和6年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号令和6年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、議案第4号令和6年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第5号令和6年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第6号令和6年度上富良野町水道事業会計予算、議案第7号令和6年度上富良野町簡易水道事業会計予算、議案第8号令和6年度上富良野町公共下水道事業会計予算、議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計予算を一括して議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡本康裕君。

○予算特別委員長(岡本康裕君) ただいま上程されました予算特別委員会付託事件について、朗読をもって報告と代えさせていただきます。

予算特別委員会審査報告書を御覧ください。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し、報告する。

令和6年3月15日、上富良野町議会議長、中澤良隆様。

予算特別委員会委員長、岡本康裕。

記。

1、審査の経過。

本委員会は、令和6年第1回定例会2日目の3月5日に設置され、議案第1号から議案第9号まで及び議案第27号から議案第29号までの付議事件の付託を受けた。

3月11日、委員会を開催し、正副委員長及び分科長を選出し、直ちに議案審査に入った。

議案第1号の一般会計予算の歳入歳出、議案第27号及び議案第29号の各基金の一部支消及び議案第2号から議案第9号までの各会計予算の歳入歳出の質疑を、3月11日、12日、13日に行い、理事者の答弁を求め、二つの分科会でそれぞれ審査意見の取りまとめを行った。

3月14日に委員会を開催し、各議案の審査意見を集約して理事者に提出し、所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

2、表決及び結果。

議案第1号から議案第9号及び議案第27号から議案第29号までの討論を行い、議案ごとに起立による採決を行った結果、令和6年度上富良野町一般会計予算、令和6年度ラベンダーハイツ事業特別会計予算について、審査意見を付し、議案全てが賛成多数で、原案どおり可決となった。

審査意見書は、別紙のとおり、御高覧いただいた

ものとして省略させていただきます。

以上、報告といたします。

**○議長（中澤良隆君）** これをもって、予算特別委員長の報告を終わります。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、全て原案可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

**○議長（中澤良隆君）** 起立多数であります。

よって、議案第1号令和6年度上富良野町一般会計予算から議案第9号令和6年度上富良野町病院事業会計予算まで及び議案第27号上富良野町財政調整基金の一部支消についてから議案第29号十勝岳と共生するまちづくり応援基金の一部支消については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

### ◎日程第3 議案第30号

**○議長（中澤良隆君）** 日程第3 議案第30号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

**○保健福祉課長（深山 悟君）** ただいま一括上程いただきました議案第30号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例の提案の要旨について御説明させていただきます。

当該条例につきましては、社会福祉法・老人福祉法及び介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が、令和6年1月25日に公布されたことより、この省令に基づきまして制定しております本町の4件の条例、上富良野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、上富良野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、上富良野町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、上富良野町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例を一括して改正しようとするものでございます。

以下、4件の条例の改正要旨につきまして、サービスごとに改正点を御説明をさせていただきますことで提案説明とし、改正条例の条文の朗読は省略さ

させていただきますことを御理解いただきたいと思います。

まず、多機能系サービスについてでございますが、1点目は、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅看護の管理者の兼務について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととするものでございます。

2点目は、看護小規模多機能型居宅介護については、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点への通い・泊まりにおける看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、居宅介護支援・介護予防支援についてでございますが、1点目は、公正・中立性の確保のための取組の見直しであり、事業者の負担軽減を図るため、一つ目として、前6か月間に策定した居宅サービス計画における訪問介護・通所介護・福祉医療対応及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合と、二つ目としましては、前6か月間に策定した居宅サービス計画における訪問介護・通所介護・福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業所によって提供されたものの割合に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とするものでございます。

2点目は、指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングについて、人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、一つ目としましては、利用者の同意を得ること。二つ目としましては、サービス担当者会議等において、主治医と担当者、その他の関係者の同意を得ていること。三つ目としましては、利用者の心身の状況が安定していること。四つ目としましては、利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。五つ目としましては、介護支援専門員がテレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けることの五つの要件を設けた上で、少なくとも2か月に1回、介護予防支援の場合は6か月に1回となりますが、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月において、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とするものでございます。

3点目は、ケアマネジャー1人あたりの取扱件数

について、基本方針における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業者ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について見直すものでございます。

4点目は、介護予防支援の在り方の実施について、指定居宅介護支援事業者から、指定介護予防支援の指定を受ける場合の人員配置指定居宅介護支援事業者が指定を受けて、指定介護予防支援を行う場合の人員に関する基準について見直すものでございます。

また、市町村に対する情報提供について、市町村において管内の要支援者の状況を適切に把握する観点から、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受けて介護予防支援を行うにあたって、市町村から情報提供の求めがあった場合は、介護予防サービス計画の実施状況等を市町村に情報提供することとするものでございます。

次に、居住系サービスについてでございますが、1点目は、介護予防の特定施設入居者生活介護地域密着型特定施設入居者生活介護について、生産性向上に先進的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化について、テクノロジーの活用等により介護サービスの質の向上及び職員の負担軽減を推進する観点から、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会において、生産性向上の取組にあたっての必要な安全対策について検討した上で、見守り機器等の複数のテクノロジーの活用、職員間の適切な役割分担等の取組により、介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められる指定特定施設に係る当該指定特定施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、常勤換算方式で要介護者である利用者の数が、3またはその端数を増すごとに0.9以上であることとするものでございます。

2点目は、居住系サービスの共通の介護予防の特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防の認知症対応型共同生活介護及び軽費老人ホームについて、一つ目としまして、協力医療機関との連携体制の構築でございますが、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等との実効性のある連携体制を構築するための見直しを行うものでございます。

二つ目としましては、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関等の連携について、新興感染症の発生時等に事業所内の感染症への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(第3条)の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する(法律第6条第17項)に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めること、及び協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第1種協定指定医療機関との間で新興感染症との発生時等の対応について協議を行うことを義務づけるものでございます。

次に、施設系サービスについてでございますが、1点目は、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務づけ、介護老人福祉施設があらかじめ定めることとされている緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上見直しを行うことを義務づけるものでございます。

2点目は、施設系サービスの共通、施設の内訳としましては、介護老人福祉施設、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・介護老人保健施設及び介護医療院について、一つ目として、ユニットケアの質向上のためにの体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととするものでございます。

二つ目としましては、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう在宅医療を担う医療機関や、在宅医療を支援する地域の医療機関等々との実効性のある連携体制を構築するための見直しを行うものでございます。

三つ目としましては、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について、新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応する体制を平時から構築するため、あらかじめ第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を進めるよう努めることとする。こと。

また、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務づけるものでございます。

次に、短期入所系サービスについてでございますが、介護現場の生産性の向上について、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務づけ、介護現場の生産性向上の取組を推進する観点

から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の条件に応じた必要な対応を検討し、利用者の尊厳や安全性を確保しながら、事業所全体で継続的に業務改善に取り組む環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるもので、その際、3年間の経過期間を設けるものでございます。

次、全サービスに共通する改正点でございます。

1点目は、書面掲示の規制の見直しについて、事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規定の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結できるよう書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務づけ、その際、1年の経過措置を設けることとするものでございます。

2点目としましては、管理者の兼務範囲の明確化提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化するものでございます。

3点目は、身体拘束等の適正化の推進、身体的拘束等の適正化を推進する観点から、短期入所サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置、委員会の設置や受診の整備、件数の実施でございますが、それらを義務づけるというものでございます。

その際、1年間の経過措置期間を設けるものとす

るものでございます。また、訪問系サービス・通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について当該利用者、またはほかの利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合の記録を義務づけるものでございます。

施行日につきましては、いずれも令和6年4月1日から施行とし、改正する各条項において、それぞれ経過措置が定められているところでございます。

また、書面掲示の規制の見直しにつきましては、令和7年4月1日からの施行となります。

以上、長くなって申し訳ございませんでしたが、議案第30号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例の説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 分からないのでお尋ねします。

専門的な用語がありまして、なかなか読めないところがあるのですが、まず、条例の改正の要旨というところでお聞きいたします。

管理者の兼務範囲の明確化という形になっております。常設したら恐らく同一敷地内におけるということで、改正されていたかというふうに思いますが、今回は施設内でなくても差し支えないぐらいの明確化という形でうたわれておりますが、例えば、いろいろな施設があつて、そこを管理者が兼務することは可能だけれども、この枠から出たら、管理者は管理できないのだよというような内容なのだ。よく答えが分からないのですけれども、今回は恐らく広がったのだというふうに思うのですが、この点、どのように理解したらいいのかお伺いいたします。

次に、(2)番目の身体拘束の適正化という形になっております。従来でしたら各事業所においても身体拘束する場合、一定の条件があつたかというふうに思います。しかし、そういう中でも今回は記録の義務づけという形になっておりますが、原則身体拘束は行ってはならないということが原則であります。何らかの要因で特例があつたかというふうに思いますが、従前は記録の義務づけは特になつたのか。施設内で話し合つて、それも大切に記録していけば、それだけでよかつたのか、その違いについてお伺いいたします。

(3)番目の利用者の安全介護、質の確保、職員の負担軽減、経過的になっております。当然、質の確保や利用者の安全という点では、介護の質だとか職員の確保は前提になるかというふうに思いますが、この検討委員会の設置を義務づけるという形になっております。この検討委員会の設置についても、従前はどのような形だったのか、仮に検討委員会が設置されたとしても、職員の負担軽減につながるかどうかという問題は浮かび上がってくるのですね。

根本的には、今、言ったところの職種のことなのですが、人手不足ということが根本にあつて、単にそういった検討委員会や何らかのICTだとか使うことによって、軽減されるものではないというふうに思いますが、その点お伺いいたします。

(4)番目の協力医療機関との連携という形になっております。例えば、ラベンダーハイツでしたら町立病院にいらしている方というふうに思いま

す。他の小規模等に至っては、それぞれ利用している人が、かかりつけ医という形であるかというふうに思います。何かあったときに、かかりつけ医とのやり取りが主になるかというふうにと思いますが、そこで間に合わないということになるとなれば、町立病院のほうに行くかというふうにと思いますが、そういった場合、何らかの要因で高齢者施設内で対応が可能な医療の範囲を超えた場合、それは必ず今後、施設内ではきっちりと指定医療機関を指定しなさいという形になるのか、この点をお伺いしておきたいと思います。

併せて(4)の①のところなのですが、入所者の病状が急変した場合、いつまた介護職員が相談対応をとるという形で、それは常時確保するという形になっていますが、それぞれの恐らく看護師さんなどは廃止され、また、ラベンダーハイツでしたら医師が誰々という形、町立病院ですから対応できるかというふうにと思いますが、小規模だとかいろいろな保健施設ありますが、こういった場合どのようになるのか、お伺いしておきたいというふうに思っております。

あと、確かに従前の内容の緩和された部分というのが非常に見受けられます。しかし、職員の充足や、確かに基準に基づいて配置されていますから、やはり職員の充足がなければ、いろいろ現場では起こるわけですね。

例えば、一斉に入所利用されている方が、お腹痛くなったとか、トイレに行きたくなったということが、職員がそこに入っているわけなのです。そうすると、他の職員を診れない、入所者は診られないという逆に現象も実際あるのです。そういうことに対応できるような職員体制の基準、基準見直しとか、やっていかなければと思うのですが、そういったところにちょっと分からないのですが、今回読み取れないのですが、その点どのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長(中澤良隆君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(深山 悟君) 4番米澤委員の6点の質問にお答えいたします。

まず、管理者の関係の緩和ということでございますけれども、今では同一敷地内での指定がありますけれども、今回の見直しによっては同系列というような指定を受けるという形で私のほうでは理解しているところでございます。

二つ目の身体拘束の関係の義務づけということでございますけれども、できる限り義務づけについて、これにつきましては今までは義務づけはありませんでしたけれども、私たちも現場のほうに監査いったりとか、そういったような状況では、記録し

ているという状態を確認しているところでございます。

今回はそういったやむを得なく、やむなく身体拘束した場合に、しっかり履歴に残すということが、法的に根拠をもってなされるということでございます。

ただ、現状としましては、そういった状況は既に事業所と包括、高齢者支援班の方と情報共有しまして、状況、詳細につきましては把握しているところでございます。

現場としては、今までも義務化しておりますので、大きく変わることはないかなという理解でいるところでございます。

あと、三つ目の利用者の質の安全等々の関係でございますけれども、この検討委員会も定期的に各事業所で委員会やっています、そちらのほうで、町のほうでは地域包括と介護と検討委員会というか、委員会にも出席して、状況のほうを把握しているという状態でございます。今、入所者の状況、また人員配置の状況、あと実際の職員が基準内ではあるけれども、実際に足りているか足りていないかという情報共有もしているところでございます。

そちらについては、6点目の職員の充足のほうと重複することだと思いますけれども、基準を満たしているけれども、実際にシフトを回したりとか、そういったことをする場合に必ずプラス何人かの職員を抱えていないと、核施設運営が回せない、そういった現状は聞いております。ですから、各事業所のほうで職員が募集して応募があれば、基準プラスアルファの確保したいというようなところでございます。

4点目の指定医療機関との連携ということでございます。小規模事業所において各入所者、かかりつけ医の部分の対応でございますけれども、何かあった場合におきましては、介護士が対応し、それにオンコールの看護師等々を呼び出し対応するという部分と、まず実際に起こっていることの事業所で対応できない場合においては、救急車等呼んで、こちらのほうでは町立病院及び富良野協会病院の方というような形で対応しているという状況を把握しているところでございます。

4点目と5点目が今答えてしまいましたけれども、医療機関との事業所関係の連携とか、あと入所者の症状というか状態が、急変した場合に対応する状況でございますけれども、介護士で対応できる部分。あとはオンコールで看護師に連絡が来る部分。また、そこで対応できない場合につきましては、先ほどと重複しますが、救急車とか呼んで、町立病院に搬送するという感じにしているというところで

ございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 全体的に改善する部分という、前進面も見受けられます。しかし、この同一敷地内受入れを行ったりしましたが、今回行ったら、やはりそういった受け入れする場合、数があると思いますが、ほぼ敷地内にあったりしても、やっぱり出るとき、きちんと管理者はその施設内で、業務を管理するというのが、原則兼務できるということが原則であったのですが、しかし、別な事業所にも対応できるという状況になれば、細かく介護することができないという現状が生まれかねないのではないかというふうに思います。そういう意味では、今回の改正内容というのは、実態に即していないような改正内容ではないかというふうに思っております。

また、人員配置の問題であります。確かに配置基準に基づいて職員等が配置されております。しかし、それで足りないから、なおかつ上乗せして伸びて、管理している部分も見受けられるわけなのです。そのことを考えたら、やはり配置基準そのものが余りにも現場の実態に即していない状況がある。だから、当然、今回でしたら配置職員を増やそうと思えば、国だとか、報酬の見直しだとか、そういうことをやりながら現場の一人当たりの職員の入所者の介護を増やさなければならぬのだけれども、そういった状況が今回の中ではなかなか受け止められない。

ただ、この検討委員会で何らかの職員の状況を監視して、それにしてもやはりこういう問題にぶつかったときに、必ずこの検討委員会だって壁があるはずなのです。私は、もう一度こういった内容を絶えず見直してやるべきだし、そういった意味では、この条例というのは実態に即していないのではないかと思います。この点、町長、どのようにお考えですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

米澤議員の御心配のようなところも、実際に当然考えられるような事例もあるかとは思いますが、今回の条例改正は、省令の施行に伴う関係条例の整備ということの条例ですので、省令の改正が原因にありまして、その基準等々それに伴って改正するものでありまして、特に我々が実際、基準等を運用する基準は基準、義務化するものは義務化そうなのですが、実態というのはまだ別に運営の方法等は、安全性とかは、また別の問題と考えておりまして、今回

の基準等の関係条例を整備する条例というのは、省令の改正に伴う条例の改正と認識しております。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第30号指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例を整備する条例令は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第4 議案第31号

○議長（中澤良隆君） 日程第4 議案第31号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま上程いただきました議案第31号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、このたび上富良野小学校空調設備設置工事について、防衛省の温室設備設置事業補助が採択されたことから、その実施設計費に伴う所要の経費の補正をお願いするとともに、事業が年度内に完了する見込みがないことから、繰越明許費の設定をするものでございます。

2点目につきましては、ラベンダーハイツ事業において、感染などの影響で入所者数が減となり、ハイツ収入が減少したことから、収支不足分について、ラベンダーハイツ特別会計に所要の経費を繰り出すものでございます。

3点目は、2月の吹き込み及び暖気、また3月の寒気の影響により全町の除排雪の回数が増加し、既存の除排雪経費に不足が生じるため、所要の補正をお願いするものでございます。

以上、申し上げた内容を要旨といたしまして、不足する財源につきましては予備費から2,960万8,000円を流用し、本補正予算を調整したとこ

るであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願いたいと思います。

議案の第31号を御覧いただきたいと思います。

議案第31号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）。

令和5年度上富良野町の一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億6,458万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金316万8,000円。

歳入合計は316万8,000円となります。

2、歳出。

3款民生費1,867万5,000円。

8款土木費980万円。

9款教育費430万1,000円。

12款予備費2,960万8,000円の減。

歳出合計316万8,000円となります。

第2表、繰越明許費補正についてですが、（1）の追加といたしまして、先ほど説明いたしました上富良野小学校空調設備設置工事実施設計費につきまして、事業の完了が翌年度となることから、繰越明許費の設定をするものであります。

9款教育費2項小学校費、事業名、上富良野小学校整備金額470万1,000円。

以上で、議案第31号令和5年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これより、質疑に入ります。

4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） 7ページのラベンダーハイ

ツの繰り出しという形になっております。この繰り出しについては、一つが要因があった場合等々という形で、今回は感染という形で収入が思うように見込めなかったということの中で繰り出しがされるという状況になっております。

先ほど、ラベンダーハイツ等には経営改善だとか、一定の繰り入れもしてきましたが、ラベンダーハイツの諸事情によって資金運営が足りなくなった場合、他の会計においてもそういったことが当然起こり得るといふふうに思いますし、現実においても法定繰上以外の分以外でも、出ている部分があるかというふうに思いますが、今後、そういった他会計も含めて何らかの要因で数字が合わなくなったかというのは、当然、こういう筋書きというのがあるということになるのか確認しておきたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） ただいま4番米澤議員の御質問にお答えしたいと思います。

それら基金の関係につきましては、今回、ラベンダーハイツについては感染症によりサービス収入の不足ということは、先ほどの説明したとおりでございます。一方、他会計におきましては、特に不採算の会計、簡易水道事業であったり、公共下水道事業であったり、これについては当初から収支不足を予測いたしまして、当初予算の段階で繰り出しをしていることから、今後においてもそのような例えば不測の事態が発生したら繰り出すという形で、一般会計から繰り出しを考えてございます。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 4番米澤義英君。

○4番（米澤義英君） そうしますと、設備投資の部分、そうすると急に何かいろいろ施設が壊れただとか、そうしたところには当然維持しなければなりませんし、町民の公共施設から暮らしを守らなければならないということなので、当然、今後そういう基準に基づいて一般会計からの繰り出しをします。

今回のラベンダーハイツについても、そういう基準に基づいて今回特殊でありましたけれども、感染ということがあったということで繰り出しをすること、当然、維持しなければなりませんから、必要な部分があるというふうに思いますが、今後、こういう現象が起きた場合、いわゆるラベンダーハイツで全部解決すべきだということではないのですね。施設の不足分について。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 4番米澤議員の御質問にお答えします。

ただいま先ほど答弁したとおり、このような不測の事態が生じた場合においては、一般会計から繰り

出して数字をそろえているところでございます。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三。

○5番（金子益三君） 本来、特別会計の収支の考え方であれば、さきの説明の時にも伺いましたが、通常のルールに則つとれば、特別会計の中でやりくりするのが常である。また、やむを得ない状況においては、当然のことながら行政の会計といたしまして、繰上充用という手法もとることは可能でございます。一方で、慢性的なことや、経営の見込みがなかなか立てられない場合も、状況においてはあるとは思いますが。

本当に突発的な災害で在ったり、躯体が壊れたりとか、そういったものについては、これは本当にやむを得ない。当然のことながら一義的に考えてやったり、様々なものであったり、いろいろなもので繰入れを行っていく。これは納得がいくが、しかし本来であれば、一方的に一般会計から法定外繰入れを慢性的に入れるということ認めるのではなく、繰上充用等の方策のほうが、一般的なのではないかというふうに考えますが、今、課長の答弁ですと、慢性的な一般会計からの繰り出しはやむを得ないというふうに伺えますけれども、それは本来おかしいのではないかなと私は思いますが、御答弁をお願いします。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、特別会計、企業会計といえますのは、当該年度における収入で支出を賄うという独立採算制が原則であるということは私も認識してございます。

そんな中で、今回、収入不足が発生したということで、額的にもかなり大きな収入不足ということで、それを仮に5月の会計決算期に迎えて、同じような額になると、繰上充用という形になると、翌年度の財源でそれを賄わなければならない実態であります。ただ、翌年度の財源につきましてもサービス収入とか、急激に増えるということは予想はできません。

結果、どこで繰入金を入れるのか、また、それを継続して翌年度において繰上充用にして、雪だるま方式となり、つきまして、その充用の財源につきましては結局、空財源みたいな形になるところがあります。

そのようなことから、今回、そういう不足が、一定程度の額が次年度の会計で賄えない場合は、1回ここでちゃんと整理して行くことが、適正と考え、それを考えて今回繰入れを一般会計からするものでございます。

ただ、繰上充用というのは原則ですから、例えば100万円とかそういう単位でしたら、翌年度の例えば100万円で、そうなったら翌年度の収入で賄える可能性があるから、それについては繰上充用という対策も、否定するものではございません。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

---

午前 9時53分 休憩

午前 9時54分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解きます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） いろいろな意味で現実味を帯びて、例えば、年度で赤字が出ました。3億数千万円の予算の中に1億円も赤字が出て、本当に繰上充用でしたら、これは確かに非現実的なのというの分かりますけれども、ただ、やっぱり物の考え方として、一般会計から持ち出すのではなくて、金額の多寡云々というのには、制度的なものが先に来て、行っていくことが行政としてやっていていただかなくてはいけないのではないかなというふうに考えます。

今、課長、答弁の中でケース・バイ・ケース、時に応じた中で対応をとられたいというところですが、まず基本が先に繰上充用のような会計の中で解決をするというところから、基準をとっていくということ踏まえていっているということよろしいですか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えいたしますが、繰上充用なのか、一般会計からの繰入れなのかですが、法律に地方自治法が書かれているのは、特別会計全般も含めたあれですが、当該年度の支出は当該年度の収入で賄わなければならないということですね。そして繰上充用は施行令ですから、結果的に何かあった場合、当然2,800万円、今回の場合も、まだ確定したわけではないのですけれども、繰上充用の選択肢もありますが、基本的に、結果的に足りなくなった場合が繰上げ。だから考え方として、どっちが原則で、どっちが二次的なのといいますか、やはり地方自治法に書かれているのは当該年度の最初は当該年度で賄う。繰り入れでもありますし、当然、確定しないので、小さな額というのは4月になってみないと分かりませんので、万が一がある場合は、繰上充用。ですので、選択としては、二つある。額によって明らかに1,800万円。これは今回のような場合に、当然、繰入れしなければならないかなと考えております。

ぎりぎり分からない場合、そういう場合はこちらの7月になってみて、足りなくなつて出納閉鎖の間に繰上充用というのも選択するにはあると思います。

以上です。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 私も、関連で質問させていただきますけれども、繰上充用というのは公的にもちゃんと認められてやっている手法ですから、我が町も何年前でしたか、ラベンダーハイツをそのように取り組んだ経過もあります。

先ほど何というのでしょうか。予算特別委員会でも出ましたけれども、今回の予算の計上の仕方は、とてもいびつな予算の計上だったので、今、本当に質問するというのも、今、ラベンダーハイツの7号予算だけを見て質問しなければいけないなどと思って考えていたのですけれども、7号予算で1,867万5,000円は、経営安定化分だよということで、さきの全員協議会で説明をされておりました。今日の説明で総務課長は、収支不足分の穴埋めということでは言われておりました。

さらに新年度予算の空財源の云々とかという話をされると、ここの7号予算の質問の仕方がすごく難しくなるのですけれども、要は収支不足分でも何が収支不足分で、それに対して経営安定化だよというふうに捉まえられるのかなと、それが行政の運営かなと思うのですけれども、その点はどう考えておりますか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 6番林議員の御質問にお答えいたします。

言葉の捉え方だと思うのですが、全員協議会については経営安定化ということで、ある意味、説明した経過がございます。収支不足の部分も一種の経営安定化という大きい意味で説明した経過がございます。

今回は全員協議会で、林議員の指摘もありましたので、収支不足分という形で御説明させていただいた経過がございます。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 何というか、収入不足について、私が言わんとしていたのは、町のほうで考えた経営安定化分というのは、民間会社が行っている人件費との差を埋めるという形で町はとっております。多分、今回の令和6年度予算もそうだし、令和5年度当初予算もそうだったかと、令和5年度にも令和6年度の当初予算では、自ら決めたルールの中で厚労省が発表している介護職の方々の人件費の統計から町の実態合わせて、その差額にも繰入れ

て、当初予算にその分が入っています。

今回は入っているのだけれども、さらにそういうものの乖離が大きかったとかという調査のもとに安定化で見ているよ。それが収支不足になるのですという考えかなと思って、すごく分かりづらい質問の仕方もかもしれませんけれども、いずれも行政運営する中では、それぞれのルールを決めて扱っていかなければならない。

今回、一旦ここで整理したいと言いつつも、多分できないのではないかなと思う。それはなぜかというと、ここ何年間でコロナ禍で入所者の目標が到達できないと言いつつも、令和2年、令和3年はほぼ近い数字で入所者の方が入っている。入所者ということであるのと、あと、入所されている方はやはり高齢ということがありますので、感染症が特殊要因とも言われましたけれども、違いますね、それはそちらで言っておりませんが、特殊要因というか、病気、病がというのは当然高齢になればあるのかなと思いますので、そういうことを含めた計画的な運営もすべきではないかなというふうに思います。ちょっと質問が整理できなくなっていますが、早い話、経営安定からの1,867万5,000円は、人件費に対しての補填でしょうか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（齊藤 繁君） 6番林議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初予算は、今後もそうするつもりですが、当初予算は過去のルールで行けば、人件費の差を当初予算としている。目標、48.5床という近くクリアすれば、収入不足にはならない予定なのですが、今回のケースは人件費ではなく、本当に感染症の拡大によって収入不足、サービス収入不足となった部分に伴うものの補てんというのですが、今後においても人件費はもちろん、物件費ですね、燃料代とかの部分の高騰もありますので、48.5床クリアしても支出のほうが物価高騰等で上がっておりますので、そういう不可抗力みたいなものに耐えられる幅というのは、かなり小さくなっていると考えますので、今後においても人件費は当初予算で見ますけれども、途中で歳入か支出のバランスが崩れた場合は、一般会計から繰入れをお願いしたいなというふうに思っています。

○議長（中澤良隆君） 6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 町長は、10年間このままで行かれるというラベンダーハイツのことを答弁で伺っております。昨日の予算特別委員会でも、1年前の予算特別委員会でも付帯意見が付けられておりますけれども、経営計画を策定するよう見ていることで意見書をつけさせていただいておりますが、経

営計画を早急につくられるかどうかちょっと確認を  
させていただきたい。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 6番林議員の御質問にお  
答えます。

何回も同じことを言って申し訳ございませんが、  
総合計画の後期5か年でできておりますので、この間  
にしっかりと将来像を描いて次の今期の後期、また  
は次の計画にそういった中に調べてしっかりと次の  
姿に取り組むような形で取り組んでまいりたいと思  
いますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） そのほか御質疑ございま  
すか。

9番島田政志君。

○9番（島田政志君） 昨日まで特別予算委員会と  
いうことで、その予算について審議してきたので  
すけれども、今回、約3,000万円の予備費を使う  
となると、令和6年度において何か影響はないの  
でしょうか。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 9番島田議員の御質問  
にお答えいたします。

令和6年度の影響ということで、今回、予備費が  
5,100万円ぐらい最終的には残っています。それ  
に対して、令和6年度の繰越金が6,000万円  
であります。その後、繰越しで不用額等が計上され  
ますので、その辺については令和6年度への予算、  
その影響はないと信じているところでございます。

以上です。

○議長（中澤良隆君） そのほか質問、質疑ござ  
いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質  
疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は  
御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 賛成者多数であります。

よって、議案第31号令和5年度上富良野町一般  
会計補正予算（第15号）は、原案のとおり可決さ  
れました。

○議長（中澤良隆君） ここで、暫時休憩といた  
します。

再開は、午後2時といたします。

午前10時07分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（中澤良隆君） 休憩前に引き続き、会議を  
再開いたします。

#### ◎日程第5 議案第32号

○議長（中澤良隆君） 日程第5 議案第32号令  
和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計  
補正予算（第7号）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） ただいま  
上程いただきました議案第32号令和5年度上富良  
野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第7  
号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げま  
す。

ラベンダーハイツにつきましては、令和5年度特  
に秋から冬にかけて新型コロナウイルス感染症ほか、たび重  
なる施設内感染に見舞われています。特に、10月  
から11月にかけて発生した新型コロナウイルス感染症によ  
る1か月にわたるクラスターは、入所者30人、職  
員9人に感染する大規模なものになりました。

早期に収束をさせ、速やかに通常営業をするた  
め、職員一丸となって各関係機関の助言をいただき  
ながら、感染拡大防止策に取組ながら、感染者を含  
めた介護の提供を維持し、施設内での療養を勧める  
よう業務にあたりました。

しかし、施設内では重度の要介護状態の方が多く  
入所している中、多床室による隔離や感染防止のた  
めに最低限必要なコミュニケーションしかとれない  
状況は、予想以上に入所者の方々への負担が大き  
く、新型コロナウイルス感染症特有の呼吸機能、摂食不良、  
筋力ほか全身の機能低下、意欲低下で抑鬱、認知症  
機能の低下が顕著となり、感染が一定程度収束した  
後も病状が不安定となり、入院者及び退所者が相次  
ぎました。

その中で、例年の倍ほどの新規入所者の受入れや  
ショートステイの利用調整で、利用者の増加に取り  
組みましたが、入所予定者やその施設が感染してい  
る、クラスターになっているなど、インフルエンザ・  
新型コロナウイルス感染症・風邪などの市中での流行も  
影響し、結果としましては、利用予定の目標を大き  
く下回り、大きな収入不足を生じる結果となりまし  
た。

この状況を踏まえて収支を見ましたところ、歳出  
予算から入所者の減少や事業確定で生じる費用を減  
額しても歳出収入の不足分1,867万5,000円

を充てる財源が、ラベンダーハイツ事業特別会計の中にはなく、このたび緊急的な対応として一般会計からの繰入れを行うことで、会計内の調整を行うことをお願いするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきまして議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第32号を御覧ください。

議案第32号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第7号)。

令和5年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,656万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,135万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款サービス収入3,532万3,000円の減。

2款使用料及び手数料1万円。

5款繰入金1,867万5,000円。

7款諸収入7万円。

歳入合計1,656万8,000円の減です。

2、歳出。

1款総務費743万8,000円の減。

2款サービス事業費913万円の減。

歳出合計1,656万8,000円の減です。

以上で、議案第32号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第7号)の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中澤良隆君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番荒生博一君。

○2番(荒生博一君) ただいま繰入れに関して、その主な理由は所長からなる御説明となりまして、さきに議決させていただきました補正予算第15号に関して、私は賛成をさせていただきました。

その中で、先ほど副町長の答弁では、ラベンダーハイツそのものの将来に関しては、今般の第6期総合計画の今期の後期でというようなぼんやりとしたお話はいただきましたけれども、まず、一義的に必要なは今般の特殊事情ということも踏まえ、この間、約8年間でいわゆる自賄いができない経営支援分ということを一般会計から支援し続けて、今日までに至っております。

やはりこういった特殊事情も含めてですけども、民間の会社であれば、これを株主総会にかけたときに、必ず株主から経営改善計画を求められるような事象だと、私は考えます。いかがでしょう。この歳入不足を受けた中でこの際大胆に、例えば特養の設定であると48.5床という数字から目標数値を40床に下げた中で、その範囲内で例えば収支を見たときに、実質は44床いきました、5床いきましたとなると、経営の考え方、それから現場に対して与えるプレッシャーなども幾分緩和されるのではないのでしょうか。一応、その辺の見解を求めます。

○議長(中澤良隆君) 副町長、答弁。

○副町長(佐藤雅喜君) 2番荒生議員の御質問にお答えしたいと思います。

荒生議員がおっしゃるとおり、これまでも経営安定のために一定程度収支が合わないことに関しましては、支援を行ってきたところでございます。そういったただいまの御提案いただいたことも含めて、当然、ベッドの数だとか、地域の要望、地域の中での全体がそういう特別養護老人ホーム、ベッド数とかいろいろあって、そういった中でこれから高齢者の方で入所されるような方をきちんと地域で受け止めていくということが大前提として、研究・調査をしながら、そういったばわつとした最後の答弁の中の時期的にも意外とぼやつとはしていますけれども、そういったものをきちんとつくりあげながら、どのようなスタイルで運営を維持していくのか、そういったことをしっかりと検討するように努めてまいりたいと思います。

○議長(中澤良隆君) 2番荒生博一君。

○2番(荒生博一君) 今の御答弁の中にもありましたけれども、計画を策定することに関して触れてはいませんでしたが、私は40床でというようなことは、あくまでも特養は50床、50床という最小限というところを目標に、今現在48.5床という実際、今年度においては2月の39床とかといっても今の現状内で様々な理由を講じて、40床を割っているといった中で、一応その目標値は高く持って当然、通常考える上では必要ですけども、そうではなく今の実情を踏まえたとき40、例えば45でも結構です。そうなった場合に、サービス収

入がどうであるとか、支出の部分はどうかあるべきかというのは、数字的に自ずと見えてくると思います。そういった計画の策定はいかがということでお話をさせていただきましたが、その辺をもう一度答弁願います。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 2番荒生議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、まずは現在持っております目標値であれば、従来の判定のルールでもいけるとんとんまで行くという計算ございますから、まず一番大事なのはしっかりと介護士のようなスタッフを含めて、少しでもしっかり目標値に近づけながら、地域の方々がきちんと入所できることを維持することなのだと思います。

そういった経営改善という意味では、まず第一に我々の中で目指さないといけないのは、6年度予算にものせてありますけれども、そのときの目標値をしっかりと目指していくと。あるいはまだ3月に入院しているが、4月に退院してくるということはありませんけれども、そこの目標、努力をなくして計画ということではなくて、そういったものをまず6年度においては、そういう目標に近づくことをしっかりやりながら、しかも本当にどういう経営安定化がいいのか、それで計画もどのようなものを立てていくのがいいのかということを取り組んでいくことが大事だと思っておりますので、その点は御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） これまでも経営安定化策支援に関しては、やはり民間事業者との人件費が主な理由ということで承っているのですが、6年度に関しては予算を認めた中で、るるそのまま進んでいくというのは理解しましたが、ぜひ次年度以降もしっかりと収支を考える中で再度申し上げた40人の場合、また45人の場合含めて、また人件費では、これまでも同僚議員の一般質問の中でも組織機構改革の見直し中で、副主幹などといった提案、それからお考えというのも実際聞き及んでいる。ラベンダーハイツが、どうしても所長というポジショニングが絶対に課長が担わなければいけないということでも、僕はないと思っています。

しっかりとした有資格者、そして事務方の優れた人間を配置することでスタッフの段階で、要は人件費よりも十分圧縮できる可能性を秘めていると思いますので、そういったことを念頭にぜひ今後、経営に努力いただければと思いますので、再度願います。

○議長（中澤良隆君） 副町長、答弁。

○副町長（佐藤雅喜君） 2番荒生議員の御質問にお答えいたします。

人件費だけでなく、やはり本当に効率的な運営というものは全ての項目といえますか、支出においてしっかり考慮していかなければならないと思います。

議員も御存じだと思いますけれども、ただいまの状況といえば介護人材、そういったものを確保するために、どこの事業所も本当に賃上げ合戦しているようで、公共は勝手に賃上げできませんけれども、民間の場合だと賃上げ合戦しているような状況の中で、本当に人件費を圧縮することは大変難しい背景がございますけれども、かといってその調査・研究をしないというわけではなくて、そういったもの全般における効率化、それから適正化、そういったものを調査・研究しながら、少しでも現実との乖離の部分をしっかりやっていきたいなと思っています。

やっぱり昨今の状況、ラベンダーハイツに限らず介護現場、そういう施設においては基本的なことと言うと、本当に収入の分が適正なのかなというようなこともいろいろ言われております。多くの施設が大変経営が苦しいということは、そういった部分もあるのではないかとということも考えられますので、そういった部分については一定程度地域が一体となって、国や道にいろいろな要望をすとか、困っているのはラベンダーハイツだけではなくて、本当に恐らく日本中の、ちょっとオーバーですね。多くの施設が、そういったことに悩んでいるのは事実でございますから、自分らのところもしっかりやるということがまず第一で、しっかりやっていきたいと思っておりますけれども、そういった外への働きかけも含めて、我々そういった高齢者の方を最後までどうやってお支えしていくのかということを考えていきたいと思っておりますので、その点について御理解を賜りたいと思います。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三。

○5番（金子益三君） まず、所長にお伺いします。

8ページ、9ページに書かれておる一般会計の繰入金金が、5,000万円が6,958万6,000円で、8,826万1,000円で、今回の繰入金の中で、一般会計から6,477万9,000円で1,867万6,000円、合計8,346万円となっておりますが、この中でお聞きしたいのは、調整交付金のところで国庫支出金の分があり、一般会計でも法廷内の繰入れ分が入っている。経営安定の部分は、今回の1,800万円部分で、その内訳を教えてください。

○議長（中澤良隆君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） 5番金子議員の御質問にお答えをいたします。

一般会計からの繰入れの内訳ということの御質問だったかと思いますが、経営安定化分ということで職員の給与の民間との差額分ということでは、4,786万6,000円がその中に当てはまります。それ以外のものにつきましては、例えば看護師の処遇改善手当、これは町が独自で行っているのですけれども、独自で行っているのですけれども、看護師分に対しての費用ですとか、あと職員で児童手当が対象になる職員については、その分を計算したりとか、社会福祉法人の負担軽減の事業を行っているのですけれども、その事業所の持ち分ですとか、そういったものについて繰入れの計算をさせていただいていますので、表はその中の経営安定化という人件費の部分に係る部分は4,786万6,000円、それ以外の差引きのそれ以外のものは資料に、いろいろな部分といえますか、そういうようなもので繰入れを算定しているものであります。

○議長（中澤良隆君） 総務課長、答弁。

○総務課長（北川徳幸君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

ただいまラベンダーハイツの所長のほうから述べた経営改善分、あと町が独自で行っている処遇改善等々の分がこの中に入っております。議員、さっき御発言された調整交付金の補助金については、補助金として計上していますので、この繰入金の中には入っていないです。

以上でございます。

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩といたします。

---

午後 2時19分 休憩

午後 2時20分 再開

---

○議長（中澤良隆君） 暫時休憩を解いて、答弁を求めます。

ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

繰入金の補正前の額、6,477万9,000円から4,786万6,000円を引いた額が先ほど言いました独自施策ですとか、手当分だとか、そういったもので継続性のものです。1,691万3,000円がその他に計上している児童手当ほか軽減分だとか、そういった必要な町からの繰入れ分ということになっております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三。

○5番（金子益三君） ありがとうございます。

これを踏まえた上で、先ほど同僚議員も言いました、何度も同じことの繰り返しになるのですけれども、この間、約5,000万円弱の経営安定を8年間にわたり繰り入れを行い、さきの新聞報道等、全道の中において公設民営、または民設民営を含めた介護現場においては、その事業者が撤退をしていってしまうことによって地域から対応難民が発生しないためにも、特に人口の小さい自治体においては、また、大都市から離れたようなそういった自治体においては、今後において自治体から独自に数千万円の補助金を民間に入れてでも、事業所を残していかなければならない。そういう現状にあるというのも今まさに令和の時代でありますし、町長の中で住民の最大50年の皆さん、ついの住みかとして特別養護老人ホームを町に残したいという気持ちも重々つかむところでございますが、やはり現状を考えていったときに、幸いにもここ上富良野町においては、圏域においても有償の特別養護老人ホームを行っている自治体が近隣にあります。

だからといって、今の上富良野の施設を続けなさいと言っていることではないのですけれども、将来的な部分の話に皆さんおっしゃって、心配しているのは、一定の公設公営の特別会計だからといって、どうしても考え方に甘えが出てきているところが多々見られるので、どうしようもないところは、今回でどうしようもないのは本当に分かりますよ。

それは町長の執行方針の中でも、何とか残していきたい、それまでの皆さんの同僚議員の一般質問の中でも何とか歯を食いしばってでも、住民の皆さんが安心してこの町で暮らし続けたいという気持ちは、私も理解するところでありますけれども、現実問題としてこの5,000万円弱の経営資金を入れ続け、さらには今後においても歳入が、もし増えていく要素がないという中において、町長の考え方として、先ほど副町長は、第6期総合計画の後期中で、7期に向けて、今期の後期でしっかりとの方針を定めるということはおっしゃっていますけれども、町長自身としては圏域全体の中、恐らく圏域もなかなか厳しくなってくることは見通される中で、今後の圏域全体としての考え方というのは、どういう考えをお持ちなのかをお伺いします。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

圏域全体の推移に注視していかなければなりません。次の介護保険と福祉の計画にもあります、お示しました高齢者の数というのは、今後は介護の必要な高齢者の数というのは、この先しばらく全然

減らない状況で、なおかつ圏域にも新しい施設が建つ予定はありませんので、そういう状態であると、上富良野もラベンダーハイツもしっかりと公設公営で支えていくということが重要なことだと思っております。

また、将来的、10年、20年後先どうなるかという確定的なことは今は申し上げられませんけれども、そのときに、例えば介護報酬の改定等条件は変わってくると思います。その時に民間のサービスがもっと充実してきて状況が変われば、また、そういう条件で我々の態度という方針など、そのときに柔軟に考えていかなければならないとは思いますが、現時点で我々も民間の厳しい状況ですので、上富良野にとっては、ラベンダーハイツにとってはしっかりと考えていかなければならないのかなど。圏域としても、施設が今後もしっかり上富良野においてはラベンダーハイツが必要と思っております。

○議長（中澤良隆君） 5番金子益三。

○5番（金子益三君） 少し厳しい言い方をさせていただき、失礼な言い方かもしれませんが、私も議員である以前るとき経営者でもあります。これは特別会計だから良い悪い、また、高齢者が増えるからいい悪いというものではなくて、やはり根幹として上富良野町の一般会計もあるわけで、他会計もあります。

その中において、やはりずさんとは言いません。これはやむを得ないと思います。そういう言い方はしません。しっかりとした経営感覚を行政職員も町長も自らお持ちになって、もうけろとは言いません。これ以上の赤字を何としても出さないのだという、そういうスタッフ全員でしっかりと考えていかないと、ほかの会計だって苦しいのですよ。当然、一般会計から繰入れは欲しいわけですよ。でも、ここをずっと歯を食いしばって我慢しながら、様々な受益者負担の中においてやってきているわけです。高齢者が557人いる中で介護保険、今回、第9期で変わる中においてできている部分、1号、2号が一生懸命頑張ってきているわけですから。

ですから、本当に、難しい問題だと思いますけれども、しっかりとした経営感覚を町長、自らが生み出すことについて、だから町長が強い思いで上富良野町の高齢者の皆様の安心・安全の暮らしを最後まで見守りたいという気持ちがあるのであれば、しっかりと考えていただきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがか。

○議長（中澤良隆君） 町長、答弁。

○町長（斉藤 繁君） 5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

ラベンダーハイツの事業所の答弁でそういう計

画、おっしゃるとおり必要かと思っております。やはり民間が撤退している中ですので、公の施設でしっかり支えていく役目を、それが公設公営のもう一つの目的でありますので、この辺の両立といいますか、両方を経営感覚も大切ですが、住民サービスを守るという観点で公設公営が必要かと、両方考えながらしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

6番林敬永君。

○6番（林 敬永君） 再度質問させてもらって、再度確認なのですが、今回の7号補正予算で、令和6年度繰越金は600万円になる数字になっているのかどうか、確認させていただきます。

○議長（中澤良隆君） ラベンダーハイツ所長、答弁。

○ラベンダーハイツ所長（鎌田理恵君） 6番林議員の御質問にお答えします。

令和6年度の予算の中に600万円ということで、繰越金を計上させてもらっていますが、現状、今、この時点で令和5年度の会計につきましては、まず、その部分を黒字で決算を迎えられるように今回の予算をつけておりますので、新年度を迎えた時点で、5月の会計の閉鎖期間の状況を見て、どういう状況に令和5年度が最終的になるのかということを見込みまして、今回、繰入れしていただいたものについては精算した中で、その後、令和6年度にある600万円に対して、どのように対応するか、補正予算等で計上するようなことでお願いすることになるかと思っておりますが、そういったようなことで考えていきたいと思っております。

○議長（中澤良隆君） そのほか質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これでは、議案第32号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、議案第32号令和5年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発議案第1号

○議長（中澤良隆君） 日程第6 発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

1 2番小林啓太君。

○1 2番（小林啓太君） ただいま上程いただきました発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、町長から令和6年2月5日付で専決処分事項指定の依頼があり、国において令和6年度の地方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後に可決する見通しであることから、地方自治法第180条の規定により、上富良野町税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたい旨、令和6年度地方税制改正案の要旨及び概要を添えて依頼があったところでございます。

これを受けて、令和6年2月8日、22日の議会運営委員会、2月21日の総務産建常任委員会及び2月26日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、説明申し上げます。

発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、小林啓太。

賛成者、上富良野町議会議員、荒生博一。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和6年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）等の一部を改正すること。

以上で、発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質

疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第1号町長の専決事項の指定について（上富良野町税条例等の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 発議案第2号

○議長（中澤良隆君） 日程第7 発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

2番荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）につきまして、趣旨を御説明申し上げます。

本件は、町長から令和6年2月5日付で専決処分事項指定の依頼があり、国において令和6年度の地方税法等の一部を改正する法律案が本定例会閉会後に可決される見通しであることから、地方自治法第180条の規定により、上富良野町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について専決処分をしたい旨、令和6年度地方税制改正案の要旨及び概要を添えて依頼があったところであります。

これを受けて、令和6年2月8日、22日の議会運営委員会、2月19日の厚生文教常任委員会及び2月26日の全員協議会で審議し、本定例会に上程するものであります。

それでは、以下、議案を朗読し、御説明申し上げます。

発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年3月4日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、上富良野町議会議員、荒生博一。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。

町長の専決事項の指定について。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。

令和6年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を改正すること。

以上で、発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明といたします。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第2号町長の専決事項の指定について（上富良野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 発議案第3号

○議長（中澤良隆君） 日程第8 発議案第3号議員派遣についてを議題といたします。

提出者から、趣旨説明を求めます。

2番 荒生博一君。

○2番（荒生博一君） ただいま上程いただきました発議案第3号につきましては、議案の朗読をもって御説明と代えさせていただきます。

議案を御覧ください。

発議案第3号議員派遣について。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和6年3月4日提出。

上富良野町議会議長、中澤良隆様。

提出者、厚生文教常任委員会委員長荒生博一。

議員派遣について。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議員を派遣す

る。

記。

1、先進市町村行政視察研修。

（1）目的、厚生文教常任委員の資質向上に資するため。

（2）派遣場所、道外。

（3）期間、議長が別に定める5日間以内。

（4）派遣議員、厚生文教常任委員会7名であります。

以上で、発議案第3号議員派遣についての説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中澤良隆君） これをもって、趣旨説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 討論なしと認めます。

これから、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤良隆君） 起立多数であります。

よって、発議案第3号議員派遣については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 閉会中の継続調査申出について

○議長（中澤良隆君） 日程第9 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中澤良隆君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

#### ◎町 長 挨拶

○議長（中澤良隆君） 次に、本年最初の定例会の

ため、町長から御挨拶があります。

町長。

○町長（齊藤 繁君） 議長の許可を得ましたので、閉会に当たり皆様に御礼を申し上げたいと思います。

本会議は、3月4日から始まりまして、約2週間という長い間、皆さんに御審議いただきまして、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、上程した議案につきましては全て御決いただきまして、まずは感謝を申し上げたいと思っております。

また、一般会計の補正予算、ラベンダーハイツ等の補正予算については、御迷惑を一部おかけした点、改めておわびを申し上げたいと思っております。

審議の中で、皆様から承りました御意見等につきましては、今後の町政運営において十分参考にして、町政運営に邁進していきたいと考えております。

審議の中でも話題に出たとおり、地方の情勢は大変厳しいものがあります。過疎化、人口減少、少子高齢化、そして昨今では物価高騰、人手不足という問題も加わり、課題が山積しております。これを一つ一つ解決していくことが大切なことだと思っております。

令和5年度につきましては、喫緊の課題でありました小・中学校へのエアコン設置について補正予算でお認めいただき、町立の全ての学校において猛暑対策のめどがたちました。

また、令和6年度につきましては、町立病院の建設が令和7年度の竣工に向けて大詰めを迎えます。また、アフターコロナにおける商工観光施策、特産品を含めた農業政策など、次代を見据えた事業が開発されることとなっております。

また、給食センター、ラベンダーハイツ、クリーンセンターの老朽化については、早急な対応が必要と認識しております。

今回の予算編成が私の任期の中で、最後の予算編成となります。皆様には意見交換を含めて、御理解、御協力を賜ってまいりました。この4年間の町政は、町民の方々に対しても報告して、情報の共有を図ってまいりますので、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

長い間、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。また、来年も予算編成に関われるよう頑張っていきたいと思っております。

以上です。

議 長 挨 拶

○議長（中澤良隆君） それでは、私のほうからも

一言御挨拶を申し上げます。

第1回定例会閉会に当たり、私からも一言御礼を申し上げたいと思います。

2月中旬からの各委員会、そして3月4日から本日15日までの長期にわたっての第1回定例会、議員各位並びに町長をはじめとする職員の皆さん、大変お疲れさまでした。

令和6年度の上富良野町が進むべき方向が、執行方針並びに教育行政執行方針により示されたところであり、その裏づけとなる一般会計7億7,000万円、特別会計、公営企業会計を併せて総額1億7,500万5,000円も議員各位の熱心で慎重な審議を経て、議決に至ったところであります。今後、第6次総合計画後期計画及び各種個別計画に基づき、行政施策が計画的に進められ、住民福祉の向上は果たされていくものと考えます。

検討する、研究するから一歩進んで、実践、実行し、着実に成果を上げていく令和6年度なることを心から期待申し上げる次第であります。

さて、二元代表制も一翼を担う議会といたしましても、監視機関として町民の立場から、公正で民主的な町政が行われるかを検証し、意思決定機関の役割を果たしてまいる所存です。

今、コロナ禍等の影響を受け、行政と議会の関係がますます溝が深まってきているものと感じています。この溝を少しでも埋めるためには、お互いの立場を尊重し、情報を共有し、そして会話や協議を深めていくことが何よりも大切ではないでしょうか。

行政と議会は車の両輪と言われています。左と右の車輪が同じようなスピードで進まなければ、真つすぐに前進することはできません。両輪が真つすぐに進むためには、お互いの立場を尊重し、協力し、理解し合うことが肝要であります。

令和6年度の議会は、執行機関と一歩離れ二歩離れずに、意思機関の役割を果たしていきたいと考えています。そのことが町民の期待に応えることになると確信するところであります。

話は変わりますが、この3月末で一つの区切りを迎える課長職等の皆様には、今まであれば定年時に挨拶をいただいたり、一献を交わしながら皆さんの御労苦に対し、議会からの感謝を申し上げる機会があったところですが、残念ながらコロナがまだ落ち着いていないということで、実現に至りませんでした。

この場を借りて、議会を代表して皆さんの四十数年間にわたる上富良野町職員としての御労苦と御活躍に対し、衷心から感謝と敬意を表す次第であります。本当に長い間のお勤め、御苦労さまでした。

また、今後は立場も代わることになるかもしれま

せんが、ますますの御活躍を心から御祈念申し上げます。

結びになりますが、令和6年度も上富良野町にとって素晴らしい年になることを願い、私からの挨拶といたします。御苦労さまでした。

---

◎閉 会 宣 告

○議長（中澤良隆君） これをもって、令和6年第1回上富良野町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時52分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

令和6年3月15日

上富良野町議会議長 中 澤 良 隆

署名議員 中 瀬 実

署名議員 島 田 政 志